

(仮称) 深谷通信所跡地
公園整備事業

環境影響評価方法書

令和3年9月

横浜市

はじめに

深谷通信所跡地は、昭和 20 年に米軍により接収され、平成 26 年 6 月に返還された約 77 ヘクタールの米軍基地の跡地です。本市では「米軍施設返還跡地利用指針」（平成 18 年 6 月）及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」（平成 23 年 3 月改訂）を策定しており、深谷通信所跡地は、施設の円形形状や全域国有地という条件を生かし、米軍施設返還の象徴的施設として、また、首都圏の環境再生の拠点として、特色あるデザインや、自然・スポーツ・文化等広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指すこととしています。

そして、深谷通信所返還対策協議会をはじめ地元の市民を中心に跡地利用に関しての意見や要望を聞きながら、様々な機能や施設の導入を検討のうえ、「深谷通信所跡地利用基本計画（案）」（平成 29 年 7 月）を公表し、市民意見募集を行いました。その後、市民意見を取りまとめ、跡地利用の基本方針として「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年 2 月）を策定しました。

「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業」（以下、「本事業」といいます。）は、災害時に広域的な防災拠点として利用できる等の防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園を整備するものです。

本事業は「横浜市環境影響評価条例」の第 1 分類事業に該当する「運動施設、レクリエーション施設等の建設」の事業になります。これまで同条例に基づき、令和 2 年 6 月に「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 計画段階配慮書」（以下、「配慮書」といいます。）を提出し、環境情報提供書（写し）及び配慮市長意見書の送付を受けました。なお、本事業に係る施設は都市施設として都市計画に定められることから、同条例第 46 条の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

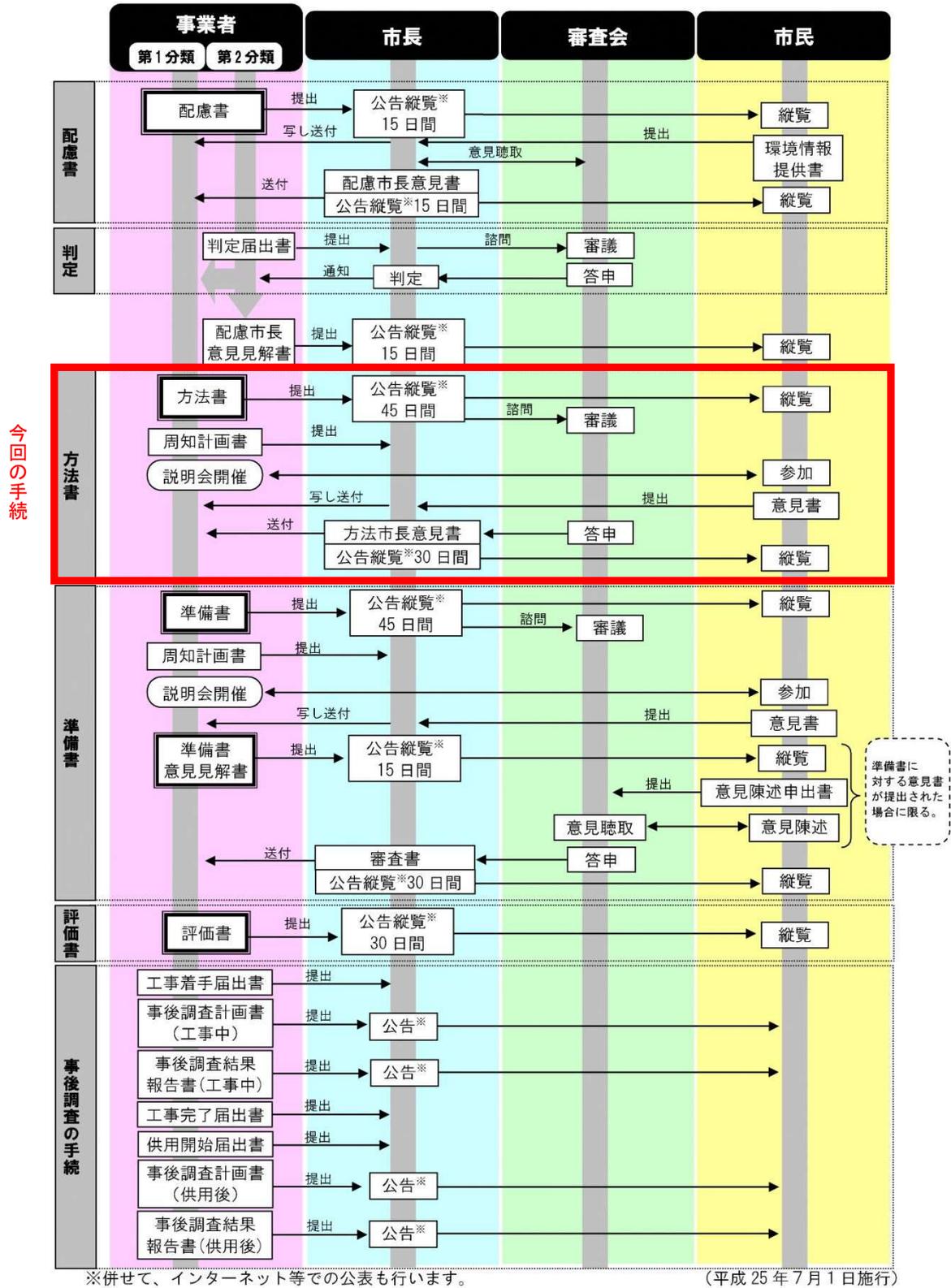
本事業は、令和 5 年度の都市計画決定を目指して手続を進め、手続終了後 5 年以内の着工準備期間を経て、工事に着手します。早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用し、着工後 15 年程度で全面供用開始を想定しています。今回、本事業の環境影響評価を行うに当たっての調査・予測の手法等を示した図書として、「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」といいます。）を作成しました。

今後、事業計画の策定や事業の実施に当たっては、先般取りまとめた計画段階配慮事項を踏まえ環境に配慮した計画としつつ、事業を進めてまいります。

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧

項目	日付	備考
計画段階配慮書の提出	令和2年6月18日	
計画段階配慮書の公告	令和2年7月3日	
計画段階配慮書の縦覧	令和2年7月3日～令和2年7月17日	縦覧期間：15日間
環境情報提供書の受付	令和2年7月3日～令和2年7月17日	環境情報提供書：2通
横浜市環境影響評価審査会 (1回目)	令和2年7月13日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室 なみき14・15 (WEB会議)
横浜市環境影響評価審査会 (2回目)	令和2年8月19日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室 みなと6・7 (WEB会議)
配慮市長意見書の作成	令和2年8月27日	
配慮市長意見書の公告	令和2年9月15日	
配慮市長意見書の縦覧	令和2年9月15日～令和2年9月29日	縦覧期間：15日間

横浜市環境影響評価条例の手続の流れと方法書の段階



資料：「横浜市環境影響評価条例の手続の流れ【手続フロー図】」
 (横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課ホームページ、令和3年4月調べ)

目 次

第1章 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階配慮書の内容を変更した事項..	1-1
第2章 事業計画の概要.....	2-1
2.1 事業計画の概要	2-1
2.2 事業の目的及び必要性	2-4
2.2.1 事業の目的及び必要性.....	2-4
2.2.2 暫定利用.....	2-4
2.3 基本計画の内容（深谷通信所跡地）	2-6
2.3.1 テーマ	2-6
2.3.2 整備方針.....	2-6
2.3.3 ゾーニングと主な施設.....	2-8
2.3.4 動線計画.....	2-15
2.3.5 スケジュール.....	2-17
2.4 事業計画の内容（公園整備事業）	2-18
2.4.1 施設配置計画.....	2-18
2.4.2 駐車場計画.....	2-18
2.4.3 グリーンインフラ.....	2-23
2.4.4 施工計画.....	2-23
2.4.5 地球温暖化対策	2-28
2.4.6 生物多様性の保全	2-28
2.4.7 緑の保全と創造	2-29
2.5 事業計画を立案した経緯.....	2-30
2.5.1 深谷通信所跡地の利用検討の経緯.....	2-30
2.5.2 環境配慮検討の経緯.....	2-31
第3章 地域の概況及び地域特性.....	3-1
3.1 調査対象地域の設定	3-1
3.2 地域の概況	3-2
3.2.1 気象の状況.....	3-2
3.2.2 地形、地質、地盤の状況.....	3-3
3.2.3 水循環の状況.....	3-13

3.2.4	植物、動物の状況	3-17
3.2.5	人口、産業の状況	3-32
3.2.6	土地利用の状況	3-36
3.2.7	交通、運輸の状況	3-38
3.2.8	公共施設等の状況	3-43
3.2.9	文化財等の状況	3-60
3.2.10	公害等の状況	3-66
3.2.11	災害の状況	3-84
3.2.12	廃棄物の状況	3-99
3.2.13	法令等の状況	3-102
3.3	調査対象地域における地域特性の概要	3-107
第4章	配慮指針に基づいて行った配慮の内容	4-1
4.1	環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容	4-1
4.2	環境情報の概要	4-7
4.2.1	配慮書の縦覧等	4-7
4.2.2	環境情報の概要	4-7
4.3	配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解	4-8
第5章	環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定	5-1
第6章	環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法の選択	6-1
6.1	温室効果ガス	6-1
6.2	生物多様性	6-2
6.2.1	動物	6-2
6.2.2	植物	6-5
6.2.3	生態系	6-7
6.3	水循環	6-8
6.4	廃棄物・建設発生土	6-10
6.5	大気質	6-12
6.6	水質・底質	6-15
6.7	土壌	6-18
6.8	騒音	6-19
6.9	振動	6-22

6.10 地盤	6-25
6.11 悪臭	6-26
6.12 安全	6-27
6.13 地域社会	6-28
6.14 景観	6-31
6.15 触れ合い活動の場	6-33

第7章 方法書対象地域.....	7-1
------------------	-----

資料編

1. 土壌汚染調査結果	資料 1
2. 産業廃棄物最終処分場跡地の位置	資料 6
3. 土質調査結果	資料 8

本書で掲載した地図の下図は、国土地理院発行の基盤地図情報を加工して作成したものです。

第 1 章 配慮市長意見書等を総合的に検討して
計画段階配慮書の内容を変更した事項

第1章 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階配慮書の内容を変更した事項

令和2年6月に提出した配慮書に対する環境情報提供書、配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書の内容を変更した事項は、表 1.1.1 に示すとおりです。

表 1.1.1 配慮書の内容を変更した事項

項目	配慮書からの変更点	方法書での記載概要	方法書 該当ページ
都市計画対象事業の計画内容	都市計画対象事業の種類、規模	事業計画の進捗に伴い、敷地面積、形質変更区域面積及び事業全体（対象事業実施区域）の面積を更新しました。（約 50ha→約 48ha）	P2-1
	対象事業実施区域	事業計画の進捗に伴い、更新しました。	P2-2～ 2-3
	スケジュール	事業計画の進捗に伴い、更新しました。	P2-17
	施設配置計画	事業計画の進捗に伴い、更新しました。	P2-18～ 2-22
	駐車場計画	事業計画の進捗に伴い、更新しました。	P2-18、 2-20
	施工計画	新たに「施工計画」の項を起こし、現時点での工事概要等を記載しました。	P2-23～ 2-27
	地球温暖化対策	新たに「地球温暖化対策」の項を起こし、現時点での方針等を記載しました。	P2-28
	生物多様性の保全	新たに「生物多様性の保全」の項を起こし、現時点での方針等を記載しました。	P2-28
	緑の保全と創造	新たに「緑の保全と創造」の項を起こし、現時点での方針等を記載しました。	P2-29
	環境配慮検討の経緯	事業計画の進捗に伴い、更新しました。	P2-31～ 2-32
地域概況	全般	配慮書の公告・縦覧以降、既存資料が更新されたものについては、既存資料の時点更新を行いました。	P3-1～ 3-110
配慮の内容	全般	配慮市長意見書を踏まえ、配慮の内容を更新しました。	P4-1～4-6

第2章 事業計画の概要

第2章 事業計画の概要

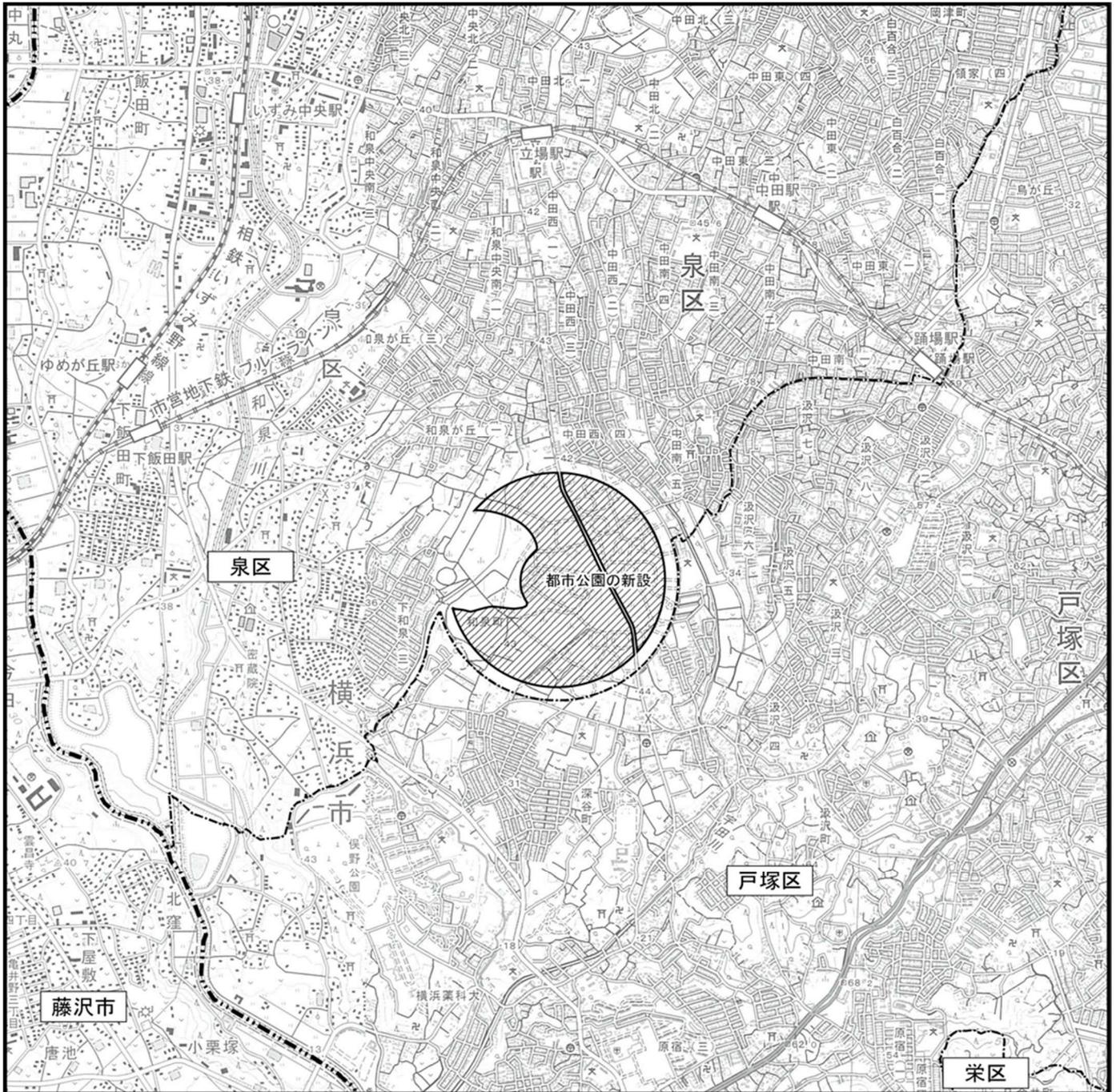
2.1 事業計画の概要

事業計画の概要は、表 2.1.1 に示すとおりです。

また、都市計画対象事業が実施されるべき区域（以下、「対象事業実施区域」といいます。）は、図 2.1.1 (1) ～ (2) に示すとおりです。

表 2.1.1 事業計画の概要

都市計画決定権者の名称 並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名 及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【当該対象事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
都市計画対象事業の名称	(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業
都市計画対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設 (第1分類事業) 敷地面積：約48ha 形質変更区域面積：約48ha ※事業全体（対象事業実施区域）の面積：約48ha
対象事業実施区域	横浜市泉区和泉町、中田町地内
都市計画対象事業に係る 許可等の内容	【都市計画決定】 都市計画法第19条 【都市計画事業認可】 都市計画法第59条 【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】 土壌汚染対策法第4条第1項 【指定区域内の土地の形質の変更届出】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19 【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項
環境影響評価の受託者	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長 野崎 秀則 東京都渋谷区本町3丁目12番1号 住友不動産西新宿ビル6号館



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境

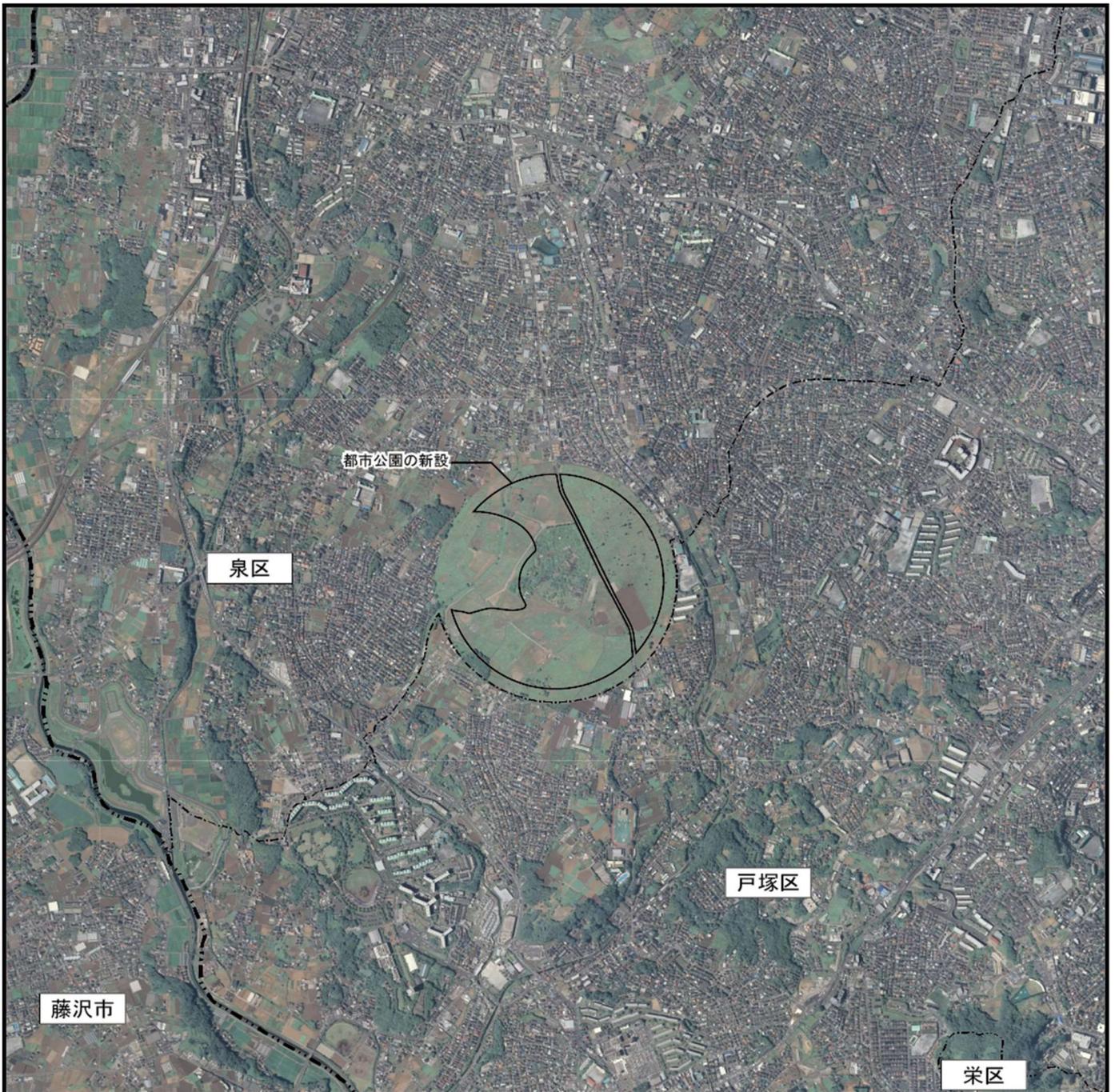


0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 2.1.1 (1)

対象事業実施区域位置図



凡 例

- : 対象事業実施区域
- · - · : 市 境
- - - - : 区 境



0 250 500 1,000 m

1:25,000

図 2.1.1 (2)
対象事業実施区域位置図

資料：「横浜市第11次緑地環境診断調査」（環境創造局、令和2年3月）

2.2 事業の目的及び必要性

2.2.1 事業の目的及び必要性

深谷通信所跡地は、戦時中に地元で「深谷通信隊」と呼ばれていた旧日本海軍の通信施設（正式名称：東京海軍通信隊戸塚分遣隊）でした。西太平洋海域での送信力強化を目的として、昭和 16 年に敷地の買収、整地が行われ、昭和 19 年 3 月に開隊しました。正確な理由は不明ですが、敷地は、直径約 1 km の円形となっており、大正 2 年に建設された直径約 800m の円形の船橋分遣隊（千葉県）を先例として、それを上回る「東洋一」を目指していたようです。

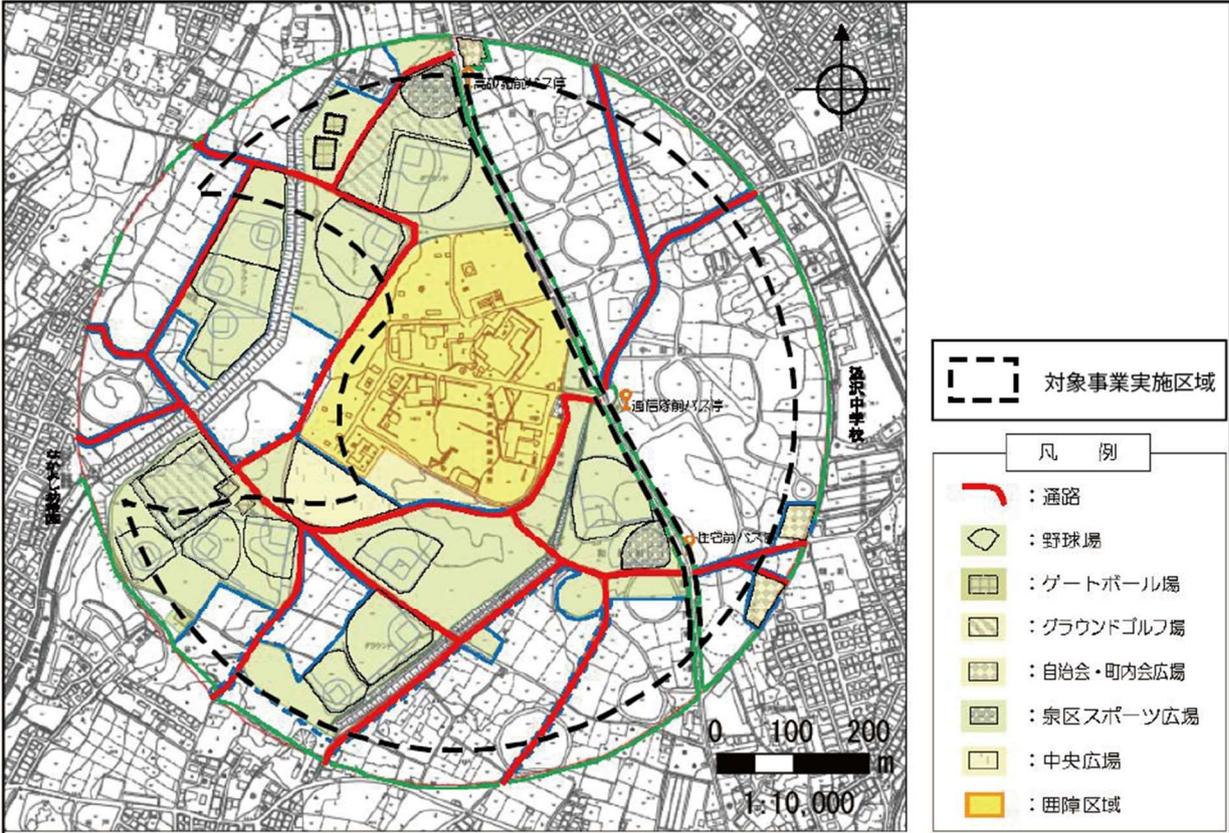
戦後、昭和 20 年に通信施設用地として米軍に接收され、平成 16 年の日米政府間における返還方針合意を経て、平成 26 年 6 月に返還されました。この間に米軍施設返還跡地利用指針、横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画を策定し、返還後の市内の米軍施設の跡地利用計画を検討してきました。その中で、「自然・スポーツ・文化等広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指す」としています。また、地元の市民を中心に、これまで深谷通信所跡地の利用に関して様々な意見や要望をいただいております、それらを踏まえた機能や施設の導入を検討してきました。

本市では、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、健康寿命の延伸、都市インフラの老朽化等社会情勢の変化を受けて、郊外部の再生・活性化、都市インフラの強化、市民の健康づくり、緑の保全・創出、災害に強いまちづくり等への対応を図っています。

このような背景から、本事業において、災害時に広域的な防災拠点として利用できる等の防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を目指します。

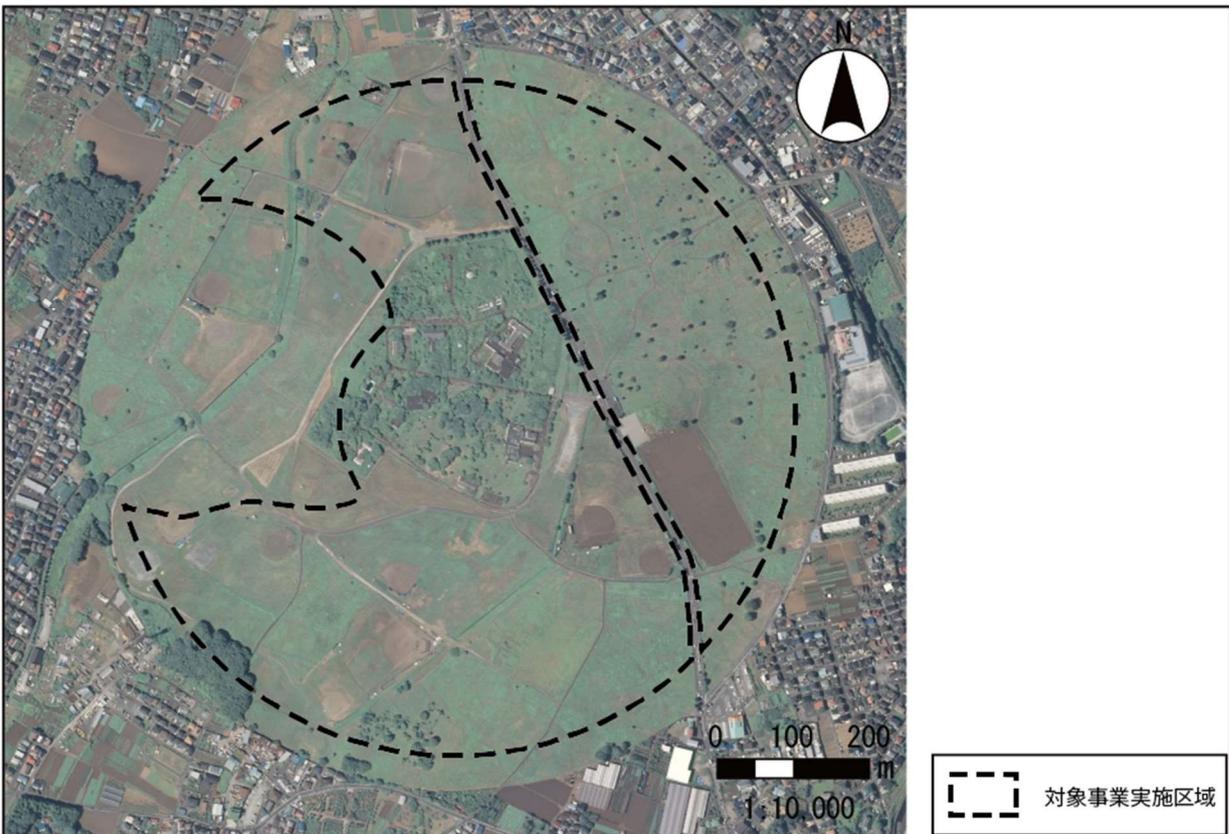
2.2.2 暫定利用

現在、深谷通信所跡地の土地は、国が管理をしており、一部を本市が国から借り受け、管理しています。本市が借り受けている部分については、野球場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、地域の広場及び市民生活上必要な通路として暫定利用しています。なお、中心部は困窮区域となっており、返還後も立入りが禁止されています（図 2.2.1 参照）。



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）

図 2.2.1 深谷通信所跡地の現況図



資料：「横浜市第 11 次緑地環境診断調査」（環境創造局、令和 2 年 3 月）

図 2.2.2
対象事業実施区域（拡大図）

2.3 基本計画の内容（深谷通信所跡地）

「2.3 基本計画の内容（深谷通信所跡地）」は、「2.3.5 スケジュール」を除き、「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成30年2月）から引用したものです。

2.3.1 テーマ

深谷通信所跡地の特性である広大な円形の空間を生かして、人と地域を災害からまもり、緑豊かな空間の中で、健康づくりに寄与する公園を中心とした、人々がふれあう活気のある空間の創出を目指します。

テーマ：『緑でつながる魅力的な円形空間』

- 市民が楽しみながら元気になれる「健康・スポーツの拠点」をつくります。
- 「人と人」「過去と未来」をつなぎ、「人と自然」をそだてます。
- 「人と地域」を災害からまもり、「緑豊かな環境」をまもりまもります。

2.3.2 整備方針

1) 防災機能の確保

- ・広大な敷地を生かして、「発災直後」「応急対策段階」「復旧・復興段階」等、時期に応じて広域かつ地域の防災性向上に貢献できる整備を行います。
- ・発災直後には広域避難場所としての活用を想定します。（外周道路（図 2.3.1 参照）は延焼遮断帯としての効果も想定します。）
- ・応急対策段階、復旧・復興段階では、必要に応じて救援活動の拠点や資機材置場等としての活用も想定した、施設整備を行います。

2) 地域の人々がふれあう広々とした空間の創出

- ・大規模なオープンスペースを活用し、地域や市民のための空間を創出します。
- ・長期に渡り米軍施設として提供されてきた歴史的経緯から、市民に開かれ、地域の交流やふれあいに供する場を目指します。
- ・障害者、高齢者、子供等、誰もが安全、安心、快適に利用できる場を目指します。

3) 豊かな自然環境の創出

- ・都市における貴重な緑の拠点となる、自然豊かな環境づくりを目指します。
- ・樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な自然環境を創出します。

4) 市民の健康づくりへの寄与

- ・墓園と公園を一体化し、健康づくりに役立つ施設や仕組みを取り入れて、市民の健康づくりに寄与する場としていきます。
- ・墓園と公園を一体化し、軽い運動から本格的なスポーツまで、世代や性別、経験の有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しむことのできる場とします。

5) 全市的・広域的な課題への対応

- ・広域的な利用が見込まれる施設の配置等、郊外部の活性化に貢献する計画とします。
- ・超高齢社会に伴い、市内の墓地不足が予測されている状況を鑑み、市営の墓園の整備を進めます。
- ・境川流域の水害対策として、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の整備を進めます。

6) 歴史・景観・環境への配慮

- ・特徴である円形形状を後世に残す等、歴史を継承します。
- ・富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。
- ・周辺の環境にも配慮した計画とします。
- ・再生可能エネルギーの活用等、環境の保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を進めます。

7) 社会経済状況への配慮

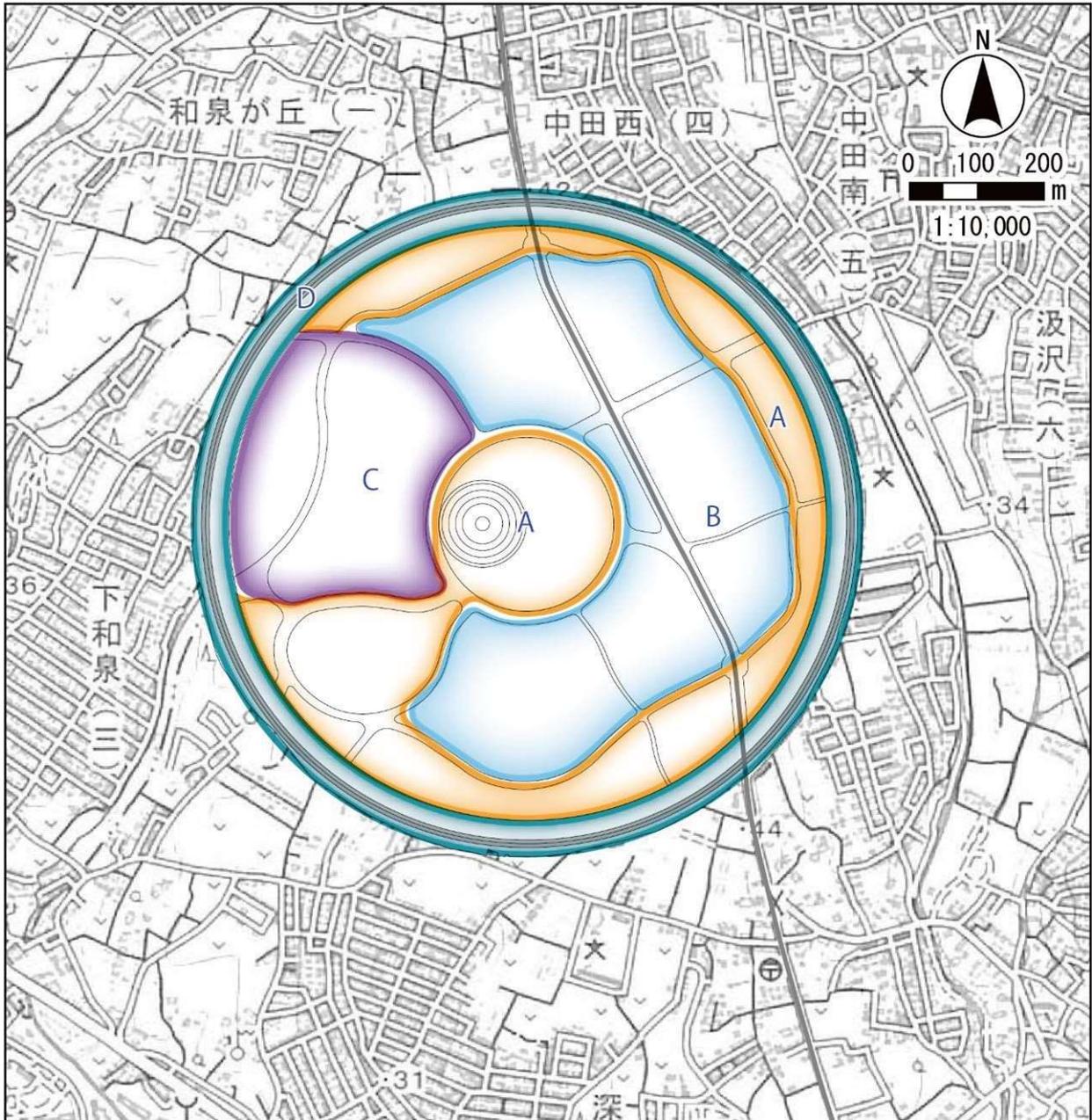
- ・財政負担の平準化、社会動向の変化、暫定利用等を考慮して、段階的な整備計画とします。
- ・墓園と公園を一体化し、スポーツに対する嗜好の変化や機能及び役割への新たな要望等、今後、想定される社会的要請の変化にも柔軟に対応できる計画とします。
- ・財政負担軽減や良質なサービスの提供等、効率的で効果的な整備、運営が図られるよう、公民連携等の新たな手法を導入した計画とします。

2.3.3 ゾーニングと主な施設

1) エリア構成

「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年 2 月）では次の 4 つのゾーン区分を設定しています（図 2.3.1 参照）。

- A：ふれあいとにぎわいの広場ゾーン（公園）
- B：スポーツパークゾーン（公園）
- C：緑とやすらぎのメモリアルゾーン（墓園）
- D：外周道路ゾーン



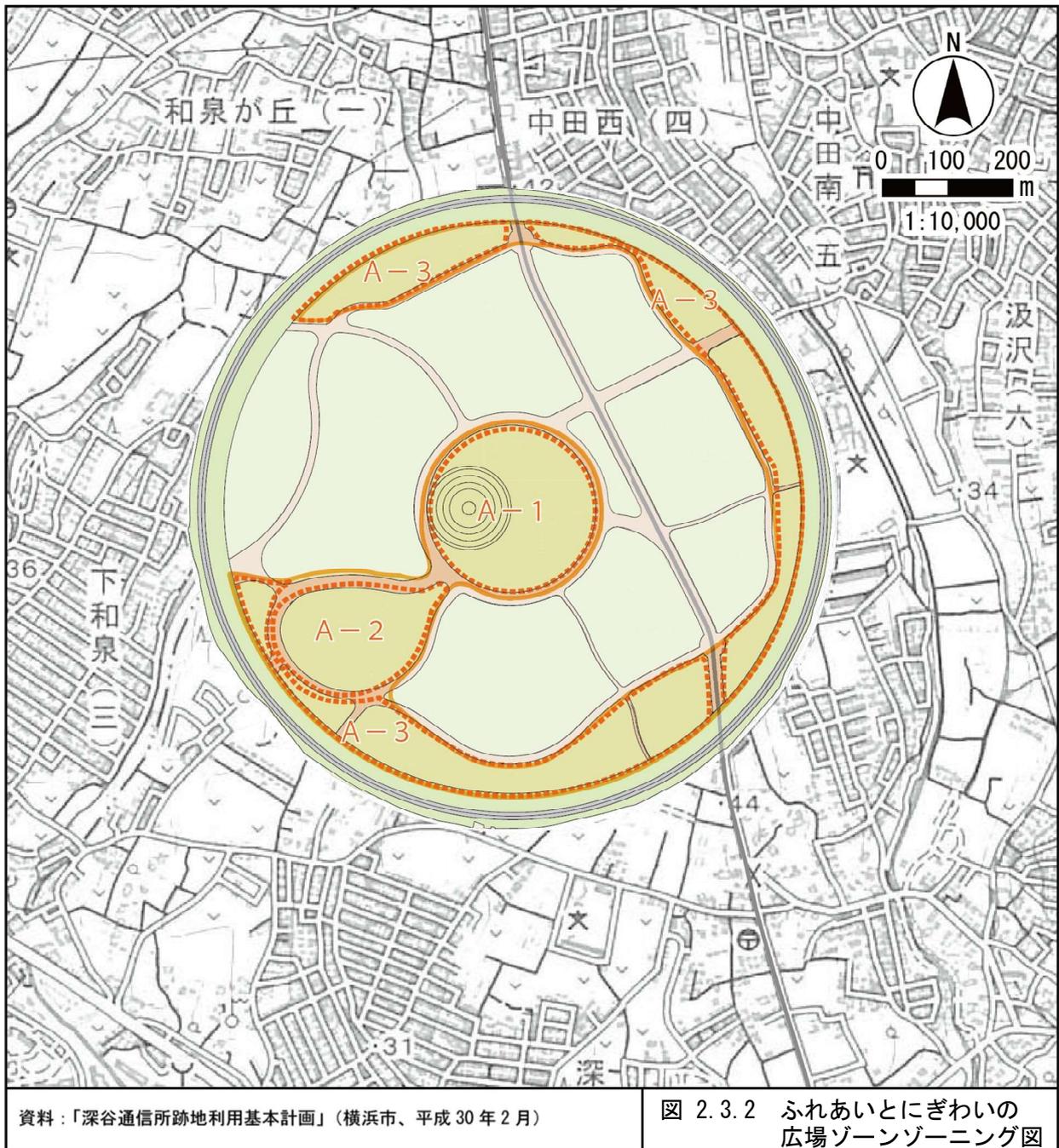
資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）

図 2.3.1 ゾーニング図

2) エリアごとのゾーニング

A ふれあいとにぎわいの広場ゾーン

広大な草地広場での地域交流やイベント、運動、遊び、自然とのふれあい等、様々な活動や体験のできるゾーンです（図 2.3.2 参照）。アクセスしやすい外周道路寄りと象徴となる中央に、市民の交流やふれあいを図る広場のゾーンを配置します。機能・利用に合わせて、スペースを区分しました。



A-1 ふれあいの中央広場スペース

- ・富士山を一望できる見晴らしの丘や、イベント、災害時に利用できる広大な草地広場等、深谷通信所跡地の象徴となる空間です。

例) 見晴らしの丘 (展望台)、草地広場、イベント広場、木陰の憩い空間等

A-2 食と農の体験スペース

- ・農体験や樹林地の育成を通して、食物や自然の大切さを学ぶことのできる空間です。

例) 農体験の畑、農園、バーベキュー場等

A-3 地域の広場スペース

- ・子供が遊び、地域のお祭りに利用できる原っぱ等、人々が集い、ふれあい、交流できる空間です。

例) 草地広場、原っぱ等

- ・子供から高齢者まで多世代の人々が多種多様なスポーツを楽しみ、健康づくりができる空間です。

例) ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、ターゲットバードゴルフ場、ミニバスケット場、健康遊具広場、スケートボード場、ドッグラン等

- ・樹林地や水辺環境の創出によって、豊かな自然環境をつくりだし、生物の観察等、自然とのふれあいを楽しむことができる空間です。

例) 水辺、ビオトープ、野鳥観察池等

- ・子供が広場や遊具でのびのびと様々な遊びを体験しながら成長できる空間です。

例) 幼児及び児童用の複合遊具等

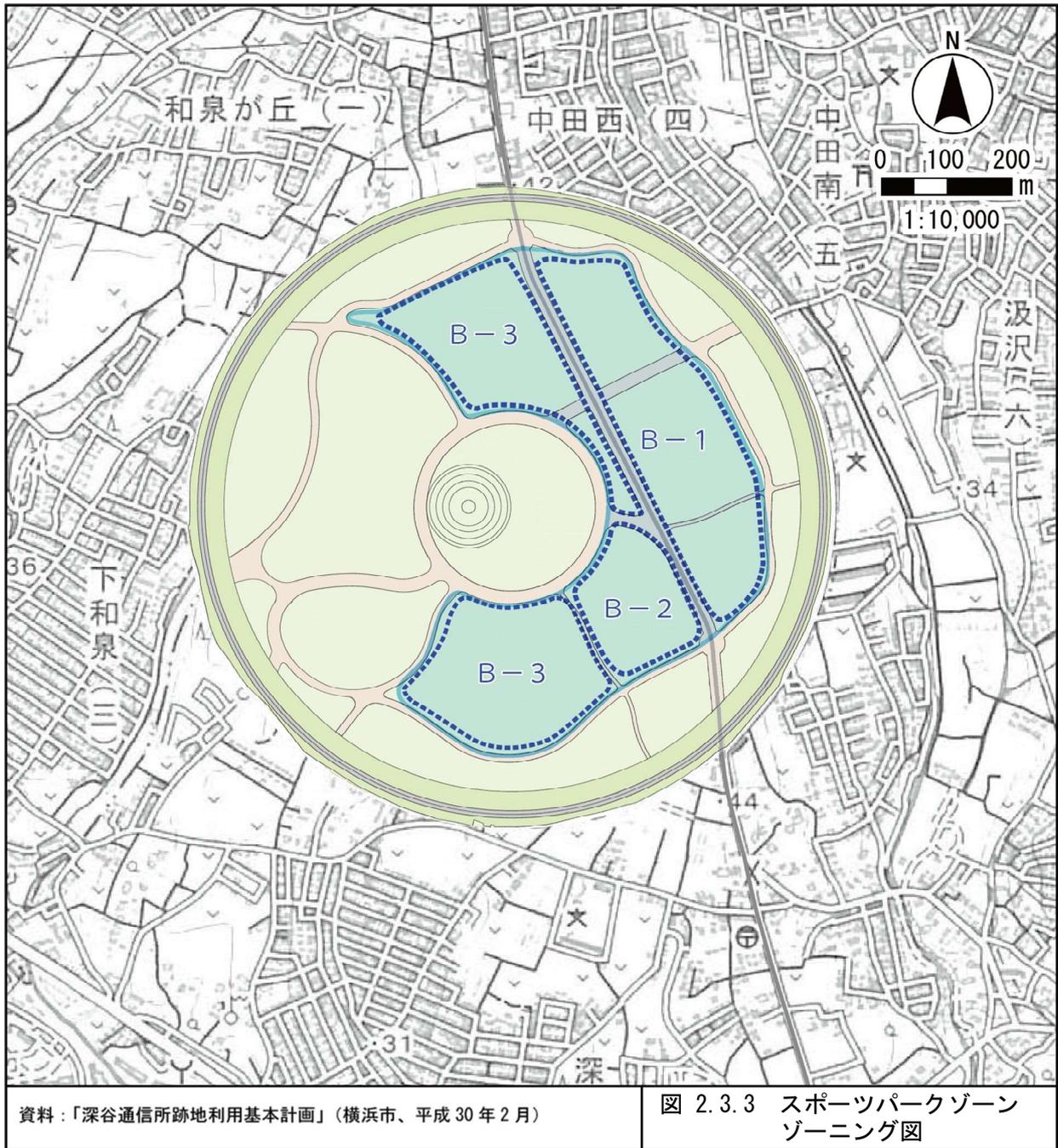
- ・様々な活動ができる広場で、臨時駐車場にも利用できる空間です。

例) ダスト舗装の自由広場等

※ダスト舗装：石をごく細かく砕いた砂粒のようなものを固めた舗装

B スポーツパークゾーン

地域にゆかりのある野球や、サッカーを中心に、本格的な球技スポーツを楽しみ、スポーツや文化等、様々な活動を通して、多くの人交流する、にぎわいのあるゾーンです(図 2.3.3 参照)。



B-1 広域的利用スポーツ施設

大会の開催やスポーツ観戦ができる、陸上トラック付き広場及びサッカーやラグビーの球技場等、にぎわいのある施設です。

B-2 野球場・テニスコート

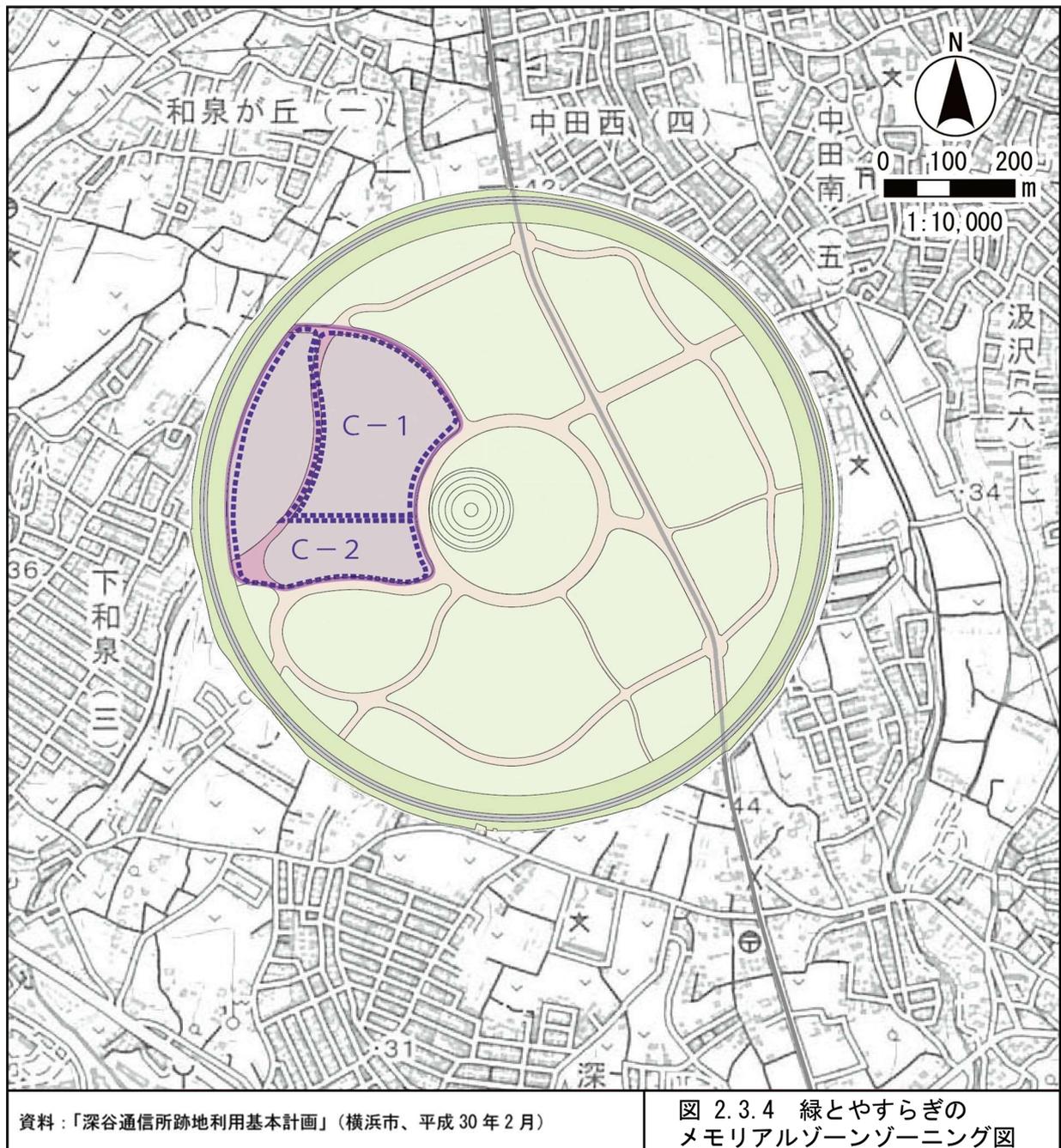
硬式野球もできる野球場やテニスを楽しめる施設です。

B-3 運動広場

少年野球やサッカー、ラグビーをはじめ様々なスポーツを楽しめる施設です。

C 緑とやすらぎのメモリアルゾーン

四季の草花の鑑賞や散歩ができる、緑の多い開放的な墓園です（図 2.3.4 参照）。



C-1 やすらぎスペース

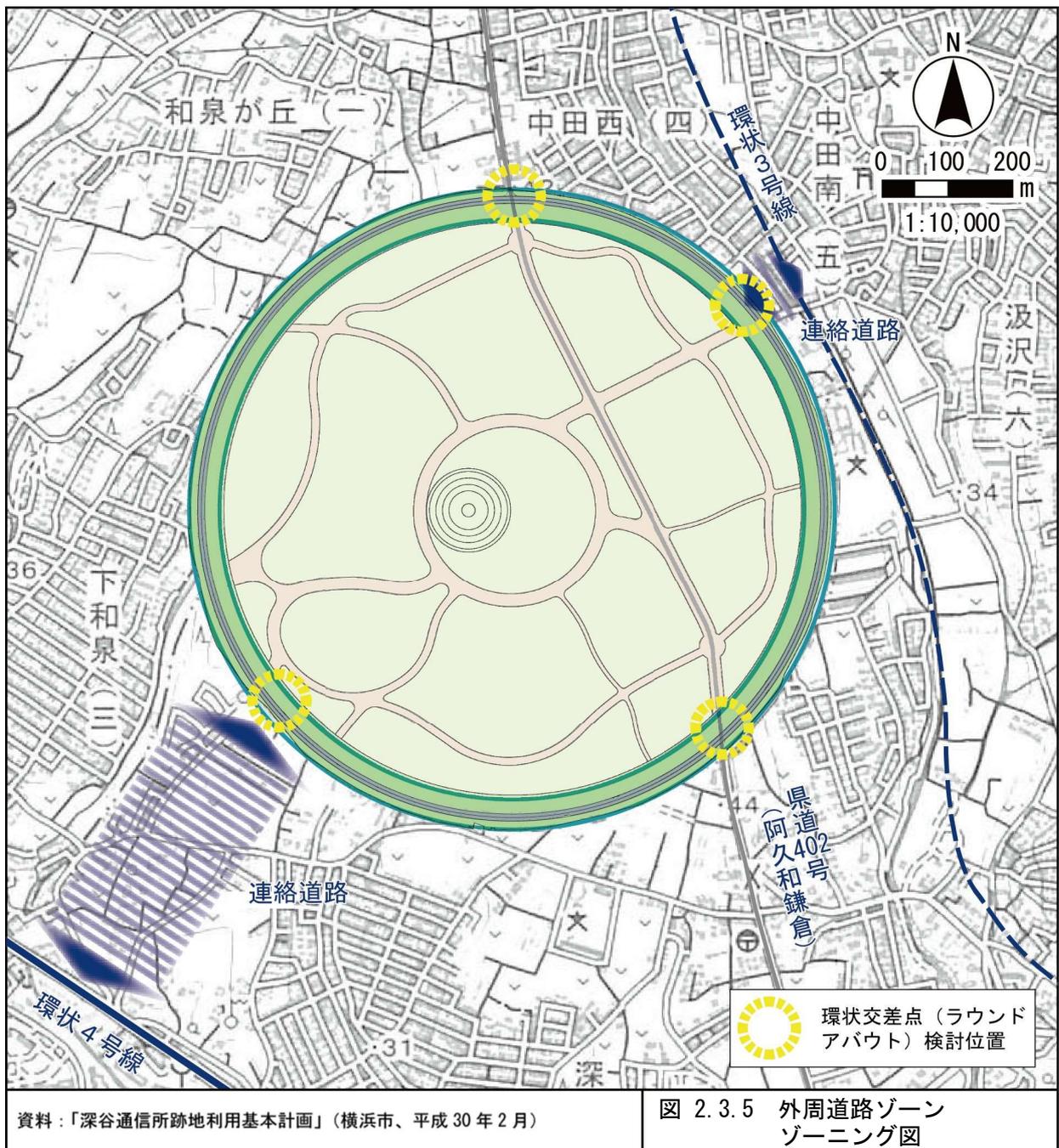
緑豊かな墓園とし、四季折々の草花や緑に囲まれた納骨施設を整備します。納骨施設は、プレート型の墓石等がある芝生型約 15,000 区画と合葬式約 30,000 体を整備します。

C-2 散歩と憩いのスペース

墓園内の園路や緑地等を開放し、散歩や憩いの場としても利用出来る、「ふれあいとにぎわいの広場ゾーン」と連続した空間の形成を図ります。緑地、駐車場等で約 7ha 整備します。

D 外周道路ゾーン

- ・車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でウォーキング、ジョギング、及びサイクリング等を楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約 50mの外周道路とします（図 2.3.5 参照）。
- ・県道 402 号（阿久和鎌倉）や環状 3 号線及び環状 4 号線との連絡道路との交差部に環状交差点（ラウンドアバウト）の導入を検討します。



・横断構成について（図 2.3.6 参照）

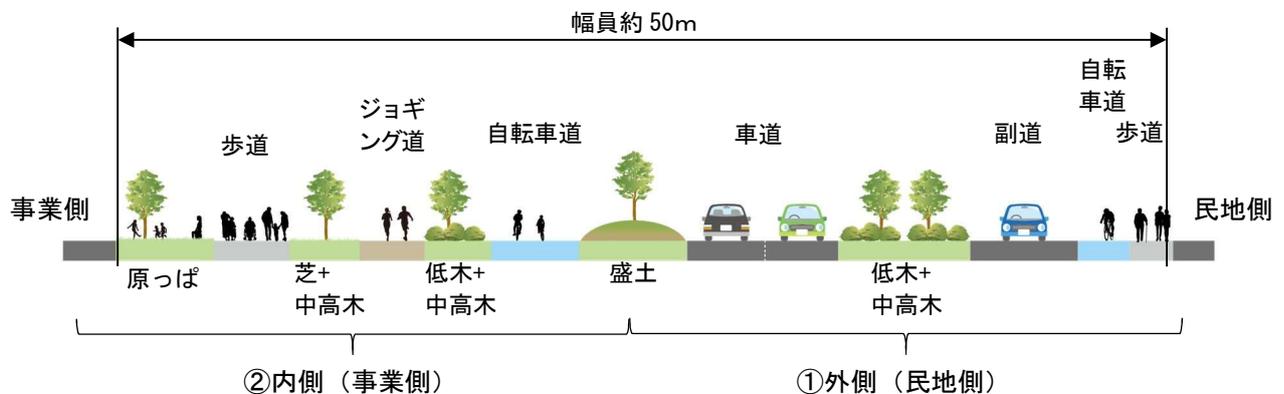
- ① 外側（民地側）には、車道と共に、沿道利用者の利便性を確保するため、歩道と自転車道を配置します。車道と自転車道の間には、副道を設置することを検討しています。

<副道について>

副道を設置することで、生活道路や住居の出入口等と車道が分離され、安全性が向上するとともに、沿道の住環境を良好に保つことができます。

※副道の設置については、今後、設計を進める中で、地域の皆様や交通管理者等との協議も踏まえ、決定していきます。

- ② 内側（事業側）には健康みちづくりとして、歩道、ジョギング道、自転車道を配置します。



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）

図 2.3.6 外周道路の横断構成図

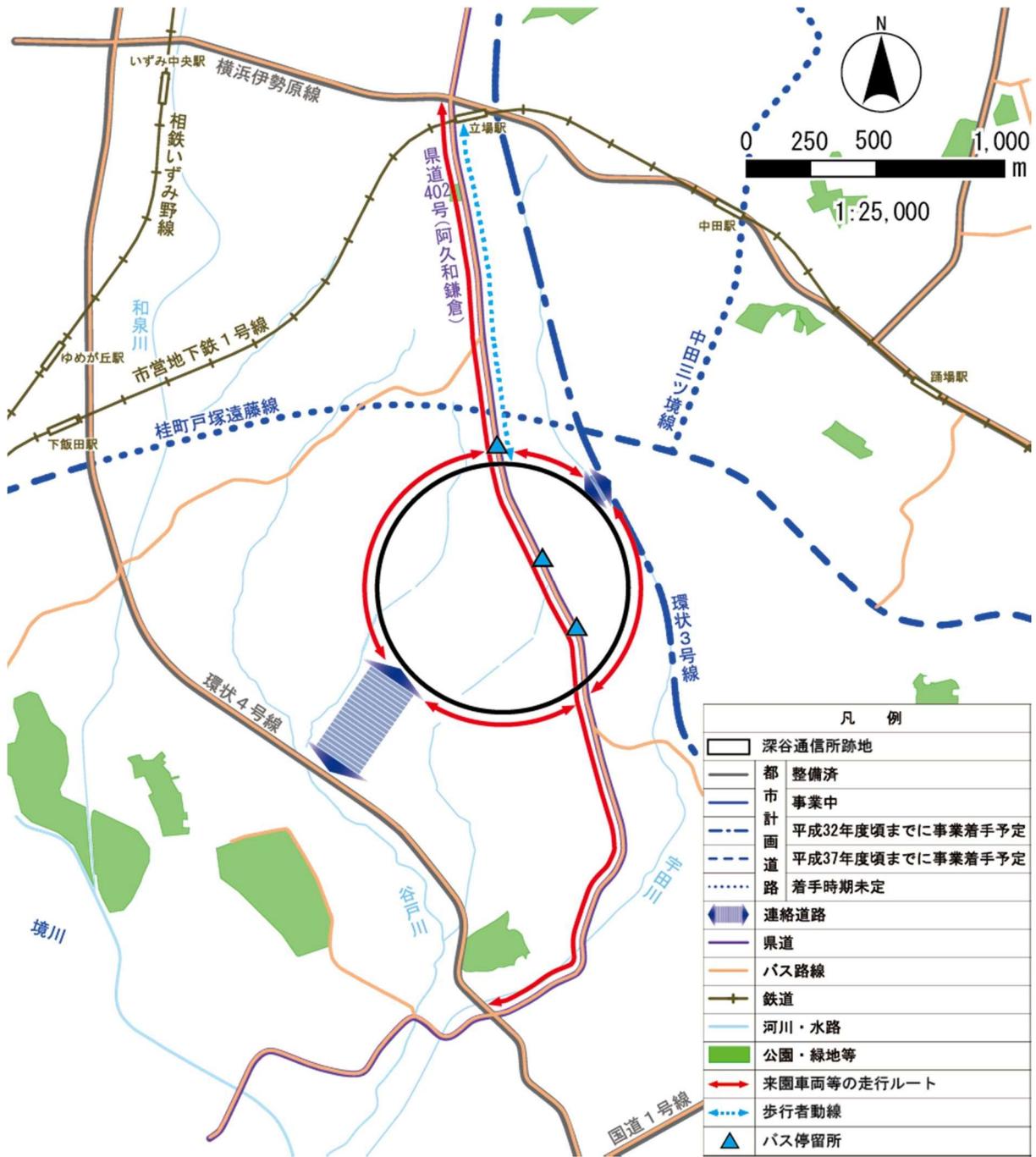
2.3.4 動線計画

1) 歩行者動線

- ・外周道路の歩道に加えて、対象事業実施区域内を回遊できる、園路を配置します（図 2.4.2 P2-20 参照）。
- ・周辺地域からアクセスしやすいように、外周から中央に向かう園路を配置します。
- ・隣接する住宅地やバス停から安全に通行できる歩行者動線を確保します。

2) 車両動線

- ・外周道路、外周道路と環状 3 号線及び環状 4 号線との連絡道路を主要幹線街路とします。
- ・公園や墓園の施設内に駐車場を設け、車でのアクセス性を確保します（図 2.3.7 参照）。
- ・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を検討します。



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成30年2月）

図 2.3.7 車両・歩行者動線計画（対象事業実施区域周辺）

2.3.5 スケジュール

深谷通信所跡地の全体面積が約 77ha と大規模であるため、本事業と墓園事業及び外周道路事業は、施工手順及び各年度の執行可能予算額を勘案して概ね 3 段階に分けて、段階的な計画・整備を行います。

本事業と墓園事業及び外周道路事業は、令和 5 年度の都市計画決定を目指して手続きを進め、手続き終了後 5 年以内の着工準備期間を経て、工事に着手します。

本事業は、早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用し、着工後 15 年程度で全面供用開始を想定しています。墓園事業は、着工後 5 年程度での工事完了を想定し、外周道路事業は、完成した場所から順次部分供用し、着工後 15 年程度で全線供用開始を想定しています。

表 2.3.1 事業スケジュール

	着工準備期間	第 1 期	第 2 期	第 3 期
	5 年間程度	着手～5 年程度	着手後 5 年～10 年程度	着手後 10 年～15 年程度
公園				
	着工準備期間	整備・供用	整備・供用	整備・供用
墓園				
	着工準備期間	整備・供用	整備・供用	整備・供用
外周道路				
	着工準備期間	整備・供用	整備・供用	整備・供用

※本事業と墓園事業及び外周道路事業の第 1 期、第 2 期、第 3 期は、各工事の進捗に応じて異なる期間となります。

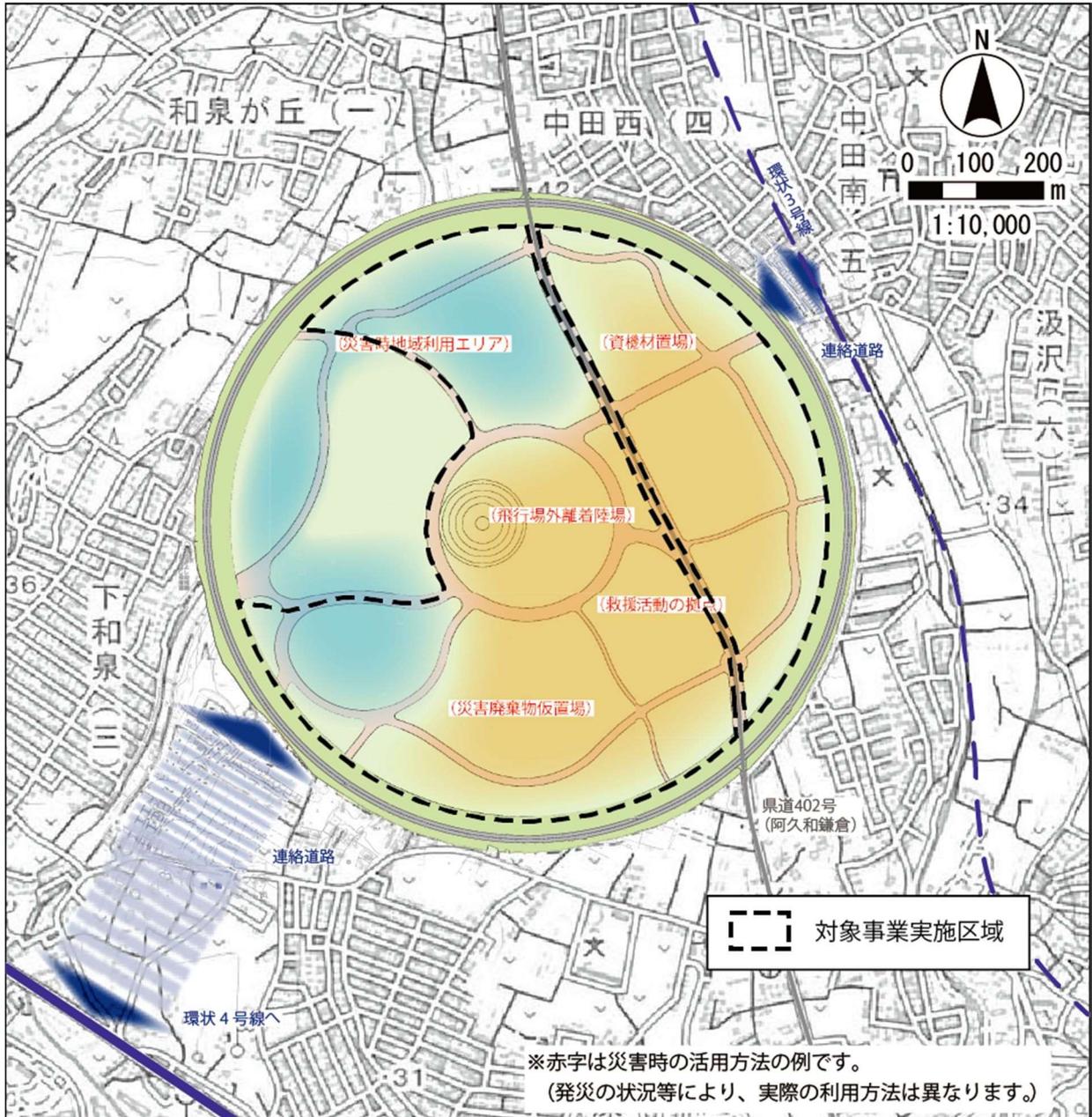
2.4 事業計画の内容（公園整備事業）

2.4.1 施設配置計画

- ・ 広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与する公園とするため、広域かつ地域の防災性向上に貢献するとともに、レクリエーションやイベント、自然とのふれあい、文化活動等の様々な利用の拠点となる広場、施設、及びスポーツ施設の整備を図っていきます。
- ・ 本事業は、災害時に必要な機能を発現させ、平常時に公園としてのサービスを提供することを目的としているため、全面造成を基本としています。
- ・ 災害時の活用方法の例としては、図 2.4.1 に機能、区域を示しています。また、平常時の施設配置計画図は図 2.4.2 に示すとおり、運動広場や野球場等の施設を配置します。施設配置計画は、「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年 2 月）から引用したものです。形質変更区域図は図 2.4.3、切土・盛土の状況は図 2.4.4 に示すとおりです。
- ・ 深谷通信所跡地の中央には、施設全体の象徴的な施設として広大な草地広場と見晴らしの丘を配置し、市民が集う場とします。その外側には、周辺地域の方々をはじめ、広域の市民も利用するスポーツ施設を配置します。さらにその外側には、地域ふれあい広場等、周辺地域の方々が日常的に利用しやすい施設を配置します。
- ・ 供用時に多くの人が集まる可能性がある駐車場や野球場、球技場、テニスコート等の運動利用等に起因する騒音や照明に対して、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、周辺地域から離れた深谷通信所跡地のやや中央寄りに配置します。
- ・ 広域的な利用が想定される球技場等のスポーツ施設は、交通利便性、土地利用状況等を考慮して配置します。スポーツ施設や駐車場等の種類、配置、数は決定したものではなく、今後各施設の基本計画や設計において、詳細を検討します。
- ・ 公園利用者へのサービスや公園管理のため、建物（管理棟等）を配置します。
- ・ ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するように配慮した計画を検討します。
- ・ 雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画を検討します。
- ・ 対象事業実施区域には、図 2.4.3 に示すとおり、産業廃棄物最終処分場跡地が存在しています。その産業廃棄物最終処分場跡地の上部利用に関して、現在の河川（水路）部分等で一部盛土を行いますが、建物（管理棟等）及び地下構造物（雨水流出抑制施設（雨水調整池））は設置しません。

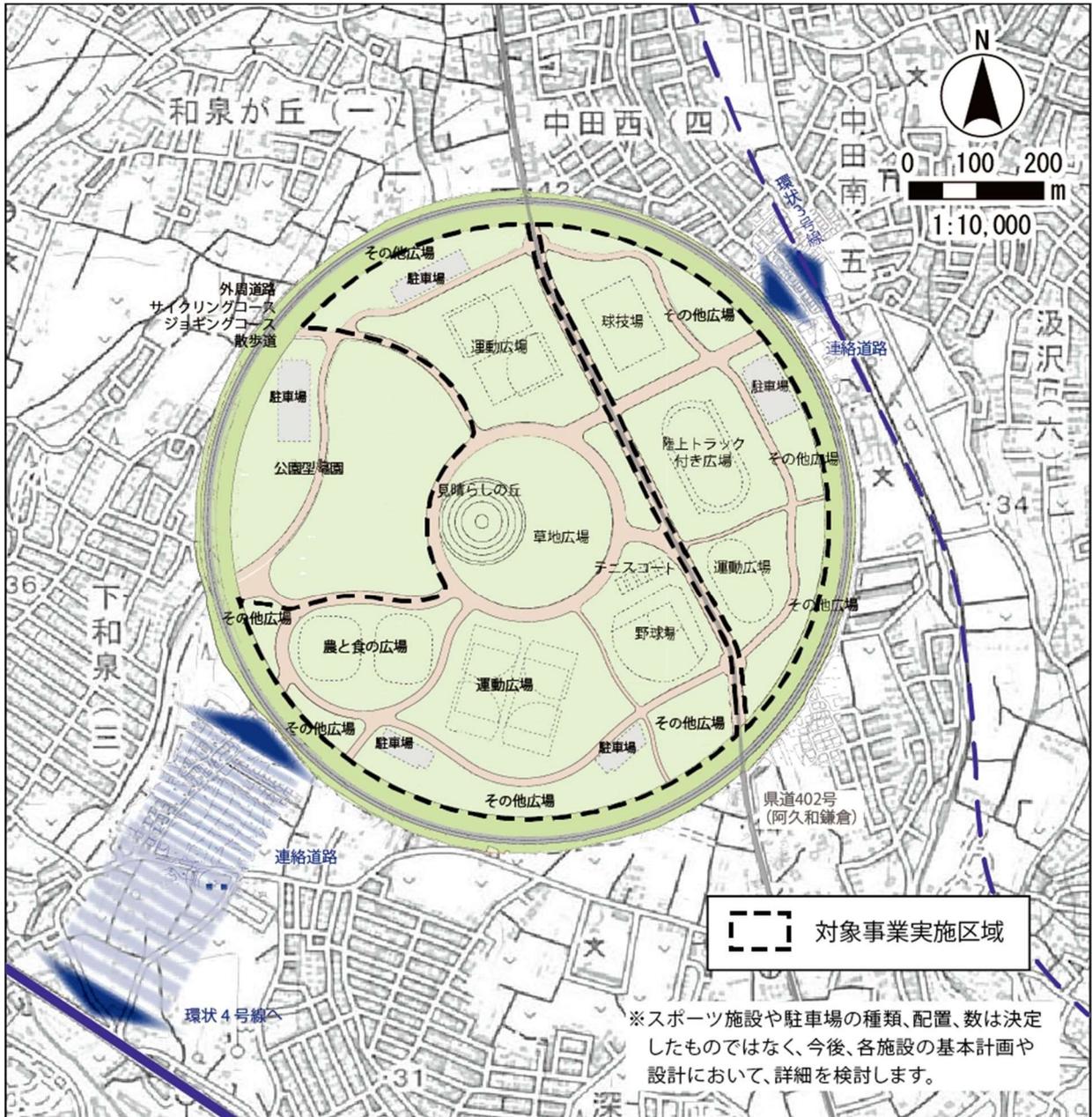
2.4.2 駐車場計画

- ・ 交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、広域的な利用を想定しつつ、適切な規模の駐車場を分散して整備します（図 2.4.2 参照）。
- ・ イベント開催時等のピーク時にも対応できる規模とします。
- ・ 駐車場の緑化を検討します。
- ・ 駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討します。



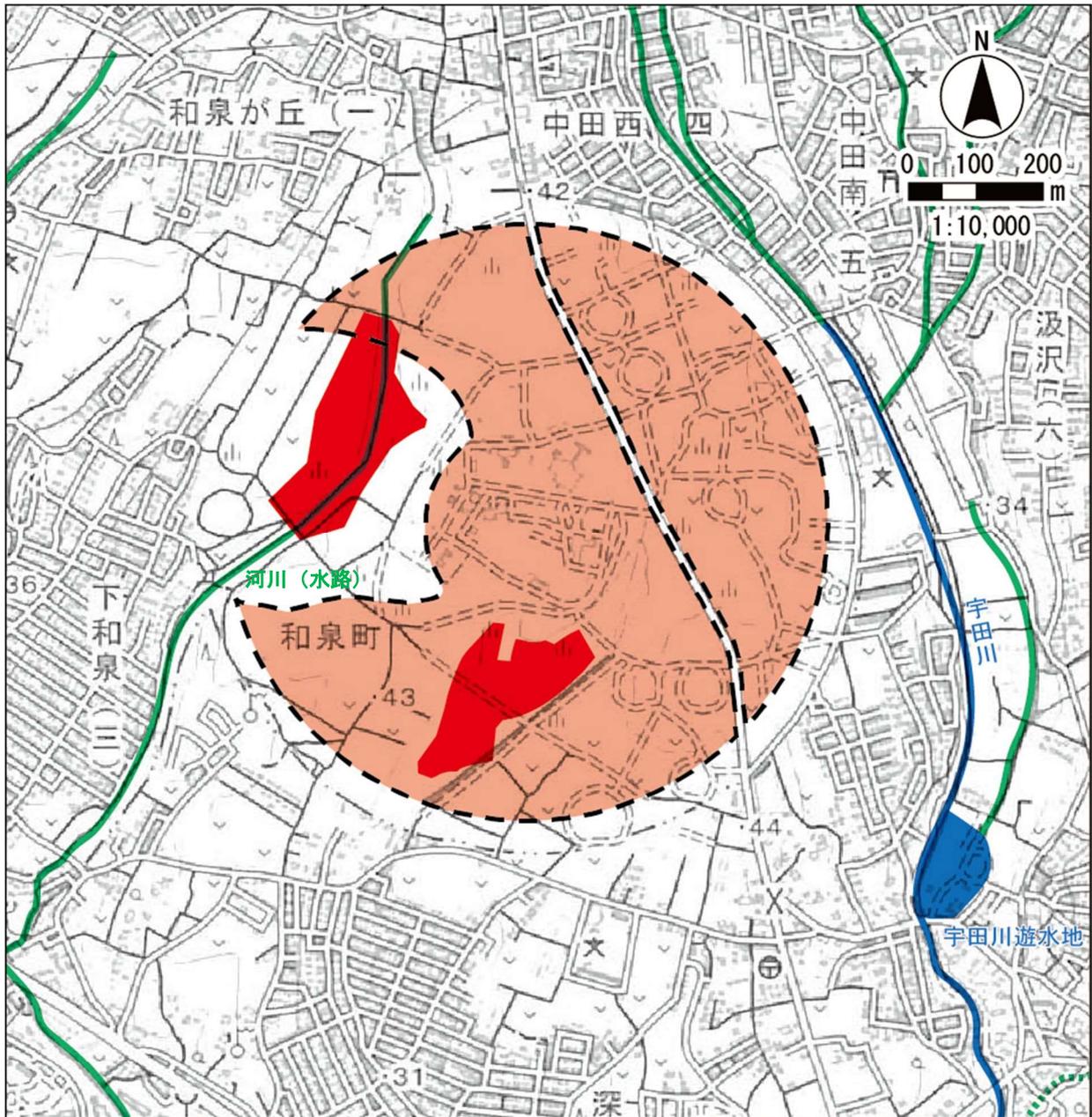
資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成30年2月）

図 2.4.1 災害時の跡地利用計画図



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）

図 2.4.2 平常時の施設配置計画図

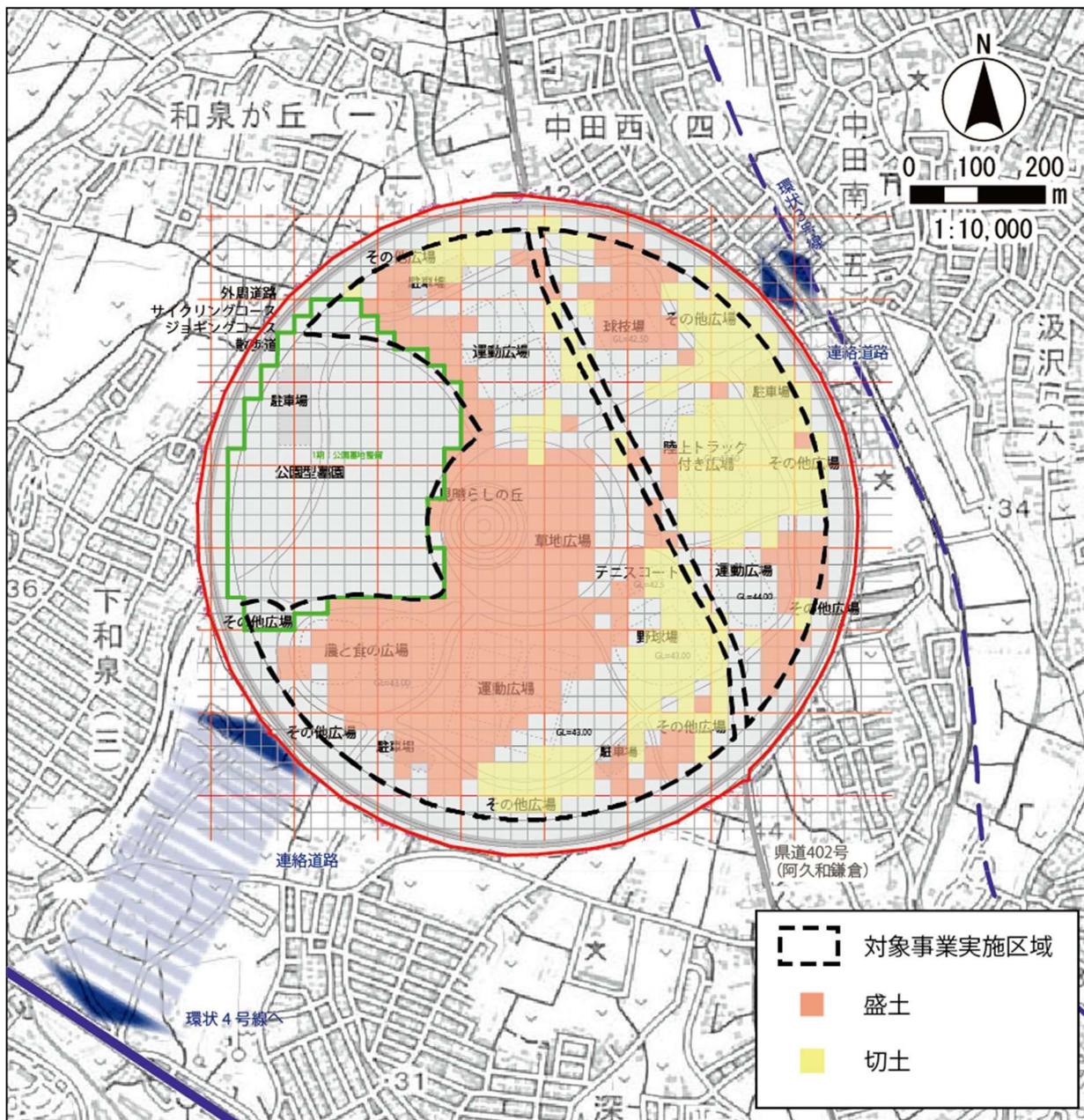


凡 例

- ┌──┐: 対象事業実施区域
- : 盛土もしくは切土もしくは表層敷き均し
- : 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域
- : 二級河川
- : その他河川
- ⋯: 公共下水道

資料：「平成 30 年度深谷通信所跡地利用事業化検討業務委託 報告書」
 (横浜市政策局基地対策課、平成 31 年 3 月)
 「横浜市河川図」(横浜市道路局河川部、平成 23 年 3 月)

図 2.4.3 形質変更区域図



※切土・盛土を行わない箇所についても、整地を行います。

図 2.4.4 切土・盛土の状況

2.4.3 グリーンインフラ

広大な敷地を生かし、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した計画を検討します。

2.4.4 施工計画

1) 工事概要

- ・本事業に当たっては、図 2.4.5 に示すとおり、工事エリアを3つに分けて整備を行い、墓園と一体となるエリアを第1期として整備します。引き続き、県道402号(阿久和鎌倉)を境として、西側のエリアを第2期として整備し、最後に第3期として県道402号(阿久和鎌倉)の東側のエリアを整備します。
- ・工事の概要は、表 2.4.1 に示すとおりです。各工事に先立ち必要な範囲に、防災、安全確保及び環境保全の観点から仮囲いの設置等の仮設工事を行うものとします。
- ・工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。
- ・工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保出来るよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。
- ・工区設定の際には、利用者の安全が確保出来るよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。
- ・工事の施工中においては、作業の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等の対策を実施します。
- ・工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。
- ・解体する既存建物には、アスベスト含有の建材が使用されている可能性があるため、法令に従い適正に処理を行います。
- ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組を推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。
- ・建設発生土は、場内再利用に努めます。
- ・対象事業実施区域は「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されているため、関係機関等と協議を行い、「土壤汚染対策法」に基づき、適切に対応します。なお、平成28年度に行われた土壤汚染調査の詳細な調査結果については、資料編に記載しました（資料編：資料1～5参照）。
- ・本市では、市内の廃棄物の最終処分場跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われます。本事業では、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用することから、実施に当たっては、関係法令に基づき、適切に対応します。

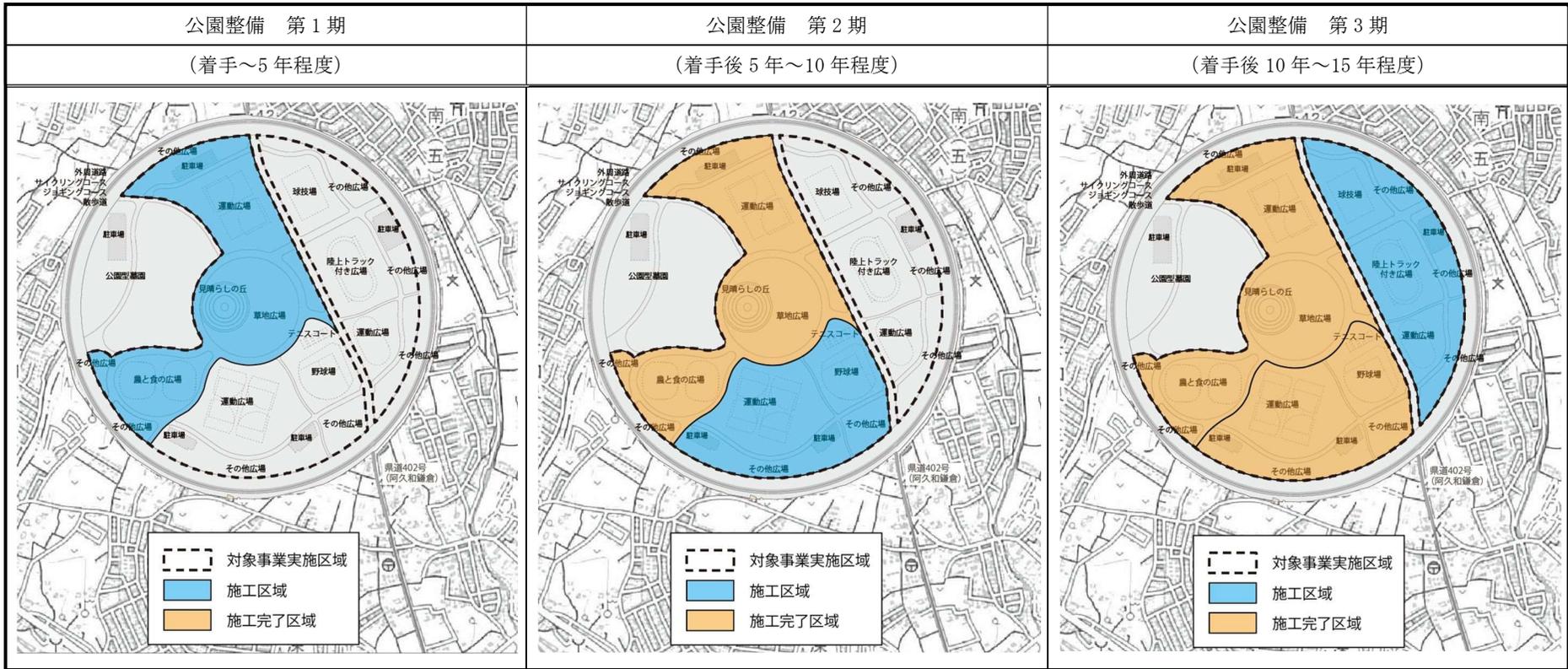


図 2.4.5 施工ステップ図

表 2.4.1 工事概要

工種	主な工事内容	主要建設機械
第1期整備		
準備工、 基盤整備工	撤去工、敷地造成工、擁壁工、カルバート工、調整池工等、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工等	コンクリートブレイカー、バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、クレーン、振動ローラ、トラッククレーン
園路広場工	舗装工、縁石工等	バックホウ、ブルドーザー、ロードローラ、ダンプトラック、トラッククレーン
施設整備工	修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、グラウンド整備工（運動広場）等	バックホウ、クレーン、トラッククレーン、ランマ、ブルドーザー、タイヤローラ、振動ローラ、ダンプトラック、トラクター
植栽工	植栽工等	バックホウ、クレーン、トラッククレーン
建築工	レストハウス、管理事務所等	バックホウ、ラフテレーンクレーン、ダンプトラック、ポンプ車
第2期整備		
準備工、 基盤整備工	撤去工、敷地造成工、擁壁工、カルバート工、調整池工等給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工等	コンクリートブレイカー、バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、クレーン、振動ローラ、トラッククレーン
園路広場工	舗装工、縁石工等	バックホウ、ブルドーザー、ロードローラ、ダンプトラック、トラッククレーン
施設整備工	修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、グラウンド整備工（運動広場、野球場、テニスコート）等	バックホウ、クレーン、トラッククレーン、ランマ、ブルドーザー、タイヤローラ、振動ローラ、ダンプトラック、トラクター
植栽工	植栽工等	バックホウ、クレーン、トラッククレーン
建築工	レストハウス、管理事務所等	バックホウ、ラフテレーンクレーン、ダンプトラック、ポンプ車
第3期整備		
準備工、 基盤整備工	撤去工、敷地造成工、擁壁工、カルバート工、調整池工等、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工等	コンクリートブレイカー、バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、クレーン、振動ローラ、トラッククレーン
園路広場工	舗装工、縁石工等	バックホウ、ブルドーザー、ロードローラ、ダンプトラック、トラッククレーン
施設整備工	修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、グラウンド整備工（球技場、陸上トラック付広場、運動広場）等	バックホウ、クレーン、トラッククレーン、ランマ、ブルドーザー、タイヤローラ、振動ローラ、ダンプトラック、トラクター
植栽工	植栽工等	バックホウ、クレーン、トラッククレーン
建築工	レストハウス、管理事務所等	バックホウ、ラフテレーンクレーン、ダンプトラック、ポンプ車

2) 工事工程

本事業は、令和5年度の都市計画決定を目指して手続きを進め、手続き終了後5年以内の着工準備期間を経て、工事に着手します。早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用し、着工後15年程度で全面供用開始を想定しています。工事工程は表2.4.2に示すとおりです。

表 2.4.2 工事工程

工事種別	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
第1期(公園整備)	■	■	■	■	■										
第2期(公園整備)						■	■	■	■	■					
第3期(公園整備)											■	■	■	■	■
準備工	■	■				■	■				■	■			
基盤整備工		■	■	■			■	■				■	■		
園路広場工				■	■				■	■					■
施設整備工				■	■				■	■					■
植栽工				■	■				■	■					■
建築工				■	■				■	■					■

3) 工事用車両ルート

工事用車両ルートは、図2.4.6に示すルートを予定しています。

原則として、県道402号(阿久和鎌倉)を出入口としたルート(主要車両動線)を利用します。

4) 工事時間帯

工事の作業時間及び作業休止日は、原則として以下に示すとおりです。

作業時間 午前8時00分から午後6時00分まで

作業休止日 日曜日

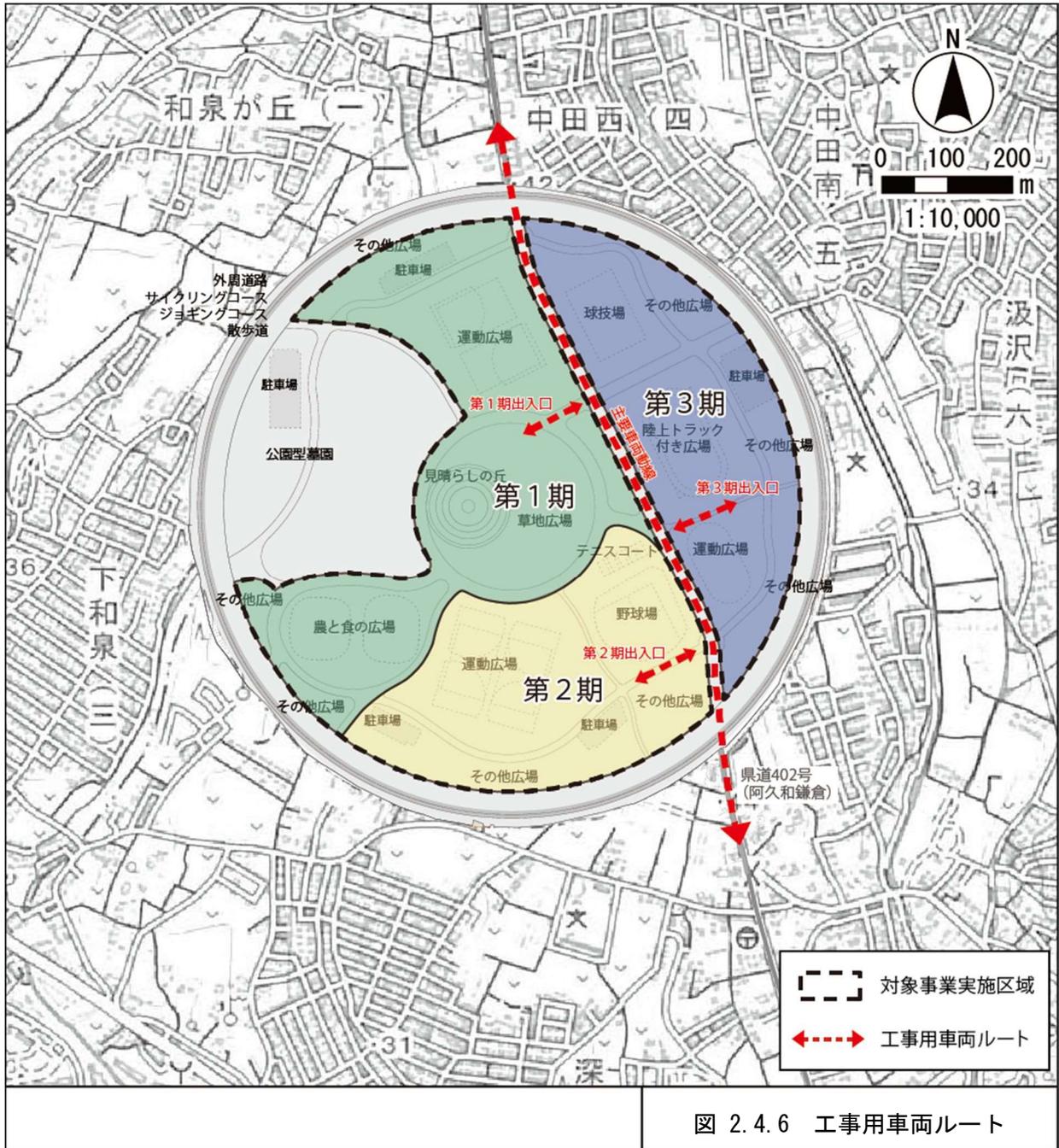


図 2.4.6 工事用車両ルート

2.4.5 地球温暖化対策

- ・本事業は、墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、温室効果ガスの抑制に向けた太陽光や風力等の再生可能エネルギーの活用等、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を目指します。
- ・太陽光、風力等の再生可能エネルギー施設については、墓園事業及び外周道路事業の計画と併せて規模や配置を検討します。
- ・建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。再生可能エネルギー施設の設備や、省エネルギー型機器等を導入する際には、導入時点で環境性と経済性を両立した最も合理的な技術や製品を採用します。また、機器・設備等の導入後も、内容の見直しを行い、設備等のシステムの更新ができる仕組・体制作りの検討を行います。
- ・工作物については、定期的な点検とメンテナンスを適切に行うことで、長寿命化に努めます。
- ・建設資材や設備等の確保に際して、積極的にグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づく導入に努めます。

2.4.6 生物多様性の保全

- ・本事業は、墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します。
- ・建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。
- ・対象事業実施区域内の緑地を基本的にはすべてを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては、草地環境については再生を中心とすること、既存樹木は移植を検討すること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を実施すること等とし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。
- ・自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。
- ・ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するように配慮した計画を検討します。

2.4.7 緑の保全と創造

- ・本事業は、墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指します。
- ・対象事業実施区域は、「横浜市景観計画」に定める景観推進地区ではありませんが、同計画が目指す良好な景観の形成に資するよう、対象事業実施区域内の緑化に配慮します。具体的には、建物（管理棟等）周辺、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の緑化に配慮した計画を検討します。
- ・対象事業実施区域は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」や本市の「緑の10大拠点」に指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区に位置していることから、対象事業実施区域周辺の樹林地等の自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指しています。そこで、墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、それらに配慮した計画とします。
- ・緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。

2.5 事業計画を立案した経緯

2.5.1 深谷通信所跡地の利用検討の経緯

これまでの深谷通信所跡地の利用検討の経緯は、以下のとおりです。

平成 16 年に返還方針が合意されてから、「米軍施設返還跡地利用指針」（横浜市、平成 18 年 6 月）や「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」（平成 23 年 3 月改訂）を策定し、跡地利用の方向性について検討してきました。平成 25 年 3 月には地元である泉区深谷通信所返還対策協議会（平成 22 年発足）から深谷通信所跡地利用計画案、戸塚区から区民意見が提出され、求める施設や機能等の要望が示されました。その後も泉区深谷通信所返還対策協議会及び戸塚区深谷通信所返還対策協議会（平成 26 年発足）において、跡地利用に関する検討を行ってきました。平成 26 年 6 月には、深谷通信所が米軍から国に返還され、「旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」（横浜市、平成 26 年 9 月）を公表し、「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年 2 月）をまとめました。

表 2.5.1 検討経緯と内容

年月	検討内容等
平成 16 年 10 月	日米合同委員会における返還の方針の合意
平成 18 年 6 月	「米軍施設返還跡地利用指針」策定
平成 19 年 3 月	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」策定
平成 21 年 4 月～平成 22 年 1 月	深谷通信所提案公募事業（アイデアコンペ）
平成 23 年 3 月	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」改定
平成 25 年 3 月	泉区深谷通信所返還対策協議会から計画案、戸塚区から区民意見の提出
平成 26 年 6 月	返還
平成 26 年 9 月	「旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」公表
平成 30 年 2 月	「深谷通信所跡地利用基本計画」策定

2.5.2 環境配慮検討の経緯

1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、公園事業の区域としました。県道 402 号（阿久和鎌倉）は、「かまくらみち」という歴史的な経緯や地元との協議により、現道のまま残すこととしました。そのため、配慮書では、県道 402 号（阿久和鎌倉）を事業計画区域の範囲に含んでいましたが、方法書では、対象事業実施区域から除くこととしました。なお、墓園や外周道路とは一体的な整備を行います。墓園事業とは供用開始時期が異なるため、公園事業単独の区域としました（表 2.3.1 P2-17 参照）。

なお、現段階でも設計の検討を進めており、環境影響評価準備書（以下、「準備書」といいます。）段階で変更する可能性はありますが、産業廃棄物最終処分場跡地の上部には、建物を配置しない計画で進めます。

2) 施設規模、構造の検討

施設規模、構造の検討に当たっては、広域的な利用を想定しつつ、日常的な利用に合わせ、適切な規模の駐車場を分散して整備することとし、ヒートアイランド現象の抑制策の保水性舗装や遮熱性舗装等の採用の検討、光害対策の照明計画の検討及び廃棄物発生量の低減等、環境負荷を最小限とする計画とし、今後詳細を検討します。駐車場の規模は、イベント開催時等にも対応できる規模とします。雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用等の可能性について検討します。

本事業においては、配慮書以降、配慮市長意見書、環境情報提供書及び横浜市環境影響評価審査会（以下、「審査会」といいます。）の意見を踏まえ、新たに以下の環境配慮の内容等を追加しました。

- ・対象事業実施区域内の緑地を基本的にはすべてを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては、草地環境については再生を中心とすること、既存樹木は移植を検討すること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を実施すること等とし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。
- ・自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変をできる限り避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。
- ・災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。
- ・現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる対策を検討します。なお、河川（水路）は、埋め立てる前に切り回される計画とされています。
- ・ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するように配慮した計画とされています。
- ・対象事業実施区域内の施設の施工、改修に当たっては、長寿命化に努めます。

3) 環境影響回避・低減の検討

環境影響回避・低減の検討に当たっては、周辺地域の景観との調和に配慮して緑化等を検討するとともに、多くの人が集まる可能性がある駐車場や野球場、サッカーやラグビーの球技場、テニスコート等の施設については、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、周辺地域から離れた深谷通信所跡地のやや中央寄りに配置することとします。

本事業においては、配慮書以降、配慮市長意見書、環境情報提供書及び審査会の意見を踏まえ、新たに以下の環境配慮の内容等を追加しました。

- ・工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保出来るよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。
- ・工区設定の際には、利用者の安全が確保出来るよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。
- ・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を検討します。

第3章 地域の概況及び地域特性

3.2 地域の概況

3.2.1 気象の状況

本市の気象は横浜地方気象台（横浜市中区山手町）で観測されています。

横浜地方気象台で観測された気象の状況は、表 3.2.1.1 に示すとおりです。

令和 2 年における平均気温は 17.0℃、平均風速は 3.6m/s、最多風向は北、降水総量は 1,687.5mm となっています。

表 3.2.1.1 気象の状況（令和 2 年）

項目	年間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	17.0	7.8	8.9	11.2	13.4	19.7	23.4	24.4	29.1	24.6	17.9	14.7	8.8
最高気温 (℃)	36.4	18.9	18.5	23.8	23.6	29.2	32.3	32.1	36.4	34.1	27.4	24.3	16.9
最低気温 (℃)	0.0	1.3	0.0	0.7	5.9	11.2	17.7	17.8	22.1	15.9	11.1	6.8	1.4
平均湿度 (%)	70	63	54	64	63	73	80	87	75	81	72	64	59
平均風速 (m/s)	3.6	3.4	3.7	4.1	4.0	3.6	3.4	3.9	3.1	3.7	3.4	3.3	3.0
最多風向	北	北	北	北	北	南南西	南南西	南南西	南西	北	北	北	北
日照時間 (h)	2,005.1	157.9	203.2	172.0	218.2	185.0	139.1	61.2	298.2	124.3	121.3	155.7	169.0
日照率 (%)	45	51	65	47	56	43	32	14	72	33	35	50	56
降水総量 (mm)	1,687.5	124.5	32.5	166.5	244.5	97.5	242.5	378.5	48.0	107.0	219.5	9.0	17.5

資料：「横浜地方気象台」（気象庁ホームページ、令和 3 年 4 月調べ）

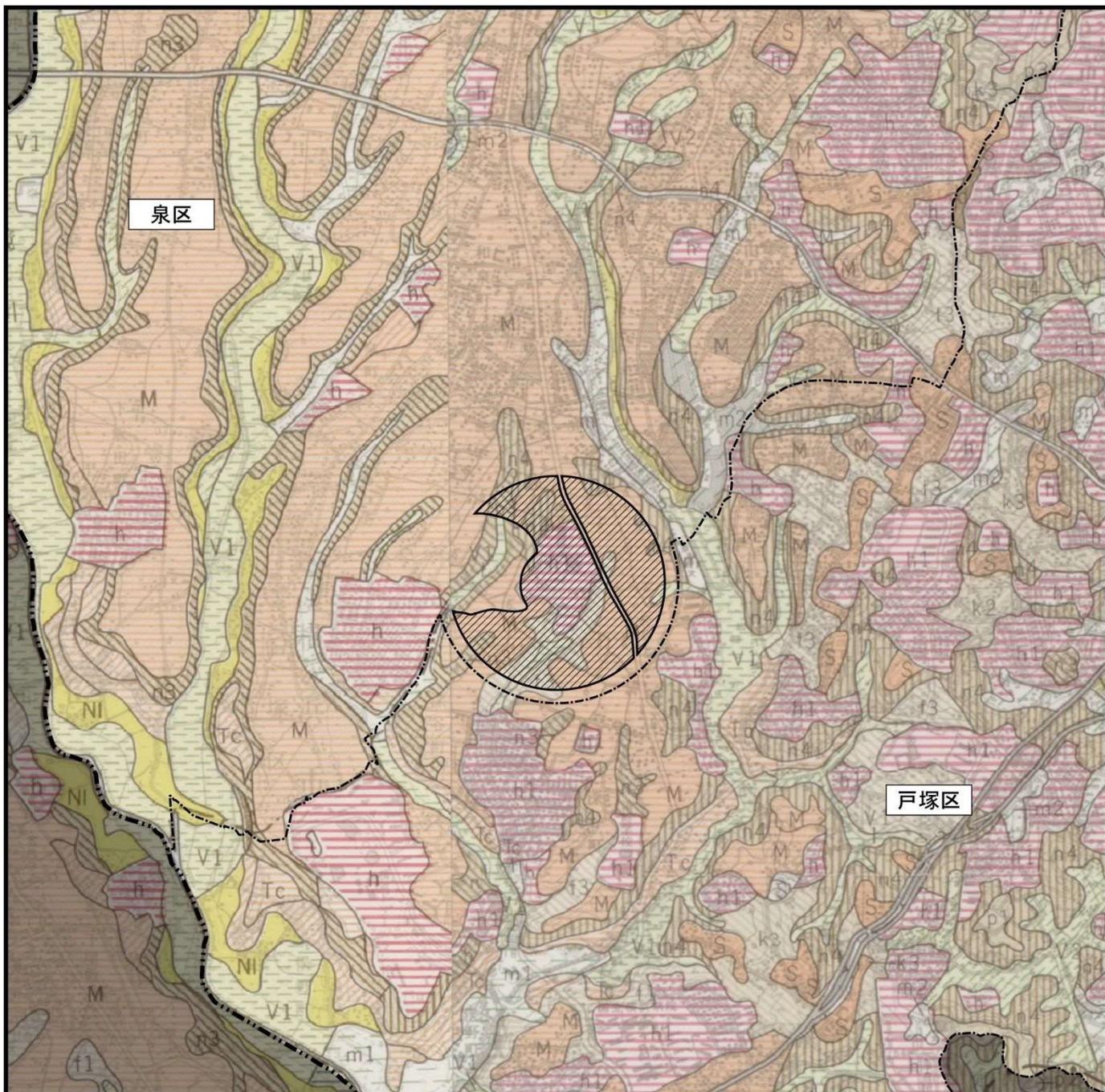
3.2.2 地形、地質、地盤の状況

1) 地形

調査区域の地形分類の状況は、図 3.2.2.1 及び表 3.2.2.1 に示すとおりです。

地形分類図によると、対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第1集（新装版）-危機にある地形-」（2000年12月、小泉武栄・青木賢人編）、「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」（2002年3月、小泉武栄・青木賢人編）の保存すべき地形はありません。



凡 例

 : 対象事業実施区域

 : 市 境

 : 区 境



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料 A : 「土地分類基本調査 (5 万分の 1 地形分類図) 藤沢・平塚」
(神奈川県、昭和 63 年 3 月)

資料 B : 「土地分類基本調査 (5 万分の 1 地形分類図) 横浜・東京西南部・
東京東南部・木更津」
(神奈川県、平成 3 年 3 月)

図 3.2.2.1 地形分類図

表 3.2.2.1 地形分類図（図 3.2.2.1）の凡例

資料A		資料B	
 n3	一般斜面 (8°~15°)	 p1	山頂緩斜面 (0°~3°)
 n4	一般斜面 (15°~30°)	 p2	山頂緩斜面 (3°~8°)
 M	武蔵野段丘面群 (0°~3°)	 p3	山頂緩斜面 (8°~15°)
 M	武蔵野段丘面群 (3°~8°)	 k2	山腹緩斜面 (3°~8°)
 Tc	立川段丘面群 (0°~3°)	 k3	山腹緩斜面 (8°~15°)
 Tc	立川段丘面群 (3°~8°)	 f1	山麓緩斜面 (0°~3°)
 NI	自然堤防 (0°~3°)	 f3	山麓緩斜面 (8°~15°)
 V1	谷底平野 (0°~3°)	 n3	一般斜面 (8°~15°)
 V2	谷底平野 (3°~8°)	 n4	一般斜面 (15°~30°)
 Fp1	氾濫平野 (0°~3°)	 S	下末吉段丘面群 (0°~3°)
 Ar1	旧河道 (0°~3°)	 S	下末吉段丘面群 (3°~8°)
 h	平坦化地 (0°~3°)	 M	武蔵野段丘面群 (0°~3°)
 m1	盛土地 (0°~3°)	 M	武蔵野段丘面群 (3°~8°)
	国道・主要地方道	 Tc	立川段丘面群 (0°~3°)
	地形界	 Tc	立川段丘面群 (3°~8°)
		 NI	自然堤防 (0°~3°)
		 V1	谷底平野 (0°~3°)
		 V2	谷底平野 (3°~8°)
		 h1	平坦化地 (0°~3°)
		 m1	盛土地 (0°~3°)
		 m2	盛土地 (3°~8°)
			国道・主要地方道
			地形界

※ 表の凡例中に示す () 内の数値は、斜面区分を示します。

斜面区分：(0° ~3°) (3° ~8°) (8° ~15°) (15° ~30°)

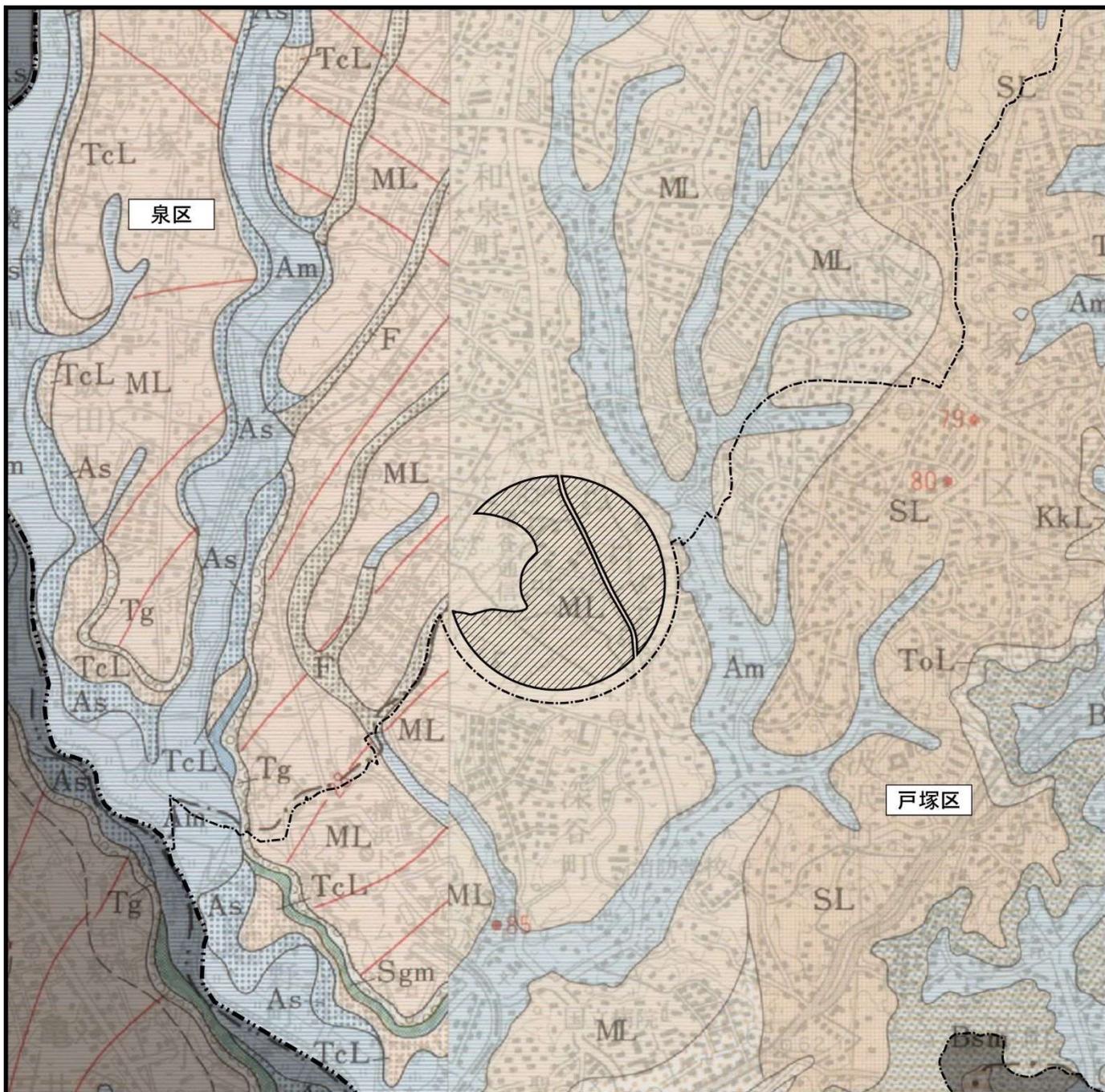
資料 A：「土地分類基本調査（5 万分の 1 地形分類図）藤沢・平塚」（神奈川県、昭和 63 年 3 月）

資料 B：「土地分類基本調査（5 万分の 1 地形分類図）横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県、平成 3 年 3 月）

2) 地質

調査区域の表層地質の状況は、図 3.2.2.2 及び表 3.2.2.2 に示すとおりです。

表層地質図によると、対象事業実施区域の地質は、火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されています。



凡例

▨ : 対象事業実施区域

--- : 市境

- - - : 区境



1:25,000

資料A: 「土地分類基本調査 (5万分の1 表層地質図) 藤沢・平塚」
(神奈川県、昭和63年3月)

資料B: 「土地分類基本調査 (5万分の1 表層地質図) 横浜・東京西南部・
東京東南部・木更津」
(神奈川県、平成3年3月)

図 3.2.2.2 表層地質図

表 3.2.2.2 表層地質図（図 3.2.2.2）の凡例

資料A		資料B	
	埋め立て土		泥を主とする／低湿地堆積物
	泥を主とし砂を含む／沖積層		火山灰・礫及び砂／立川ローム層・立川礫層
	砂、礫を主とし泥を含む／沖積層		火山灰・礫及び砂 ／武蔵野ローム層・武蔵野礫層
	火山灰層（スコリアを含む）／立川ローム層		火山灰・礫及び砂／小原台砂礫層・善行礫層
	火山灰層（軽石・スコリア層を挟む） ／武蔵野ローム層		火山灰・泥、砂及び礫 ／下末吉ローム層・下末吉層
	礫、砂／新期段丘礫層		火山灰・泥、砂及び礫 ／土橋・土屋ローム層・戸塚層、寺尾層
	泥を主とし砂を挟む ／下部～上部多摩ローム相当層（水成層）		火山灰・泥、砂及び礫 ／山王台ローム層・上倉田層
	ローム層の基底の等高度曲線		泥、砂及び礫／平戸ローム層・屏風が浦層
			泥、砂及び礫／長沼層
			ボーリングの位置番号

資料 A：「土地分類基本調査（5 万分の 1 表層地質図）藤沢・平塚」（神奈川県、昭和 63 年 3 月）

資料 B：「土地分類基本調査（5 万分の 1 表層地質図）横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県、平成 3 年 3 月）

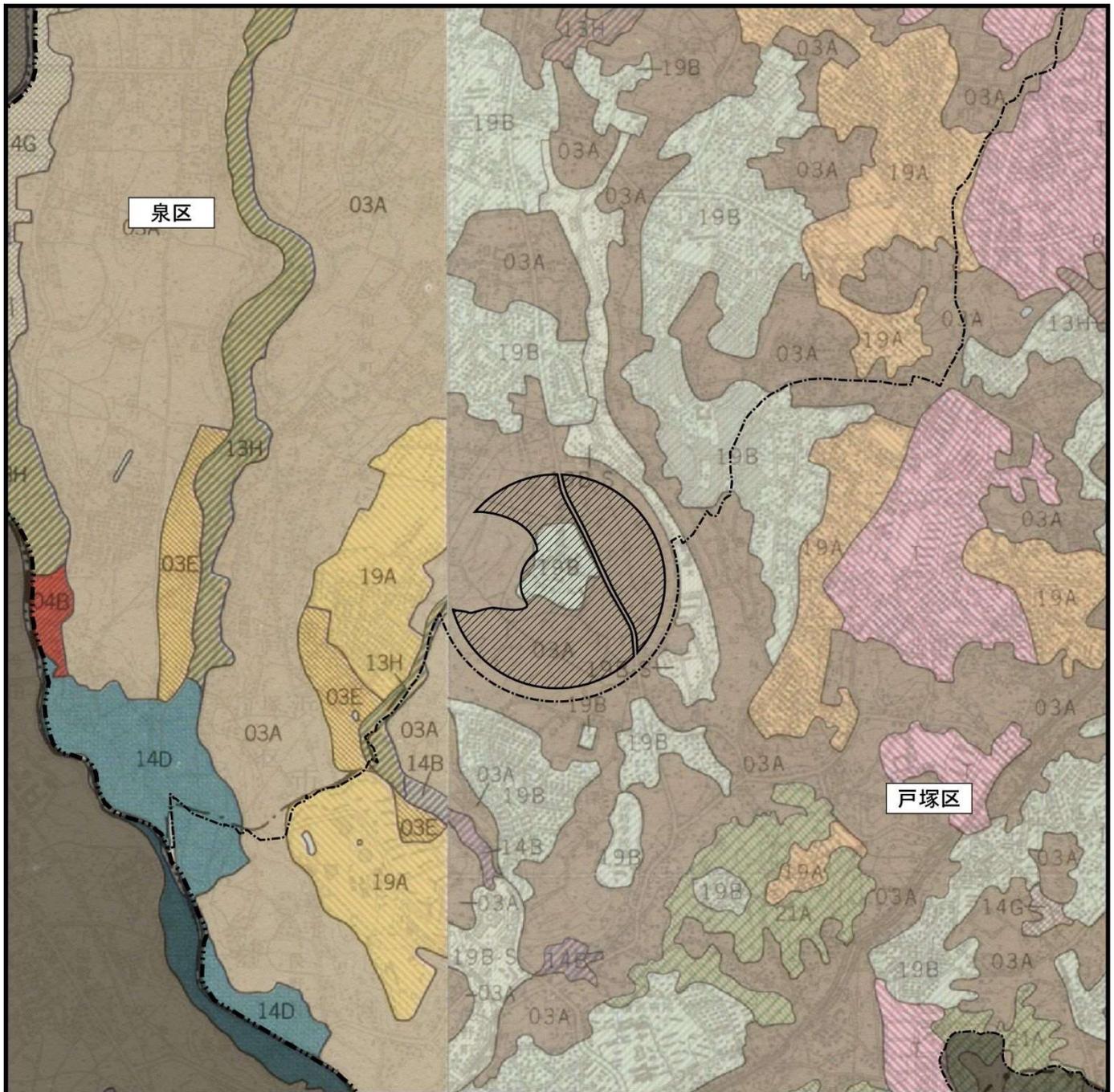
3) 地盤

調査区域の土壌の状況は、図 3.2.2.3 及び表 3.2.2.3 に示すとおりです。

土壌図によると、対象事業実施区域の土壌は、大部分に厚層多腐植質黒ボク土があり、一部にその他の人工改変低地土があります。

調査区域の軟弱地盤の状況は、図 3.2.2.4 に示すとおりです。

軟弱地盤図によると、対象事業実施区域の地盤は、大部分に丘陵地及び台地面があり、一部に軟弱地盤層厚 0～5m があります。



凡 例

: 対象事業実施区域

: 市 境

: 区 境



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料 A : 「土地分類基本調査 (5 万分の 1 土壤図) 藤沢・平塚」
(神奈川県、昭和 63 年 3 月)

資料 B : 「土地分類基本調査 (5 万分の 1 土壤図) 横浜・東京西南部・
東京東南部・木更津」
(神奈川県、平成 3 年 3 月)

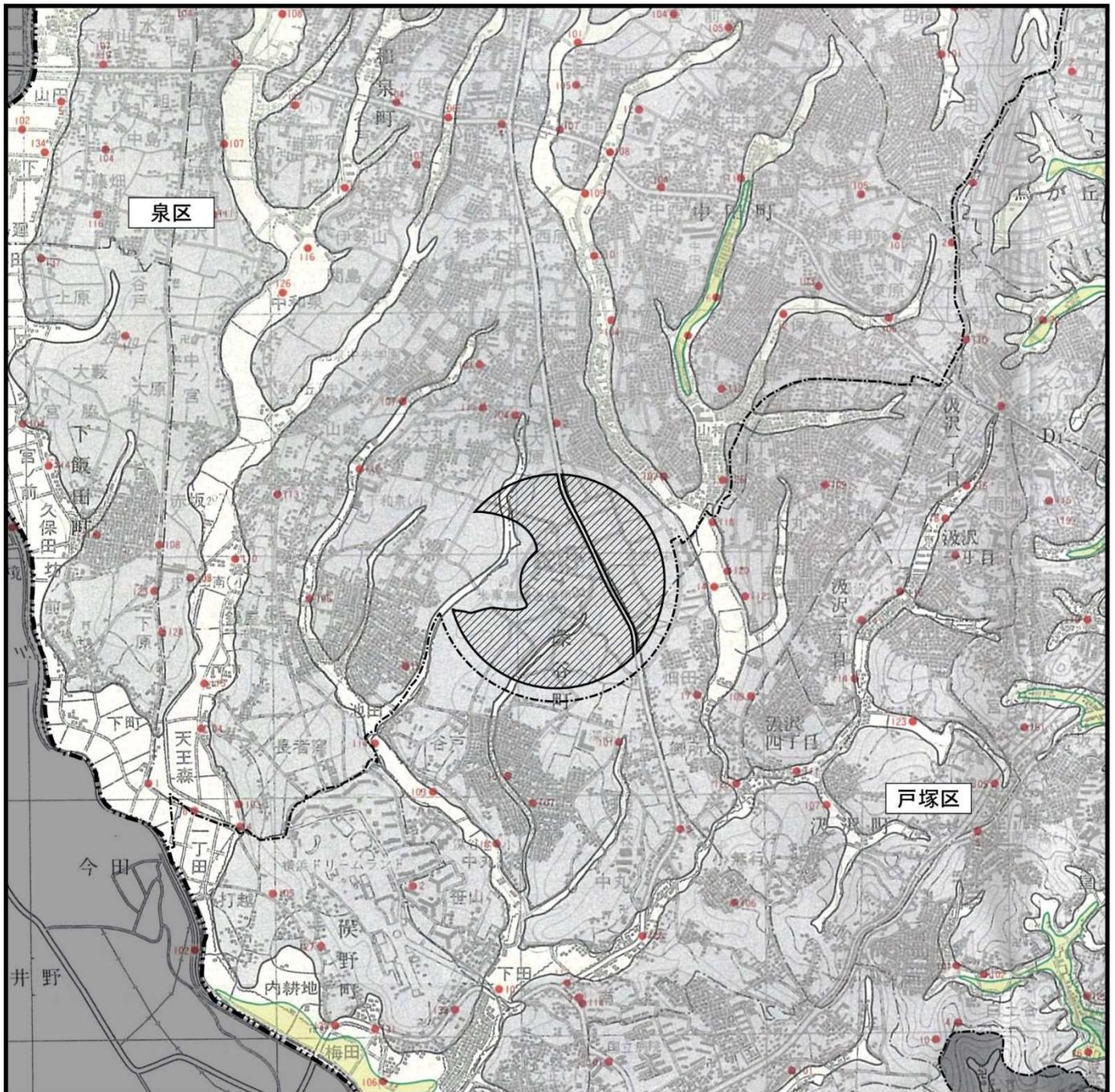
図 3.2.2.3 土壤図

表 3.2.2.3 土壤図（図 3.2.2.3）の凡例

資料A		資料B	
03A	厚層多腐植質黒ボク土	21A	黒ボク土
03E	淡色黒ボク土	03A	厚層多腐植質黒ボク土
04B	厚層腐植質多湿黒ボク土	13H	灰色低地土・下層有機質
13H	灰色低地土・下層有機質	14B	中粗粒強グライ土
14B	中粗粒強グライ土	14G	グライ土・下層有機質
14D	細粒グライ土	15	黒泥土
14G	グライ土・下層有機質	19B-S	元水田
19A	人工改変台地土	19B	その他の人工改変低地土
		19A	その他の人工改変台地土
		T	大規模造成地

資料 A：「土地分類基本調査（5 万分の 1 土壤図）藤沢・平塚」（神奈川県、昭和 63 年 3 月）

資料 B：「土地分類基本調査（5 万分の 1 土壤図）横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県、平成 3 年 3 月）



凡例

- | | | | |
|---|------------|---|-----------------|
|  | : 対象事業実施区域 |  | : 軟弱地盤層厚 0~5 m |
|  | : 市境 |  | : 軟弱地盤層厚 5~10 m |
|  | : 区境 |  | : ボーリング地点 |
| | |  | : 丘陵地及び台地面 |



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：「横浜市地盤図集」（横浜市、平成8年）

図 3.2.2.4 軟弱地盤図

3.2.3 水循環の状況

1) 河川

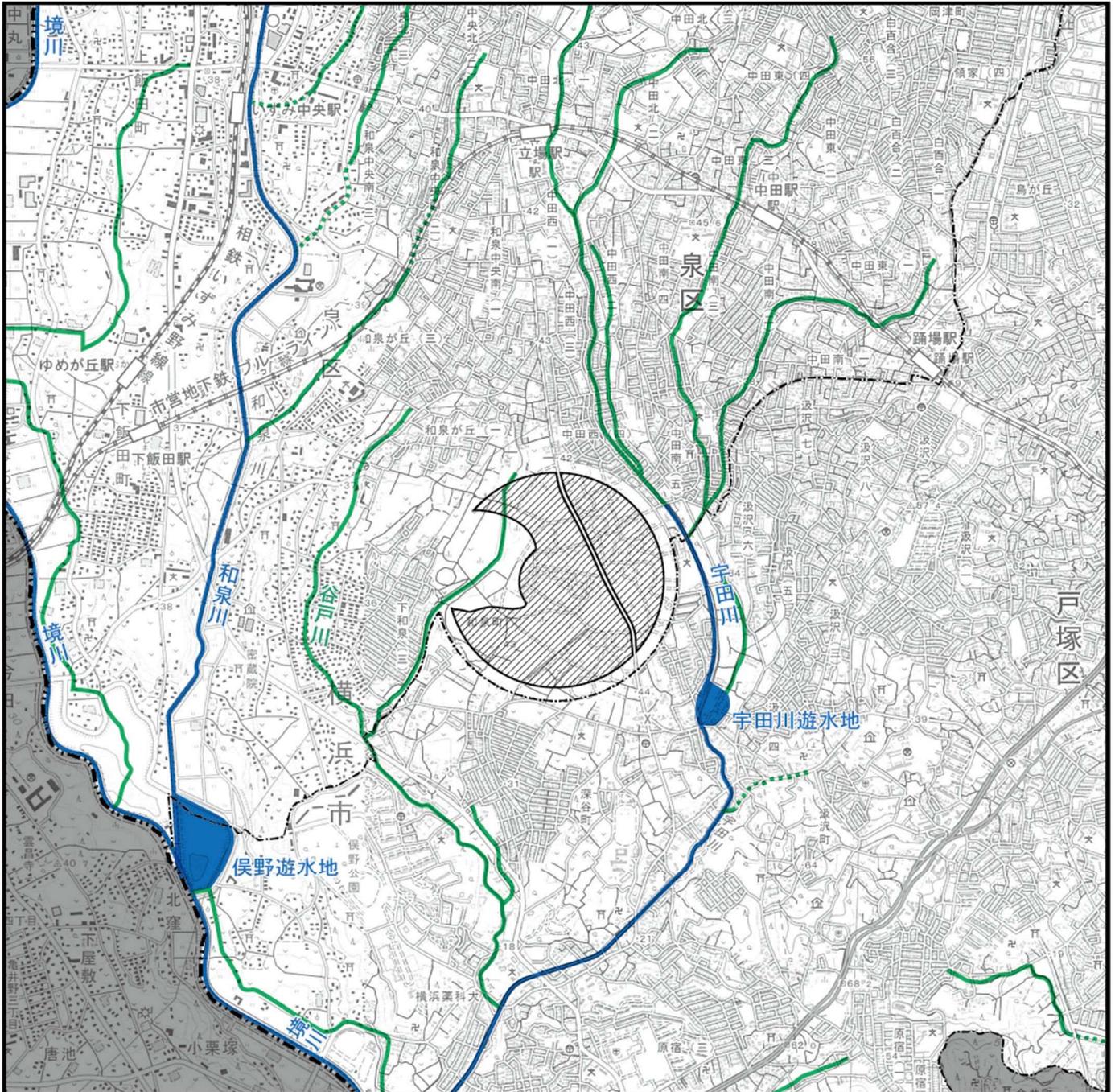
調査区域にある河川の状況は、表 3.2.3.1 及び図 3.2.3.1 に示すとおりです。

対象事業実施区域の西側には二級河川の境川と和泉川が、東側には二級河川の宇田川があります。

表 3.2.3.1 河川の状況

河川区分	水系名	河川名	延長 (m)	流域面積 (km ²)
二級河川	境川	境川	52,140	191.95
		宇田川	3,830	11.86
		和泉川	9,510	11.46

資料：「令和2年度土地統計資料集」（神奈川県政策局政策部土地水資源対策課、令和3年3月）



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 二級河川
-  : その他河川
-  : 公共下水道



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.3.1 河川図

資料：「国土数値情報（河川データ）」（国土交通省、令和3年4月調べ）
「横浜市河川図」（横浜市道路局河川部、平成23年3月）

2) 湧水

調査区域における湧水の状況は、表 3.2.3.2 及び図 3.2.3.2 に示すとおりです。

調査区域において、湧水は泉区で3地点、戸塚区で2地点あります。

表 3.2.3.2 湧水の状況

行政区分	番号	名称	所在地
泉区	1	天王森泉公園	和泉町 308-1
	2	四ツ谷湧水	和泉町 1279 付近
	3	わきみずの森	下和泉四丁目 35
戸塚区	4	戸塚公園	戸塚町 2420-2
	5	谷矢部池公園	矢部町 1996

資料：加藤良昭・下村光一郎・飯塚貞男（2008）「横浜市の湧水特性」（横浜市環境科学研究所報第 32 号）

「泉区散策ガイド 水と緑と歴史の散歩道」（泉区総務部地域振興課、平成 28 年 11 月）

「下和泉湧き水を守る会資料」（下和泉湧き水を守る会、令和 3 年 4 月調べ）

「横浜市の都市公園データ集」（横浜市ホームページ、令和 3 年 4 月調べ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-   : 湧水
-  : 市境
-  : 区境



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：加藤良昭・下村光一郎・飯塚貞男（2008）「横浜市の湧水特性」
 （横浜市環境科学研究所報第32号）
 「泉区散策ガイド 水と緑と歴史の散歩道」
 （泉区総務部地域振興課、平成28年11月）
 「下和泉湧き水を守る会資料」（下和泉湧き水を守る会、令和3年4月調べ）
 「横浜市の都市公園データ集」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）

図 3.2.3.2 湧水の位置

3.2.4 植物、動物の状況

1) 植物

調査区域における現存植生は図 3.2.4.1 に、潜在自然植生は図 3.2.4.2 に、特別緑地保全地区は図 3.2.4.3 に示すとおりです。

現存植生図によると、調査区域は、大部分に「市街地」及び「緑の多い住宅地」があり、一部に「畑雑草群落」があります。対象事業実施区域は、大部分に「ゴルフ場・芝地」及び「畑雑草群落」があり、一部に「クヌギ・コナラ群集」があります。

潜在自然植生図によると、調査区域は、大部分に「シラカシ群集・典型亜群集」及び「シラカシ群集・ケヤキ亜群集」があります。対象事業実施区域は、大部分に「シラカシ群集・典型亜群集」があり、一部に「シラカシ群集・ケヤキ亜群集」及び「ハンノキ群落」が分布しています。

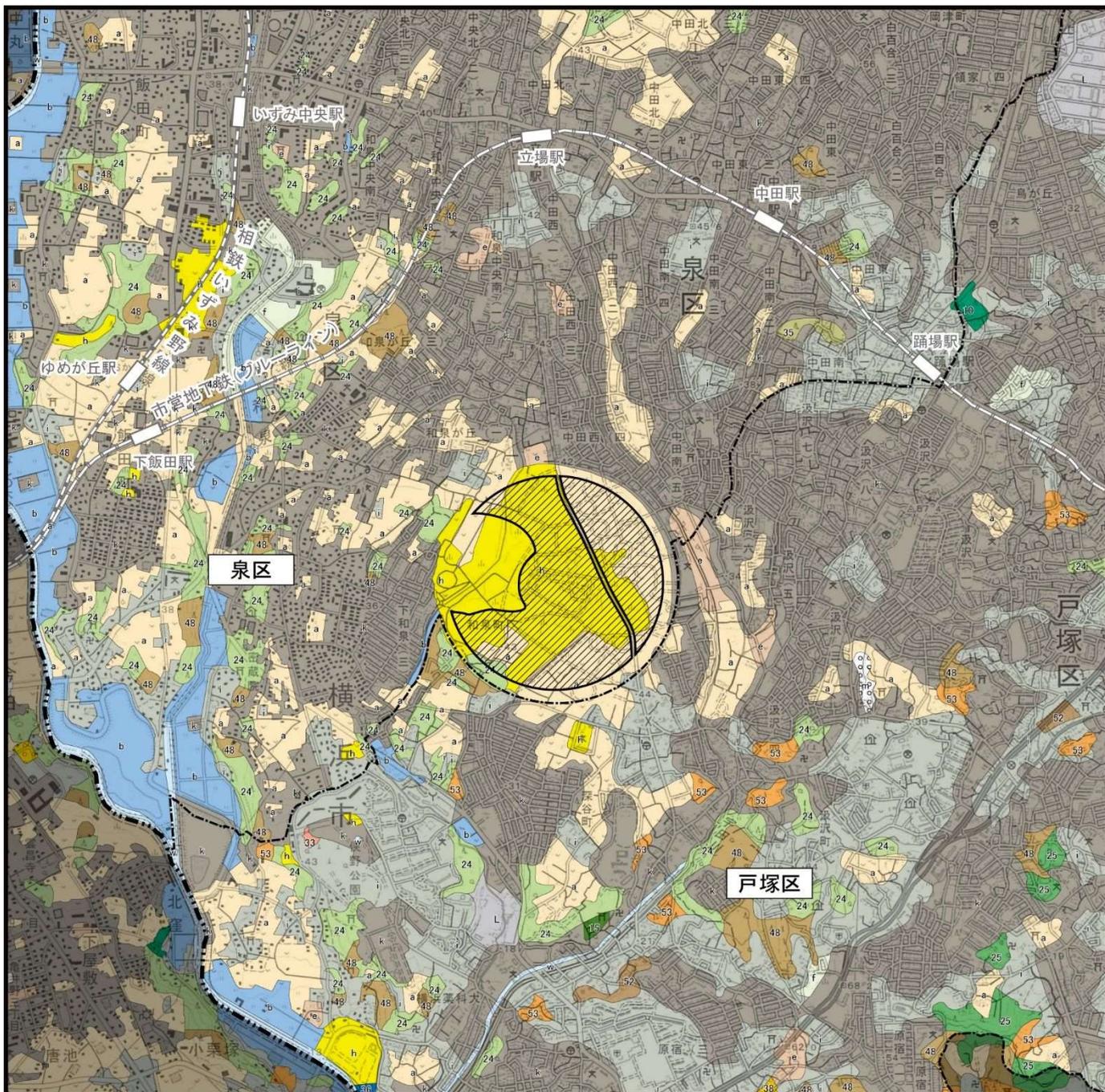
調査区域には、表 3.2.4.1 に示すとおり、特別緑地保全地区が指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には存在しません。また、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）に記載された神奈川県のレッドデータ植物群落（群落複合）や、「神奈川県レッドリスト〈植物編〉2020」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、令和 2 年 10 月）に記載された植物群落、「自然環境保全基礎調査」（環境省）により選定された「特定植物群落」はありません。

一方、調査区域には、表 3.2.4.2 及び図 3.2.4.4 に示すとおり、本市の名木古木保存事業により指定された名木古木が 36 本ありますが、対象事業実施区域には存在しません。

表 3.2.4.1 特別緑地保全地区

行政区分	番号	名称	面積 (ha)	指定年月日
泉区	1	鯉ヶ久保特別緑地保全地区	1.7	平成 17 年 3 月 15 日
	2	古橋特別緑地保全地区	2.2	当初 平成 23 年 8 月 5 日 変更 平成 25 年 2 月 5 日
	3	鍋屋特別緑地保全地区	1.1	平成 25 年 2 月 5 日
	4	和泉町関島特別緑地保全地区	1.5	平成 28 年 7 月 5 日
	5	和泉町天王森特別緑地保全地区	0.6	平成 28 年 7 月 5 日
戸塚区	6	汲沢四丁目特別緑地保全地区	0.7	平成 26 年 2 月 5 日

資料：「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区」（横浜市ホームページ、令和 3 年 4 月調べ）



凡例

: 対象事業実施区域

: 市境

: 区境

- | | | |
|-------------------------|----------------|-----------|
| : 10. シラカン群集 | : 52. その他植林 | : L. 工場地帯 |
| : 15. ヤブコウジースダジイ群集 | : 53. 竹林 | : m. 造成地 |
| : 24. クヌギ・コナラ群集 | : h. ゴルフ場・芝地 | : w. 開放水域 |
| : 25. オニシバリ・コナラ群集 | : f. 路傍・空地雑草群落 | |
| : 33. 伐採跡地群落 (V I I) | : e. 果樹園 | |
| : 35. アカメガシワ・カラスザンショウ群落 | : a. 畑雑草群落 | |
| : 36. ミソソバ・ヨシ群落 | : b. 水田雑草群落 | |
| : 38. 低木群落 | : k. 市街地 | |
| : 48. スギ・ヒノキ・サワラ植林 | : i. 緑の多い住宅地 | |

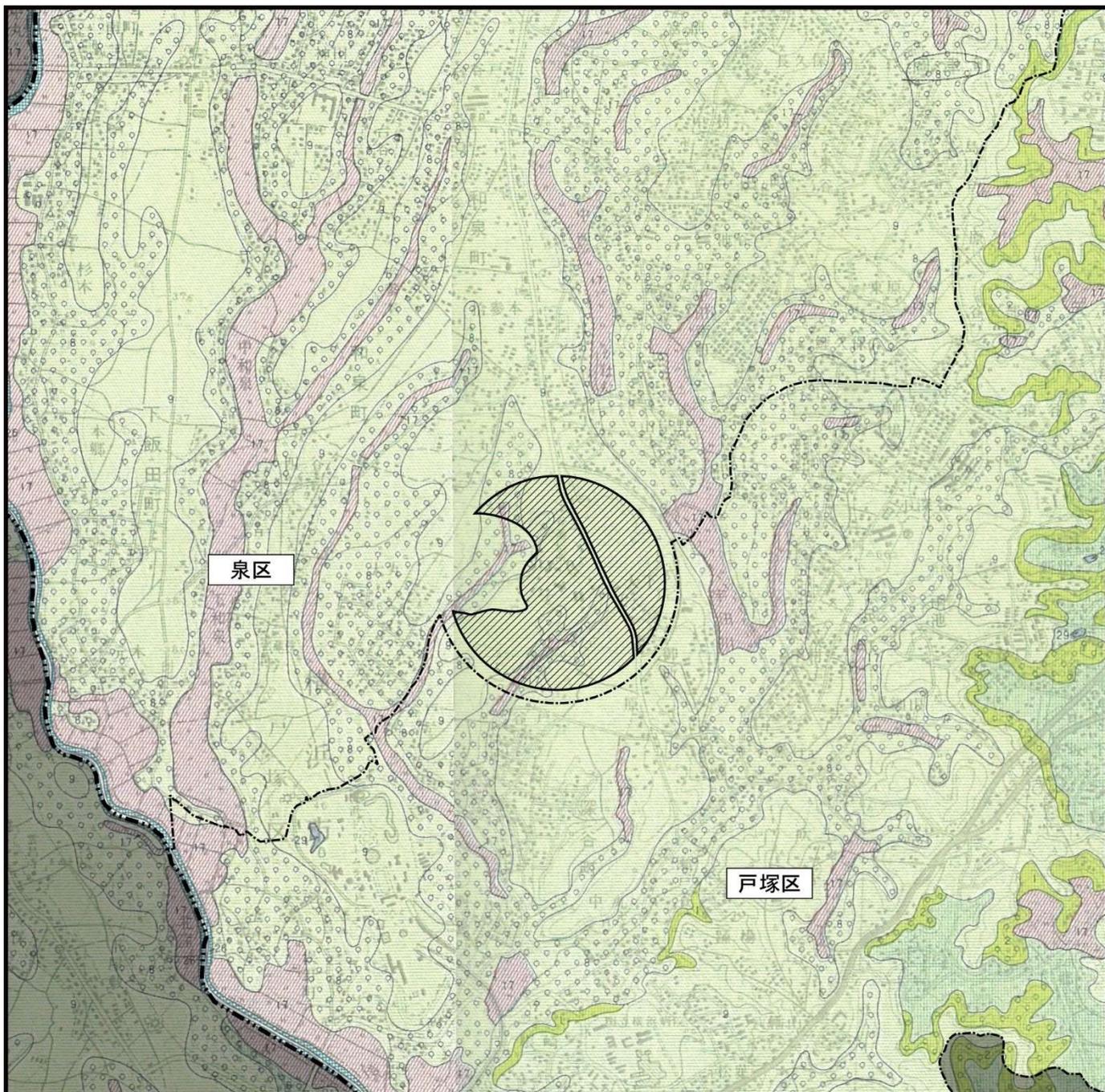


0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.4.1 現存植生図

資料：「自然環境調査Web-GIS(第6-7回自然環境保全基礎調査植生調査)」
(環境省自然環境局生物多様性センター)



凡 例

: 対象事業実施区域

: 市 境

: 区 境

資料A	資料B

- : ヤブコウジースダジイ群集・典型皿群集
- : ヤブコウジースダジイ群集・アカガシ皿群集
- : シラカシ群集・ケヤキ皿群集
- : シラカシ群集・典型皿群集
- : ハンノキ群落
- : セリークサヨシ群集・ツルヨシ群集
(河辺草本植物群落)
- : ウキクサクラス及びヒルムシロクラス
(開放水域植物群落)



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.4.2 潜在自然植生図

資料A : 「神奈川県潜在自然植生図 (藤沢)」 (神奈川県教育委員会、昭和50年)
 資料B : 「神奈川県潜在自然植生図 (戸塚)」 (神奈川県教育委員会、昭和50年)



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 特別緑地保全地区



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.4.3 特別緑地保全地区図

資料：「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区」
(横浜市ホームページ、令和3年4月調べ)

表 3.2.4.2 名木古木一覧表

行政区分	番号	所在地	樹種	樹齡 (年)	樹高 (m)	目通周 (m)
泉区	1	和泉町 2299-イ	スダジイ	750	12.3	5.8
	2	和泉町 3193	イチョウ	390	30.0	3.8
		和泉町 3193	イトヒバ	390	25.0	3.5
		和泉町 3193	イトヒバ	390	20.0	2.8
	3	和泉町 3253	シラカシ	350	27.0	1.8
	4	下飯田町 743	イチョウ	420	30.5	4.8
	5	中田町 3365	イチョウ	190	20.0	3.3
		中田町 3365	イチョウ	190	20.0	2.9
		中田町 3365	サカキ	220	10.0	0.8
	6	和泉町 3051	キンモクセイ	420	12.0	2.3
	7	中田東三丁目 22-21	サルスベリ	380	4.0	2.1
	8	中田南一丁目 1385-1	シラカシ	300	16.0	2.7
		中田南一丁目 1385-1	ケヤキ	300	14.0	2.1
	9	和泉町 2313 番	チャボヒバ	120	6.0	0.85
10	和泉町 2312 番 1	ケヤキ	150	22.0	2.1	
	和泉町 2312 番 1	ケヤキ	180	25.0	2.1	
戸塚区	11	汲沢四丁目 32-6	イチョウ	180	32.0	3.7
		汲沢四丁目 32-6	シダレザクラ	110	6.0	1.7
	12	深谷町 1026	モミ	160	25.0	2.5
		深谷町 1026	ヒノキ	140	22.0	2.6
		深谷町 1026	スダジイ	110	25.0	2.7
	13	原宿三丁目 17-8	スダジイ	240	10.0	3.5
		原宿三丁目 17-8	スダジイ	240	8.0	2.7
		原宿三丁目 17-8	スダジイ	240	10.0	3.1
		原宿三丁目 17-8	スダジイ	240	8.0	2.5
		原宿三丁目 17-8	スダジイ	240	10.0	2.2
		原宿三丁目 17-8	スダジイ	240	10.0	5.4
	14	汲沢町 1273	モミノキ	180	30.0	2.5
	15	汲沢町 251	ケンボナシ	130	12.0	1.1
		汲沢町 251	ケヤキ	380	18.0	4.5
	16	汲沢町 398-2	モチノキ	310	8.5	2.0
	17	俣野町 585-1	タイサンボク	120	16.0	2.0
		俣野町 585-1	サルスベリ	120	8.5	1.2
俣野町 585-1		シラカシ	200	7.5	2.3	
俣野町 585-1		モチノキ	200	7.5	1.5	
俣野町 585-1		イトヒバ	150	18.0	2.3	

※平成 31 年 3 月 13 日現在

資料：「名木古木に指定された樹木一覧」

(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課、令和 3 年 4 月調べ)



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 名木古木



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.4.4 名木古木位置図

資料：「名木古木に指定された樹木一覧」
(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課、令和3年4月調べ)

2) 動物

現存植生図（図 3.2.4.1 P3-18 参照）によると、調査区域は、大部分が「市街地」及び「緑の多い住宅地」であり、一部に「畑雑草群落」があります。対象事業実施区域は、大部分に「ゴルフ場・芝地」及び「畑雑草群落」があり、一部に「クヌギーコナラ群集」があります。

調査区域には「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）に記載された、神奈川県における絶滅のおそれのある地域個体群は存在しません。

なお、「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成 4 年 3 月）及び「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（平成 28 年 3 月）において報告されている調査区域周辺の主な動物相の確認状況は、表 3.2.4.3 に示すとおりです。哺乳類はノウサギ、タヌキ、イタチ、アナグマが、鳥類はヤマドリ、タカブシギ、オオヨシキリ、アオジ等が、魚類はコイ、アブラハヤ、ドジョウ等が、底生動物はマシジミ、ハグロトンボ等が確認されています。

表 3.2.4.3 調査区域周辺で確認されている主な動物相の一覧

調査項目	主な確認種	
	資料①	資料②
哺乳類	ノウサギ、タヌキ、イタチ、アナグマ	—
鳥類	コサギ、カルカモトビ、コジュケイ、ヤマドリ、キジ、コトドリ、タカブシギ、イソシギ、コアジサシ、キジハト、カワセミ、コゲラ、ヒバリ、ツバメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、タヒバリ、ヒヨドリ、モズ、ジョウビタキ、ツグミ、ウグイス、オオヨシキリ、セッカ、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、カシラダカ、アオジ、カラヒトリ、シメ、スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシホソガラ、ハシブトガラス	—
魚類	—	コイ、オイカワ、カワムツ、アブラハヤ、タモロコ、ドジョウ、ホウズナ、オオヨシキリ、トウヨシホリ類
底生動物	—	ナミウスミシ、アメリカツノウスミシ、ヒメタニシ、カワニナ、ヒメノアライイ、サカマキガイ、タイワンシジミ、マシジミ、エラミズシ、ヌマヒル、シマイシビル、ミスミシ、フロリダマシシヨコエビ、ヤマトヌマエビ、ミナミテナカエビ、ヒラテナカエビ、スシエビ、アメリカザリガニ、モクスガニ、フタバコカゲロウ、サホコカゲロウ、フタモンコカゲロウ、シロハラコカゲロウ、ウスイロフトビゲコカゲロウ、ウデマカリコカゲロウ、シロタニカワカゲロウ、エラブタマダラカゲロウ、アジイトトンボ、ハグロトンボ、ダビドサナエ、オナガサナエ、アメンボ、コガタシマトビケラ、ナミコガタシマトビケラ、ウルマーシマトビケラ等

資料①：「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成 4 年 3 月）

資料②：「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所、平成 28 年 3 月）

表 3.2.4.3 に示した動物相について、表 3.2.4.4 に示す資料より選定を行いました。選定基準との比較を行った結果、調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種は、表 3.2.4.5 に示すとおりです。イタチの哺乳類 1 種、ヤマドリ、タカブシギ等の鳥類 12 種、コイやアブラハヤ等の魚類 5 種、マシジミ、ハグロトンボの底生生物 2 種が確認されています。

表 3.2.4.4 注目すべき種の選定基準（動物）

	文献及び法律名	選定基準となる区分	記号
1	「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）	特別天然記念物 天然記念物	国特 天然
2	「神奈川県文化財保護条例」 （昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）	県指定天然記念物	県天
3	「横浜市文化財保護条例」 （昭和 62 年、横浜市条例第 53 号）	市指定天然記念物	市天
4	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）	国際希少野生動植物種 国内希少野生動植物種 緊急指定種	国際 国内 緊急
5	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省、令和 2 年 3 月）」	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧 I 類 絶滅危惧 I A 類 絶滅危惧 I B 類 絶滅危惧 II 類 準絶滅危惧 情報不足	EX EW CR+EN CR EN VU NT DD
6	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧 I 類 絶滅危惧 I A 類 絶滅危惧 I B 類 絶滅危惧 II 類 準絶滅危惧 減少種 希少種 要注意種 注目種 情報不足 不明種	EX EW CR+EN CR EN VU NT 減少 希少 要注 注目 DD 不明

表 3.2.4.5 調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種

項目	目名	科名	種名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6※2
哺乳類	ネコ目	イタチ科	イタチ						NT
鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ						VU ^{a, b}
		チドリ目	チドリ科	コチドリ					
	シギ科		タカブシギ					VU	NT ^b
	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ						減少 ^a
		ツバメ科	ツバメ						減少 ^a
		セキレイ科	キセキレイ						減少 ^a
			セグロセキレイ						減少 ^a
		モズ科	モズ						減少 ^a
		ウグイス科	オオヨシキリ						VU ^a
			セッカ						減少 ^{a, b}
ホオジロ科		アオジ						VU ^a	
アトリ科	カワラヒワ						減少 ^a		
魚類	コイ目	コイ科	コイ						DD
			アブラハヤ						NT
		ドジョウ科	ドジョウ					NT	
	スズキ目	ハゼ科	ボウズハゼ						NT
オオヨシノボリ								NT	
底生動物	マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ					VU	
	トンボ目	カワトンボ科	ハグロトンボ						要注

※1 「選定基準及びランク」1～6は、表 3.2.4.4 の文献を参照。

※2 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）において、鳥類は繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。

a：繁殖期、b：非繁殖期

3) 農地

調査対象地域における自然的土地利用面積は、表 3.2.4.6 に示すとおり、泉区では 447ha の農地があり、戸塚区では 290ha の農地があります。

調査区域における農地の状況は、図 3.2.4.5 に示すとおりです。調査区域には多くの農地が分布しておりますが、対象事業実施区域には農地が分布していません。

表 3.2.4.6 農地の状況

項目	面積 (ha)	
	泉区	戸塚区
農地	447	290

資料：「横浜市 土地利用のあらまし 平成 26・27 年度」（横浜市建築局企画部都市計画課、平成 30 年 4 月）



凡 例

- | | |
|--|---|
|  : 対象事業実施区域 |  : 農 地 |
|  : 市 境 |  : 山 林 |
|  : 区 境 |  : 河川・水路・水面 |
|  : 鉄道路線 |  : 荒地・海浜・法面等 |
| |  : 道路用地 |
| |  : その他 |



0 250 500 1,000
m

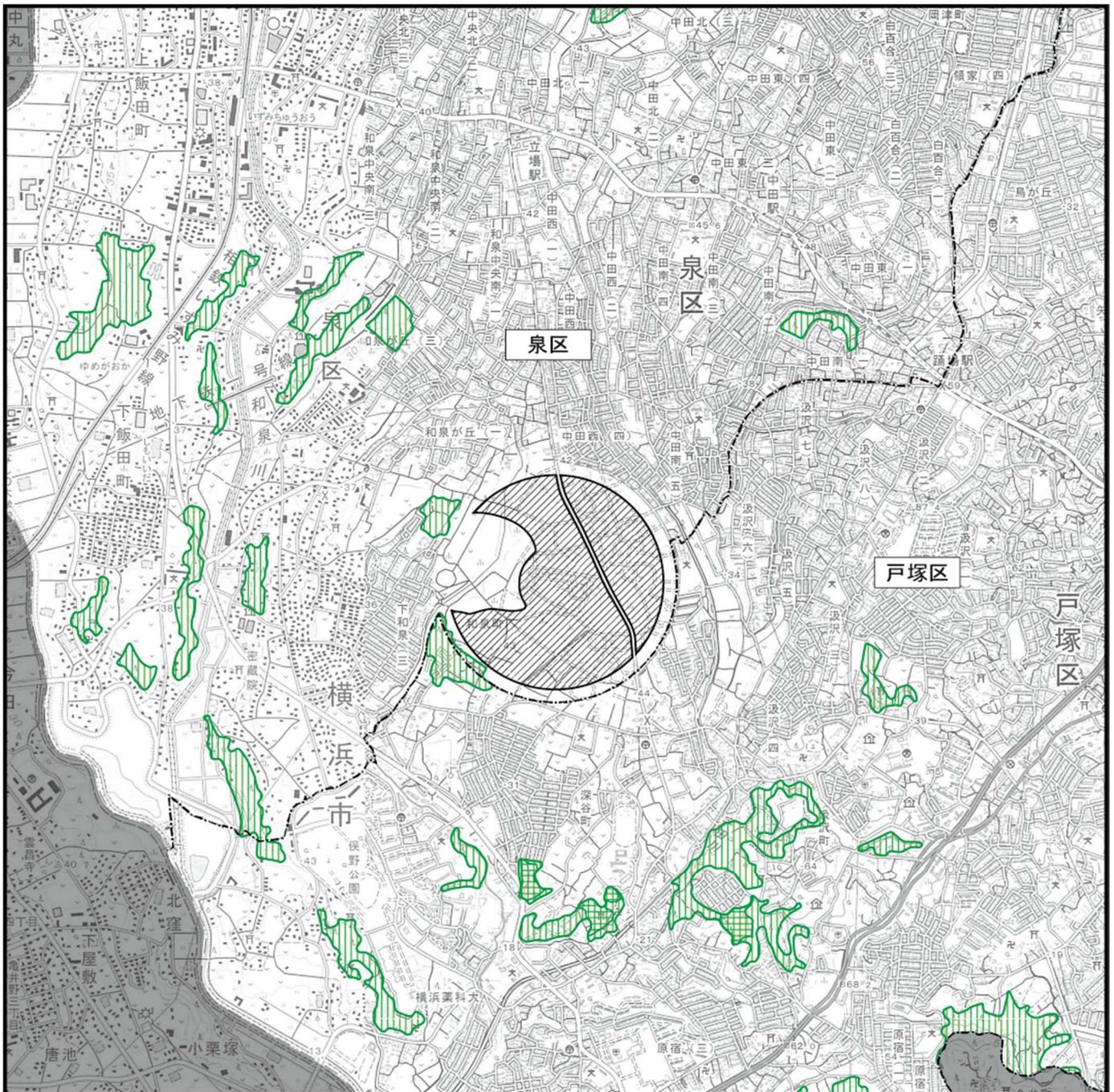
1:25,000

図 3.2.4.5 農地の状況

資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成 26・27 年度」
(横浜市建築局企画部都市計画課、平成 30 年 4 月)

4) 森林

調査区域における地域森林計画対象民有林及び保安林の分布状況は、図 3.2.4.6 に示すとおりです。調査区域には多くの地域森林計画対象民有林及び保安林が分布しておりますが、対象事業実施区域には分布していません。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 地域森林計画対象民有林
- : 市 境
- : 保安林
- : 区 境
- : 鉄道路線



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.4.6 森林地域の状況

資料：「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通省、令和3年4月調べ）

5) 生態系

調査区域には、表 3.2.4.7 及び図 3.2.4.7 に示すとおり、本市の「緑の 10 大拠点」に指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区（横浜市水と緑の基本計画）や環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺（生物多様性保全上重要な里地里山）があります。対象事業実施区域は、2つの地区に含まれています。

表 3.2.4.7 生態系の状況

番号	名称	所在地	備考
1	下和泉・東俣野・深谷周辺地区 (横浜市水と緑の基本計画)	横浜市戸塚区・泉区	緑の 10 大拠点
2	下和泉・東俣野・深谷周辺 (生物多様性保全上重要な里地里山)	横浜市戸塚区・泉区	

資料：「横浜市水と緑の基本計画」（横浜市環境創造局政策調整部政策課、平成 28 年 6 月）
「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ、令和 3 年 4 月調べ）



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 下和泉・東俣野・深谷周辺地区（横浜市水と緑の基本計画）
-  : 下和泉・東俣野・深谷周辺（生物多様性保全上重要な里地里山）



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.4.7 生態系の状況

資料：「横浜市水と緑の基本計画」（横浜市環境創造局政策調整部政策課、平成 28 年 6 月）
「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ、令和 3 年 4 月調べ）

3.2.5 人口、産業の状況

1) 人口

調査対象地域における人口の状況は、表 3.2.5.1 及び表 3.2.5.2 に示すとおりです。

泉区では、人口は約 15.2 万人、世帯数は約 6.2 万世帯、一世帯当りの人員は約 2.4 人、人口密度は 6,445 人/km² となっています。戸塚区では、人口は約 28.1 万人、世帯数は約 12.0 万世帯、一世帯当りの人員は約 2.4 人、人口密度は 7,863 人/km² となっています。

平成 27 年から令和元年の人口等の推移をみると、本市では、人口、世帯数ともに増加傾向です。泉区では、人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向です。戸塚区では、人口、世帯数ともに増加傾向です。

表 3.2.5.1 人口等の現況

行政区分	面積 (km ²)	世帯数 (戸)	人口 (人)	1世帯当り 人員(人)	人口密度 (人/km ²)
横浜市	435.43	1,710,900	3,748,781	2.19	8,609
泉区	23.56	62,189	151,855	2.44	6,445
戸塚区	35.70	119,519	280,700	2.35	7,863

※令和元年10月1日現在

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局総務部統計情報課、令和3年4月調べ）

表 3.2.5.2 人口等の推移

行政区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
横浜市	人口(人)	3,724,844	3,731,293	3,733,234	3,740,172	3,748,781
	世帯数(戸)	1,645,618	1,660,256	1,673,662	1,690,932	1,710,900
泉区	人口(人)	154,025	153,715	153,212	152,459	151,855
	世帯数(戸)	60,707	61,176	61,500	61,844	62,189
戸塚区	人口(人)	275,283	275,813	276,926	278,975	280,700
	世帯数(戸)	113,421	114,566	115,861	117,774	119,519

※令和元年10月1日現在

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局総務部統計情報課、令和3年4月調べ）

2) 産業

調査対象地域における産業大分類別事業所数及び従業者数は表 3.2.5.3 に、農業、工業、商業の生産状況は表 3.2.5.4～表 3.2.5.6 に示すとおりです。

泉区では、事業所数は「卸売業、小売業」、従業者数は「医療、福祉」が最も多く、戸塚区では、事業所数、従業者数ともに「卸売業、小売業」が最も多くなっています。また、農業において、農家数や経営耕地面積は、泉区は戸塚区よりも多く、工業、商業において、事業所数や製造品出荷額、年間商品販売額は、戸塚区は泉区よりも多くなっています。

表 3.2.5.3 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類		横浜市		
		泉区	戸塚区	
全産業（公務を除く）	事業所数	114,930	3,618	5,944
	従業者数	1,475,974	35,760	86,491
農業、林業	事業所数	163	18	15
	従業者数	1,403	96	73
漁業	事業所数	—	—	—
	従業者数	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	事業所数	—	—	—
	従業者数	—	—	—
建設業	事業所数	10,713	628	695
	従業者数	89,498	3,738	5,531
製造業	事業所数	6,271	194	291
	従業者数	131,338	2,084	9,264
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数	49	—	3
	従業者数	3,234	—	203
情報通信業	事業所数	1,979	33	75
	従業者数	65,952	88	4,563
運輸業、郵便業	事業所数	3,212	66	103
	従業者数	90,846	1,669	3,255
卸売業、小売業	事業所数	26,784	724	1,388
	従業者数	294,029	7,714	18,502
金融業、保険業	事業所数	1,694	31	84
	従業者数	33,663	407	1,354
不動産業、物品賃貸業	事業所数	10,285	219	445
	従業者数	51,368	728	2,163
学術研究、専門・技術サービス業	事業所数	6,116	148	244
	従業者数	67,125	499	3,080
宿泊業、飲食サービス業	事業所数	14,426	299	681
	従業者数	147,486	2,939	8,047
生活関連サービス業、娯楽業	事業所数	9,481	322	582
	従業者数	62,414	1,658	3,285
教育、学習支援業	事業所数	4,549	185	285
	従業者数	61,771	1,666	3,895
医療、福祉	事業所数	12,151	564	740
	従業者数	220,968	11,187	17,744
複合サービス事業	事業所数	379	15	20
	従業者数	5,097	195	215
サービス業(他に分類されないもの)	事業所数	6,678	172	293
	従業者数	149,782	1,092	5,317

※平成28年6月1日現在

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局総務部統計情報課、令和3年4月調べ）

表 3.2.5.4 農業の概要

行政区分	農家数(戸)			経営耕地面積(a)
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,451	2,029	1,422	187,754
泉区	375	263	112	28,373
戸塚区	314	188	126	18,909

※平成27年2月1日現在

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局総務部統計情報課、令和3年4月調べ）

表 3.2.5.5 工業の概要

行政区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	付加価値額 (万円)
横浜市	2,268	89,286	405,481,317	100,933,605
泉区	72	1,485	3,268,152	1,649,081
戸塚区	117	7,373	17,162,444	6,213,365

※令和元年6月1日現在

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局総務部統計情報課、令和3年4月調べ）

表 3.2.5.6 商業の概要

行政区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	売場面積 (㎡)
横浜市	18,925	203,816	857,963,002	2,585,562
泉区	535	6,191	14,474,174	93,265
戸塚区	1,073	14,265	47,131,957	226,402

※平成26年7月1日現在

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局総務部統計情報課、令和3年4月調べ）

3.2.6 土地利用の状況

調査対象地域における都市計画区域及び用途地域の指定状況は表 3.2.6.1 に、調査区域における用途地域は、図 3.2.6.1 に示すとおりです。

泉区では総面積が、23.5 km²となっており、戸塚区は 35.8 km²となっています。都市計画区域のうち、市街化区域が泉区は 12.6 km²、戸塚区は 23.4 km²であり、市街化調整区域が泉区は 10.9 km²、戸塚区は 12.4 km²となっています。用途地域については、住居系が泉区は 12.2 km²、戸塚区は 19.5 km²、商業系が泉区は 0.3 km²、戸塚区は 0.6 km²、工業系が泉区は 0.2 km²、戸塚区は 3.5 km²となっています。

対象事業実施区域の周辺は第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、市街化調整区域に指定されており、対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されています。

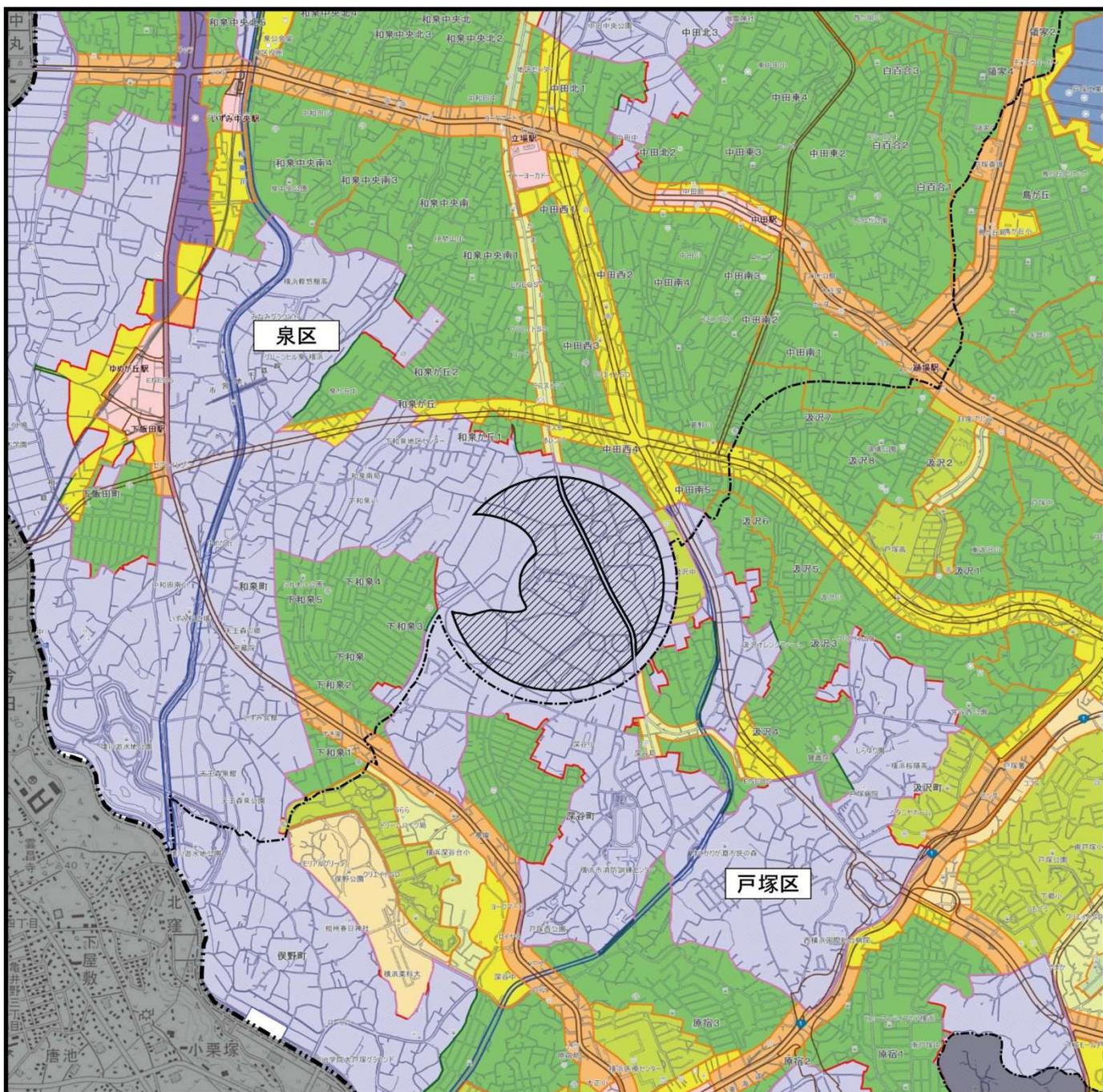
表 3.2.6.1 都市計画区域及び用途地域（令和元年度）

(単位：km²)

行政区分		横浜市	泉区	戸塚区	
都市計画区域	総面積	436.5	23.5	35.8	
	市街化区域	337.4	12.6	23.4	
	市街化調整区域	99.1	10.9	12.4	
用途地域	総面積	337.1	12.6	23.4	
	住居系	第 1 種低層住居専用地域	137.0	8.6	9.7
		第 2 種低層住居専用地域	1.7	0.1	0.1
		第 1 種中高層住居専用地域	26.8	0.7	2.2
		第 2 種中高層住居専用地域	17.7	0.3	1.1
		第 1 種住居地域	46.2	1.4	3.3
		第 2 種住居地域	5.3	0.1	0.9
		準住居地域	14.9	1.0	2.2
	小計	249.6	12.2	19.5	
	商業系	近隣商業地域	14.3	0.3	0.3
		商業地域	19.3	—	0.3
		小計	33.6	0.3	0.6
	工業系	準工業地域	18.4	0.2	1.5
		工業地域	17.0	—	2.0
		工業専用地域	18.5	—	—
		小計	53.9	0.2	3.5

※ 総数は都市計画決定に基づく数値とし、区ごとの面積は小数点第 2 位で四捨五入し、数値が 0.1 未満のものは 0.1 に切上げた数値です。

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局総務部統計情報課、令和 3 年 4 月調べ）



凡例

- | | | | |
|---|----------------|---|-----------|
|  | : 対象事業実施区域 |  | : 準住居地域 |
|  | : 市境 |  | : 近隣商業地域 |
|  | : 区境 |  | : 準工業地域 |
|  | : 第1種低層住居専用地域 |  | : 工業地域 |
|  | : 第2種低層住居専用地域 |  | : 市街化調整区域 |
|  | : 第1種中高層住居専用地域 |  | : 用途界 |
|  | : 第2種中高層住居専用地域 |  | : 道路界 |
|  | : 第1種住居地域 |  | : 地番界 |
|  | : 第2種住居地域 |  | : 地形地物界等 |



0 250 500 1,000 m

1:25,000

図 3.2.6.1 用途地域図

資料：「横浜市行政地図情報提供システム i-マップ（まちづくり地図情報）」
 （横浜市建築局企画部都市計画課、令和3年4月調べ）

3.2.7 交通、運輸の状況

1) 道路交通

調査区域における主要道路の状況は図 3.2.7.1 に、交通量の状況は表 3.2.7.1 に示すとおりです。

調査区域には、対象事業実施区域を南北に通過する県道 402 号（阿久和鎌倉）があり、続いて県道 403 号（菖蒲沢戸塚）があります。また、対象事業実施区域の北側には県道 22 号（横浜伊勢原）が、西側には環状 4 号線が、南東側には国道 1 号線があります。

県道 402 号（阿久和鎌倉）の交通量（昼間 12 時間）は、弥生台の観測地点 11 においては約 8,800 台（平成 27 年度）、泉区和泉町の観測地点 12 においては約 7,900 台（平成 22 年度）となっています。また、国道 1 号線の交通量（昼間 12 時間）は、戸塚区原宿二丁目 22-5（戸塚）の観測地点 2 においては他の道路に比べ多く 40,000 台（平成 27 年度）を超えています。県道 22 号（横浜伊勢原）の交通量（昼間 12 時間）は、和泉坂上の観測地点 7 においては比較的多く 20,000 台（平成 27 年度）を超えています。

また、調査区域におけるバス路線は図 3.2.7.2 に示すとおり、天台観光、神奈中バスの 2 社が運行しています。

表 3.2.7.1 交通量の状況（平日 12 時間）

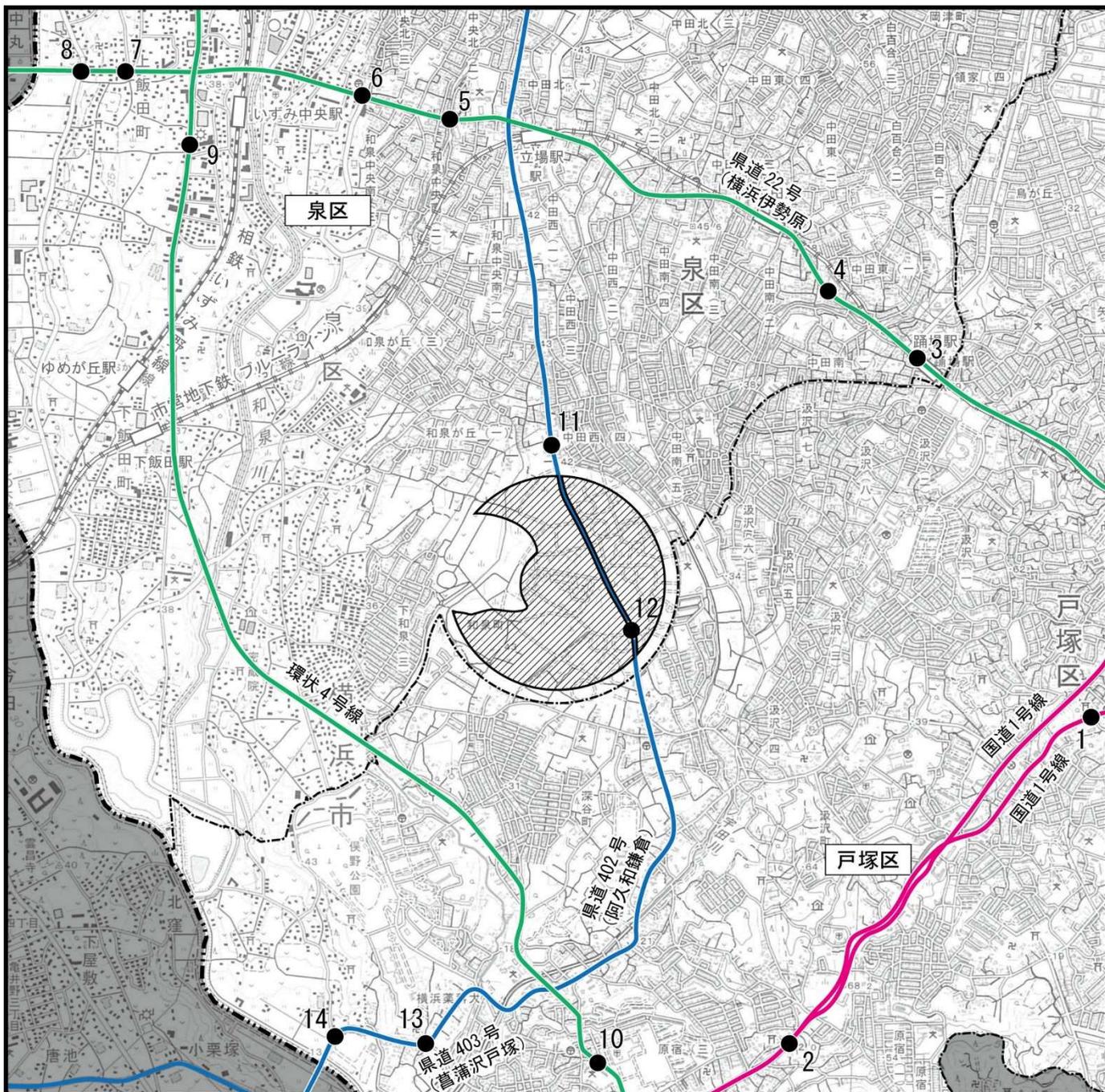
路線名	観測地点		平成 22 年度				平成 27 年度			
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	大型車 混入率 (%)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	大型車 混入率 (%)
国道 1 号線	1	戸塚警察署下	8,516	979	9,495	10.3	8,656	1,036	9,692	10.7
	2	戸塚区原宿二丁目 22-5	—	—	—	—	33,560	6,828	40,388	16.9
県道 22 号（横浜伊勢原）	3	泉区中田東一丁目 1	19,321	3,576	22,897	15.6	—	—	—	—
	4	立場	—	—	—	—	13,262	2,828	16,090	17.6
	5	立場	13,159	2,638	15,797	16.7	—	—	—	—
	6	和泉坂上	—	—	—	—	18,482	3,571	22,053	16.2
	7	和泉坂上	—	—	—	—	16,867	3,499	20,366	17.2
	8	泉区高倉 2170	12,845	3,453	16,298	21.2	—	—	—	—
環状 4 号線	9	和泉坂上	—	—	—	—	12,336	1,931	14,267	13.5
	10	深谷	—	—	—	—	13,185	2,720	15,905	17.1
県道 402 号（阿久和鎌倉）	11	弥生台	—	—	—	—	8,048	750	8,798	8.5
	12	泉区和泉町	7,187	737	7,924	9.3	—	—	—	—
県道 403 号（菖蒲沢戸塚）	13	深谷	—	—	—	—	8,606	2,199	10,805	20.4
	14	戸塚区俣野町 155	10,555	1,501	12,056	12.5	9,244	1,401	10,645	13.2

※1 表中の観測地点の番号は図 3.2.7.1 に対応します。

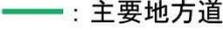
※2 交通量は、昼間（午前 7 時～午後 7 時）の 12 時間交通量を示しています。

資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省、平成 29 年 6 月）

「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省、平成 23 年 9 月）



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 一般国道
-  : 主要地方道
-  : 一般県道
-  : 交通量観測地点

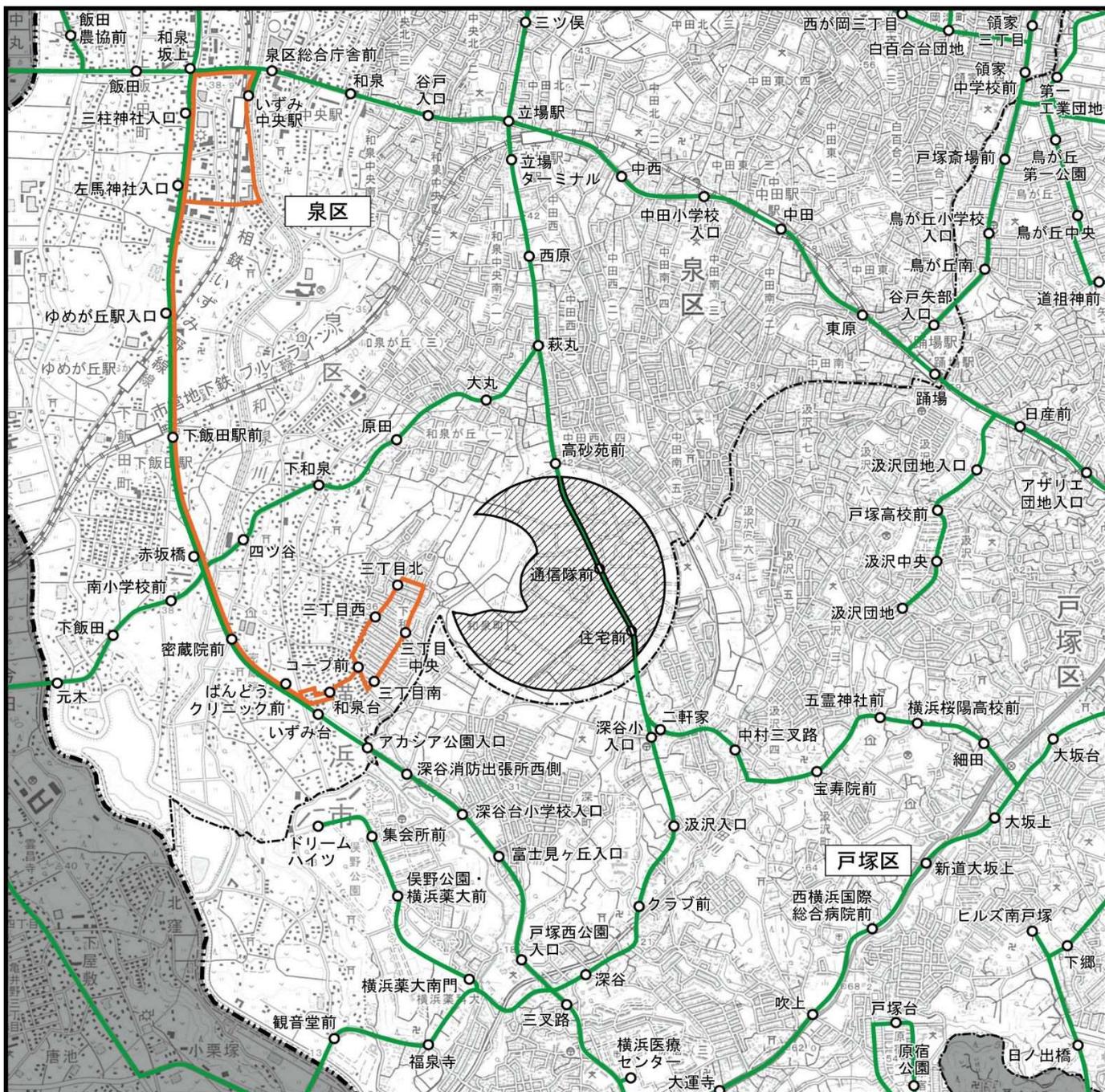


0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省、平成29年6月）
 「平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」
 （国土交通省、平成23年9月）

図 3.2.7.1
 主要道路網及び交通量調査地点



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市境
-  : 区境
-  : 神奈中バス
-  : 天台観光
-  : バス停留所



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料:「泉区バスマップ」(横浜市泉区総務部区政推進課企画調整係、令和2年1月)
「戸塚営業所路線図」(神奈川中央交通株式会社、令和2年11月)

図 3.2.7.2 バス路線図

2) 鉄道

調査区域における鉄道網の状況は、図 3.2.7.3 に示すとおりです。

調査区域においては、相鉄いずみ野線及び市営地下鉄ブルーラインがあります。

また、調査区域における鉄道駅及び乗車人員は、表 3.2.7.2 に示すとおりです。

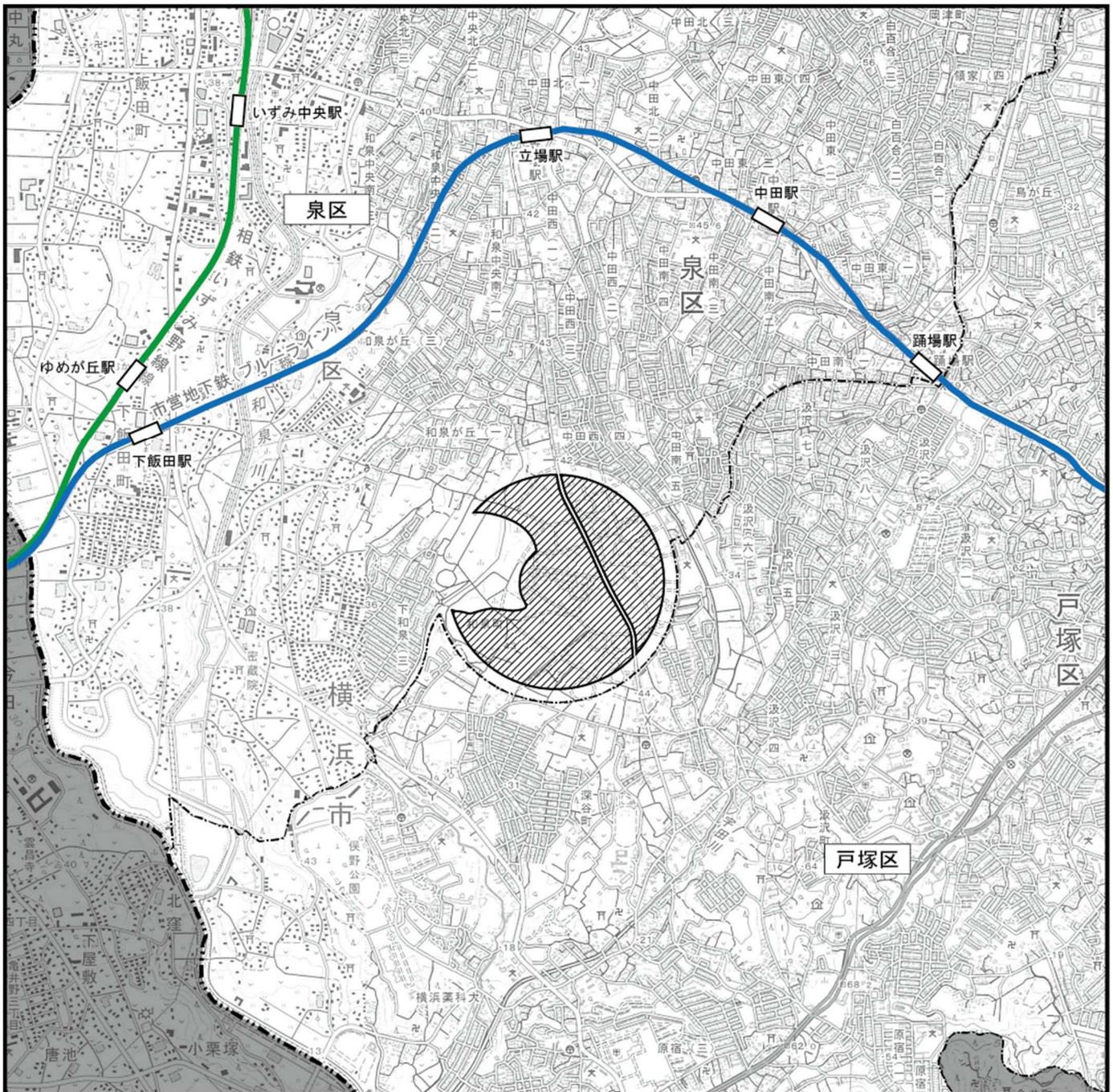
過去5年間の推移をみると、調査区域に位置する駅の乗車人員は、概ね横ばい傾向にあります。

表 3.2.7.2 鉄道駅の乗車人員（1日平均）

(単位：人)

路線	駅名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相鉄いずみ野線	ゆめが丘駅	1,131	1,155	1,101	1,097	1,104
	いずみ中央駅	7,915	7,962	8,042	8,121	8,151
市営地下鉄 ブルーライン	下飯田駅	3,145	3,240	3,277	3,321	3,314
	立場駅	11,079	11,276	11,179	11,787	11,209
	中田駅	8,662	8,865	9,016	9,248	8,962
	踊場駅	9,192	9,396	9,409	9,431	9,546

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局総務部統計情報課、令和3年4月調べ）



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 市営地下鉄ブルーライン
-  : 相鉄いずみ野線



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.7.3 鉄道網図

資料：「国土数値情報（鉄道データ）」（国土交通省、令和3年4月調べ）

3.2.8 公共施設等の状況

1) 教育施設等

調査区域における教育施設等は表 3.2.8.1 (1) ～ (3) と図 3.2.8.1 に示すとおりです。

調査区域において、泉区では保育所・幼稚園・認定こども園が32施設、小学校が8校、中学校が4校、高等学校が1校あります。戸塚区では保育所・幼稚園・認定こども園が16施設、小学校が9校、中学校が5校、高等学校が2校、専修学校が1校、大学が1校あります。

対象事業実施区域の周辺には、なかよしこども園 (I30)、横浜市立深谷小学校 (T21)、横浜市立汲沢中学校 (T28) 等があります。

表 3.2.8.1 (1) 教育施設等

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	保育所 幼稚園 認定こども園	I01	くるみ保育園	下和泉五丁目 18 番 15 号
		I02	立場エンゼル保育園	和泉町 4088-1
		I03	ふたば保育園	和泉町 1368
		I04	苗場保育園	下和泉一丁目 10 番 10 号
		I05	にじいろ保育園いずみ中央	和泉中央北五丁目 11-5
		I06	もも保育園	中田西二丁目 25-30
		I07	エンゼルおおぞら保育園	和泉中央北二丁目 2-7
		I08	御霊神社保育園	中田北三丁目 42-2
		I09	白梅いずみ保育園	上飯田町 874-1
		I10	白百合愛児園	中田東一丁目 41-2
		I11	中田保育園	中田西三丁目 33-6
		I12	白梅保育園	中田南五丁目 6-20
		I13	YMCA 山手台保育園アルク	領家二丁目 11-1
		I14	GENKIDS いずみ中央保育園	和泉中央南五丁目 13-1
		I15	泉の郷保育園いずみ(本園)	和泉中央北三丁目 1-5
		I16	泉の郷保育園いずみ(分園)	和泉中央北二丁目 16-35
		I17	泉の郷保育園なかだ	中田南二丁目 15 番 35 号
		I18	えんがわ	下和泉一丁目 10-23
		I19	中田いちご保育園	中田西四丁目 35-28 戸塚第 3 タワーメントマンション 102
		I20	ベイキッズおひさま保育園	中田東一丁目 37-12 イーストコート B
		I21	立場らびっと保育園	和泉中央北二丁目 2-29 グリーンヴィラ和泉町 102
		I22	中田駅前 はまっこ保育園	中田南三丁目 2-21
		I23	サクラフェリーチェ保育園	中田北一丁目 1-27
		I24	中田ひまわり保育室	中田東四丁目 51-6
		I25	認可外保育室ひまわり	中田南一丁目 19-13 ビューバレー踊場 206
		I26	英明幼稚園	和泉中央南三丁目 2-56

表 3.2.8.1 (2) 教育施設等

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	保育所 幼稚園 認定こども園	I27	皐月幼稚園	中田西二丁目 2-12
		I28	幼保連携型認定こども園 泉ヶ丘幼稚園	和泉が丘三丁目 9-1
		I29	認定こども園いづみ幼稚園	和泉中央南四丁目 17-36
		I30	なかよしこども園	下和泉三丁目 27-11
		I31	認定こども園 ふじづかようちえん ・ふじづかまいくえん	下飯田町 892
		I32	鳩の森愛の詩とことこ保育園	和泉中央南五丁目 4-11
	小学校	I33	横浜市立中和田小学校	和泉中央南四丁目 9-1
		I34	横浜市立中田小学校	中田南四丁目 4-1
		I35	横浜市立中和田南小学校	和泉町 987
		I36	横浜市立東中田小学校	中田東四丁目 43-1
		I37	横浜市立下和泉小学校	和泉町 1436
		I38	横浜市立葛野小学校	中田南五丁目 15-1
		I39	横浜市立伊勢山小学校	和泉中央南二丁目 27- 1
		I40	横浜市立西が岡小学校	西が岡三丁目 12-11
	中学校	I41	横浜市立中和田中学校	和泉中央北二丁目 5-1
		I42	横浜市立泉が丘中学校	和泉が丘三丁目 29-1
		I43	横浜市立中田中学校	中田北二丁目 20-1
		I44	横浜市立領家中学校	領家四丁目 3-1
	高等学校	I45	神奈川県立横浜修悠館高等学校	和泉町 2563
戸塚区	保育所 幼稚園 認定こども園	T01	横浜市汲沢保育園	汲沢一丁目 22-33
		T02	横浜市俣野保育園	俣野町 1403-19
		T03	おおぞらひまわり保育園	汲沢町 118
		T04	戸塚芙蓉保育所	戸塚町 4396
		T05	エミールの森ひばり保育園	戸塚町 4536 番 25
		T06	丘の上保育園	汲沢一丁目 27-6
		T07	はまっこ乳児ルーム	矢部町 2071
		T08	おおぞらどんぐり保育室	戸塚町 2230-3 ヒルズ南戸塚 4-107
		T09	小規模保育施設はまっこ	矢部町 2061
		T10	横浜医療センター さくらんぼ保育園	原宿三丁目 60-2
		T11	医療生協かながわ保育室 びーす(企業主導型保育事業)	汲沢町 1005-1
		T12	戸塚こばと幼稚園	汲沢四丁目 31-20
		T13	戸塚第二幼稚園	戸塚町 2888-8
		T14	富士見ヶ丘幼稚園	原宿四丁目 19-2

表 3.2.8.1 (3) 教育施設等

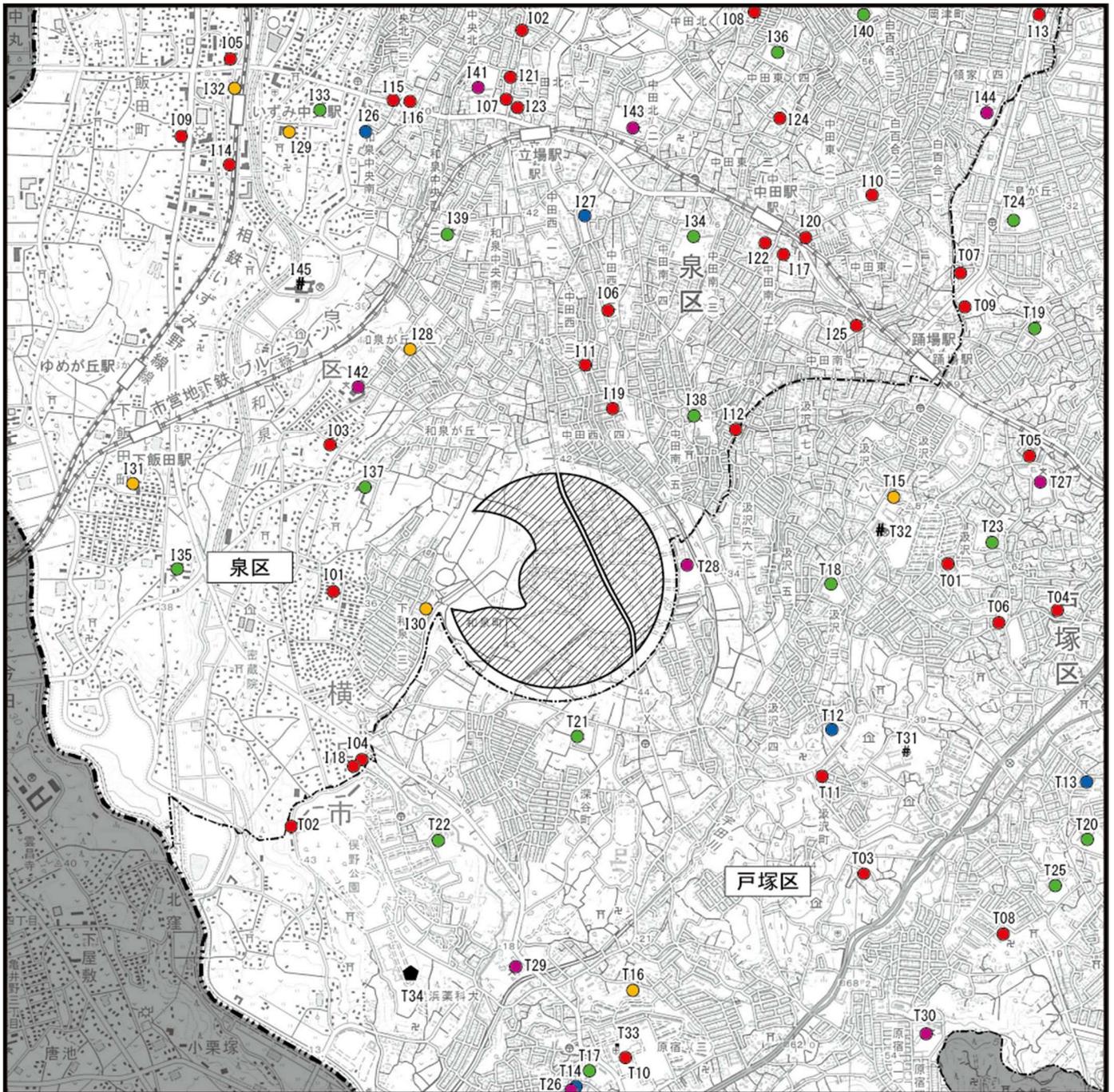
行政区分	種類	番号	名称	所在地
戸塚区	保育所 幼稚園 認定こども園	T15	幼保連携型認定こども園 みどり幼稚園	汲沢二丁目 26-14
		T16	幼保連携型認定こども園 南幼稚園	深谷町 456-6
	小学校	T17	横浜市立大正小学校	原宿四丁目 17-1
		T18	横浜市立汲沢小学校	汲沢三丁目 6-1
		T19	横浜市立矢部小学校	矢部町 1698
		T20	横浜市立南戸塚小学校	戸塚町 2790-3
		T21	横浜市立深谷小学校	深谷町 1688-2
		T22	横浜市立横浜深谷台小学校	深谷町 1312-1
		T23	横浜市立東汲沢小学校	汲沢一丁目 16-1
		T24	横浜市立鳥が丘小学校	鳥が丘 53
		T25	横浜市立下郷小学校	戸塚町 2447-2
	中学校	T26	横浜市立大正中学校	原宿四丁目 12-1
		T27	横浜市立戸塚中学校	戸塚町 4542
		T28	横浜市立汲沢中学校	汲沢町 550-2
		T29	横浜市立深谷中学校	深谷町 1071
		T30	横浜市立南戸塚中学校	戸塚町 1842-1
	高等学校	T31	神奈川県立横浜桜陽高等学校	汲沢町 973
		T32	横浜市立戸塚高等学校	汲沢二丁目 27-1
専修学校	T33	(独)国立病院機構横浜 医療センター附属横浜看護学校	原宿三丁目 60-2	
大学	T34	横浜薬科大学	俣野町 601	

資料：「保育所・保育施設情報一覧」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）

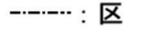
「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和3年4月調べ）

「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和3年4月調べ）

「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ、令和3年4月調べ）



凡 例

- | | | | | | |
|---|------------|---|----------|---|--------|
|  | : 対象事業実施区域 |  | : 保育園 |  | : 中学校 |
|  | : 市 境 |  | : 幼稚園 |  | : 高等学校 |
|  | : 区 境 |  | : 認定こども園 |  | : 専修学校 |
| | |  | : 小学校 |  | : 大学 |



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：「保育所・保育施設情報一覧」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）
 「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和3年4月調べ）
 「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和3年4月調べ）
 「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ、令和3年4月調べ）

図 3.2.8.1 教育施設等

2) 主な医療機関

調査区域における主な医療機関は、表 3.2.8.2 及び図 3.2.8.2 に示すとおりです。

調査区域において、泉区には主な医療機関はありません。戸塚区には主な医療機関が4施設あります。

対象事業実施区域の周辺には、主な医療機関はありません。

表 3.2.8.2 主な医療機関

行政区分	種類	番号	名称	所在地
戸塚区	病院	T01	西横浜国際総合病院	汲沢町 56
		T02	医療生協かながわ生活協同組合 戸塚病院	汲沢町 1025-6
		T03	独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	原宿三丁目 60-2
	一般診療所 (有床)	T04	わかば医院	深谷町 55-71

資料：「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 主な医療機関



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.8.2 主な医療機関

資料：「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」
(横浜市ホームページ、令和3年4月調べ)

3) 主な官公庁等

調査区域における主な官公庁等は、表 3.2.8.3 及び図 3.2.8.3 に示すとおりです。

調査区域において、泉区には区役所が 1 施設、消防署が 2 施設、郵便局が 3 施設あり、戸塚区には警察署が 1 施設、消防署が 2 施設、郵便局が 5 施設あります。

対象事業実施区域の周辺には、横浜和泉南郵便局（I04）、横浜深谷郵便局（T08）等があります。

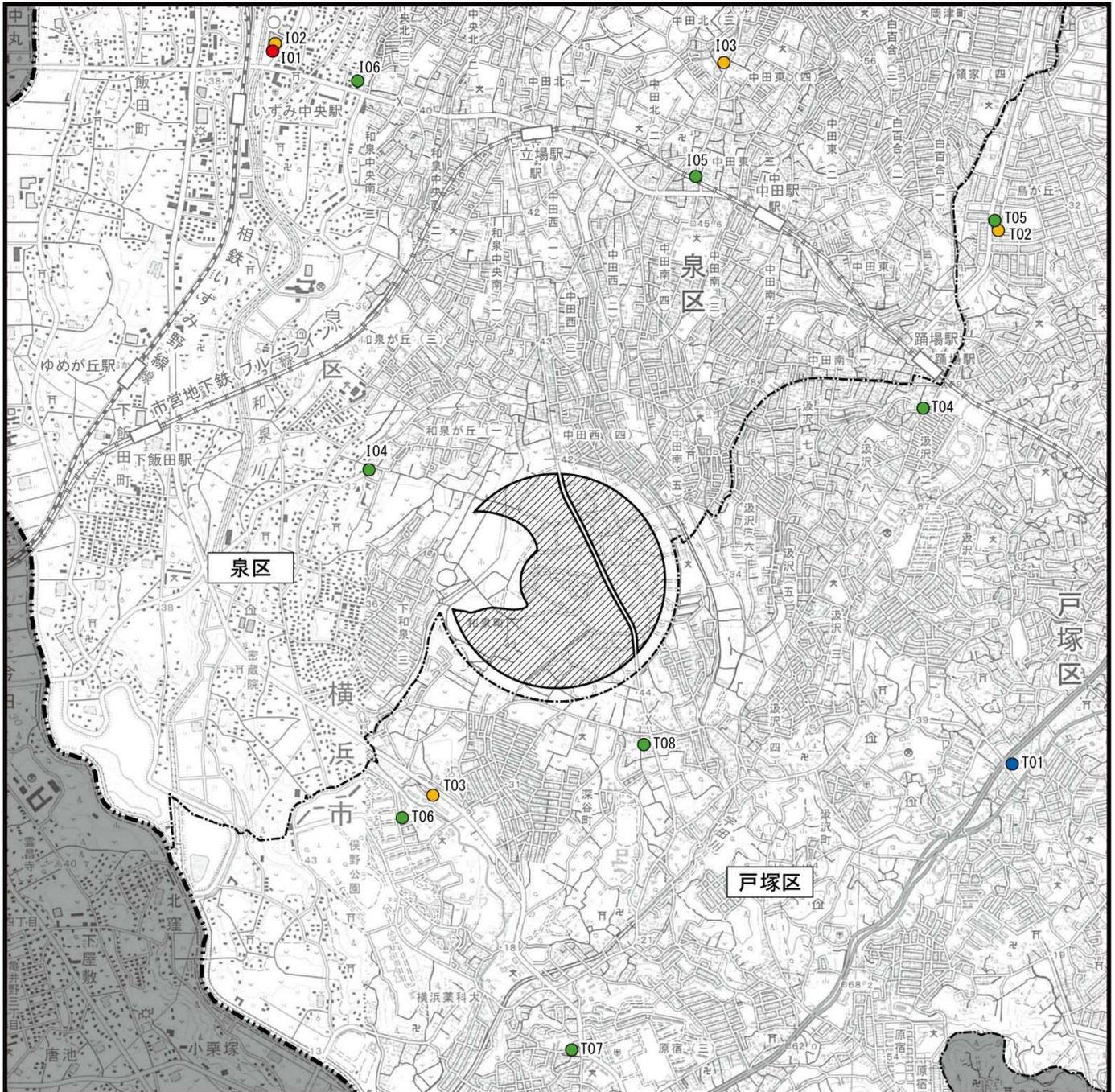
表 3.2.8.3 主な官公庁等

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	区役所	I01	泉区役所	和泉中央北五丁目 1-1
	消防署	I02	泉消防署	和泉中央北五丁目 1-1
		I03	中田消防出張所	中田北三丁目 1-1
	郵便局	I04	横浜和泉南郵便局	和泉町 1452-7
		I05	横浜中田郵便局	中田北二丁目 7-15
		I06	横浜中和田郵便局	和泉中央北四丁目 1-3
戸塚区	警察署	T01	戸塚警察署	戸塚町 3158-1
	消防署	T02	鳥が丘消防出張所	鳥が丘 52-1
		T03	深谷消防出張所	深谷町 1432-2
	郵便局	T04	踊場駅前郵便局	汲沢八丁目 2-12
		T05	横浜鳥が丘郵便局	鳥が丘 52-2
		T06	横浜ドリームハイツ郵便局	深谷町 1412-1
		T07	横浜原宿郵便局	深谷町 238-5
		T08	横浜深谷郵便局	深谷町 855-3

資料：「2021 年版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和 3 年 4 月）

「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ、令和 3 年 4 月調べ）

「郵便局・ATM をさがす」（日本郵政グループホームページ、令和 3 年 4 月調べ）



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 区役所
- : 消防署
- : 市 境
- : 警察署
- : 区 境
- : 郵便局



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：「2021年版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和3年4月）
 「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）
 「郵便局・ATMをさがす」（日本郵政グループホームページ、令和3年4月調べ）

図 3.2.8.3 主な官公庁等

4) 主な福祉施設等

調査区域における主な福祉施設等は、表 3.2.8.4 (1) ～ (2) 及び図 3.2.8.4 に示すとおりです。

調査区域において、泉区では主な福祉施設等が 33 施設あり、戸塚区では 24 施設あります。

対象事業実施区域の周辺にはサリュールいずみ (I07)、ハートフルケアホームいずみ (I21)、グループホーム横浜汲沢・彩り (T07) 等があります。

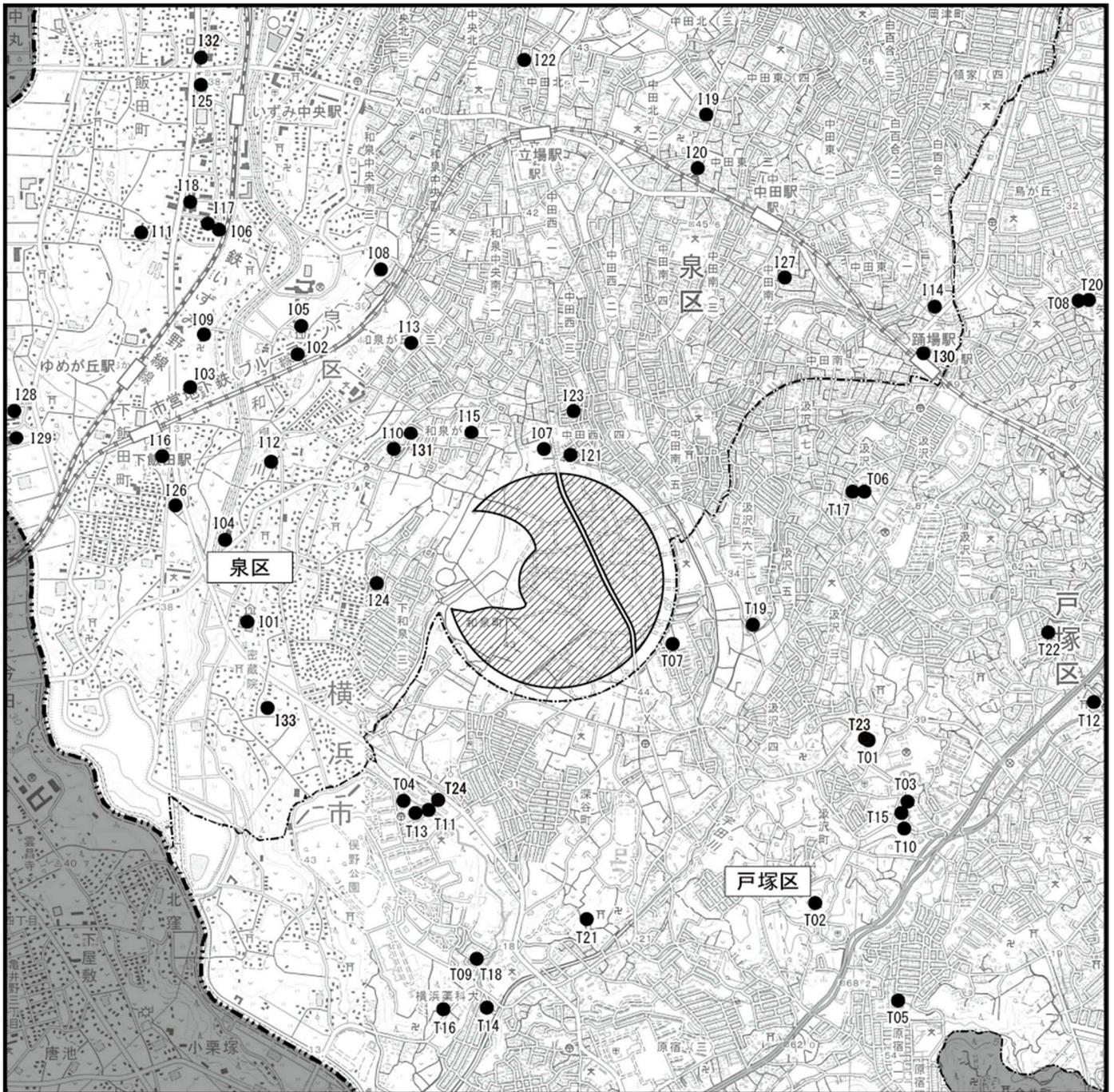
表 3.2.8.4 (1) 主な福祉施設等

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	特別養護老人ホーム	I01	天王森の郷	和泉町 733
		I02	グリーンヒル泉・横浜	和泉町 2312
		I03	ウェルフェアリビング	和泉町 3170-1
	介護老人保健施設	I04	ゆめが丘	和泉町 1202
	認知症高齢者 グループホーム	I05	エスポワール和泉	和泉町 2604-1
		I06	木下の介護 グループホーム泉	和泉中央南五丁目 23-12
		I07	サリュールいずみ	和泉が丘一丁目 6-10
		I08	グループホーム ひめしゃら	和泉町 2647-1
		I09	グループホーム あいあい	和泉町字中ノ宮 3200-1
		I10	グループホーム なでしこ	泉が丘一丁目 27-24
		I11	清風荘	上飯田町 262
		I12	グループホーム ゆとり	和泉町字赤坂 1295
		I13	グループホーム ちゃんと	和泉が丘三丁目 8-7
		I14	グループホーム こてまり	中田東一丁目 9-28
		I15	グループホーム ソラストいずみ	和泉が丘一丁目 16-3
		I16	グループホーム いずみ別荘	下飯田町 811-4
		介護付有料老人ホーム等	I17	ライフコミュニケーションいずみ中央
	I18		アズハイム横浜いずみ中央	和泉中央南五丁目 18-29
	I19		有料老人ホーム サニーライフ横浜泉	中田北二丁目 14-28
	I20		アブルール横浜いずみ	中田東三丁目 21-8
	住宅型有料老人ホーム	I21	ハートフルケアホームいずみ	中田西四丁目 15-26
		I22	医心館 横浜立場	中田北一丁目 8-30
	小規模多機能型居宅介護	I23	横浜いこいの里	中田西四丁目 2-43-2
		I24	よりどころ 和泉	下和泉四丁目 20-26
		I25	横浜市福祉サービス協会 いずみ中央 花みずき	和泉中央南五丁目 1-18 カビル1階
		I26	花笑み愛成	和泉町 1003 番 1

表 3.2.8.4 (2) 主な福祉施設等

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	看護小規模多機能型居宅介護	I27	たすけあい泉フルール看護小規模多機能介護事業所	中田南二丁目 11 番 40 号
	障害者支援施設	I28	よこはまりバーサイド泉	下飯田町 355
	福祉型障害児入所施設	I29	ぼらいと・えき	下飯田町 330
	地域ケアプラザ	I30	横浜市踊場地域ケアプラザ	中田東一丁目 4-6
		I31	横浜市下和泉地域ケアプラザ	和泉が丘一丁目 26-1
		I32	横浜市いずみ中央地域ケアプラザ	和泉中央北五丁目 14-1
障害者地域活動ホーム	I33	障害者地域活動ホーム いずみ会館	和泉町 519-5	
戸塚区	特別養護老人ホーム	T01	しらゆり園	汲沢町 986
		T02	来夢の里	汲沢町 295
	軽費老人ホーム	T03	ベタニヤ・ホーム	汲沢町 1060
	介護老人保健施設	T04	うららの里	深谷町 1412-11
		T05	ヒューマンライフケア横浜	戸塚町 1800-3
	認知症高齢者グループホーム	T06	シニアウイルおどりば戸塚	汲沢八丁目 31-18-19
		T07	グループホーム 横浜汲沢・彩り	汲沢町 500-3
		T08	グループホーム やまぶき	矢部町 1256
		T09	グループホーム みかみ	深谷町 1234-1
		T10	スマイル汲沢の家	汲沢町 1050-3
		T11	花物語とつか南	深谷町 1414-6
		T12	オセアンビクトリア南戸塚	戸塚町 3352-2
	介護付有料老人ホーム等	T13	ニチイケアセンター横浜戸塚	深谷町 1413-1
		T14	シニアフォレスト横浜戸塚	俣野町 461
		T15	アズハイム横浜戸塚	戸塚区汲沢町 1047
	住宅型有料老人ホーム	T16	湘南ナーシングホーム ポテト	俣野町 558-2
	小規模多機能型居宅介護	T17	ウイル汲沢ステーション	汲沢八丁目 31-18-21
		T18	みかみ介護支援センター	深谷町 1234-1
		T19	小規模多機能型居宅介護 しょうわ	汲沢六丁目 25-15
		T20	もえぎケアセンター矢部	矢部町 1252-6
		T21	小規模多機能ホーム 月見草	深谷町 1030
看護小規模多機能型居宅介護	T22	ウイル戸塚ステーション	戸塚町 3570-1	
地域ケアプラザ	T23	汲沢地域ケアプラザ	汲沢町 986	
	T24	横浜市深谷俣野地域ケアプラザ	深谷町 1432-11	

資料：「高齢者福祉保健施設一覧」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）
「障害福祉のあんない 2020」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）
「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）
「各区社会福祉協議会の窓口」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 主な福祉施設等



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：「高齢者福祉保健施設一覧」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）
 「障害福祉のあんない 2020」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）
 「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）
 「各区社会福祉協議会の窓口」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）

図 3.2.8.4 主な福祉施設等

5) その他の市民利用施設

調査区域におけるその他の市民利用施設は、表 3.2.8.5 及び図 3.2.8.5 に示すとおりです。

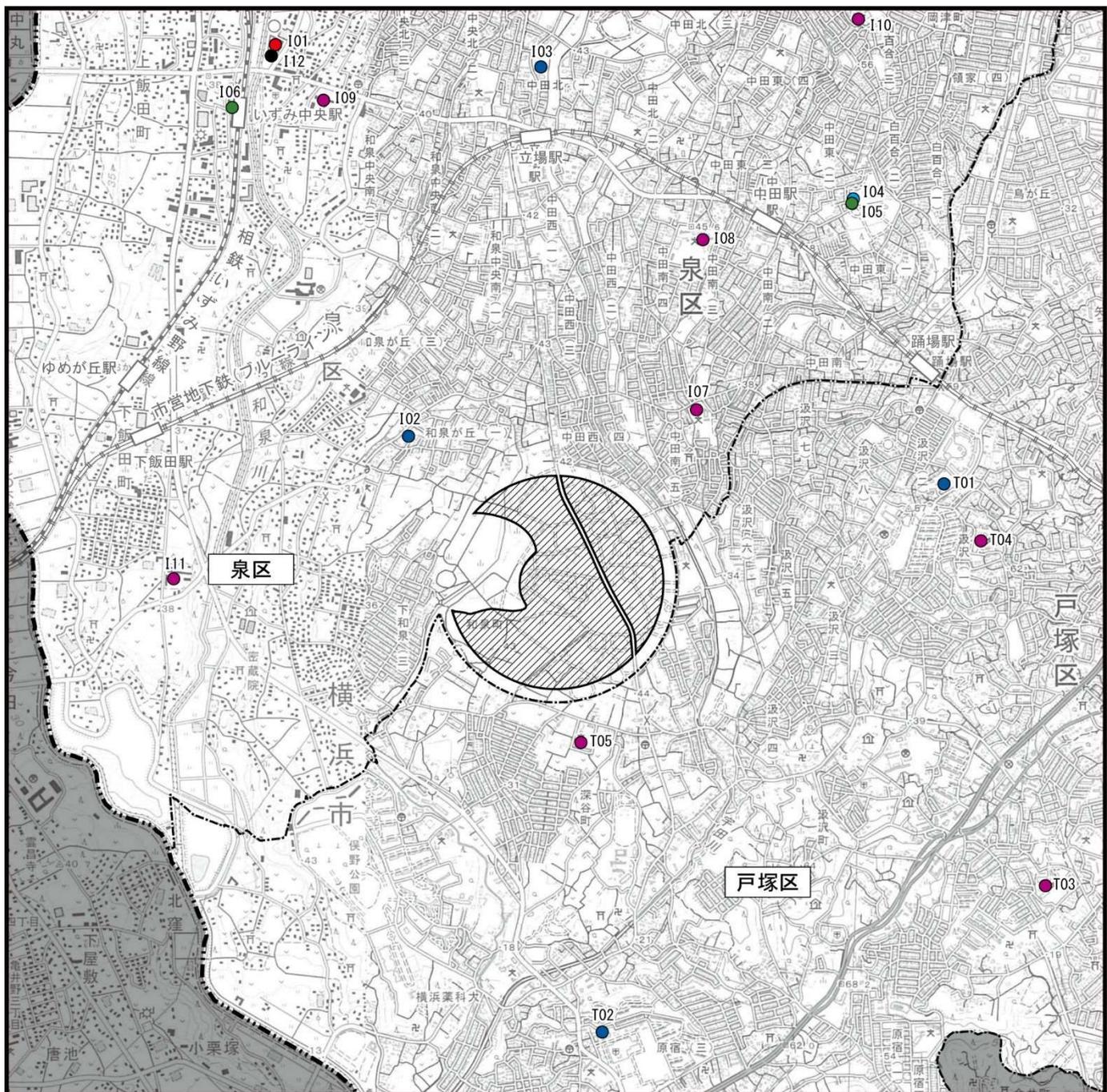
調査区域において、泉区では地区センターやコミュニティハウス等の市民利用施設が 12 施設あり、戸塚区では 5 施設あります。

対象事業実施区域の周辺には、下和泉地区センター (I02)、深谷コミュニティハウス (T05) 等があります。

表 3.2.8.5 その他の市民利用施設

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	公会堂	I01	泉公会堂	和泉中央北五丁目 1-1 (区役所隣接)
	地区センター	I02	下和泉地区センター	和泉が丘一丁目 26-1
		I03	立場地区センター	中田北一丁目 9-14
	プール	I04	しらゆり公園プール	中田東一丁目 41-1
	集会所	I05	しらゆり集会所	中田東一丁目 41-1
	区民文化センター	I06	テアトルフォンテ	和泉中央南五丁目 4-13
	コミュニティハウス	I07	葛野コミュニティハウス	中田南五丁目 15-1
		I08	中田コミュニティハウス	中田南四丁目 4-28
		I09	中和田コミュニティハウス	和泉中央南四丁目 9-1
		I10	西が岡コミュニティハウス	西が岡三丁目 12-11
		I11	みなみコミュニティハウス	和泉町 987
	国際交流ラウンジ	I12	いずみ多文化共生コーナー	和泉中央北五丁目 1-1 泉区役所 1 階
戸塚区	地区センター	T01	踊場地区センター	汲沢二丁目 23-1
		T02	大正地区センター	原宿三丁目 59-1
	コミュニティハウス	T03	下郷コミュニティハウス	戸塚町 2447-2
		T04	東汲沢コミュニティハウス	汲沢一丁目 16-1
		T05	深谷コミュニティハウス	深谷町 1688-2

資料：「2021 年版 暮らしのガイド」(横浜市ホームページ、令和 3 年 4 月)



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 境
- : 区 境
- : 公会堂
- : 地区センター
- : プール
- : 集会所
- : 区民文化センター
- : コミュニティハウス
- : 国際交流ラウンジ



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.8.5 その他の市民利用施設

資料：「2021年版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和3年4月）

6) 主な公園・緑地等

調査区域における主な公園・緑地等は、表 3.2.8.6 (1) ～ (3) 及び図 3.2.8.6 に示すとおりです。

調査区域において、泉区では主な公園・緑地等が 43 施設あり、戸塚区では 60 施設あります。

対象事業実施区域の周辺には、下和泉公園 (I21)、中田西たまご公園 (I36)、汲沢畑田公園 (T17) 等があります。

表 3.2.8.6 (1) 主な公園・緑地等

行政区分	種類	番号	名称	所在地	面積 (㎡)
泉区	総合	I01	境川遊水地公園	下飯田町、藤沢市今田ほか	189,000
	都市緑	I02	鍋屋の森	和泉町 967-1	11,176
	地区	I03	しらゆり公園	中田東一丁目 41	35,729
		I04	天王森泉公園	和泉町 308-1	34,050
		I05	中田中央公園	中田町 2989	29,000
	近隣	I06	泉中央公園	和泉中央南四丁目 22	12,039
	街区	I07	和泉アカシア公園	下和泉一丁目 8	3,324
		I08	和泉池田公園	下和泉二丁目 10	907
		I09	泉が丘公園	和泉が丘三丁目 6	2,458
		I10	和泉銭亀公園	和泉中央北三丁目 14	179
		I11	和泉町第二公園	和泉中央南一丁目 4	3,000
		I12	和泉町第三公園	和泉中央南三丁目 21	1,300
		I13	和泉町公園	和泉中央南二丁目 9	300
		I14	和泉町作右衛門公園	和泉中央南二丁目 33	7,514
		I15	和泉町桜川公園	和泉町 3063	2,891
		I16	和泉町十三本公園	和泉中央南一丁目 17	1,385
		I17	和泉土橋公園	下和泉五丁目 13	150
		I18	岡津田向公園	白百合二丁目 13	1,090
		I19	上飯田けやき公園	上飯田町 819	1,808
		I20	上飯田南公園	上飯田町 979-1	1,697
		I21	下和泉公園	下和泉四丁目 19	5,601
		I22	下和泉ふれあい公園	下和泉五丁目 15	5,000
		I23	中田第九公園	中田南一丁目 21	2,645
		I24	中田町第一公園	中田南三丁目 21	1,937
		I25	中田町第二公園	中田南二丁目 26	1,004
		I26	中田町第三公園	中田南三丁目 6	493
		I27	中田町第四公園	中田南四丁目 46	720
		I28	中田町第五公園	中田西三丁目 14	1,727
		I29	中田町第六公園	中田北二丁目 23	152
		I30	中田町第八公園	中田東三丁目 8	507
	I31	中田町葛野公園	中田南五丁目 18	1,193	

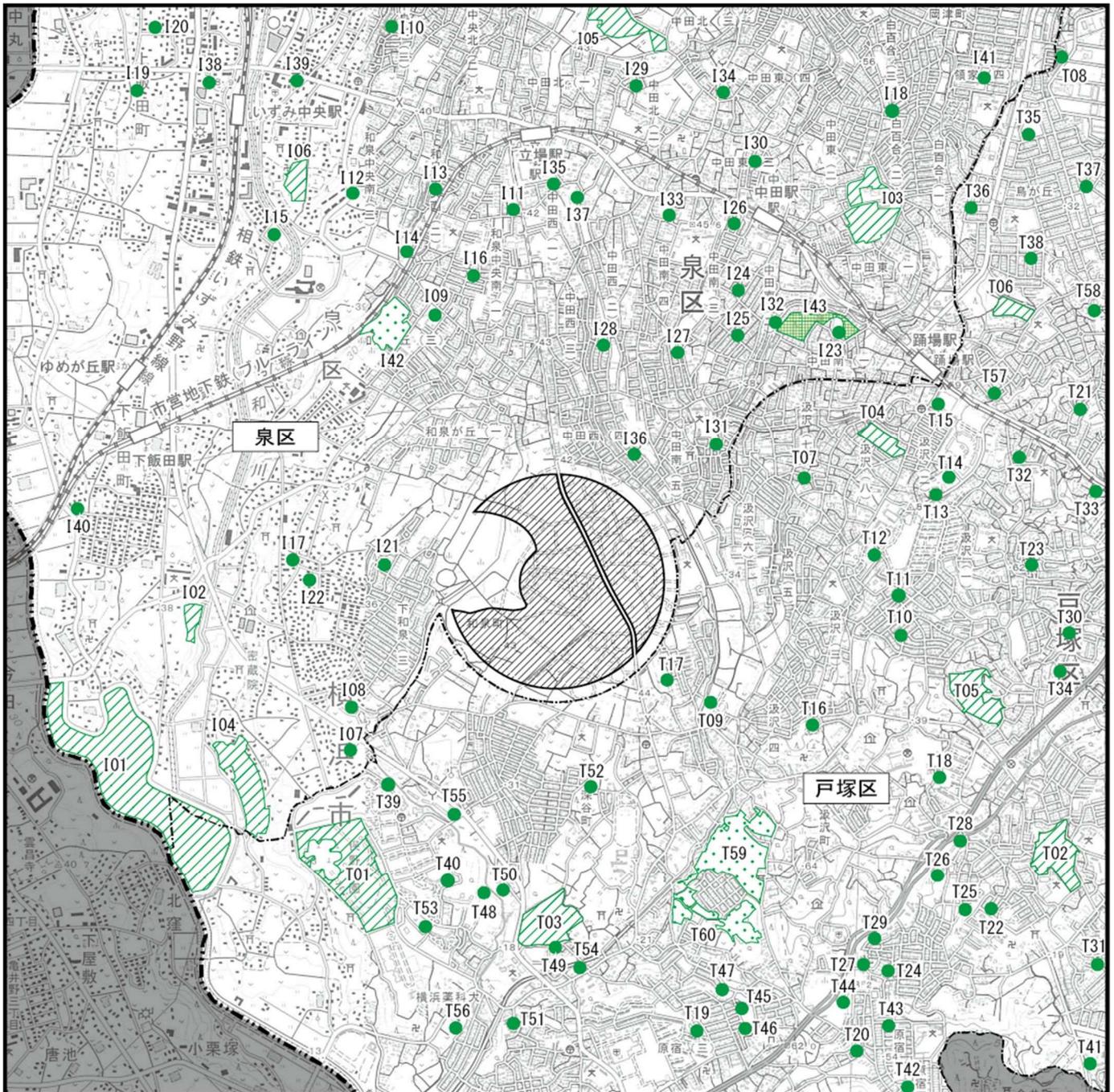
表 3.2.8.6 (2) 主な公園・緑地等

行政区分	種類	番号	名称	所在地	面積 (㎡)
泉区	街区	I32	中田町鯉久保公園	中田南二丁目 3	662
		I33	中田町丸の内公園	中田南四丁目 7	2,866
		I34	中田町宮ノ前公園	中田東四丁目 58	4,104
		I35	中田西一丁目公園	中田西一丁目 3	1,100
		I36	中田西たまご公園	中田西四丁目 27	439
		I37	中田広町公園	中田西一丁目 10	674
		I38	中和田公園	和泉中央南五丁目 1	2,479
		I39	中和田村役場跡地公園	和泉中央南四丁目 5	229
		I40	富士塚公園	下飯田町 1016-4	717
		I41	領家四丁目公園	領家四丁目 18	1,962
	市民の森	I42	古橋市民の森	泉区泉が丘三丁目	22,000
ふれあいの樹林	I43	鯉ヶ久保ふれあいの樹林	泉区中田南一丁目	14,000	
戸塚区	総合	T01	俣野公園	俣野町 1367-1	111,459
	地区	T02	戸塚公園	戸塚町 2420-2	30,145
		T03	戸塚西公園	深谷町 984-6	36,281
	近隣	T04	踊場公園	汲沢八丁目 11	10,889
		T05	宮谷西公園	戸塚町 3240	21,842
		T06	谷矢部池公園	矢部町 1996	22,631
	街区	T07	壺町ヶ谷公園	汲沢七丁目 37	1121
		T08	上矢部金堀塚公園	上矢部町 2420-10	787
		T09	汲沢御所水公園	汲沢町 463-1	4,654
		T10	汲沢町公園	汲沢町 1301-39	1,449
		T11	汲沢町第二公園	汲沢町 1407-24	865
		T12	汲沢町第三公園	汲沢三丁目 2	499
		T13	汲沢町第四公園	汲沢二丁目 23	329
		T14	汲沢二丁目公園	汲沢二丁目 1868-48	2413
		T15	汲沢二丁目第二公園	汲沢二丁目 1684-103	338
		T16	汲沢子の神公園	汲沢四丁目 27	7,163
		T17	汲沢畑田公園	汲沢町 510-29	428
		T18	汲沢細田公園	汲沢町 1087-3	1,616
		T19	弘法池公園	原宿三丁目 57	2,767
		T20	小雀第二公園	原宿一丁目 30	1,354
		T21	猿ヶ谷公園	矢部町 1544-38	246
		T22	十一ノ区公園	戸塚町 2230-5	5,905
		T23	十九ノ区公園	戸塚町 4424-63	580
		T24	十ノ区公園	戸塚町 1862-15	417
		T25	十ノ区第三公園	戸塚町 2094-6	508
		T26	十ノ区第四公園	戸塚町 2013-2	1,171

表 3.2.8.6 (3) 主な公園・緑地等

行政区分	種類	番号	名称	所在地	面積 (㎡)
戸塚区	街区	T27	十ノ区第五公園	戸塚町 1975-26	530
		T28	十ノ区あじさい公園	戸塚町字十ノ区 2028-1	1,171
		T29	十ノ区やまもも公園	戸塚町 1978-4	221
		T30	新沢池公園	戸塚町 3572-3	1,688
		T31	戸塚町南第一公園	戸塚町 1491-71	1,793
		T32	戸塚町北公園	戸塚町 4536-13	366
		T33	戸塚町ぜんぱ公園	戸塚町 4637-1	882
		T34	戸塚宮ヶ谷公園	戸塚町 3381-39	409
		T35	鳥が丘第一公園	鳥が丘 21	7,490
		T36	鳥が丘第五公園	鳥が丘 6-2	1,503
		T37	鳥が丘第二公園	鳥が丘 42-1	1,475
		T38	鳥が丘第四公園	鳥が丘 92-12	1,291
		T39	ドリームハイツ第一公園	俣野町 1403-64	5,249
		T40	ドリームハイツ第二公園	深谷町 1304-2	2,337
		T41	八ノ区公園	戸塚町 1297-2	366
		T42	原宿公園	原宿一丁目 38	2,663
		T43	原宿第二公園	原宿一丁目 21	1,848
		T44	原宿第三公園	原宿一丁目 6	1,387
		T45	原宿八幡山第二公園	原宿三丁目 367 番 316	223
		T46	原宿八幡山公園	原宿三丁目 32	819
		T47	深谷町えのき公園	原宿三丁目 45	2,341
		T48	深谷町笹山公園	深谷町 1210-140	1,274
		T49	深谷町中丸公園	深谷町 1041-3	265
		T50	深谷町西之脇公園	深谷町 1200 番 8	175
		T51	深谷町子崎公園	深谷町 115-6	289
		T52	深谷町東山公園	深谷町 885	1,086
		T53	深谷町ふれあい公園(ハマヤク農園)	深谷町 1272-5	4,335
		T54	深谷町前田公園	深谷町 314-1	910
	T55	深谷町谷中公園	深谷町 1399-4	1,325	
	T56	俣野町第一公園	俣野町 522-1	1,139	
	T57	矢部大久保公園	矢部町 1815-1	1,016	
	T58	矢部郷公園	矢部町 1283-28	563	
		市民の森	T59	まさかりが淵市民の森	汲沢町、深谷町
		T60	深谷市民の森	深谷町	31,000

資料：「県立都市公園一覧」（神奈川県ホームページ、令和3年4月調べ）
「横浜市の都市公園データ集」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）
「市民の森」指定一覧」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）
「ふれあいの樹林」指定一覧」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）
「横浜市民公園緑地配置図」（横浜市環境創造局みどりアップ推進部、平成29年7月）
「市民の森・ふれあいの樹林・横浜自然観察の森ガイドマップ」（横浜市ホームページ、令和3年4月調べ）



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 公園
- : 市 境
- : 公園(面積10,000m²以上)
- : 区 境
- : 市民の森
- : ふれあいの樹林



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：「県立都市公園一覧」(神奈川県ホームページ、令和3年4月調べ)
 「横浜市の都市公園データ集」(横浜市ホームページ、令和3年4月調べ)
 「「市民の森」指定一覧」(横浜市ホームページ、令和3年4月調べ)
 「「ふれあいの樹林」指定一覧」(横浜市ホームページ、令和3年4月調べ)
 「横浜公園緑地配置図」
 (横浜市環境創造局みどりアップ推進部、平成29年7月)
 「市民の森・ふれあいの樹林・横浜自然観察の森ガイドマップ」
 (横浜市ホームページ、令和3年4月調べ)

図 3.2.8.6 主な公園・緑地等

3.2.9 文化財等の状況

1) 指定・登録文化財

調査区域における指定・登録文化財等の分布状況は、表 3.2.9.1 (1) ～ (2) 及び図 3.2.9.1 に示すとおりです。

調査区域に複数の指定・登録文化財等がありますが、対象事業実施区域にはありません。

表 3.2.9.1 (1) 指定・登録文化財

行政区分	番号	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
泉区	I01	市指定	有形文化財	岩船地蔵像	泉区	平成4年 11月1日	宝心寺
	I02	市指定	有形文化財	石造庚申塔	泉区	平成13年 11月1日	御霊神社
	I03	市登録	史跡	泉小次郎伝承地	泉区	昭和63年 11月1日	個人
	I04	市登録	史跡	石巻康敬の墓	泉区	平成6年 11月1日	中田寺
	I05	市登録	史跡	旗本能見松平家の墓	泉区	平成26年 11月5日	宝心寺
	I06	市登録	有形民俗文化財	蚕御霊神塔	泉区	平成5年 11月1日	神明社

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課、令和2年5月）

「国・神奈川県及び横浜市 指定・登録文化財目録」

（横浜市教育委員会生涯学習文化財課ホームページ、令和3年4月調べ）

「横浜市地区情報提供システム 文化財ハマSite」

（横浜市教育委員会生涯学習文化財課ホームページ、令和3年4月調べ）

表 3.2.9.1 (2) 認定歴史的建造物一覧

行政区分	番号	名称	所在地	建築年	認定年度
泉区	I07	旧清水製糸場本館 （天王森泉館）	泉区和泉町300 （天王森公園内）	明治44年頃	平成9年度

資料：「横浜市認定歴史的建造物 一覧」（横浜市都市整備局企画部都市デザイン室ホームページ、令和3年4月調べ）



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 指定・登録文化財
- : 市 境
- : 認定歴史的建造物
- : 区 境

資料：「神奈川県文化財目録(市町村別)」
 (神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課、令和2年5月)
 「国・神奈川県及び横浜市 指定・登録文化財目録」
 (横浜市教育委員会生涯学習文化財課ホームページ、令和3年4月調べ)
 「横浜市地図情報提供システム 文化財ハマSite」
 (横浜市教育委員会生涯学習文化財課ホームページ、令和3年4月調べ)
 「横浜市認定歴史的建造物 一覧」
 (横浜市都市整備局企画部都市デザイン室ホームページ、令和3年4月調べ)



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.9.1 指定・登録文化財等の状況

2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

調査区域における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.2.9.2 (1) ～ (3) 及び図 3.2.9.2 に示すとおりです。

調査区域に複数の埋蔵文化財包蔵地がありますが、対象事業実施区域にはありません。

表 3.2.9.2 (1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

行政区分	番号	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
泉区	I01	上飯田町 1121 付近	包含地	畑地	台地縁辺	先土器	相模野 120 号遺跡
	I02	上飯田町 859 付近	散布地	畑地	台地上	古墳	三桂神社裏
	I03	岡津町 999 付近	散布地	宅地	台地上・斜面	縄文(中期)	西田地区 No. 3 遺跡、昭和 53・54 年調査、住居跡(縄文中期)、宅地化により破壊
	I04	領家三丁目 23 付近	散布地	宅地	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳	領家地区 No. 7 遺跡、昭和 53・54 年調査、住居跡、宅地化により大部分破壊
	I05	岡津町 673 付近	塚	道路	谷	(不明)	島田の塚、破壊
	I06	領家二丁目 9 付近	包含地	宅地	台地上・斜面	縄文	領家地区 No. 3 遺跡、昭和 53・54 年調査、宅地化により破壊
	I07	領家二丁目 10 付近	塚	宅地	台地上	(不明)	宅地化により破壊
	I08	中田東四丁目 43 付近	散布地	学校	台地上	(不明)	市立東中田小学校敷地内、破壊
	I09	中田北二丁目 27 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	(不明)	市立中田中学校付近
	I10	中田東二丁目 25 付近	塚	宅地	台地上	(不明)	庚申塚、破壊、白百合公園の一角に石碑のみ遺存
	I11	領家四丁目 4 付近	包含地	宅地・学校	台地上	縄文(早期)・古墳	領家地区 No. 4・5 遺跡、昭和 53・54 年調査、集石・土杭、宅地化により破壊
	I12	白百合一丁目 20 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早・前期)	領家地区 No. 6 遺跡、昭和 53・54 年調査、集石・土杭、宅地化により破壊
	I13	上飯田町 215 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	弥生(後期)・古墳	一部宅地化が進行
	I14	上飯田町 1399 付近	散布地・集落跡	畑地・宅地・線路	台地上	弥生(後期)・古墳(前期)・平安	下飯田林遺跡、平成 6～8 年調査、住居跡(弥生後期)
	I15	上飯田町 1016 付近	塚	公園	台地上	(不明)	下飯田富士塚、消滅、公園内に「富士塚城址」碑遺存
	I16	和泉町 3274 付近	散布地・包含地	畑地・宅地・線路	台地上	縄文(中期)・弥生(後期)・古墳・中～近世	中和泉左馬神社西遺跡(平成 6 年調査)、中ノ宮北遺跡(平成 9 年調査)、道路(中世)
	I17	和泉町 3155 付近	散布地	畑地・線路	台地上	縄文(早期)・中～近世	中ノ宮遺跡(平成 7 年調査)、中ノ宮北遺跡(平成 10 年調査)、道路(中～近世)

表 3.2.9.2 (2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

行政区分	番号	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
泉区	I18	和泉町 960・1044・3721・下飯田町 734 付近	散布地・包含地	学校・畑地・宅地	台地上	先土器・縄文(早期)・弥生(中・後期)・古墳	市立中和田小学校付近、下和泉遺跡
	I19	和泉町 2302 付近	散布地・塚	畑地・線路・雑木林	台地上・斜面	縄文(早期)・古墳・平安	草木遺跡、平成 8 年調査、住居跡、掘立柱(平安)
	I20	和泉町 2713 付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上	平安	市立泉ヶ丘中学校付近
	I21	中田南二丁目 39 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳以降	宅地化により一部破壊
	I22	中田東一丁目 25 付近	散布地・陣屋跡	畑地・宅地	台地斜面	縄文(中・後期)・歴史	石巻下野守康敬陣屋?、宅地化進行
	I23	中田東一丁目 4 付近	散布地	宅地・畑地	台地斜面	歴史	宅地化により大部分破壊
	I24	和泉町 322 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	歴史	
	I25	和泉町 3026-1 付近	城跡	公園	台地上	中世	
戸塚区	T01	鳥が丘 22 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早期)・古墳	宅地化により破壊
	T02	鳥が丘 29 付近	散布地	宅地	台地上	(不明)	宅地化により破壊
	T03	鳥が丘 57 付近	散布地	宅地	台地上	(不明)	宅地化により破壊
	T04	鳥が丘 62 付近	散布地・塚	宅地	台地上	(不明)	権現塚、詳細不明、宅地化により破壊
	T05	矢部町 2072 付近	塚	台地	台地上	(不明)	集め家
	T06	戸塚町 4569・汲沢一丁目 6 付近	散布地	畑地・宅地	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳	市立戸塚中学校敷地内及び北側は宅地化により大部分破壊
	T07	戸塚町 4542 付近	塚	学校	台地上	(不明)	朝日塚、No. 85 の範囲内、戸塚中学校建設により破壊
	T08	汲沢町 570 付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文(中期)	
	T09	汲沢六丁目 29 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	(不明)	
	T10	汲沢三丁目 28 付近	塚?	宅地	台地上	(不明)	汲沢ゴルフ場付近、付近に「天保 14 年」銘の庚申塔等があり
	T11	汲沢三丁目 6 付近	包含地	学校	台地上	縄文(早期)	大丸遺跡、昭和 34・35 年調査、汲沢小学校敷地内、宅地化により破壊
	T12	汲沢町 1246 1301 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳	
	T13	汲沢町 973・979・988・1073 付近	貝塚・包含地	学校・宅地・畑地	台地上・斜面・低台地上	縄文(草創～後期)・弥生(中・後期)・古墳	細田遺跡(昭和 53・54 年調査、県立汲沢高等学校敷地)、住宅跡(縄文前・中期)、坂上遺跡(平成 10 年調査)、住居跡(縄文中・後期)、宅地化により大部分破壊

表 3.2.9.2 (3) 埋蔵文化財包蔵地の状況

行政区分	番号	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
戸塚区	T14	汲沢町 1229 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早・前・中期)	宅地化により破壊
	T15	戸塚町 3078 付近	古墳	宅地	台地上	古墳	坂下荒塚古墳、詳細不明、消滅、遺物は鶴岡八幡宮に遺存
	T16	戸塚町 3150 付近	散布地	畑地	台地上	縄文(早期)	宅地化により一部破壊
	T17	俣野町 700 付近	散布地	宅地・畑地・荒地	台地上・斜面	弥生(後期)・古墳	塚? 大部分破壊
	T18	深谷町 909 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	(不明)	宅地化が進行
	T19	深谷町 241 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早期)	宅地化により破壊
	T20	深谷町 55 付近	散布地	宅地	台地上・斜面	弥生(後期)	宅地化により破壊
	T21	原宿三丁目 252 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前・中・後期)	原宿遺跡、国立横浜病院敷地内、破壊
	T22	汲沢町 257 付近	散布地	畑地・宅地	台地上・斜面	縄文(前・中期)	
	T23	汲沢町 147 付近	散布地	畑地・荒地	台地上・斜面	(不明)	
	T24	汲沢町 88 付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文(中・後期)・古墳	宅地化により一部破壊
	T25	戸塚町 2033 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文・古墳	宅地化により破壊
	T26	戸塚町 2069 付近	集落跡・猟場	宅地	台地上・斜面	縄文(草創・早・中・後期)・奈良・平安	南戸塚富士塚遺跡、昭和 59 年調査、住居跡(平安)、土杭(縄文)、宅地化により大部分破壊
	T27	戸塚町 2358・2421・ 2485 付近	散布地	雑木林・宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(早・中期)・弥生(後期)・古墳	宅地化により一部破壊
	T28	戸塚町 2790 付近	散布地	学校	台地上・斜面	弥生(後期)	市立南戸塚小学校敷地内、破壊
	T29	原宿三丁目 444 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(早・前期)	宅地化により破壊
	T30	原宿一丁目 512 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文・古墳	宅地化が進行
	T31	原宿二丁目～ 五丁目先	集落跡	道路	台地上	近世	戸塚区 No. 189 遺跡、平成 14 年調査
	T32	小雀町 557 付近	散布地	雑木林・宅地	台地上	縄文・弥生(後期)・古墳	
	T33	原宿一丁目 530 付近	散布地	宅地	台地上	(不明)	宅地化により破壊
T34	小雀町 1800・ 1827・1871・ 1912 付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)・古墳	宅地化により一部破壊	
T35	原宿二丁目 48 付近	集落跡	荒地	谷	奈良・平安・中世・近世	原宿町東谷遺跡	

資料：「横浜市地図情報提供システム 文化財ハマ Site」
(横浜市教育委員会生涯学習文化財課ホームページ、令和 3 年 4 月調べ)



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 埋蔵文化財包蔵地



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.9.2 埋蔵文化財包蔵地の状況

資料：「横浜市地図情報提供システム 文化財ハマSite」
(横浜市教育委員会生涯学習文化財課ホームページ、令和3年4月調べ)

3.2.10 公害等の状況

1) 公害苦情の発生状況

調査対象地域における令和元年度の公害苦情の発生状況は、表 3.2.10.1 に示すとおりです。

泉区における公害苦情総数は 49 件であり、公害苦情が多い項目は大気汚染（15 件）、悪臭（14 件）、騒音（10 件）となっています。戸塚区における公害苦情総数は 72 件であり、公害苦情が多い項目は悪臭（20 件）、騒音（20 件）、大気汚染（17 件）となっています。

表 3.2.10.1 公害苦情の発生状況件数（令和元年度）

行政区分	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,165	291	63	1	387	108	-	307	8
泉区	49	15	5	-	10	5	-	14	-
戸塚区	72	17	9	-	20	6	-	20	-

※ -：該当数値のないもの

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局総務部統計情報課、令和 3 年 4 月調べ）

2) 大気汚染の状況

調査区域における一般環境大気測定局（以下、「一般局」といいます。）及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」といいます。）の測定対象項目及び測定結果は、表 3.2.10.2 (1)～(2) 及び表 3.2.10.3～表 3.2.10.5 に示すとおりです。また、一般局及び自排局の位置は、図 3.2.10.1 に示すとおりです。

平成 27 年度から令和元年度の経年変化をみると、一般局（泉区総合庁舎）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄は、環境基準に適合しており、微小粒子状物質は、環境基準に不適合の年度がありますが、平成 28 年度以降は環境基準に適合しています。一般局（戸塚区汲沢小学校）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄は、環境基準に適合しています。自排局（戸塚区矢沢交差点）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は、環境基準に適合しています。なお、光化学オキシダントは、平成 27 年度から令和元年度の経年変化をみると、一般局（泉区総合庁舎及び戸塚区汲沢小学校）において、全ての年度で環境基準に不適合ですが、これは全国的にも同様の傾向です。

表 3.2.10.2 (1) 調査区域における大気汚染測定局の測定項目

種別	番号	測定項目	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 物質 (PM2.5)	二酸化硫黄 (SO ₂)	光化学 オキシダント (OX)	一酸化炭素 (CO)
		測定局名称						
一般局	1	泉区総合庁舎	○	○	○	○	○	-
	2	戸塚区汲沢小学校	○	○	-	○	○	-
自排局	3	戸塚区矢沢交差点	○	○	○	-	-	-

資料：「神奈川の大気汚染（令和元年度）」

（神奈川県 環境情報部環境監視情報課 環境科学センターホームページ、令和 3 年 4 月調べ）

一般局及び自排局の大気汚染物質の測定結果が環境基準に適合しているかどうかについては、対象となる年度内に得られた全ての測定値を用いて、以下に示す条件で評価されています。なお、二酸化窒素（NO₂）については、「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課、平成31年3月）に、環境基準のゾーン下限値（0.04ppm）が環境目標値として設定されています。

表 3.2.10.2 (2) 環境基準の適合状況について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化窒素 (NO ₂)	98%値評価※2	日平均値が0.06ppmを超えた日数が1年間で2%（7日）以内であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価※1	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数が1年間で2%（7日）以内であり、かつ、日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1年間のすべての1時間値が0.20mg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価※1	日平均値が0.04ppmを超えた日数が1年間で2%（7日）以内であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1年間のすべての1時間値が0.10ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	年平均値の評価と98%値評価※2の併用	年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が35μg/m ³ を超えた日数が1年間で2%（7日）以内であること。
光化学オキシダント (OX)	—	1年間の昼間（5時～20時）のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。

※1 2%除外値で評価する浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素の長期的評価について、有効測定日数が325日以上ある場合、許容日数は7日となります。

※2 98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質の98%値評価について、有効測定日数が326日以上ある場合、許容日数は7日となります。

資料：「大気汚染物質の環境基準の適合条件」

（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課ホームページ、令和3年4月調べ）

表 3.2.10.3 一般局（泉区総合庁舎）の経年変化

項目		単位	年度					
			H27	H28	H29	H30	R01	
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.018	0.015	0.014	0.014	0.013	
	日平均値の年間98%値	ppm	0.041	0.033	0.034	0.035	0.027	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	
	98%値評価	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 適合○・不適合×	日	0	0	0	0	0
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m ³	0.021	0.019	0.018	0.018	0.015	
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.049	0.040	0.044	0.051	0.048	
	短期的評価	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合○・不適合×		—	○	○	○	○	○	
二酸化硫黄	年平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	
	日平均値の2%除外値	ppm	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
	短期的評価	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合○・不適合×		—	○	○	○	○	○	
微小粒子状物質	年平均値	μg/m ³	16.4	13.9	13.1	13.7	10.9	
	日平均値の年間98%値	μg/m ³	36.6	30.4	29.5	33.5	26.7	
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	日	8	1	4	5	2	
	適合○・不適合×	—	×	○	○	○	○	
光化学オキシダント	昼間の年平均値	ppm	0.033	0.031	0.034	0.032	0.031	
	昼間の日最高1時間値の年平均値	ppm	0.049	0.045	0.049	0.046	0.044	
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	時間	519	430	507	380	301	
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	日	2	1	0	3	0	
	適合○・不適合×	—	×	×	×	×	×	

資料：「神奈川の大气汚染（平成27～令和元年度）」

（神奈川県 環境情報部環境監視情報課 環境科学センターホームページ、令和3年4月調べ）

「令和元年度大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局、令和2年7月）

「令和元年度大気環境の状況について」（神奈川県環境農政局環境部、令和2年7月）

表 3.2.10.4 一般局（戸塚区汲沢小学校）の経年変化

項目		単位	年度					
			H27	H28	H29	H30	R01	
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.013	0.013	0.013	0.013	0.012	
	日平均値の年間98%値	ppm	0.032	0.030	0.031	0.035	0.029	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	
	98%値評価	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 適合○・不適合×	日 —	0 ○	0 ○	0 ○	0 ○	0 ○
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m ³	0.024	0.022	0.021	0.018	0.016	
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.052	0.045	0.044	0.050	0.050	
	短期的評価	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合○・不適合×		—	○	○	○	○	○	
二酸化硫黄	年平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
	日平均値の2%除外値	ppm	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	
	短期的評価	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合○・不適合×		—	○	○	○	○	○	
微小粒子状物質	年平均値	μg/m ³	—	—	—	—	—	
	日平均値の年間98%値	μg/m ³	—	—	—	—	—	
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	日	—	—	—	—	—	
	適合○・不適合×	—	—	—	—	—	—	
光化学オキシダント	昼間の年平均値	ppm	0.034	0.032	0.035	0.034	0.034	
	昼間の日最高1時間値の年平均値	ppm	0.050	0.046	0.050	0.048	0.047	
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	時間	537	507	571	479	410	
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	日	2	1	1	3	0	
	適合○・不適合×	—	×	×	×	×	×	

資料：「神奈川の大气汚染（平成27～令和元年度）」

（神奈川県 環境情報部環境監視情報課 環境科学センターホームページ、令和3年4月調べ）

「令和元年度大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局、令和2年7月）

「令和元年度大気環境の状況について」（神奈川県環境農政局環境部、令和2年7月）

表 3.2.10.5 自排局（戸塚区矢沢交差点）の経年変化

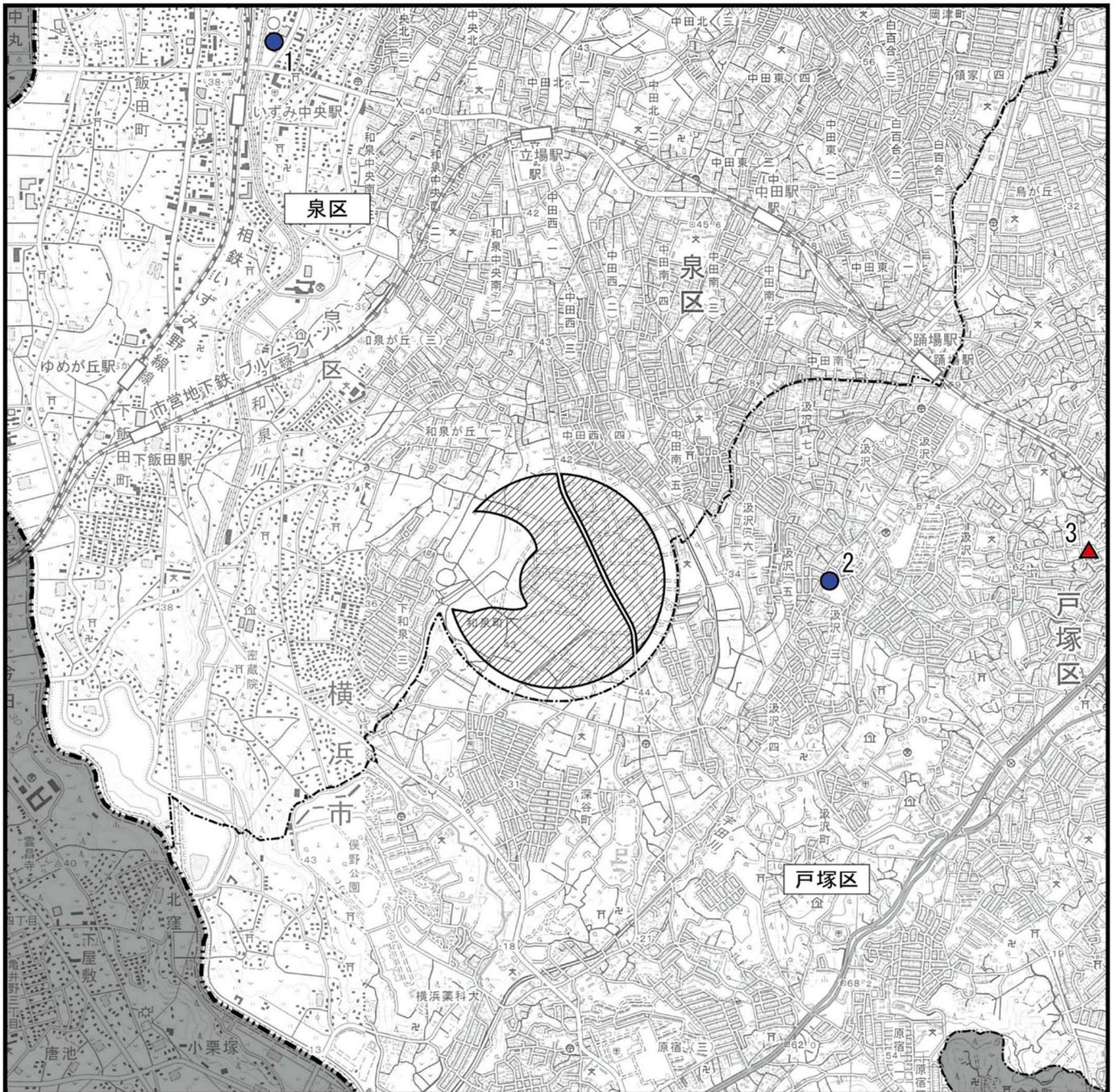
項目		単位	年度					
			H27	H28	H29	H30	R01	
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.019	0.021	0.020	0.019	0.018	
	日平均値の年間 98%値	ppm	0.039	0.037	0.039	0.040	0.034	
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	
	98%値 評価	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	適合○・不適合×	—	○	○	○	○	○	
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m ³	0.023	0.022	0.020	0.018	0.015	
	日平均値の 2%除外値	mg/m ³	0.051	0.044	0.042	0.051	0.047	
	短期的 評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期的 評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
長期的評価による 0.10mg/m ³ を超えた日数		日	0	0	0	0	0	
適合○・不適合×	—	○	○	○	○	○		
二酸化硫黄	年平均値	ppm	—	—	—	—	—	
	日平均値の 2%除外値	ppm	—	—	—	—	—	
	短期的 評価	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数	時間	—	—	—	—	—
		日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	—	—	—	—	—
	長期的 評価	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	—	—	—	—	
長期的評価による 0.04ppm を超えた日数		日	—	—	—	—		
適合○・不適合×	—	—	—	—	—	—		
微小粒子状物質	年平均値	μg/m ³	14.3	13.3	12.4	12.7	11.2	
	日平均値の年間 98%値	μg/m ³	31.9	28.4	27.6	30.0	24.9	
	日平均値が 35μg/m ³ を超えた日数	日	4	4	2	2	0	
	適合○・不適合×	—	○	○	○	○	○	
光化学オキシダント	昼間の年平均値	ppm	—	—	—	—	—	
	昼間の日最高 1 時間値の年平均値	ppm	—	—	—	—	—	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	時間	—	—	—	—	—	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数	日	—	—	—	—	—	
	適合○・不適合×	—	—	—	—	—	—	

資料：「神奈川の大气汚染（平成 27～令和元年度）」

（神奈川県 環境情報部環境監視情報課 環境科学センターホームページ、令和 3 年 4 月調べ）

「令和元年度大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局、令和 2 年 7 月）

「令和元年度大気環境の状況について」（神奈川県環境農政局環境部、令和 2 年 7 月）



凡 例

- | | |
|--|---|
|  : 対象事業実施区域 |  : 一般局 |
|  : 市 境 |  : 自排局 |
|  : 区 境 | |



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：「神奈川の大気汚染（令和元年度）」
 （神奈川県 環境情報部環境監視情報課 環境科学センターホームページ、
 令和3年4月調べ）

図 3.2.10.1 大気汚染測定局位置

3) 水質汚濁の状況

(1) 河川の水質

調査区域における河川の水質測定地点の位置は、図 3.2.10.2 に示すとおりです。また、河川の水質測定地点における結果は、表 3.2.10.6 に示すとおりです。

平成 27 年度から令和元年度の経年変化をみると、境川（高鎌橋）において、水素イオン濃度指数、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量及び溶存酸素量は、環境基準に適合していません。また、和泉川（鍋屋橋）において、水素イオン濃度指数、生物化学的酸素要求量及び溶存酸素量は、環境基準に適合しています。

表 3.2.10.6 河川の水質測定結果

水域名	番号	河川名	類型	測定地点名	年度	水素イオン濃度指数 (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD) mg/L		浮遊物質量 (SS) mg/L		溶存酸素量 (DO) mg/L		大腸菌群数 MPN/100mL	
						結果	判定	結果 ^{※2}	判定	結果	判定	結果	判定	結果	判定
境川	1	境川	D	高鎌橋	H27	7.9	○	[1.5]	○	2	○	8.7	○	3.6×10 ³	—
					H28	7.9	○	[1.8]	○	2	○	8.6	○	3.6×10 ³	—
					H29	7.9	○	[2.2]	○	2	○	8.2	○	4.5×10 ³	—
					H30	7.7	○	[3.3]	○	2	○	7.9	○	1.1×10 ⁴	—
					R01	7.8	○	[2.5]	○	2	○	8.3	○	6.8×10 ³	—
	2	和泉川	D	鍋屋橋	H27	8.4	○	1.1	○	—	—	12.2	○	—	—
					H28	8.4	○	1.7	○	—	—	13.1	○	—	—
					H29	8.1	○	1.1	○	—	—	11.3	○	—	—
					H30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					R01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 環境基準値 (D 類型)

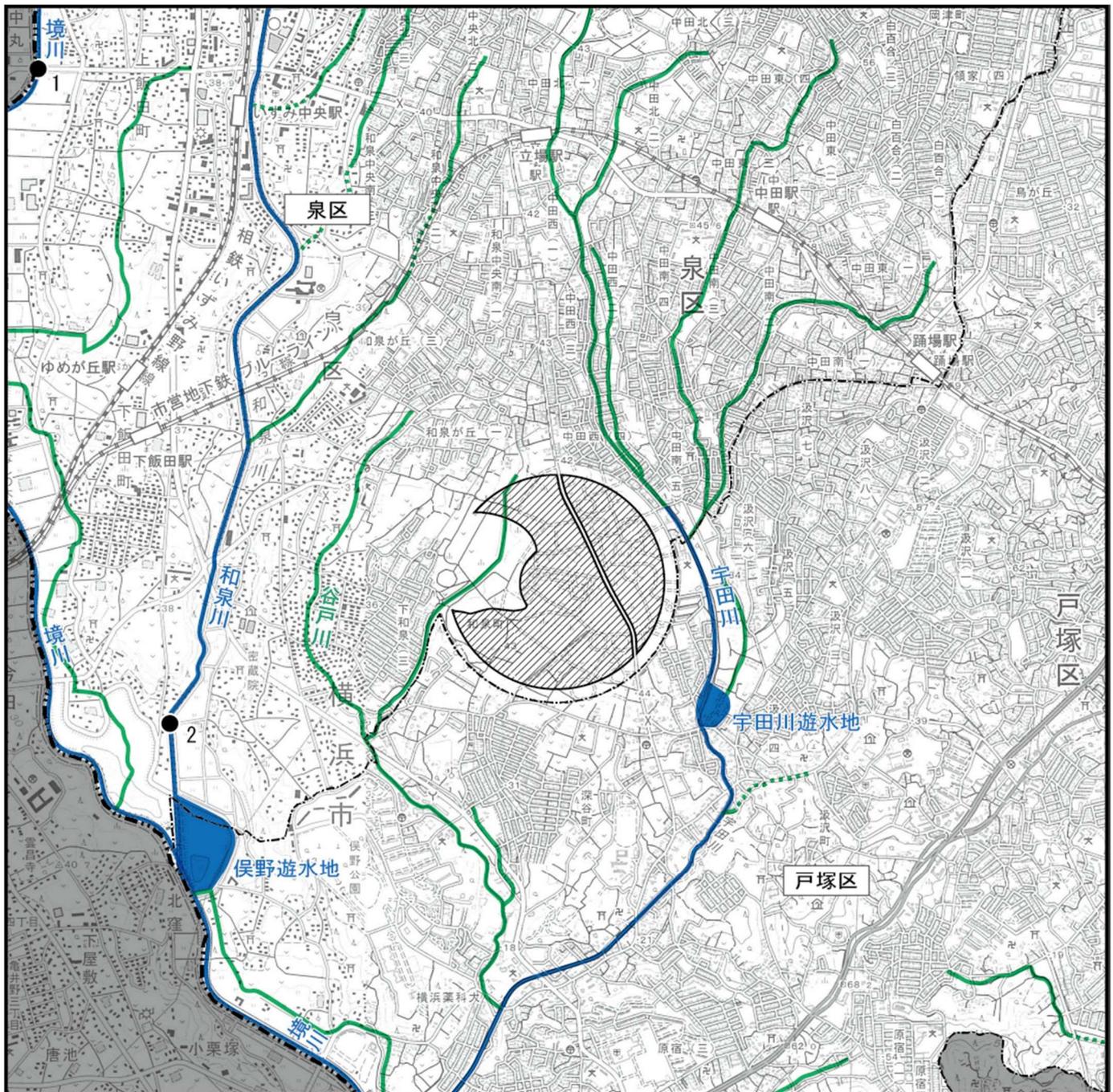
水素イオン濃度指数 : 6.0 以上 8.5 以下
 生物化学的酸素要求量 : 8mg/L 以下
 浮遊物質量 : 100mg/L 以下
 溶存酸素量 : 2mg/L 以上
 大腸菌群数 : —

※2 各項目の結果は、平均値です。ただし、境川の生物化学的酸素要求量 (BOD) は、75% 値です。([] : 75% 値を示しています。)

※3 D 類型の河川において、大腸菌群数の環境基準値は設定されていません。

※4 環境基準適合状況 (判定) ○ : 適合 × : 不適合

資料 : 「平成 27 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 29 年 3 月)
 「平成 28 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 30 年 3 月)
 「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 31 年 4 月)
 「平成 30 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和 3 年 3 月)
 「令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和 3 年 3 月)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 水質測定地点
- : 市境
- : 区境
- : 二級河川
- : その他河川
- : 公共下水道



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：「国土数値情報（河川データ）」（国土交通省、令和3年4月調べ）
 「平成29年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 （横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成31年3月）
 「横浜市河川図」（横浜市道路局河川部、平成23年3月）

図 3.2.10.2 河川の水質測定地点

(2) 地下水の水質

調査区域における地下水の水質測定地点は、表 3.2.10.7 および図 3.2.10.3 に示すとおりです。また、そのうち環境基準不適合地点の測定結果は、表 3.2.10.8 に示すとおりです。

平成 25 年度以降に公表されている測定結果報告書によると、平成 25 年度、平成 27 年度、平成 28 年度、令和元年度において、調査区域で地下水の水質が測定されています。そのうち、平成 27 年度及び平成 28 年度の和泉町において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、環境基準に不適合の地点があります。

表 3.2.10.7 地下水の水質測定地点

行政区分	番号	測定地点	調査の種類	年度
泉区	1	下飯田町	継続監視調査	H25
	2	下飯田町	継続監視調査	H25
			概況調査（定点調査）	H27
	3	和泉町	概況調査（メッシュ調査）	H27
			汚染井戸周辺地区調査	H27
			継続監視調査	H28
	4	和泉町	概況調査（メッシュ調査）	H28
5	中田東二丁目	概況調査（メッシュ調査）	H27	
6	中田南一丁目	概況調査（メッシュ調査）	R01	
戸塚区	7	深谷町	概況調査（メッシュ調査）	H28

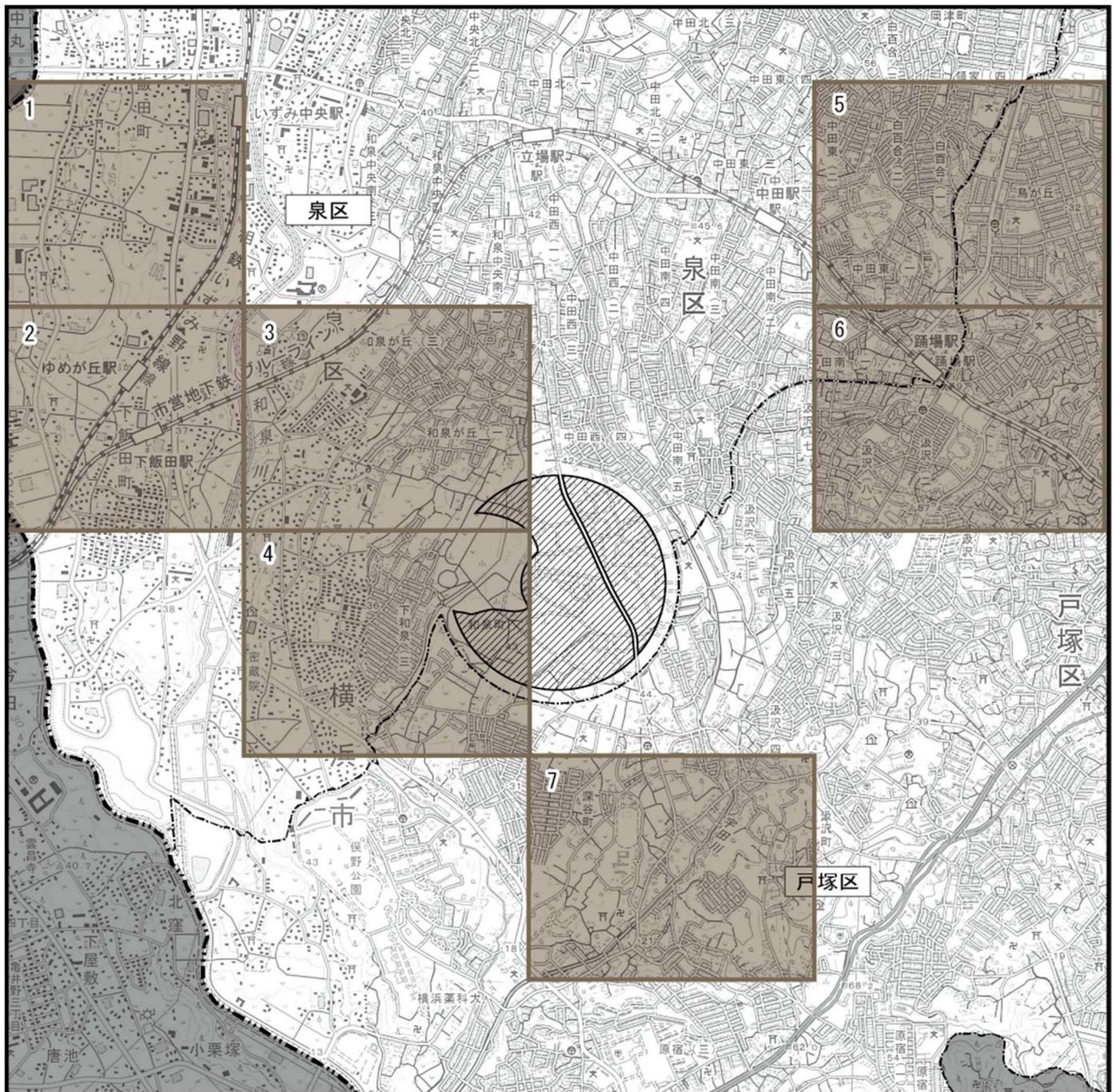
資料：「平成 25 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 （横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 26 年 11 月）
 「平成 27 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 （横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 29 年 3 月）
 「平成 28 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 （横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 30 年 3 月）
 「令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 （横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和 3 年 3 月）

表 3.2.10.8 地下水の水質測定結果（環境基準不適合地点）

（単位：mg/L）

行政区分	番号	測定地点	調査の種類	環境基準超過項目	年度	測定結果	環境基準値
泉区	3	和泉町	概況調査（メッシュ調査）	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H27	30	10 以下
			汚染井戸周辺地区調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H27	29	10 以下
			継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H28	38	10 以下

資料：「平成 27 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 （横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 29 年 3 月）
 「平成 28 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 （横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 30 年 3 月）



凡 例

▨ : 対象事業実施区域 ■ : 地下水の水質測定地点

— · — · : 市 境

— · — · : 区 境

資料：「平成 25 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 26 年 11 月)
 「平成 27 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 29 年 3 月)
 「平成 28 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 30 年 3 月)
 「令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和 3 年 3 月)



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.10.3 地下水の水質測定地点

4) 騒音の状況

(1) 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音の測定地点は、図 3.2.10.4 に示すとおりです。また、道路交通騒音における測定結果は、表 3.2.10.9 に示すとおりです。

平成 27 年度をみると、県道 22 号（横浜伊勢原）において、昼夜ともに環境基準に不適合です。県道 402 号（阿久和鎌倉）及び県道 403 号（菖蒲沢戸塚）において、昼夜ともに環境基準に適合しています。

なお、道路交通騒音の測定は平成 28 年度以降にも実施されていますが、平成 28 年度以降の測定は調査区域外で実施されていることから、調査区域で実施された最新の測定となる平成 27 年度の結果を掲載しています。

表 3.2.10.9 道路交通騒音の測定結果（平成 27 年度）

番号	測定場所	路線名	用途地域	特例適用	測定結果 (L_{Aeq}) [dB]	
					昼間	夜間
9	泉区中田東一丁目	県道 22 号（横浜伊勢原）	準住居地域	○	71	68
25	泉区和泉が丘一丁目	県道 402 号（阿久和鎌倉）	第 2 種中高層住居専用地域	○	68	62
26	戸塚区原宿四丁目		準住居地域	○	69	64
27	戸塚区深谷町	県道 403 号（菖蒲沢戸塚）	第 1 種住居地域	○	69	64

※1 昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00

※2 「特例適用」とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の環境基準が設定されていることを示します。この場合の環境基準は以下のとおりです。

【幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用）：昼間 70 デシベル 夜間 65 デシベル】

※3 等価騒音レベル(L_{Aeq})：騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

※4 網掛け：環境基準に不適合

※5 通常の道路に面する地域の環境基準は次の通りです。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

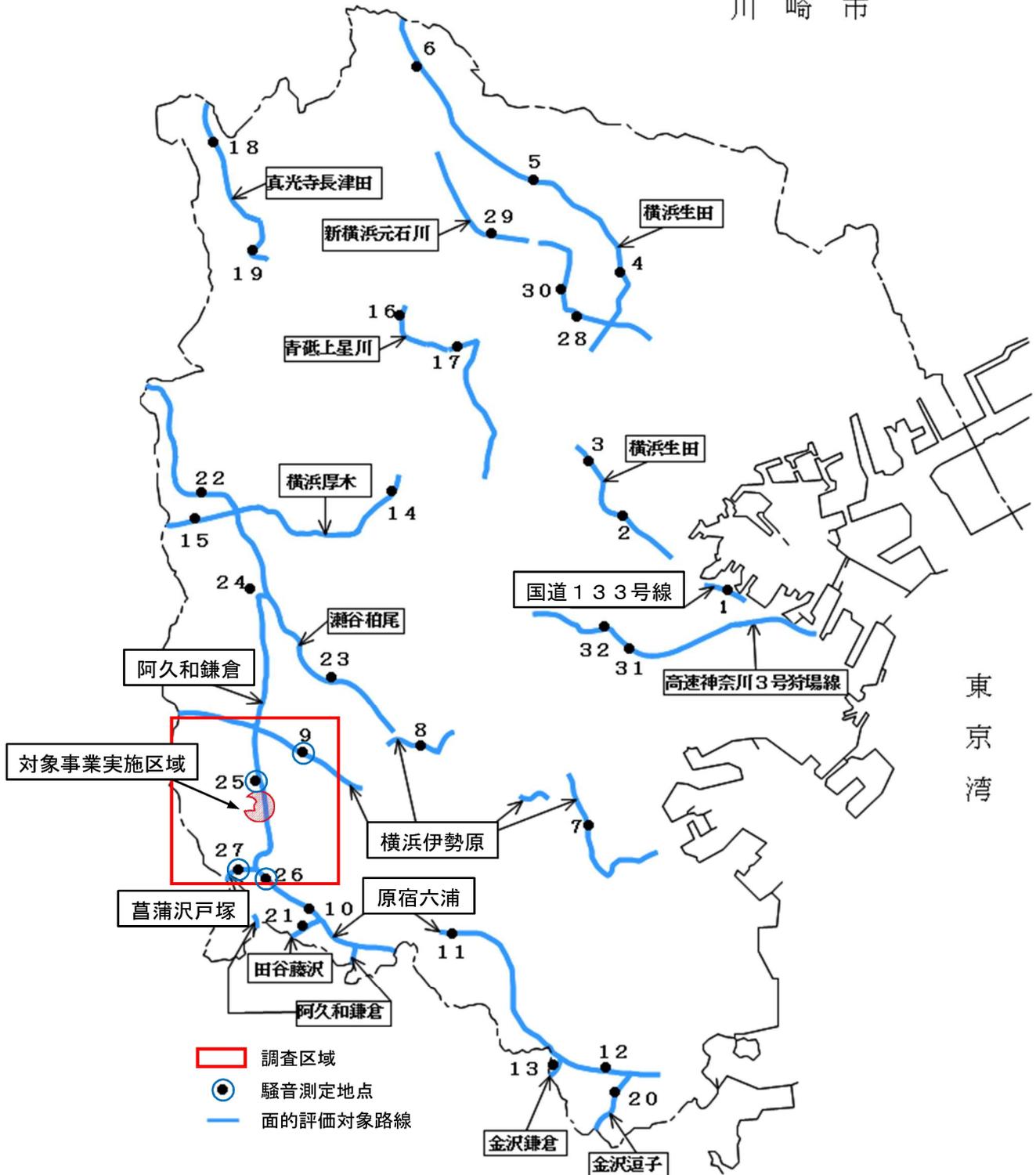
A 地域：専ら住居の用に供される地域

B 地域：主として住居の用に供される地域

C 地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

資料：「平成 27 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・貨物線・新幹線・環境・航空機—」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 29 年 3 月）

川崎市



資料：「平成27年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書―道路・貨物線・新幹線・環境・航空機―」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成29年3月)

図 3.2.10.4 道路交通騒音測定地点

(2) 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音の測定地点は、図 3.2.10.5 に示すとおりです。また、一般環境騒音における測定結果は、表 3.2.10.10 に示すとおりです。

平成 27 年度をみると、泉区和泉町、泉区中田南二丁目、戸塚区汲沢二丁目及び戸塚区深谷町において、昼夜ともに環境基準に適合しています。戸塚区戸塚町において、昼夜ともに環境基準に不適合です。

なお、一般環境騒音の測定は平成 28 年度以降にも実施されていますが、平成 28 年度以降の測定は調査区域外で実施されていることから、調査区域で実施された最新の測定となる平成 27 年度の結果を掲載しています。

表 3.2.10.10 一般環境騒音の測定結果（平成 27 年度）

番号	測定地点	用途地域	環境基準類型	測定結果(L _{Aeq}) [dB]		環境基準[dB]	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	泉区和泉町	第1種低層住居専用地域	A	46	35	55	45
2	泉区中田南二丁目	準住居地域	B	49	44	55	45
3	戸塚区汲沢二丁目	第1種中高層住居専用地域	A	48	43	55	45
4	戸塚区深谷町	第1種住居地域	B	49	41	55	45
5	戸塚区戸塚町	第2種住居地域	B	60	54	55	45

※1 環境基準の該当地域状況

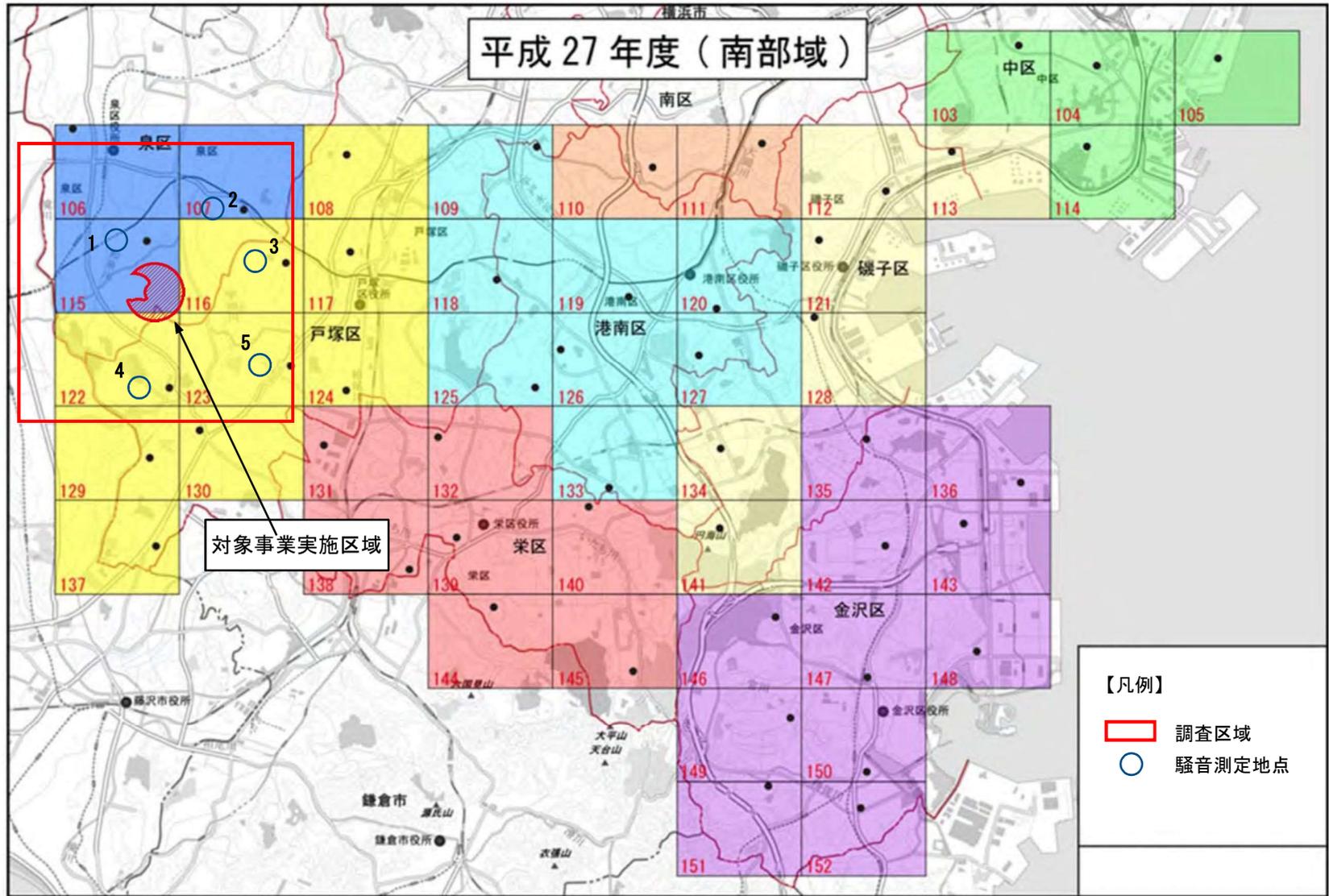
A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※2 網掛け：環境基準に不適合

資料：「平成 27 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書―道路・貨物線・新幹線・環境・航空機―」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 29 年 3 月）



資料：「平成 27 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・貨物線・新幹線・環境・航空機」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター 平成 29 年 3 月)

図 3.2.10.5 一般環境騒音測定地点

5) 振動の状況

調査区域において、令和3年4月現在、振動の測定地点は設定されていません。

6) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 3.2.10.11 及び図 3.2.10.6 に示すとおりです。なお、平成28年度に対象事業実施区域内において土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています（資料編：資料1～5参照）。

調査区域には、要措置区域が1箇所、形質変更時要届出区域が3箇所あります。対象事業実施区域には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域の指定はありませんが、形質変更時要届出区域が1箇所存在します。

表 3.2.10.11 土壌汚染に係る区域の指定状況

種別	指定番号	所在地	指定年月日	面積 (㎡)	指定基準に適合しない 特定有害物質	地下水汚染の 有無
要措置区域	指-26	泉区下飯田町字林847番及び857番1の各一部、857番12並びに857番14の一部	平成23年1月25日	1,115.8	テトラクロロエチレン	あり
形質変更時 要届出区域	指-66	戸塚区上矢部町字金堀塚2416番2の一部	平成25年4月5日	100.0	トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	あり
	指-141	泉区和泉町の一部	平成30年1月15日	1,800.0	鉛及びその化合物	なし
	指-145	戸塚区汲沢町字小無行219番の3の一部	平成30年3月5日	100.0	鉛及びその化合物	なし

資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」

(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和3年4月調べ)



凡 例

▨ : 対象事業実施区域

○ : 土壌汚染に係る区域

--- : 市 境

----- : 区 境



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.10.6

土壌汚染に係る区域の指定状況

資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」
 (横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和3年4月調べ)

7) 悪臭の状況

調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」(横浜市告示第129号 昭和48年5月)により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」(政令第207号 昭和47年5月)に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。

8) 地盤沈下の状況

調査区域における令和元年度の地盤沈下の状況は、表 3.2.10.12 に示すとおりです。

泉区で観測した水準点 11 点及び戸塚区で観測した水準点 5 点いずれも沈下点はありません。

表 3.2.10.12 地盤沈下状況 (令和元年度)

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量 (mm)				
			10 未満	10 以上 20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上
横浜市	98	1	1	-	-	-	-
泉区	11	-	-	-	-	-	-
戸塚区	5	-	-	-	-	-	-

※ - : 該当数値のないもの

資料 : 「横浜市統計書[web版]」(横浜市政策局総務部統計情報課、令和3年4月調べ)

3.2.11 災害の状況

1) 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 3.2.11.1 に示すとおりです。

泉区における平成 31(令和元)年の被害総数は、人的被害が 2 人、住家被害が 177 棟、非住家被害が 19 棟、その他の被害が 127 件（箇所）あり、戸塚区における平成 31(令和元)年の被害総数は、人的被害が 0 人、住家被害が 142 棟、非住家被害が 10 棟、その他の被害が 63 件（箇所）あります。

また、平成 27 年から平成 31(令和元)年の被害の状況を見ると、泉区及び戸塚区ともに平成 31(令和元)年の被害数が最も多く、住家の一部破損被害が多く発生しています。

表 3.2.11.1 災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類		横浜市															
		泉区										戸塚区					
		H27	H28	H29	H30	R01	H27	H28	H29	H30	R01	H27	H28	H29	H30	R01	
人的被害	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	負傷者	重傷者	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		軽傷者	5	1	5	12	13	0	0	0	0	2	1	1	1	0	
住家被害	全壊※1	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大規模半壊※2	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-		
	半壊※3	0	0	0	13	102	0	0	0	0	1	0	0	0	8		
	一部破損※4	14	6	11	503	2,376	1	1	0	58	172	0	0	0	11	131	
	床上浸水	1	6	5	2	51	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	
	床下浸水	0	15	20	2	33	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	
非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一部破損	0	0	1	10	55	0	0	0	2	6	0	0	0	1	0
		浸水	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		その他浸水	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	全壊	0	0	1	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	1	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	6	2	7	76	248	0	1	0	9	12	0	0	0	1	7
		浸水	0	57	10	3	504	0	0	1	0	1	0	0	1	0	2
		その他浸水	1	7	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
田畑被害	田への流出・埋没	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	田の冠水	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	畑の流出・陥没	0	-	0	0.0018	2	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	
	畑の冠水	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
その他の被害	文教施設	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	病院	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	道路	4	-	6	15	34	0	-	0	7	0	2	-	1	1	2	
	橋梁	-	-	0	2	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	河川	0	-	0	0	1	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	
	港湾	-	-	1	0	3	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	砂防	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	清掃施設	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	崖くずれ	8	13	28	9	60	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	
	鉄道不通	0	-	0	0	1	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	
	被害船舶	隻	-	-	0	0	1	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	水道	戸	-	-	1	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	電話	回線	-	-	-	0	1	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
	ガス	戸	0	-	1	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0
	ブロック塀等	箇所	2	5	2	13	72	0	0	0	0	4	0	0	0	2	9
その他		52	58	84	795	2,397	6	1	4	15	123	1	0	2	31	50	

※1 全壊 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

※2 大規模半壊 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。

※3 半壊 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

※4 一部破壊 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

※5 「-」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

資料：「平成27年横浜市の災害」(横浜市総務局危機管理室緊急対策課、平成28年3月)
 「平成28年横浜市の災害」(横浜市総務局危機管理室緊急対策課、平成29年6月)
 「平成29年横浜市の災害」(横浜市総務局危機管理室緊急対策課、平成30年5月)
 「平成30年横浜市の災害」(横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和2年4月)
 「平成31(令和元)年横浜市の災害」(横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和3年3月)

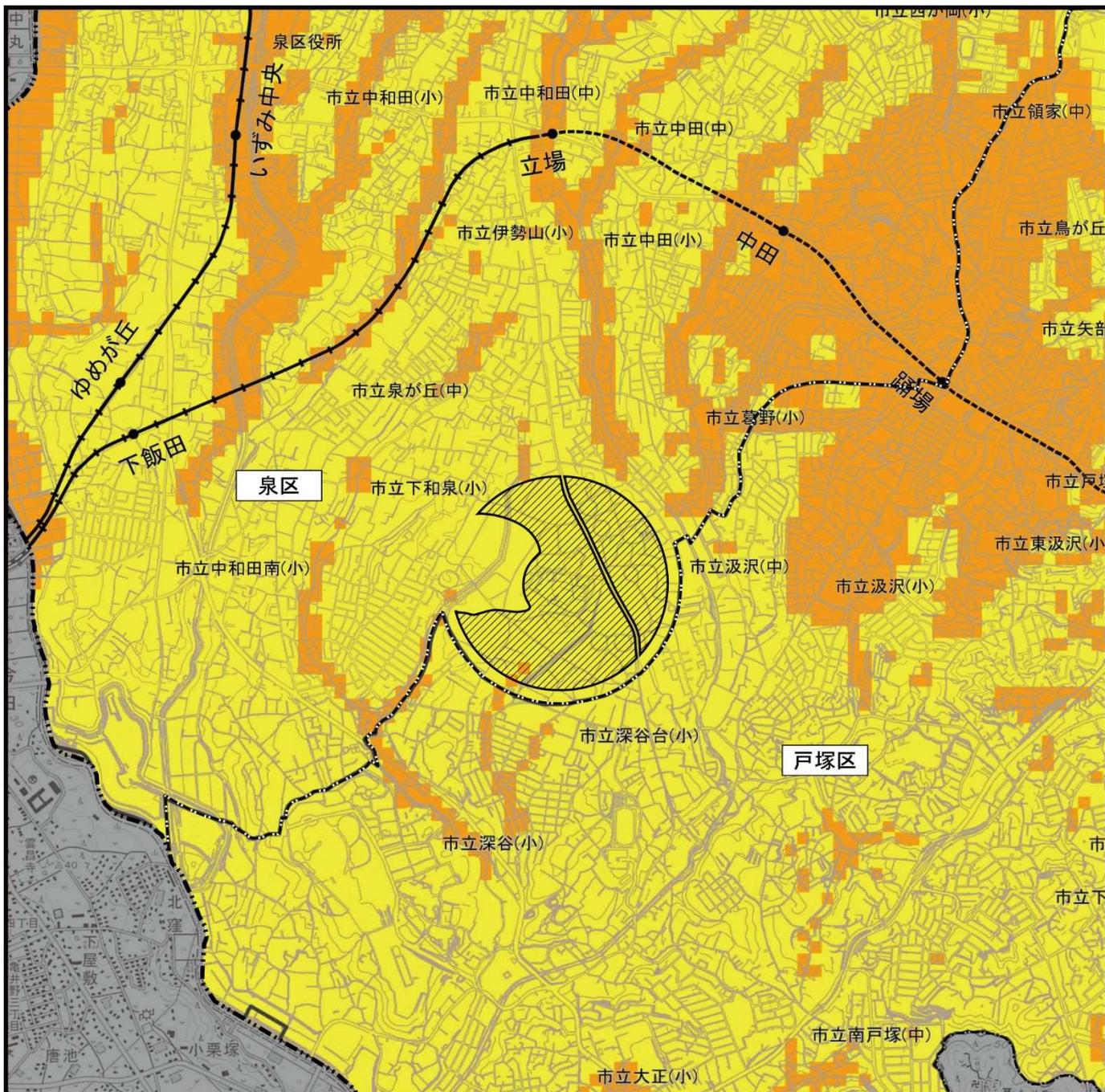
2) 地震マップ

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3.2.11.1 (1) ～ (3) に示すとおりです。

地震マップは、本市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震について、市内各地の揺れを予測し地図としてまとめたもので、「横浜市地震被害想定調査報告書」(平成 24 年 10 月)にて被害想定対象とされた 3 地震(元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震)の震度分布を図示したものとなります。

調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 強～6 弱の揺れが想定されています。

対象事業実施区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～5 強、南海トラフ巨大地震で震度 5 強の揺れが想定されています。



凡例

- | | | | |
|---|------------|---|--------|
|  | : 対象事業実施区域 |  | : 震度7 |
|  | : 市境 |  | : 震度6強 |
|  | : 区境 |  | : 震度6弱 |
| | |  | : 震度5強 |
| | |  | : 震度5弱 |
| | |  | : 震度4 |

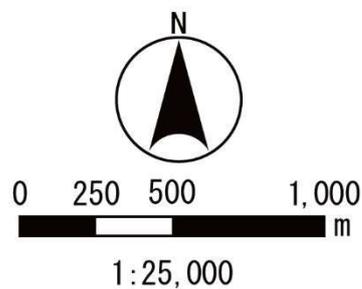
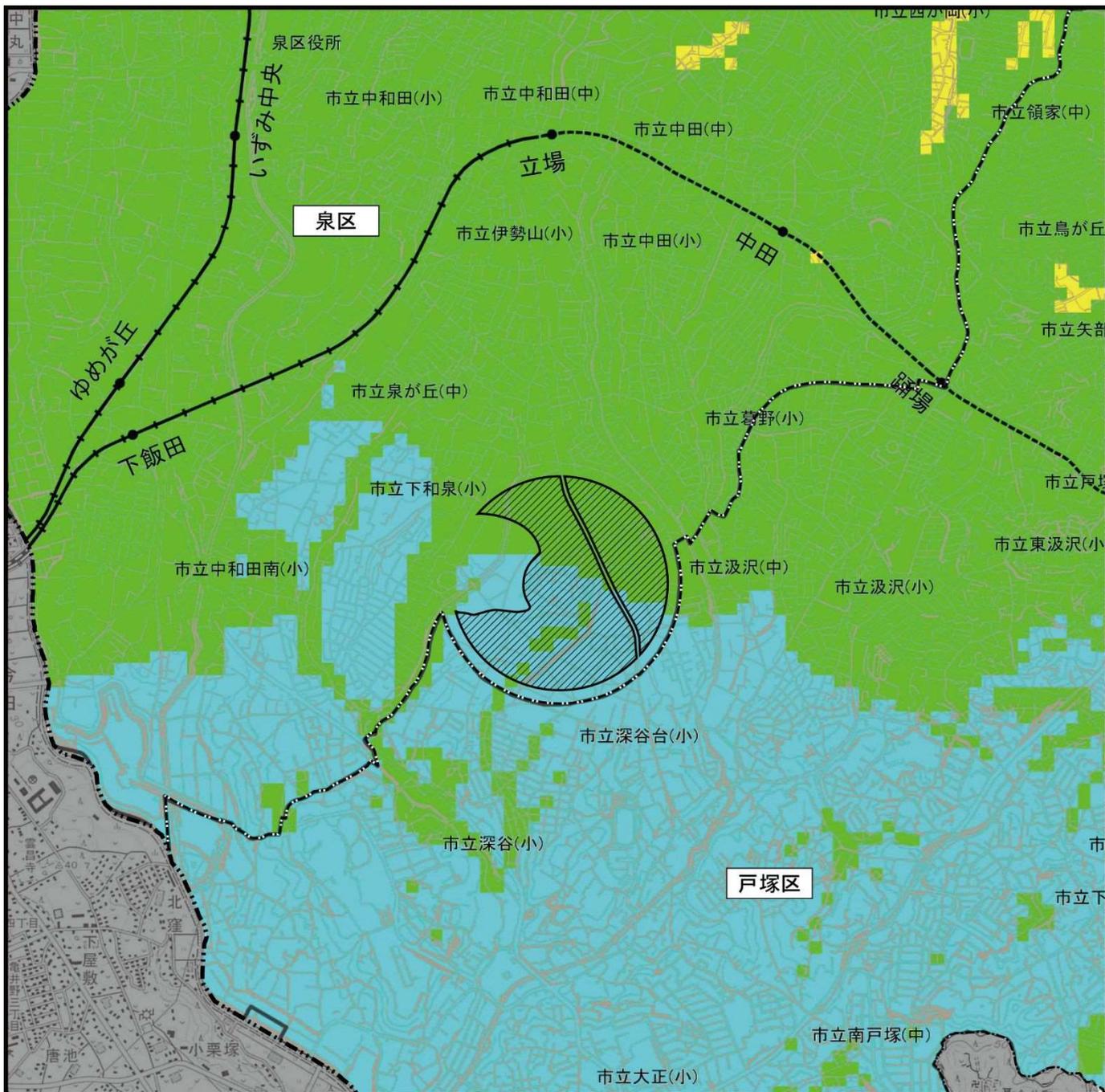


図 3.2.11.1(1)地震マップ
(元禄型関東地震)

資料：「元禄型関東地震被害想定 地震マップ(泉区、戸塚区)」
(横浜市消防局、平成24年10月)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 震度7
- : 震度6強
- : 震度6弱
- : 震度5強
- : 震度5弱
- : 震度4
- : 市境
- : 区境



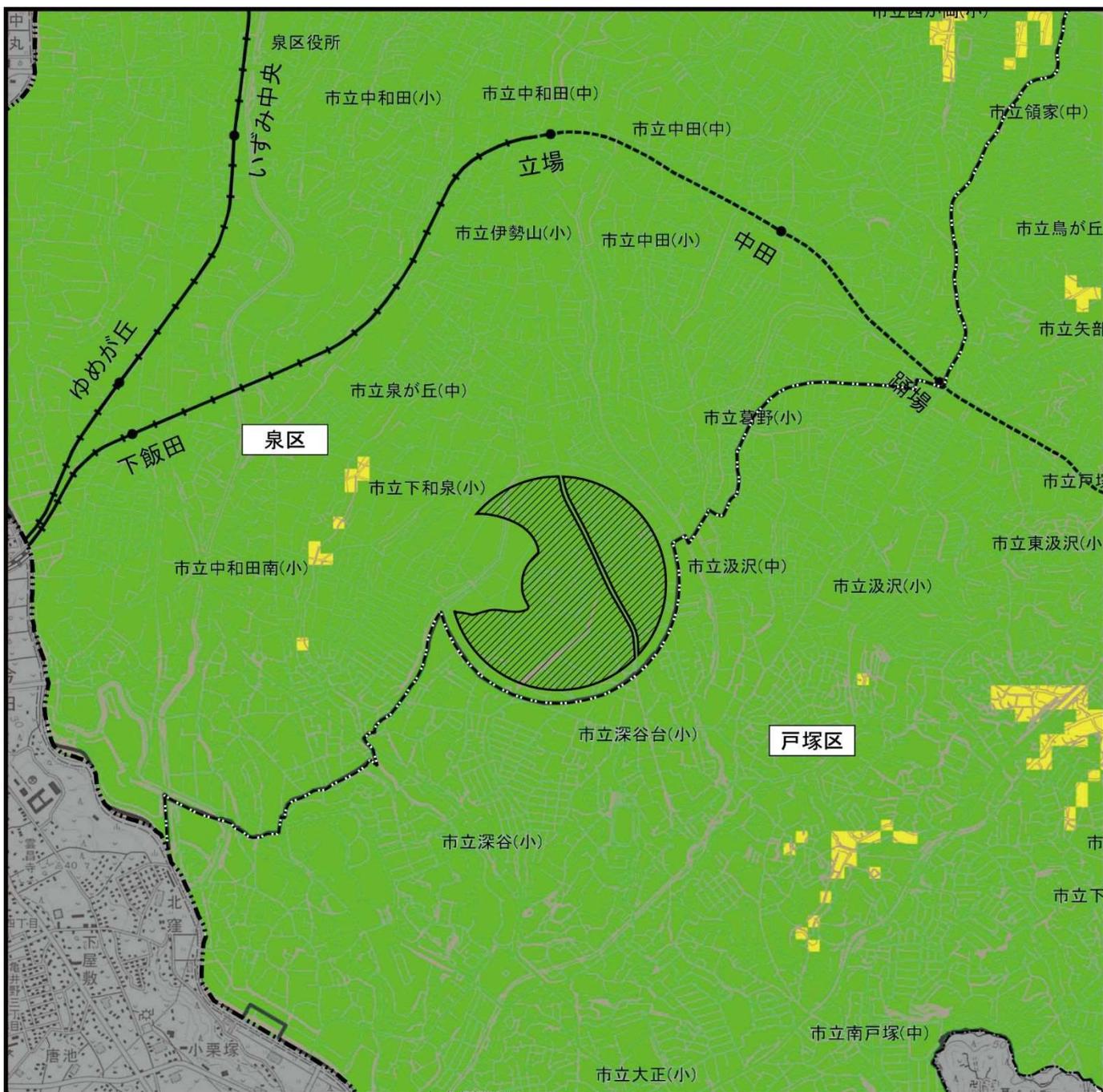
0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.11.1(2)地震マップ

(東京湾北部地震)

資料：「東京湾北部地震被害想定 地震マップ(泉区、戸塚区)」
(横浜市消防局、平成24年10月)



凡 例

- | | |
|--|--|
|  : 対象事業実施区域 |  : 震度7 |
|  : 市 境 |  : 震度6強 |
|  : 区 境 |  : 震度6弱 |
| |  : 震度5強 |
| |  : 震度5弱 |
| |  : 震度4 |



0 250 500 1,000 m

1:25,000

図 3.2.11.1(3)地震マップ
(南海トラフ巨大地震)

資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ(泉区、戸塚区)」
(横浜市消防局、平成24年10月)

3) 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域はありません。

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県が指定する区域です。「傾斜度が30度以上あるもの」、「高さが5m以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

4) 土砂災害警戒区域

調査区域の土砂災害警戒区域は、図 3.2.11.2 に示すとおりです。

土砂災害警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域として、神奈川県が指定する区域です。

調査区域には、土砂災害警戒区域に指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域の指定はありません。

5) 浸水のおそれのある区域

調査区域の浸水想定区域（洪水）は、図 3.2.11.3 に示すとおりです。

調査区域には、境川や和泉川、宇田川の周辺に浸水想定区域（洪水）が指定されていますが、対象事業実施区域には、浸水想定区域（洪水）の指定はありません。

調査区域の浸水想定区域（内水）は図 3.2.11.4 に示すとおりです。

調査区域には、0cm以上2cm未満及び2cm以上20cm未満等の浸水想定区域（内水）に指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には、浸水想定区域（内水）の指定はありません。

6) 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域の液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3.2.11.5 (1)～(3) に示すとおりです。

「液状化マップ」は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月）にて被害想定対象とされた3地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）の液状化危険度分布を図示したものです。

調査区域は、大部分が「液状化危険度は低い」もしくは「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、「液状化危険度は低い」は、河川に沿う形で分布しています。対象事業実施区域は、大部分が「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、一部に「液状化危険度は低い」に指定されている区域があります。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市境
-  : 区境
-  : 土砂災害警戒区域

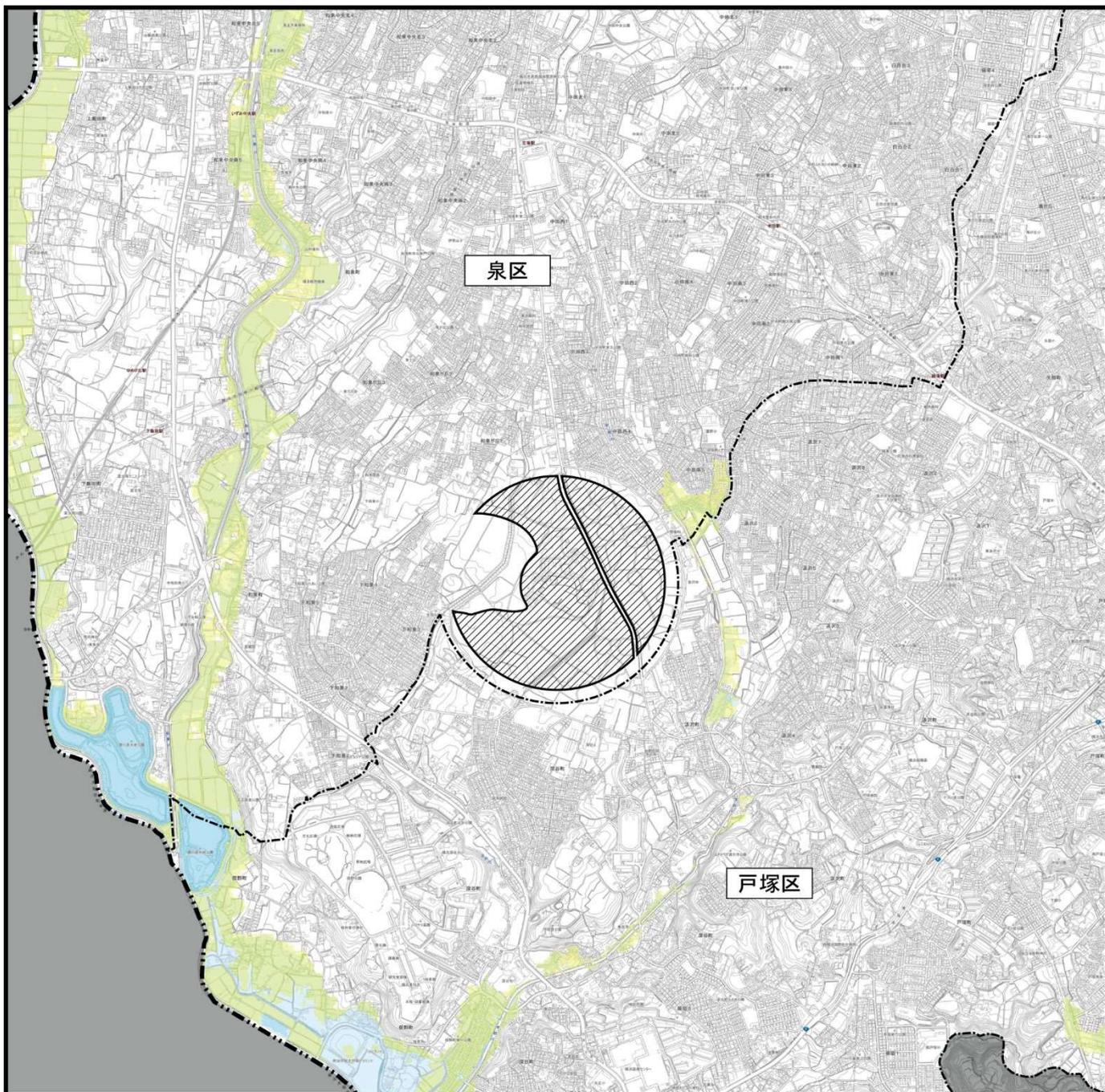


0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.11.2 土砂災害警戒区域

資料：「泉区土砂災害ハザードマップ」(横浜市、平成26年12月)
「戸塚区土砂災害ハザードマップ」(横浜市、平成26年12月)



凡 例

- : 対象事業実施区域 浸水想定区域 (想定最大規模)
- : 市 境
- : 区 境
- : 0～0.5m未満
- : 0.5～3.0m未満
- : 3.0～5.0m未満
- : 5.0～10.0m未満

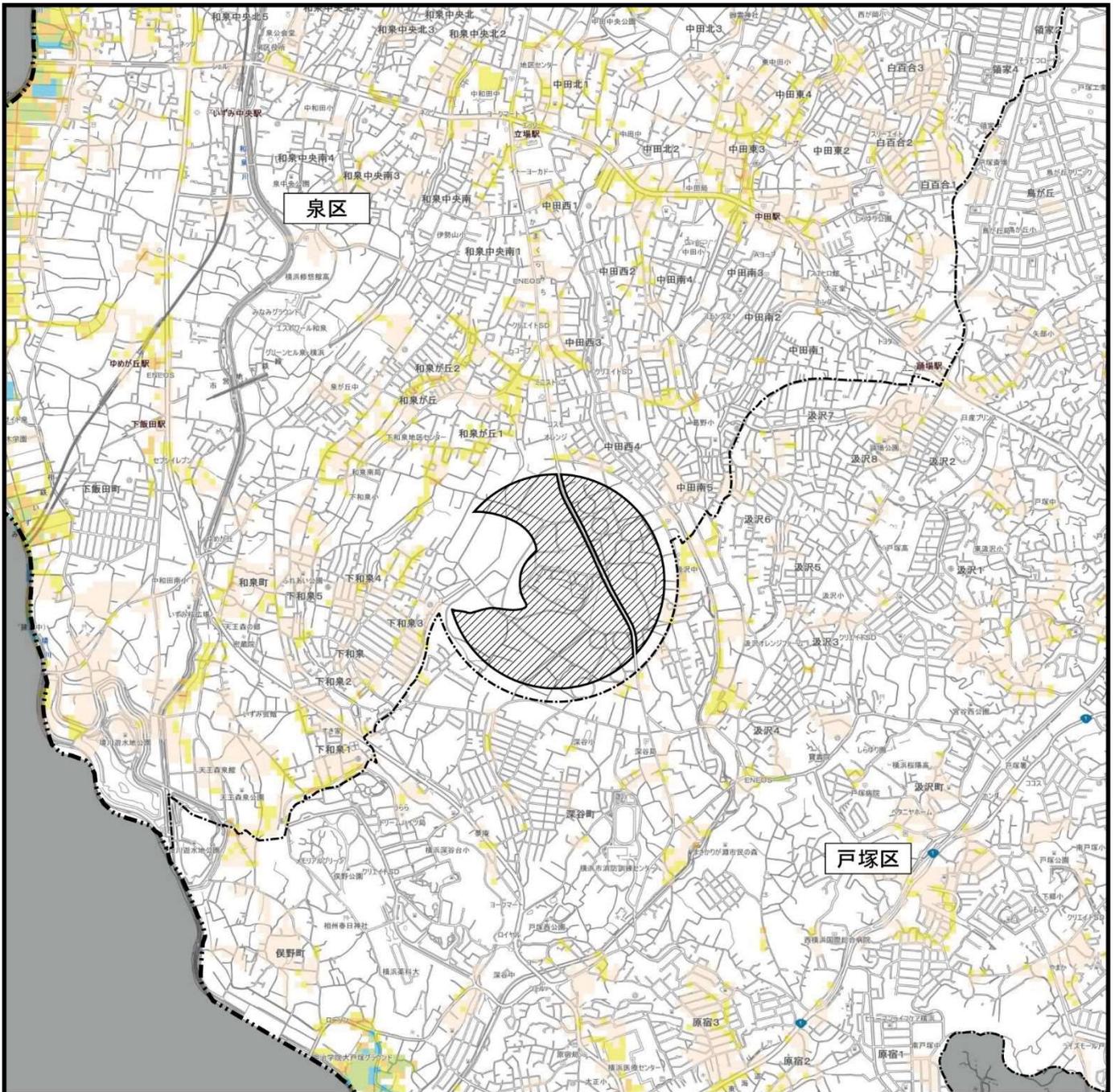


0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：「泉区洪水ハザードマップ」(横浜市、令和2年1月)
「戸塚区洪水ハザードマップ」(横浜市、令和2年1月)

図 3.2.11.3 浸水想定区域 (洪水)



凡 例

: 対象事業実施区域

: 市 境

: 区 境

浸水想定区域

: 0cm以上2cm未満

: 2cm以上20cm未満

: 20cm以上50cm未満

: 50cm以上1.0m未満

: 1.0m以上2.0m未満

: 2.0m以上

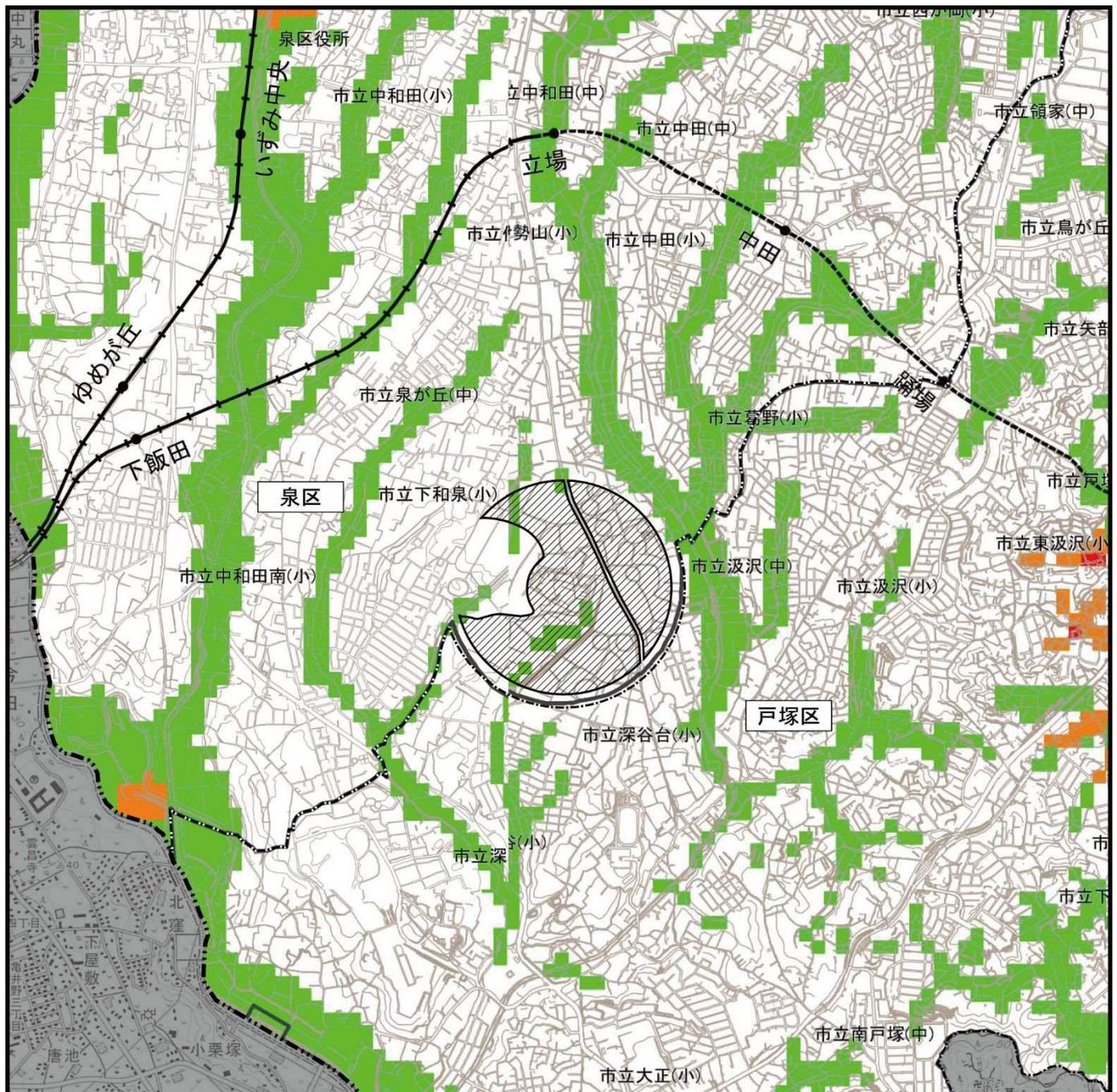


0 250 500 1,000 m

1:25,000

図 3.2.11.4 浸水想定区域 (内水)

資料：「横浜市行政地図情報提供システム わいわい防災マップ」
(横浜市総務局危機管理室地域防災課、令和3年4月調べ)



凡 例

: 対象事業実施区域

: 市 境

: 区 境

液状化危険度

: 液状化危険度が高い: $15 < PL$

: 液状化する可能性がある: $5 \leq PL \leq 15$

: 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

: 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$

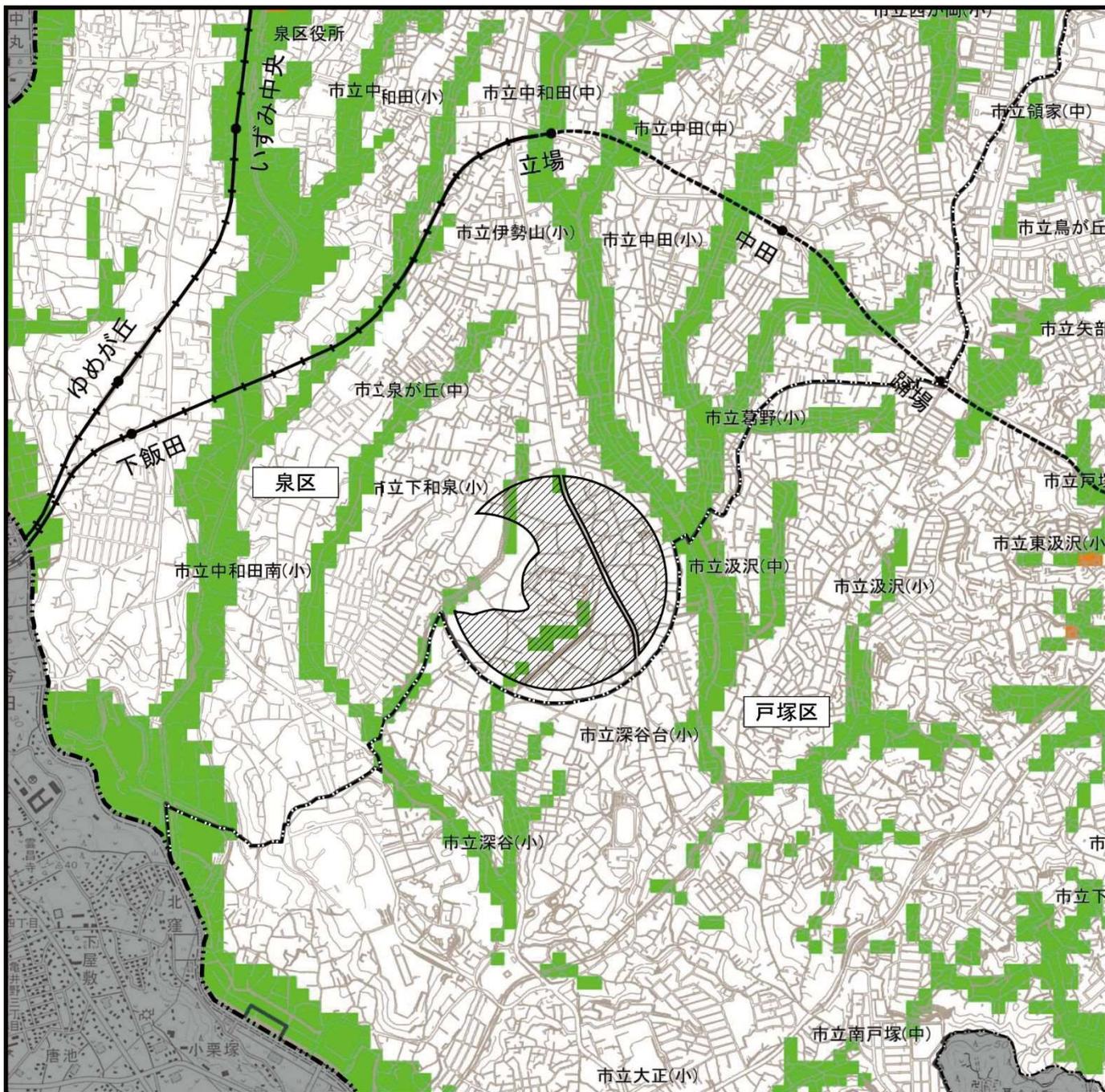


0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.11.5(1) 液状化マップ
(元禄型関東地震)

資料: 「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ(泉区、戸塚区)」
(横浜市消防局、平成24年10月)



凡例

: 対象事業実施区域

: 市境

: 区境

液状化危険度

: 液状化危険度が高い: $15 < PL$

: 液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$

: 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

: 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



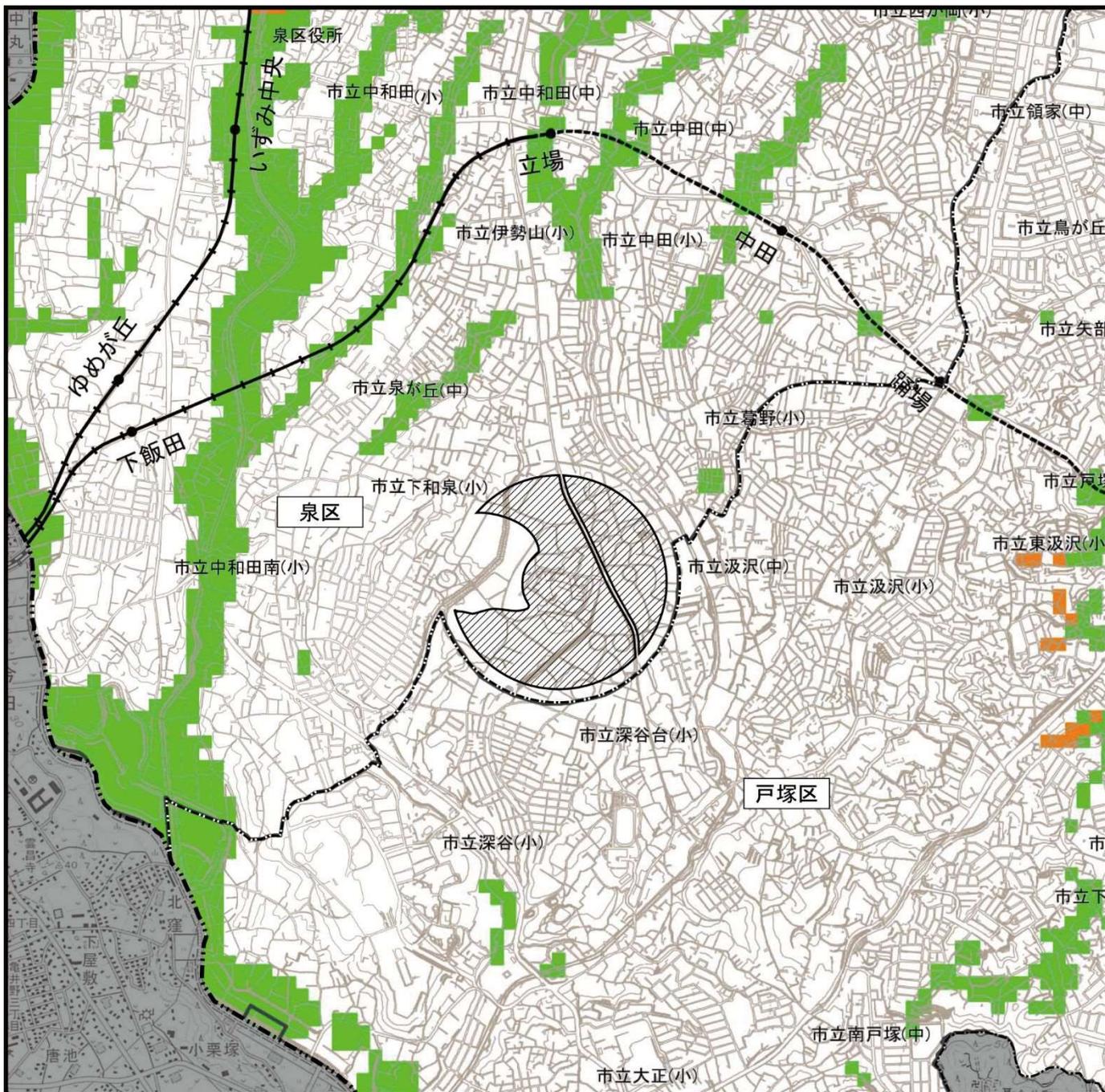
0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.11.5(2) 液状化マップ

(東京湾北部地震)

資料: 「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ(泉区、戸塚区)
(横浜市消防局、平成24年10月)



凡例

▨ : 対象事業実施区域

--- : 市境

- - - : 区境

液状化危険度

■ : 液状化危険度が高い: $15 < PL$

■ : 液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$

■ : 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

□ : 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



0 250 500 1,000
m

1:25,000

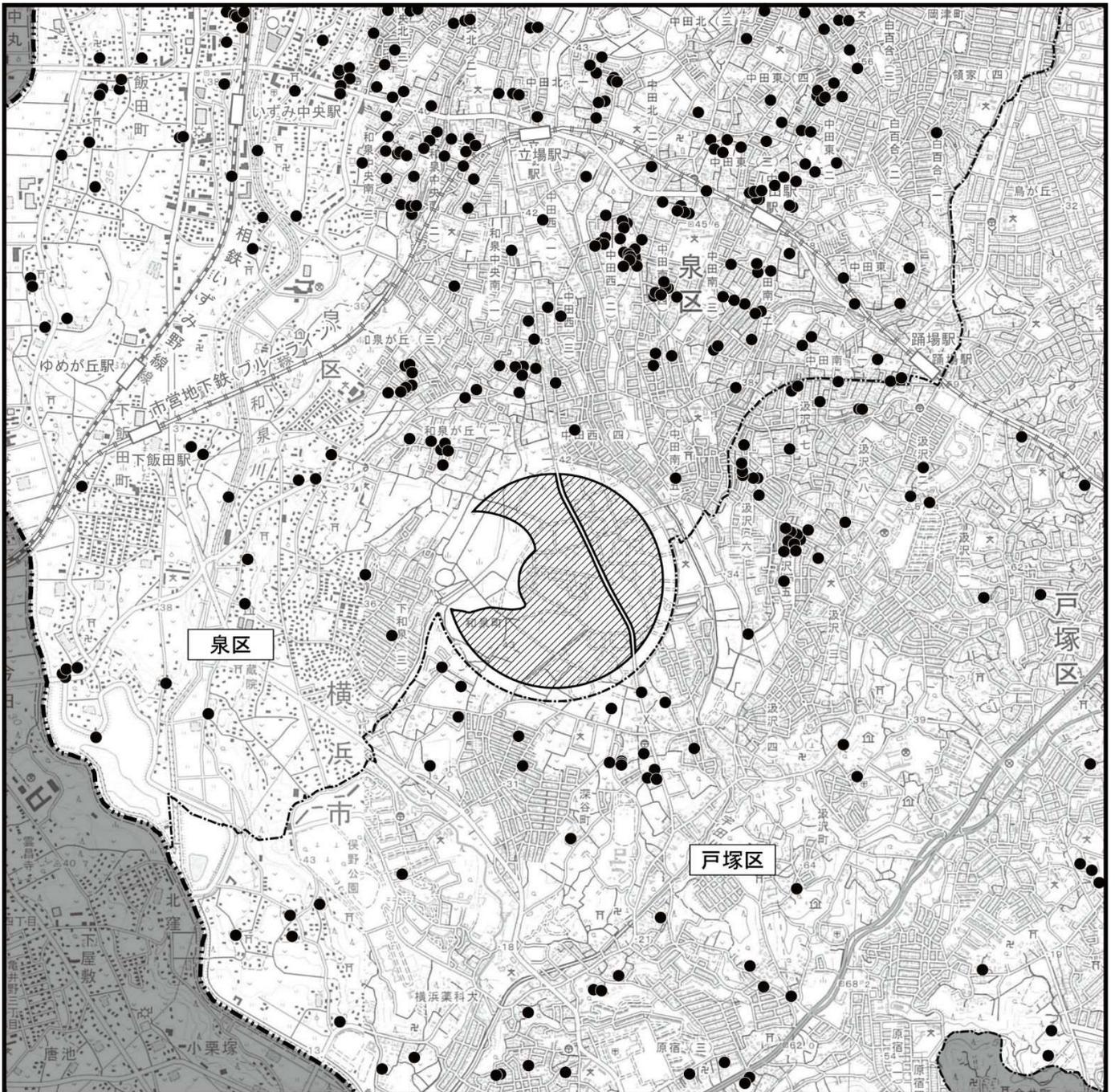
図 3.2.11.5(3) 液状化マップ
(南海トラフ巨大地震)

資料: 「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ(泉区、戸塚区)
(横浜市消防局、平成24年10月)

7) 災害応急用井戸の状況

本市では、民間の協力のもと、地震等災害時に洗浄水等、飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しています。

調査区域における災害応急用井戸の分布状況は、図 3.2.11.6 に示すとおりで、泉区に 238 箇所、戸塚区に 87 箇所存在しています。



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 災害応急用井戸



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.11.6 災害応急用井戸

資料：「横浜市行政地図情報提供システム 市民防災情報わいわい防災マップ」
(横浜市総務局ICT基盤管理課ホームページ、令和3年4月調べ)

3.2.12 廃棄物の状況

本市における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2.12.1 に示すとおりです。

本市では、令和元年度のごみと資源の総量は約 122.0 万トンで、前年度に比べ、約 2.6 万トン増加（約+2.2%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量は約 84.4 万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約 0.9 万トン増加（約+1.1%）、事業系に区分されるごみと資源の総量は約 37.6 万トンで前年度に比べ約 1.7 万トン増加（約+4.8%）となっています。

平成 26 年度から平成 30 年度に本市内から発生した産業廃棄物の発生量と処理状況は表 3.2.12.2 に、平成 18 年度、平成 21 年、平成 28 年から平成 30 年度に神奈川県内から発生した産業廃棄物の発生量と処理状況は表 3.2.12.3 に示すとおりです。

また、対象事業実施区域内において産業廃棄物最終処分場跡地が確認されています（資料編：資料 6～7 参照）。

表 3.2.12.1 横浜市における一般廃棄物の処理状況

(単位：トン)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度		
ごみと資源の総量		1,235,203	1,220,905	1,207,537	1,194,725	1,220,597		
処理内訳	ごみ系	家庭焼却	584,356	580,945	577,071	569,112	581,269	
		家庭埋立	2,364	2,113	1,867	182	312	
		小計	586,719	583,058	578,938	569,295	581,581	
		事業焼却	302,268	301,192	300,635	298,140	305,374	
		事業埋立	3,212	3,248	3,188	2,914	3,692	
		小計	305,481	304,440	303,822	301,053	309,066	
	計	892,200	887,498	882,761	870,348	890,647		
	資源化量	家庭系	缶	8,973	8,762	8,648	8,547	8,671
			びん	22,208	21,811	21,323	20,376	19,534
			ペットボトル	11,410	11,541	11,772	12,858	13,094
			ガラス残さ	5,098	4,727	4,317	4,213	4,354
			小さな金属類	4,960	4,632	4,497	4,446	4,648
			プラスチック製容器包装	48,217	47,736	47,800	47,979	48,817
			スプレー缶	642	630	619	593	611
古紙			1,463	1,314	1,266	1,190	1,209	
古布			607	542	533	519	508	
蛍光灯、電球			157	138	109	97	82	
乾電池			424	403	343	339	321	
粗大金属			5,798	5,599	5,578	5,792	6,704	
羽毛布団			4	21	8	12	10	
小型家電			10	26	35	56	61	
燃えないゴミ		—	—	—	1,489	1,333		
その他		—	—	57 ^{※1}	185 ^{※1}	60 ^{※1}		
小計		109,971	107,881	106,904	108,693	110,018		
資源集団回収		180,721	171,363	165,225	157,458	152,637		
事業系 ^{※2}	せん定枝	43,251	44,605	43,260	46,381	50,197		
	生ごみ	9,059	9,559	9,387	11,846	17,099		
	小計	52,310	54,164	52,647	58,227	67,296		
計	343,003	333,408	324,776	324,377	329,950			

※1 せん定枝リサイクル実証実験における資源化量及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※2 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

※3 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和2年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和2年9月）

表 3.2.12.2 産業廃棄物の発生量と処理状況（横浜市）

（単位：万トン）

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
発生量	1,033	1,001	1,000	1,064	1,060
減量化量	681	622	650	658	770
再生利用量	291	335	294	384	245
最終処分量	61	46	56	22	45

資料：「令和 2 年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和 2 年 9 月）

表 3.2.12.3 産業廃棄物の発生量と処理状況（神奈川県）

（単位：千トン）

項目	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
発生量	18,170	17,160	17,440	18,370	18,690
減量化量	9,890	8,910	10,000	10,460	11,450
再生利用量	6,820	7,110	6,310	7,170	6,900
最終処分量	1,460	1,140	1,130	740	340

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課、令和 3 年 4 月調べ）

3.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する法令等と本事業との関係の有無は、表 3.2.13.1 (1) ～ (6) に示すとおりです。

適用法令は令和3年4月現在の法令の施行状況等より判断したものであり、本事業との関係がある関連法令を遵守します。

表 3.2.13.1 (1) 環境関連法令等（公害防止）

項目	法令等	本事業との関係
環境一般	環境基本法	○
	神奈川県環境基本条例	-
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	-
	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
	環境影響評価法	-
	神奈川県環境影響評価条例	-
	横浜市環境影響評価条例	○
	横浜市開発事業の調整等に関する条例	-
	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○
	生活環境保全推進ガイドライン	○
大気汚染	大気汚染防止法	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
水質汚濁	水質汚濁防止法	○
	下水道法	○
	横浜市下水道条例	○
土壌汚染	土壌汚染対策法	○
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	-
騒音	騒音規制法	○
振動	振動規制法	○
地盤沈下	工業用水法	-
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	-
悪臭	悪臭防止法	-
日照阻害	建築基準法	-
	横浜市建築基準条例	-
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	-
	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	-

表 3.2.13.1 (2) 環境関連法令等（公害防止）

項目	法令等	本事業との関係
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	○
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	-
	アスベスト除去工事に関する指導指針	○
	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○
	神奈川県分別収集促進計画	-
	ヨコハマ3R夢プラン（一般廃棄物処理計画）	○
	第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○
	横浜市空き缶等及びびび吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	○
	横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱	○
	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン	○
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	-
グリーン調達	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	○
環境計画等	神奈川地域公害防止計画	○
	横浜市環境管理計画	○
	横浜市水と緑の基本計画	○
	横浜市自動車公害防止計画	○

表 3.2.13.1 (3) 環境関連法令等（自然環境保全）

項目	法令等	本事業との関係
自然環境一般	生物多様性基本法	○
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	○
	生物多様性保全上重要な里地里山（環境省）	○
	自然環境保全条例（神奈川県）	○
	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	-
	横浜市水と緑の基本計画	○
	横浜みどりアップ計画 [2019-2023]	○
	横浜自然観察の森条例	-
	横浜市生物多様性保全再生指針	○
	これからの緑の取組 [2019-2023]	○
国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	-
	都市公園法	○
	神奈川県立自然公園条例	-
	神奈川県都市公園条例	-
	横浜市公園条例	○
自然環境保全地域	自然環境保全法	-
風致地区	都市計画法	○
	風致地区条例（神奈川県）	-
	横浜市風致地区条例	-
特別緑地保全地区	都市緑地法	-
近郊緑地保全地区	首都圏近郊緑地保全法	-
敷地内緑地、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
	横浜市緑化地域に関する条例	-
生産緑地地区	生産緑地法	-
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	-
農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	-
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	-
野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	-
自然再生	自然再生推進法	○
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	-

表 3.2.13.1 (4) 環境関連法令等（災害防止）

項目	法令等	本事業との関係
保安林	森林法	-
砂防指定地	砂防法	-
宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	-
地すべり防止地区	地すべり等防止法	-
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	-
河川保全区域	河川法	-
航空障害	航空法	-
防火・危険物等の取扱い	消防法	-
	横浜市火災予防条例	-
	化学物質の適正な管理に関する指針	-
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	-

表 3.2.13.1 (5) 環境関連法令等（温暖化対策）

項目	法令等	本事業との関係
温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
	横浜市地球温暖化対策実行計画	○
	エネルギー政策基本法	-
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	-
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	-
	非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	-
	バイオマス活用推進基本法	-
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	-
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	-
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	-
	神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	-
	神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	○
	横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○

表 3.2.13.1 (6) 環境関連法令等（その他）

項目	法令等	本事業との関係
景観	景観法	○
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	○
	屋外広告物法	-
	神奈川県屋外広告物条例	-
	横浜市屋外広告物条例	-
	神奈川県景観条例	○
	神奈川県景観づくり基本方針	○
	横浜市景観計画	○
	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
	横浜市景観ビジョン	○
	横浜市公共事業景観ガイドライン	○
まちづくり方針	横浜市基本構想（長期ビジョン）	○
	横浜市中期4か年計画 2018～2021	○
	横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	○
	首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査 （国土交通省、農林水産省）	○
	地区計画、建築協定	-
	街づくり協議地区制度	-
	横浜都市交通計画	-
	土地区画整理法	-
	横浜市駐車場条例	○
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	-
	横浜市 SDGs 未来都市計画	○
	文化財	文化財保護法
神奈川県文化財保護条例		-
横浜市文化財保護条例		-
その他	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	○
	横浜市環境教育基本方針	○
	光害対策ガイドライン	○

3.3 調査対象地域における地域特性の概要

「3.2 地域の概況」の調査結果から要約される、対象事業実施区域及びその周辺における地域特性の概要は、表 3.3.1 (1) ～ (3) に示すとおりです。

対象事業実施区域は、昭和 20 年に米軍により接収され、平成 26 年 6 月に返還されました。現在は、図 3.2.6.1 に示すとおり対象事業実施区域のほとんどが都市計画区域として、市街化調整区域に指定されています。対象事業実施区域の周辺は、主として住居系の用途地域に指定され、住宅地として利用されています。

対象事業実施区域は、「深谷通信所跡地利用基本計画」(平成 30 年 2 月)により、災害時の広域的な防災拠点として利用できる等の防災機能や豊かな自然環境、市民活動の拠点となる広場、多様なニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園を整備するものです。

対象事業実施区域の周辺の主要道路としては、対象事業実施区域を南北に通過する県道 402 号(阿久和鎌倉)があり、続いて県道 403 号(菖蒲沢戸塚)があります。また、対象事業実施区域の北側には県道 22 号(横浜伊勢原)が、西側には環状 4 号線が、南東側には国道 1 号線があります。

表 3.3.1 (1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜地方気象台(横浜市中区山手町)における令和2年の気象の状況は、平均気温 17.0℃、平均風速 3.6m/s、最多風向は北、降水総量 1,687.5mm となっています。
地形、地質、地盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。 対象事業実施区域の地質は、火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されています。 対象事業実施区域の土壌は、大部分に厚層多腐植質黒ボク土があり、一部にその他の人工改変低地土があります。また、対象事業実施区域の地盤は、大部分に丘陵地及び台地面があり、一部に軟弱地盤層厚 0～5m があります。
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の西側には二級河川の境川と和泉川が、東側には二級河川の宇田川があります。 調査区域において、湧水は泉区で 3 地点、戸塚区で 2 地点あります。
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の植生は、大部分に「ゴルフ場・芝地」及び「畑雑草群落」があり、一部に「クヌギーコナラ群集」があります。対象事業実施区域の潜在自然植生は、大部分に「シラカシ群集・典型亜群集」があり、一部に「シラカシ群集・ケヤキ亜群集」及び「ハンノキ群落」が分布しています。 調査区域には「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」に記載された神奈川県のレッドデータ植物群落(群落複合)や、「神奈川県レッドリスト<植物編>2020」に記載された植物群落、「自然環境保全基礎調査」により選定された「特定植物群落」は存在しません。なお、調査区域周辺で確認されている注目すべき種として、イタチの哺乳類 1 種、ヤマドリやタカブシギ等の鳥類 12 種、コイやアブラハヤ等の魚類 5 種、マシジミ、ハグロトンボの底生生物 2 種が確認されています。
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> 泉区では、人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向です。戸塚区では、人口、世帯数ともに増加傾向です。 泉区では、事業所数は「卸売業、小売業」、従業者数は「医療、福祉」が最も多く、戸塚区では、事業所数、従業者数ともに「卸売業、小売業」が最も多くなっています。
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の周辺は第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、市街化調整区域に指定されており、対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されています。
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域には、対象事業実施区域を南北に通過する県道 402 号(阿久和鎌倉)があり、続いて県道 403 号(菖蒲沢戸塚)があります。また、対象事業実施区域の北側には県道 22 号(横浜伊勢原)が、西側には環状 4 号線が、南東側には国道 1 号線があります。 バス路線は天台観光、神奈中バスの 2 社が運行しています。 鉄道は相鉄いずみ野線及び市営地下鉄ブルーラインがあります。
公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域において、泉区では保育所・幼稚園・認定こども園が 32 施設、小学校が 8 校、中学校が 4 校、高等学校が 1 校あります。戸塚区では保育所・幼稚園・認定こども園が 16 施設、小学校が 9 校、中学校が 5 校、高等学校が 2 校、専修学校が 1 校、大学が 1 校あります。 調査区域において、泉区には主な医療機関はありません。戸塚区には主な医療機関が 4 施設あります。 調査区域において、泉区には区役所が 1 施設、消防署が 2 施設、郵便局が 3 施設あり、戸塚区には警察署が 1 施設、消防署が 2 施設、郵便局が 5 施設あります。 調査区域において、泉区では主な福祉施設等が 33 施設あり、戸塚区では 24 施設あります。

表 3.3.1 (2) 地域特性の概要

項目		地域特性の概要
公共施設等の状況		<ul style="list-style-type: none"> 調査区域において、泉区では地区センターやコミュニティハウス等の市民利用施設が12施設あり、戸塚区では5施設あります。 調査区域において、泉区では主な公園・緑地等が43施設あり、戸塚区では60施設あります。
文化財等の状況		<ul style="list-style-type: none"> 調査区域に複数の指定・登録文化財等がありますが、対象事業実施区域にはありません。 調査区域に複数の埋蔵文化財包蔵地がありますが、対象事業実施区域にはありません。
公害等の状況	大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から令和元年度の経年変化をみると、一般局（泉区総合庁舎）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄は、環境基準に適合しており、微小粒子状物質は、環境基準に不適合の年度がありますが、平成28年度以降は環境基準に適合しています。一般局（戸塚区汲沢小学校）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄は、環境基準に適合しています。自排局（戸塚区矢沢交差点）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は、環境基準に適合しています。なお、光化学オキシダントは、平成27年度から令和元年度の経年変化をみると、一般局（泉区総合庁舎及び戸塚区汲沢小学校）において、全ての年度で環境基準に不適合ですが、これは全国的にも同様の傾向です。
	水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から令和元年度の河川の水質測定結果の経年変化をみると、境川（高鎌橋）において、水素イオン濃度指数、生物化学的酸素要求量、浮遊物質及び溶存酸素量は、環境基準に適合しています。 平成25年度以降に公表されている測定結果報告書によると、平成25年度、平成27年度、平成28年度、令和元年度において、調査区域で地下水の水質が測定されています。そのうち、平成27年度及び平成28年度の和泉町において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、環境基準に不適合の地点があります。
	騒音	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通騒音について、平成27年度をみると、県道22号（横浜伊勢原）において、昼夜ともに環境基準に不適合です。県道402号（阿久和鎌倉）及び県道403号（菖蒲沢戸塚）において、昼夜ともに環境基準に適合しています。 一般環境騒音について、平成27年度をみると、泉区和泉町、泉区中田南二丁目、戸塚区汲沢二丁目及び戸塚区深谷町において、昼夜ともに環境基準値に適合しています。戸塚区戸塚町において、昼夜ともに環境基準値に不適合です。
	振動	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域において、令和3年4月現在、振動の測定地点は設定されていません。
	土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域の指定はありませんが、形質変更時要届出区域が1箇所存在します。なお、平成28年度に対象事業実施区域内において土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています（資料編：資料1～5参照）。
	悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。
	地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の地盤沈下の状況は、泉区では観測した水準点11点及び戸塚区で観測した水準点5点いずれも沈下点はありません。

表 3.3.1 (3) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域はありません。 ・調査区域には、土砂災害警戒区域に指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域の指定はありません。 ・調査区域には、境川や和泉川、宇田川の周辺に浸水想定区域（洪水）が指定されていますが、対象事業実施区域には、浸水想定区域（洪水）の指定はありません。また、調査区域には、浸水想定区域（内水）に指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には、浸水想定区域（内水）の指定はありません。 ・調査区域で、地震発生時の液状化危険度は、大部分が「液状化危険度は低い」もしくは「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、「液状化危険度は低い」は、河川に沿う形で分布しています。対象事業実施区域は、大部分が「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、一部に「液状化危険度は低い」に指定されている区域があります。
廃棄物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、令和元年度のごみと資源の総量は約 122.0 万トンで、前年度に比べ、約 2.6 万トン増加（約+2.2%）しています。
法令等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業については「環境基本法」、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令を始め、公害防止、自然環境保全、災害防止、地球環境保全、景観、まちづくり等、様々な関連法令等があります。本事業実施に当たっては、これらの関連ある法令等を遵守します。

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」（平成25年3月改定）の「別記 事業別の配慮事項9 運動施設、レクリエーション施設等の建設」に掲げられている各配慮事項に対して、配慮すべき内容を選定しました。また、「横浜市環境配慮指針」（平成25年3月改定）に掲げられた事項のほか、事業特性及び地域特性を踏まえて配慮事項を追加しました。

選定した項目について、本事業で検討した配慮の内容を表4.1.1(1)～(5)に記載しました。また、配慮書からの変更点は、下線部に示すとおりです。

表 4.1.1 (1) 本事業で検討した配慮内容

配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項 (1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	○	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性横浜行動計画」や「横浜市地球温暖化対策実行計画」等と併せて、以下に示す上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行います。 <p>(主な上位・関連計画と本事業の位置づけ)</p> <p>① 横浜市中期4か年計画（平成30年10月）</p> <p>【Ⅲ中長期的な戦略 戦略2 花と緑にあふれる環境先進都市】より</p> <p>かけがえのない自然環境を次世代につなぐため、緑の10大拠点等の樹林地や農地等の保全、地域の特性をいかした緑の創出、水と親しめる水辺環境の創出、身近に農とふれあえる場の創出、生物多様性の保全等を進めます。</p> <p>なお、対象事業実施区域の位置する下和泉・東俣野・深谷周辺地区は緑の10大拠点に指定されており、詳細は②横浜市水と緑の基本計画に記載しています。</p> <p>【Ⅲ中長期的な戦略 戦略4(2)「人が、企業が集い躍動するまちづくり」～誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部～】より</p> <p>深谷通信所跡地では、緑豊かな環境をいかしながら、健康・スポーツの拠点形成を目指していきます。</p> <p>【IV38の政策 政策9 花・緑・農・水が街や暮らしとつながるガーデンシティ横浜の推進】より</p> <p>深谷通信所跡地では、大規模な土地利用転換や、米軍施設跡地等の返還の機会を活用し、公園整備の検討等を進めます。</p> <p>【IV38の政策 政策21 コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり】より</p> <p>深谷通信所跡地では、地権者等と連携しながら、市内米軍施設跡地の跡地利用を推進します。</p>

<p>基本的な配慮事項</p>	<p>(前ページ参照)</p>	<p>② 横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月） 【第4章水・緑環境の保全と創造の推進計画】より 緑の10大拠点の一つに指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区では境川と宇田川周辺の農地や樹林地が広がる地区で、境川沿いは、水田と河岸段丘の連続した緑が特徴的な景観を形成しています。これらの樹林地等の自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指しています。深谷通信所跡地は、全市的・広域的な課題への対応を考慮しながら、緑豊かな公園を中心的な施設とし、自然、スポーツ・健康、防災、文化の要素を備えた整備を検討します。</p> <p>③ 横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン（平成28年11月） 【Ⅲ分野別の方針 1.土地利用の方針】より 深谷通信所跡地は、全市的・広域的な課題への対応を考慮しながら、緑豊かな公園を中心的な施設とし、自然、スポーツ・健康、防災、文化の要素を備えた整備を検討します。</p> <p>④ 横浜市環境管理計画（平成30年11月） 【第5章環境側面からの基本施策 基本施策2.生物多様性】より 市民に潤いや安らぎをもたらすほか、生き物の生息・生育環境となる等生物多様性の保全にも寄与する緑の創出を推進します。多くの市民の目にふれる場所での地域や施設の特性に合わせた季節感のある緑の創出や、土地利用転換等の機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな空間の創出を目指します。 (本事業での環境への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指します。 ・墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します。 ・墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、温室効果ガスの抑制に向けた太陽光や風力等の再生可能エネルギーの活用等、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を目指します。 ・対象事業実施区域内の緑地を基本的にはすべてを改変する計画を予定している中で、<u>緑地計画としては、草地環境については再生を中心とすること、既存樹木は移植を検討すること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を実施すること等とし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。</u> ・<u>自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。</u>
-----------------	-----------------	--

表 4.1.1 (2) 本事業で検討した配慮内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮書の作成を通じて対象事業実施区域及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めました。 ・ 対象事業実施区域は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」や本市の「緑の10大拠点」に指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区に位置し、境川と宇田川周辺の農地や樹林地が広がる地区で、境川沿いは、水田と河岸段丘の連続した緑が特徴的な景観を形成しています。これらの樹林地等の自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指しています。そこで、墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、それらに配慮した計画とします。 ・ 対象事業実施区域の周辺は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、市街化調整区域となっており、住環境が整った区域内での作業となることから、周辺住居に配慮した計画とします。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。 ・ 土壌汚染対策についても、法令に基づき適切な対応を行います。 ・ 工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保出来るよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。 ・ 工区設定の際には、利用者の安全が確保出来るよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。

表 4.1.1 (3) 本事業で検討した配慮内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(5) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。 ・ 墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指します。 ・ 墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します。 ・ <u>対象事業実施区域内の緑地を基本的にはすべてを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては、草地環境については再生を中心とすること、既存樹木は移植を検討すること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を実施すること等とし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。</u> ・ <u>ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するように配慮した計画を検討します。</u>
	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用を努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。 ・ 太陽光、風力等の再生可能エネルギー施設については、墓園事業及び外周道路事業の計画と併せて規模や配置を検討します。 ・ <u>災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。</u>
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達が可能場合はグリーン電力の導入に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設資材や設備等の確保に際して、積極的にグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づく導入に努めます。
	(8) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場や園路等の整備に当たっては、耐久性の確保を前提としつつ、ヒートアイランド現象の抑制策として、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用についても検討します。 ・ <u>ヒートアイランド現象の抑制等のため、建物や駐車場の緑化を検討します。</u>
	(9) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物（管理棟等）について、周辺の景観と調和（色彩、材質、形、高さ）したものとなるよう検討します。 ・ 対象事業実施区域は「横浜市景観計画」に定める景観推進地区ではありませんが、同計画が目指す良好な景観の形成に資するよう、対象事業実施区域内の緑化に配慮します。

表 4.1.1 (4) 本事業で検討した配慮内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(10) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の整備に当たっては、「横浜市駐車場条例」等に従い、かつイベント開催時等にも対応できる規模とします。 ・ 駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討します。 ・ 配置については交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、適切な規模の駐車場を分散して整備します。 ・ 歩行者の安全に配慮し、可能な限り園路は歩車分離とします。 ・ <u>公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等</u>を検討します。
	(11) 光害や騒音等の影響を少なくする。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光害対策として、「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明計画とします。 ・ 工事の施工中においては、仮囲いの設置、作業の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等の対策を実施します。 ・ 供用時の駐車場に出入りする自動車に対し、法定速度の遵守とアイドリングストップの実施、空ぶかし禁止の呼びかけ、騒音の発生を極力抑えます。 ・ 供用時に多くの人が集まる可能性がある駐車場や野球場、サッカーやラグビーの球技場、テニスコート等の運動利用等に起因する騒音や照明に対して、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、<u>周辺地域から離れた深谷通信所跡地のやや中央寄りに配置することとし、影響を低減</u>します。 ・ 供用時の夜間照明においては、最低限の照度とし、配光を検討します。
	(12) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域内には史跡及び文化財は存在しませんが、特徴である円形形状を残す等、歴史を継承します。なお、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、<u>関係機関と協議のうえ、工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に</u>従い対応します。
	(13) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調節池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画を検討します。 ・ <u>現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる対策</u>を検討します。なお、<u>河川（水路）は埋め立てる前に切り回される計画と</u>されています。

表 4.1.1 (5) 本事業で検討した配慮内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(14) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。また、工作物の長寿命化に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。 ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組を推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。 ・建設発生土は、場内再利用に努めます。 ・雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用等の可能性について検討します。 ・工作物については、定期的な点検とメンテナンスを適切に行うことで、長寿命化に努めます。 ・対象事業実施区域内の工作物の施工、改修に当たっては、長寿命化に努めます。
事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項	(15) 既存の調査で一部区域に土壤汚染が発生していることが報告されていることから、環境へ影響を及ぼさないようにこれを処理する。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に行われた土壤汚染調査の詳細な調査結果については、資料編に記載しました（資料編：資料1～5参照）。なお、対象事業実施区域は「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されているため、関係機関等と協議を行い、「土壤汚染対策法」に基づき、適切に対応します。
	(16) 既存の調査で最終処分場跡地が確認されていることから、環境へ影響を及ぼさないように対応する。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、市内の廃棄物の最終処分場跡地における土地利用について、「<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>」及び「<u>最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン</u>」に準拠した「<u>横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱</u>」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われます。本事業では、<u>産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用することから、実施に当たっては、関係法令に基づき、適切に対応します。</u>

4.2 環境情報の概要

4.2.1 配慮書の縦覧等

本事業の配慮書は令和2年7月3日に公告され、同日から令和2年7月17日までの15日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.2.1に示すとおりです。

表 4.2.1 配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和2年7月3日～令和2年7月17日（15日間）
縦覧対象区	泉区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 泉区役所 区政推進課 企画調整係

4.2.2 環境情報の概要

配慮書に対し、2通の環境情報提供書が提供されました。環境情報の概要は、表4.2.2に示すとおりです。

表 4.2.2 環境情報の概要

項目	環境情報の概要	都市計画決定権者の見解
湧水	1-1, わきみずの森の湧水は、深谷通信所跡地に広い流域を持ち、地下水が供給されていますが、水量が少なく、数年に1度涸れる状況にあります。	・今後の環境影響評価の手続きにおいて、「わきみずの森」の湧水について、水循環（地下水位及び湧水の流量）の項目の中で、調査、予測、評価を行います。
動物	1-2, わきみずの森には、水生小動物としては、オタマジャクシ、サワガニ、ヤゴ、カワニナ、アメンボ、ユスリカ等が、昆虫としては、カブトムシ、バッタ、カミキリムシ、トンボ、チョウ等が、鳥類としては、ウグイス、キジ、カラス、シジュウカラ、スズメ等が、またカエル、ヘビ、トカゲ、リス等が多数生息しています。	・今後実施する動物の予測評価の中で、「わきみずの森」の動物、植物、生態系に影響が生じないように検討して参ります。 ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、「わきみずの森」の動物、植物、生態系について、生物多様性（動物、植物、生態系）の項目の中で、調査、予測、評価を行います。
文化財	2, 敷地内にはこの耐弾式地下送信所のほかにも、戸塚分遣隊が設置した未確認の施設が存在する可能性があります。	・今後実施する埋蔵文化財調査の中で、施設の有無について確認します。

4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解

本事業の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの、配慮市長意見書について、令和 2 年 8 月 27 日に送付を受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.3.1 に示すとおりです。配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解は、表 4.3.2 (1) ～(5)に示すとおりです。

表 4.3.1 配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和 2 年 9 月 15 日～令和 2 年 9 月 29 日 (15 日間)
縦覧対象区	泉区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 泉区役所 区政推進課 企画調整係

表 4.3.2 (1) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解	
<p>1 全般的事項</p>	<p>(1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討している事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮事項に対する配慮の内容について、各々の検討状況を方法書に記載しました。 ・第2章2.5.2環境配慮検討の経緯等において、配慮事項の配慮の内容の記載を追記しました。 	
	<p>(2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の事業の進捗に合わせて本市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容とするよう努めます。 	
	<p>(3) 「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業」と連携し、それぞれの事業特性を踏まえながら、審査会において十分な調査審議ができるように具体的な土地利用のあり方について示すとともに、市民にわかりやすく統一感のある優れた図書の作成に努めてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業」と連携し、本事業の特性を踏まえ、第2章(事業計画の概要)において、具体的な土地利用のあり方について示すとともに、第3章(地域の概況及び地域特性)の記述や第6章(環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法の選択)の調査位置を示す図面は、統一を図りました。 	
<p>2 配慮指針に掲げられている配慮事項</p>	<p>(1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項 (1)】</p>	<p>ア 草地を含んだ緑地計画について検討し、方法書以降の図書で示すとともに、事業計画区域内外の生態系に配慮するよう努めてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地計画を検討し、第2章2.5.2環境配慮検討の経緯に記載しました。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。
		<p>イ 生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避けるよう検討してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。

表 4.3.2 (2) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解	
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項 (1)】	ウ 通過道路となる県道402号(阿久和鎌倉)について、草地環境の保全や歴史的な背景の視点も踏まえて、将来のあり方を検討してください。	・県道402号(阿久和鎌倉)については、草地環境の保全や「陣街道」「西の道」とも呼ばれた歴史的な背景の視点も踏まえ、将来の在り方について検討した結果、対象事業実施区域から除外し、本事業では現状のまま残すこととしました。
	(2) 計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供 【配慮事項 (3)】	ア 工事中における歩行者や暫定利用者等を考慮し、安全対策について検討してください。	・工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保出来るよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。
		イ 各施設の部分供用が検討されていることから、利用者等の安全や快適な利用環境に配慮した工事計画とし、その上で利用者等への適切な情報提供に努めてください。	・工区設定の際には、利用者の安全が確保出来るよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保し、利用者等への適切な情報提供に努めます。
	(3) 緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造 【配慮事項 (5)】	ア 草地を含んだ緑地計画について検討し、方法書以降の図書で示すとともに、事業計画区域内外の生態系に配慮するよう努めてください。 【(1) ア 再掲】	・緑地計画を検討し、第2章2.5.2環境配慮検討の経緯に記載しました。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。
		イ ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するよう配慮してください。	・ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するよう配慮した計画を検討します。
		ウ 建物や駐車場の緑化を検討してください。	・生物の生息生育環境の確保等のため、建物や駐車場の緑化を検討します。

表 4.3.2 (3) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解	
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(4) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用 【配慮事項 (6)】	災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実を図ってください。	・災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。
	(5) グリーン購入、グリーン電力の導入 【配慮事項 (7)】	積極的にグリーン購入及びグリーン電力導入に努めてください。	・建設資材や設備等の確保に際して、積極的にグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づく導入に努めます。
	(6) ヒートアイランド現象の抑制 【配慮事項 (8)】	ア 建物や駐車場の緑化を検討してください。 【(3) ウ 再掲】	・ヒートアイランド現象の抑制のため、建物や駐車場の緑化を検討します。
		イ グリーンインフラについて、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。	・広大な敷地を生かし、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した計画を検討します。
	(7) 交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮 【配慮事項 (10)】	ア 駐車場については、位置及び規模を方法書以降の図書で示してください。	・交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、広域的な利用を想定しつつ、適切な規模の駐車場を分散して整備します（図 2.4.2 P2-20 参照）。 ・イベント開催時等のピーク時にも対応できる規模とします。 ・詳細な位置及び規模は準備書で示します。
イ 利用者に対する公共交通機関の利用促進を図ってください。		・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を検討します。	

表 4.3.2 (4) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解	
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(8) 施設の移転、文化財の消滅・移転、地域分断の回避 【配慮事項 (12)】	埋蔵文化財の調査を適切に行い、新たな文化財が発見された場合には適切な対応を行ってください。 ・埋蔵文化財について、工事前の調査の中で、新たな文化財が発見された場合、「文化財保護法」に基づき、適切に対応します。	
	(9) 周辺地域の地下水涵養機能への配慮 【配慮事項 (13)】	ア 水路の扱いについて検討するとともに、地下水涵養機能に配慮してください。 イ グリーンインフラについて、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。 【(6) イ 再掲】	・現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる対策を検討します。なお、河川（水路）は埋め立てる前に切り回される計画とされています。 ・地下水涵養機能に配慮し、事業計画を検討します。 ・広大な敷地を生かし、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した計画を検討します。
	(10) 廃棄物の3R、雨水の有効利用 【配慮事項 (14)】	工作物の施工、改修に当たっては、長寿命な材料、材質を選択し、点検しやすい構造にする等、工作物の長寿命化に努めてください。	・対象事業実施区域内の施設の施工、改修に当たっては、長寿命化に努めます。

表 4.3.2 (5) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

	項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
<p>3 事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項</p>	<p>(1) 土壌汚染への配慮 【配慮事項 (15)】</p>	<p>土壌汚染について、関係機関等と協議を行い、適切に対応するとともに、具体的な対策について方法書以降の図書で示してください。</p>	<p>・対象事業実施区域は「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されているため、関係機関等と協議を行い、「土壌汚染対策法」に基づき、適切に対応します。具体的な対策について準備書で示します。</p>
	<p>(2) 最終処分場跡地への配慮 【配慮事項 (16)】</p>	<p>事業計画区域内に最終処分場跡地があるため、関係機関と協議を行い、特に環境へ影響を及ぼさないように対応するとともに、具体的な対策について方法書以降の図書で示してください。</p>	<p>・本市では、市内の廃棄物の最終処分場跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われます。本事業では、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用することから、必要な評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行うとともに、実施に当たっては、関係法令に基づき、適切に対応します。具体的な対策について準備書で示します。</p>

第5章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

第5章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

本事業の内容を基に、環境に影響を及ぼす恐れのある要因（以下、「環境影響要因」といいます。）を表 5.1.1 に示すとおり抽出しました。

次に、環境影響評価を行う項目を地域の概況及び周辺地域等の環境特性、地域特性を勘案して選定しました。選定した項目は、表 5.1.2 に示すとおりです。

また、項目選定について選定した理由及び選定しない理由は、表 5.1.3 (1) ～ (3) 及び表 5.1.4 (1) ～ (3) に示すとおりです。

表 5.1.1 環境影響要因の抽出

区分	環境影響要因	抽出の理由	
工事中	建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事や建物の建築等の工事を実施します。 ・本事業と並行して土壌汚染対策工事、及び既存の工作物の解体工事を実施します。 	
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事や建物の建築等のために、建設機械が対象事業実施区域で稼働します。 	
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の運搬や、廃棄物等の搬出を行う車両が走行します。 	
供用時	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に公園施設が出現し、土地利用が変化します。 	
	施設の供用	施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設管理、運営作業が行われます。 ・利用者及び施設管理関係者が施設を利用します。
		来園車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者による来園車両及び管理用車両が走行します。

表 5.1.2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目		環境影響要因 細目	工事中			供用時			
				建設行為等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在		施設の供用	
							施設の利用の変化	施設の存在・土地	施設の運営	来園車両等の走行
地球環境への負担の低減	温室効果ガス		温室効果ガス	—	○	○	—	—	—	
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	○	—	—	○	—	—	
		植物	植物	○	—	—	○	—	—	
		生態系	生態系	○	—	—	○	—	—	
	水循環	地下水水位及び湧水の流量		○	—	—	○	—	—	
河川の形態、流量		○	—	—	○	—	—			
海域の流況		—	—	—	—	—	—			
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物		—	—	—	—	○	—	
		産業廃棄物		○	—	—	—	○	—	
		建設発生土		○	—	—	—	—	—	
	大気質	大気汚染		—	○	○	—	—	○	
	水質・底質	公共用水域の水質		○	—	—	○	—	—	
		公共用水域の底質		○	—	—	—	—	—	
		地下水の水質		○	—	—	○	—	—	
	土壌	土壌汚染		○	—	—	—	—	—	
	騒音	騒音		—	○	○	—	—	○	
	振動	振動		—	○	○	—	—	○	
	地盤	地盤沈下		○	—	—	○	—	—	
	悪臭	悪臭		○	—	—	○	—	—	
	低周波音	低周波音		—	—	—	—	—	—	
	電波障害	テレビジョン電波障害		—	—	—	—	—	—	
	日影	日照障害		—	—	—	—	—	—	
		シャドーフリッカー		—	—	—	—	—	—	
	風害	局地的な風向・風速		—	—	—	—	—	—	
	安全	土地の安定性		—	—	—	—	—	—	
		浸水		—	—	—	—	—	—	
火災・爆発		○	—	—	○	—	—			
有害物漏洩		○	—	—	○	—	—			
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断		—	—	—	—	—		
		交通混雑		—	—	○	—	—		
		歩行者の安全		—	—	○	—	—		
	景観	景観		—	—	—	○	—		
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場		—	—	○	○	—		
文化財等	文化財等		—	—	—	—	—			

表 5.1.3 (1) 環境影響評価項目の選定の理由 (工事中)

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	本事業の工事では、大規模な土地の造成を行うため、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量を環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域には、自然環境の残された地域が存在し、本事業の工事により動物・植物・生態系に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	本事業の工事では、地下水位の著しい低下を招くような掘削等を行わないため、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。 ただし、対象事業実施区域周辺には、湧水が存在し、湧水の分布及び流量への影響を確認するため、湧水の流量については環境影響評価項目として選定します。
	河川の形態、流量	○	対象事業実施区域には、河川（水路）が存在し、本事業の工事により河川（水路）の改修が行われる計画であり、河川（水路）の形態、流量に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	海域の流況	×	本事業の工事では、海域の流況に影響を及ぼす要因がないため、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	本事業の工事に伴い発生する一般廃棄物は、主に現場事務所等からの生ごみや古紙等であり、その発生量は限られていること、また、適切に処理するため、環境影響評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	○	本事業の工事に伴い産業廃棄物が発生するため、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	○	本事業の工事では、対象事業実施区域で発生した建設発生土は、対象事業実施区域の盛土材として再利用する想定であるものの、対象事業実施区域外にも運搬する可能性もあるため、環境影響評価項目として選定します。
大気質	大気汚染	○	本事業の工事では、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する排出ガスが、対象事業実施区域及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性があること、また、解体する既存建物には、アスベスト含有の建材が使用されている可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	○	対象事業実施区域には、河川（水路）が存在し、本事業の工事により河川（水路）の改修が行われる計画であり、河川（水路）の水質に影響を及ぼす可能性があること、また、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
	公共用水域の底質	○	対象事業実施区域には、河川（水路）が存在し、本事業の工事により河川（水路）の改修が行われる計画であり、河川（水路）の底質に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	地下水の水質	○	本事業の工事では、地下水の水質に影響を及ぼす工事は実施しないため、地下水の水質の細目について環境影響評価項目として選定しません。 ただし、対象事業実施区域周辺には、湧水が存在し、湧水の水質への影響を確認するため、湧水の水質については環境影響評価項目として選定します。

表 5.1.3 (2) 環境影響評価項目の選定の理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
土壌	土壌汚染	○	対象事業実施区域では、土壌汚染が確認されており、土壌汚染対策工事を行うため、環境影響評価項目として選定します。
騒音	騒音	○	本事業の工事では、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する騒音が、対象事業実施区域及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	本事業の工事では、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する振動が、対象事業実施区域及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	○	本事業の工事では、地盤沈下を招くような地下水の揚水、排除、遮断は行いません。また、地盤沈下の影響に配慮し、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地の上部には建物を設置しませんが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
悪臭	悪臭	○	本事業の工事では、著しい悪臭を発生させる要因はなく、また、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地では、廃棄物埋設層への掘削は実施しない等、悪臭を発生させないよう配慮しますが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
低周波音	低周波音	×	本事業の工事では、使用する建設機械は市街地の建設工事で一般的に使用される建設機械であり、日常生活に支障となるような低周波音を発生させることはないと考えます。また、特に低周波音の発生が懸念される建設機械を使用する場合には、機種を選定や使用方法に十分配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	本事業の工事に伴い設置する仮設物は、新たな電波障害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないように配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	本事業の工事では、日照阻害の発生要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	本事業の工事では、シャドーフリッカーの発生要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
風害	局地的な風向・風速	×	本事業の工事では、周辺地域の風環境に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.1.3 (3) 環境影響評価項目の選定の理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域は平坦地であり、本事業の工事により斜面地の崩壊に影響を及ぼす要因はありません。また、地盤の変形の影響に配慮し、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地の上部には建物を設置しません。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	本事業の工事では、浸水対策として、十分な排水設備を設置するとともに、作業員の安全確保にも十分配慮していくため、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	○	本事業の工事では、可燃物や有害物質を大量に蓄積する要因はなく、また、安全管理に十分配慮します。また、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地では、廃棄物埋設層への掘削は実施しない等、有害物漏洩をさせないように配慮しますが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
	有害物漏洩	○	本事業の工事では、可燃物や有害物質を大量に蓄積する要因はなく、また、安全管理に十分配慮します。また、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地では、廃棄物埋設層への掘削は実施しない等、有害物漏洩をさせないように配慮しますが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
地域社会	地域分断	×	本事業の工事では、地域の共同体の一体性は変化しません。また、地域住民の日常的な交通経路が変化する可能性はありますが、う回路を設置するため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	本事業の工事では、工事用車両の走行に伴い、対象事業実施区域及びその周辺の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	本事業の工事では、工事用車両の走行に伴い、対象事業実施区域及びその周辺の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
景観	景観	×	本事業の工事では、対象事業実施区域及びその周辺からの景観の変化は、一時的なものであるため、環境影響評価項目として選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域には、触れ合い活動の場が存在しており、本事業の工事に伴いその機能に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域には、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記録はないため、環境影響評価項目として選定しません。なお、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、関係機関と協議のうえ、本事業の工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に従い対応します。

表 5.1.4 (1) 環境影響評価項目の選定の理由 (供用時)

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	×	本事業では、エネルギーを必要とする施設は少なく温室効果ガスの発生はわずかであるため、環境影響評価項目として選定しません。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域には、自然環境の残された地域が存在し、本事業により、自然環境の一部改変や創出が行われ、動物・植物・生態系に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水水位及び湧水の流量	○	供用時において、地下水の揚水は行わないため、地下水水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。 ただし、対象事業実施区域周辺には、湧水が存在し、湧水の分布及び流量への影響を確認するため、湧水の流量については、環境影響評価項目として選定します。
	河川の形態、流量	○	対象事業実施区域には、河川（水路）が存在し、本事業により河川（水路）は埋め立てる計画であり、河川（水路）の形態、流量に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	海域の流況	×	本事業では、海域の流況に影響を及ぼす要因がないため、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	本事業では、施設の運営に伴い、一般廃棄物の発生が想定されるため、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	本事業では、施設の運営に伴い、産業廃棄物の発生が想定されるため、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	本事業では、施設の運営に伴う建設発生土の発生がないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	来園車両等の走行に伴い発生する排出ガスが、対象事業実施区域及びその周辺の大気質に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の運営に伴う大気汚染の発生の要因はありません。
水質・底質	公共用水域の水質	○	対象事業実施区域には、河川（水路）が存在し、本事業により河川（水路）の改修が行われる計画であり、河川（水路）の水質に影響を及ぼす可能性があること、また、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
	公共用水域の底質	×	対象事業実施区域には、河川（水路）が存在し、本事業により河川（水路）の改修が行われる計画ですが、改修される河川（水路）は暗渠であり、底質は存在しないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	○	本事業では、供用時において地下水の水質に影響を及ぼす要因はないため、地下水の水質の細目について環境影響評価項目として選定しません。 ただし、対象事業実施区域周辺には、湧水が存在し、湧水の水質への影響を確認するため、湧水の水質については環境影響評価項目として選定します。

表 5.1.4 (2) 環境影響評価項目の選定の理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
土壌	土壌汚染	×	本事業では、供用時において土壌汚染を生じさせる要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	本事業では、来園車両等の走行に伴い発生する騒音等が、対象事業実施区域及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の運営に伴う騒音の発生の要因はありません。
振動	振動	○	本事業では、来園車両等の走行に伴い発生する振動等が、対象事業実施区域及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の運営に伴う振動の発生の要因はありません。
地盤	地盤沈下	○	本事業では、地盤沈下を招くような地下水の揚水、排除、遮断は行いません。また、地盤沈下の影響に配慮し、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地の上部には建物を設置しません。産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
悪臭	悪臭	○	本事業では、著しい悪臭の発生要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
低周波音	低周波音	×	本事業では、対象事業実施区域及びその周辺に低周波音の影響を及ぼす施設はないため、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	本事業では、対象事業実施区域及びその周辺に電波障害を及ぼす高層建築物はないため、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	本事業では、対象事業実施区域及びその周辺の日照に影響を及ぼす高層建築物はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	本事業では、大規模な風力発電施設の建設はなく、シャドーフリッカーの発生要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
風害	局地的な風向・風速	×	本事業では、対象事業実施区域及びその周辺の環境に影響を及ぼす高層建築物はないため、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.1.4 (3) 環境影響評価項目の選定の理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域は平坦地であり、本事業により斜面地の崩壊に影響を及ぼす要因はありません。また、地盤の変形の影響に配慮し、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地の上部には建物を設置しません。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	本事業では、供用時において対象事業実施区域及びその周辺に浸水を生じさせる要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	○	本事業では、可燃物や有害物質を大量に蓄積する要因はありませんが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
	有害物漏洩	○	
地域社会	地域分断	×	本事業では、地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	本事業では、来園車両等の走行に伴い、対象事業実施区域及びその周辺道路の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	
景観	景観	○	本事業では、施設の存在・土地利用の変化により、対象事業実施区域及びその周辺の景観に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域には、触れ合い活動の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。

第6章 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の 手法の選択

第6章 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法の選択

環境影響評価項目ごとの調査及び予測の手法は、以下のとおりです。

6.1 温室効果ガス

温室効果ガスに係る調査手法は表 6.1.1 に、予測・評価手法は表 6.1.2 に示すとおりです。

表 6.1.1 温室効果ガスに係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
温室効果ガスに係る原単位の把握	資料	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省、令和3年1月)等により、予測式及び原単位を整理	—
排出抑制対策の実施状況	資料	本市で取り組んでいる地球温暖化対策等を整理	—
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」 ・「神奈川県地球温暖化対策推進条例」 ・「横浜市地球温暖化対策実行計画」 ・「横浜市エネルギーアクションプラン」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」	—

表 6.1.2 温室効果ガスに係る予測・評価方法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量	工事期間全体	対象事業実施区域及びその周辺	建設機械の種類、台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省、令和3年1月)等に基づき、温室効果ガスの排出量を予測
	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量			工事用車両の種類、台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省、令和3年1月)等に基づき、温室効果ガスの排出量を予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設機械の稼働	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した温室効果ガスに関する事項等を勘案のうえ、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、温室効果ガスの排出量が地球環境に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定。			
	工事用車両の走行				

6.2 生物多様性

6.2.1 動物

動物に係る調査手法は表 6.2.1 (1) ～ (2) に、予測・評価手法は表 6.2.2 に示すとおりです。

表 6.2.1 (1) 動物に係る調査手法

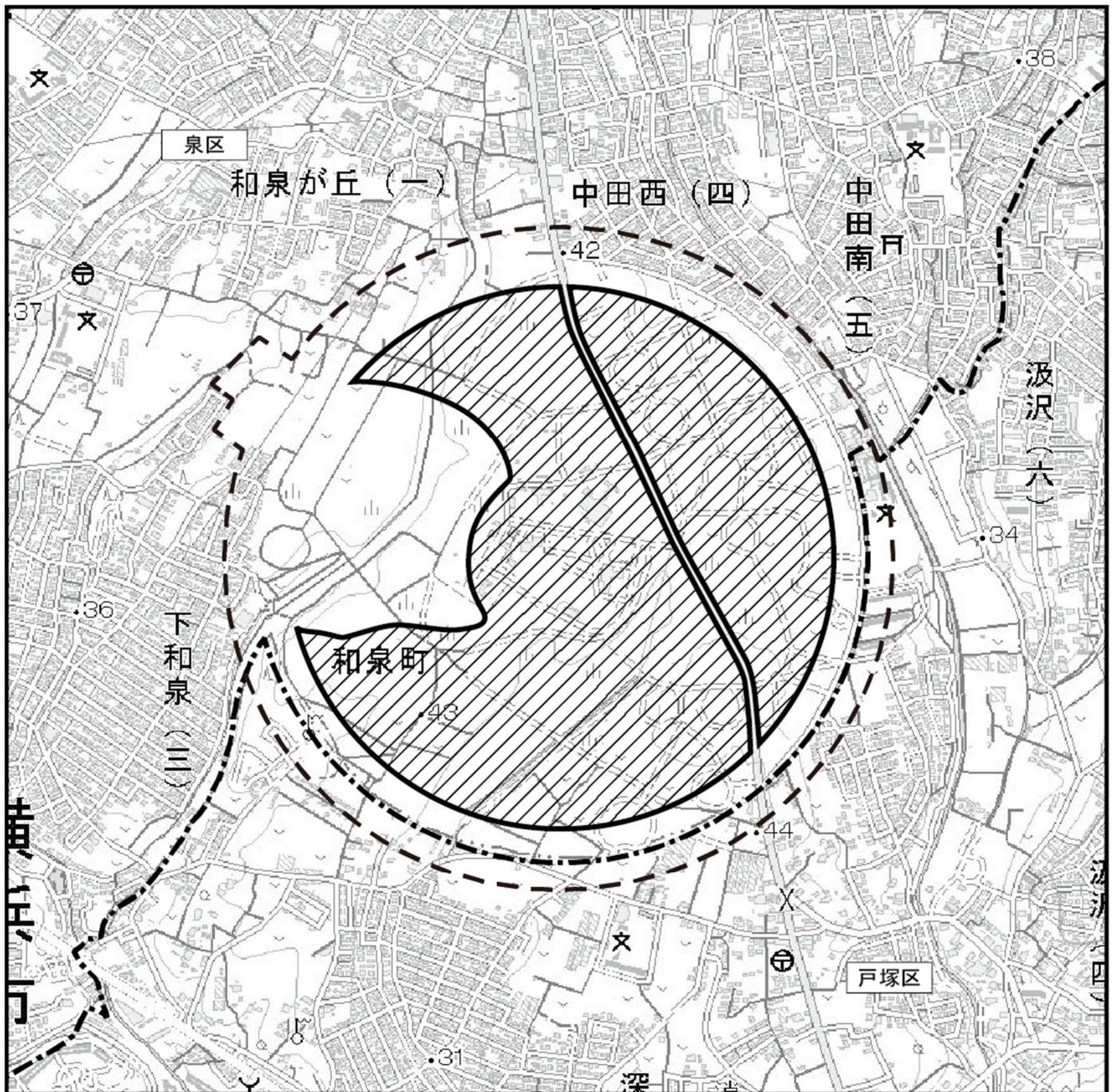
調査項目	調査方法		調査地域
動物の状況 ・動物相 ・生息環境の特性 ・注目すべき動物種及び生息地の状況 ・動物の生息環境から見た地域環境特性	資料	既存資料の収集整理及び現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺 対象事業実施区域から約100mまでの範囲を基本とした周辺の連続する環境の範囲（わきみずの森含む） （図 6.2.1 参照）
	現地	陸生動物 ・動物相調査 a. 哺乳類 任意観察法、フィールドサイン法及びトラップ法により調査 ・4季（春季、初夏季、秋季、冬季） b. 鳥類 ラインセンサス法、定点観察法及び直接観察法により調査 ・4季（春季、初夏季、秋季、冬季） c. 両生類及び爬虫類 直接観察法及び採取により調査 ・3季（春季、初夏季、秋季） d. 昆虫類 直接観察法及び採取、ベイトトラップ法及びライトトラップ法により調査 ・3季（春季、初夏季、秋季） 水生生物 ・生物相調査 直接観察法及び採取により調査 ・3季（春季、初夏季、冬季）	
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
土壌の状況	資料 現地	土壌図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
水質、底質の状況	資料	「表 6.6.1」に示すとおり	「表 6.6.1」に示すとおり
水循環の状況	資料	「表 6.3.1」に示すとおり	「表 6.3.1」に示すとおり

表 6.2.1 (2) 動物に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理 <ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保護法」 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 ・「環境省レッドリスト 2020」 ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 ・「横浜市環境管理計画」 	対象事業実施区域及びその周辺

表 6.2.2 動物に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	陸生動物の動物相、水生生物の生物相の変化の内容及びその程度	工事期間全体	現地調査の範囲と同一の地域 (図 6.2.1 参照)	調査で把握した陸生動物の動物相、水生生物の生物相の状況及び生息環境と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
	施設の使用・土地利用の変化		対象事業に係る工事の完了後、動物の生息環境が安定するまでの期間		
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。 環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した動物の状況等を勘案のうえ、生物多様性の保全を念頭に置いて保全対象を選定し、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、注目すべき動物種、生息地（群集）を保全する水準等から適切な内容を設定。			
供用時	施設の使用・土地利用の変化				



凡 例

▨ : 対象事業実施区域

----- : 区 境

□□□ : 調査地域 (対象事業実施区域境界から約100mまでの範囲)



0 100 200 400
m

1:10,000

図 6.2.1 生物多様性に係る調査地域

6.2.2 植物

植物に係る調査手法は表 6.2.3 に、予測・評価手法は表 6.2.4 に示すとおりです。

表 6.2.3 植物に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
植物の状況 ・植物相 ・生息環境の特性 ・注目すべき植物種及び植物群落の状況	資料	既存資料の収集整理及び現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
	現地	陸生植物、水生植物 a. 植物相調査 直接観察法及び採取 ・4季（早春季、春季、初夏季、秋季） b. 植生調査 コドラート法により調査 ・2季（初夏季、秋季）	対象事業実施区域から約100mまでの範囲を基本とした周辺の連続する環境の範囲（わきみずの森含む） （図 6.2.1 参照）
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
土壌の状況	資料 現地	土壌図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
水質、底質の状況	資料	「表 6.6.1」に示すとおり	「表 6.6.1」に示すとおり
水循環の状況	資料	「表 6.3.1」に示すとおり	「表 6.3.1」に示すとおり
土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理 ・「文化財保護法」 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 ・「環境省レッドリスト 2020」 ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 ・「神奈川県レッドリスト〈植物編〉2020」 ・「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33号横浜のレッドデータ植物目録」 ・「横浜市環境管理計画」	対象事業実施区域及びその周辺

表 6.2.4 植物に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度	工事期間全体	現地調査の範囲と同一の地域 (図 6.2.1 参照)	調査で把握した陸生植物の植物相、水生植物の植物相及び植生の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
供用時	施設の有無・土地利用の変化		対象事業に係る工事の完了後、植物の生育環境が安定するまでの期間		調査で把握した陸生植物の植物相、水生植物の植物相及び植生の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。 環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した植物の状況等を勘案のうえ、生物多様性の保全を念頭に置いて保全対象を選定し、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、注目すべき植物種、植物群落を保全する水準等から適切な内容を設定。			
供用時	施設の有無・土地利用の変化				

6.2.3 生態系

生態系に係る調査手法は表 6.2.5 に、予測・評価手法は表 6.2.6 に示すとおりです。

表 6.2.5 生態系に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
生態系の状況 ・生態系を構成する要素の状況 ・食物連鎖の状況	資料 現地	既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
土壌の状況	資料 現地	土壌図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
水質、底質の状況	資料	「表 6.6.1」に示すとおり	「表 6.6.1」に示すとおり
水循環の状況	資料	「表 6.3.1」に示すとおり	「表 6.3.1」に示すとおり
土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理 ・「文化財保護法」 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 ・「環境省レッドリスト 2020」 ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 ・「神奈川県レッドリスト〈植物編〉 2020」 ・「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33号横浜のレッドデータ植物目録」 ・「横浜市環境管理計画」	対象事業実施区域及びその周辺

表 6.2.6 生態系に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	生態系の状況の変化の内容及びその程度	工事期間全体	対象事業実施区域及びその周辺	調査で把握した生態系の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
	施設の存在・土地利用の変化		対象事業に係る工事の完了後、一定期間をおいた時期		調査で把握した生態系の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した生態系の状況等を勘案のうえ、生物多様性の保全を念頭に置いて保全対象を選定し、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、動物種、植物種の多様性を保全する水準等から適切な内容を設定。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化				

6.3 水循環

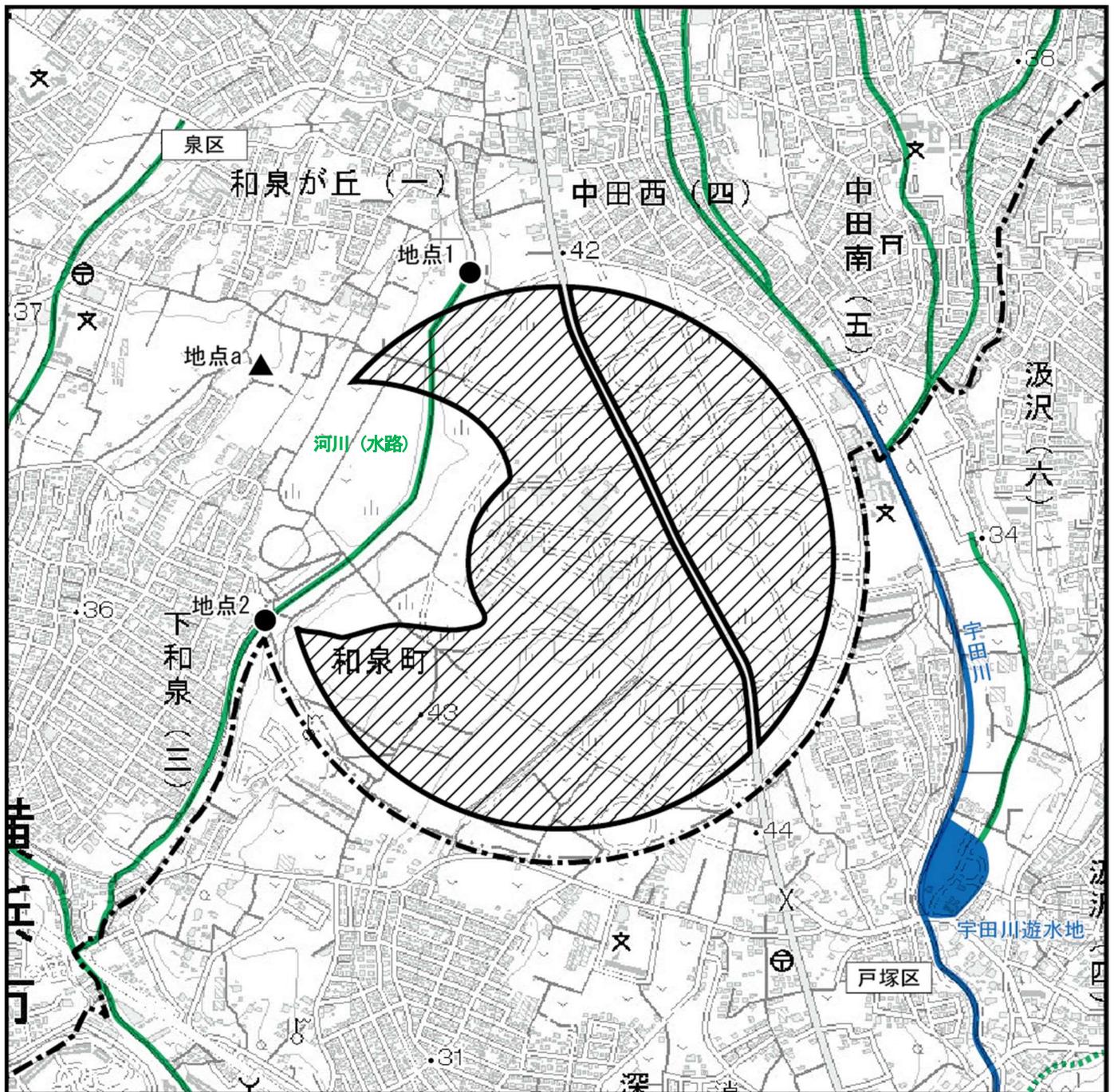
水循環に係る調査手法は表 6.3.1 に、予測・評価手法は表 6.3.2 に示すとおりです。

表 6.3.1 水循環に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
河川の状況 ・河川の形態及び流量 ・洪水及び浸水の履歴	資料	既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺 対象事業実施区域周辺の2地点（地点1、2「その他河川」） （図 6.3.1 参照）
	現地	「水質調査方法」（昭和46年9月 環水管30号）に定める方法に準拠し、河川の流量を現地調査により把握 ・2季（夏季、冬季）	
地下水の状況 ・湧水の分布及び流量	現地	電磁流量計を用いた測定方法等により、湧水量、気温、pH（水素イオン濃度）、臭気、外観、水温、透視度、電気伝導度を調査 ・12回（月ごと）	対象事業実施区域周辺の湧水1地点（地点a「わきみずの森」） （図 6.3.1 参照）
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
降水量の状況	資料	横浜地方気象台で観測されている降水量等の既存資料の収集整理により把握	横浜地方気象台

表 6.3.2 水循環に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	河川の流量、湧水の流量	工事に起因する影響が最大となる時期	現地調査の範囲と同一の地点 （図 6.3.1 参照）	施工計画の内容を勘案し、建設行為等に伴う河川及び湧水の流量への影響について定性的に予測
	施設の存在・土地利用の変化		対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期		事業計画の内容を勘案し、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川及び湧水の流量への影響について定性的に予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。 環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した河川及び湧水の状況等を勘案のうえ、河川及び湧水の流量に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化				



凡 例

- | | |
|--|---|
|  : 対象事業実施区域 |  : 調査地点 (河川) |
|  : 区 境 |  : 調査地点 (湧水) |
|  : 二級河川 | |
|  : その他河川 | |
|  : 公共下水道 | |



0 100 200 400
m

1:10,000

図 6.3.1 水循環に係る調査地点

資料：「横浜市河川図」(横浜市道路局河川部、平成 23 年 3 月)

6.4 廃棄物・建設発生土

廃棄物・建設発生土に係る調査手法は表 6.4.1 に、予測・評価手法は表 6.4.2 に示すとおりです。

表 6.4.1 廃棄物・建設発生土に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況 ・種類別発生量 ・資源化の状況 ・廃棄物の処理状況	資料	本市における廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況等を既存資料の収集整理により把握	対象事業実施区域及びその周辺
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理 ・「循環型社会形成推進基本法」 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 ・「神奈川県循環型社会づくり計画」 ・「大気汚染防止法」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 ・「アスベスト除去工事に関する指導指針」 ・「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」 ・「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」 ・「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢プラン～」 ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」 ・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」	対象事業実施区域及びその周辺

表 6.4.2 廃棄物・建設発生土に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	産業廃棄物、建設発生土	工事期間全体	対象事業実施区域	施工計画を基に発生量を推定するとともに、本事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、種類ごとに発生量と最終処分量を予測
供用時	施設の運営	一般廃棄物、産業廃棄物	対象事業が供用され、事業活動が定常の状態になる時期		事業計画を基に発生量を推定するとともに、本事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、種類ごとに発生量と最終処分量を予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。環境保全目標の設定に当たっては、一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の状況等を勘案のうえ、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、廃棄物・建設発生土の発生抑制、再利用等により最終処分量を最小限にとどめる水準及び廃棄物・建設発生土の処理体制が、最終処分まで有害物質等による二次公害の発生がなく適正に確保される水準等から適切な内容を設定。			
供用時	施設の運営				

6.5 大気質

大気質に係る調査手法は表 6.5.1 (1) ～ (2) に、予測・評価手法は表 6.5.2 に示すとおりです。

表 6.5.1 (1) 大気質に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
大気の状態 ・窒素酸化物 ・浮遊粒子状物質	資料	過去5年間の二酸化窒素、浮遊粒子状物質濃度等の状態を調査	戸塚区汲沢小学校 一般環境大気測定局
	現地	一般環境大気調査として二酸化窒素、浮遊粒子状物質の状態を「大気の汚染に係る環境基準について」及び「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法により測定 ・7日間×24時間×2季（夏季、冬季）	対象事業実施区域 1地点（地点A） （図 6.5.1 参照）
		沿道環境大気調査として、二酸化窒素の状態を簡易測定法（PTIO法）により測定 ・7日間×24時間×2季（夏季、冬季）	工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路のうち、住宅等の近傍の道路沿道2地点（地点1、2） （図 6.5.1 参照）
気象の状態 ・風向・風速 ・日射量 ・放射収支量	資料	常時観測測定局の最新1年間の観測データ（1時間値）により風向・風速、日射量、放射収支量を調査。 当該年が気象的に異常でないかを確認。	【風向・風速】 泉区総合庁舎 一般環境大気測定局 【放射収支量】 金沢区長浜 一般環境大気測定局 【日射量】 中区本牧 一般環境大気測定局
	現地	風向・風速の状態を「地上気象観測指針」に定める方法により測定 ・7日間×24時間×2季（夏季、冬季）	対象事業実施区域 1地点（地点A） （図 6.5.1 参照）
地形、工作物の状態	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
土地利用の状態	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
大気汚染物質の主要発生源の状態	資料	都市計画基本図等の既存資料の収集整理により調査	対象事業実施区域及びその周辺
	現地	自動車断面交通量を測定 ・平日（24時間）×1回 ・休日（24時間）×1回	工事用車両及び来園車両等の走行が想定される走路のうち、住宅等の近傍の道路沿道2地点（地点1、2） （図 6.5.1 参照）

表 6.5.1 (2) 大気質に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を調査 <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」 ・「大気汚染防止法」 ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 ・「アスベスト除去工事に関する指導指針」 ・「横浜市環境管理計画」 ・「生活環境保全推進ガイドライン」 	対象事業実施区域及びその周辺

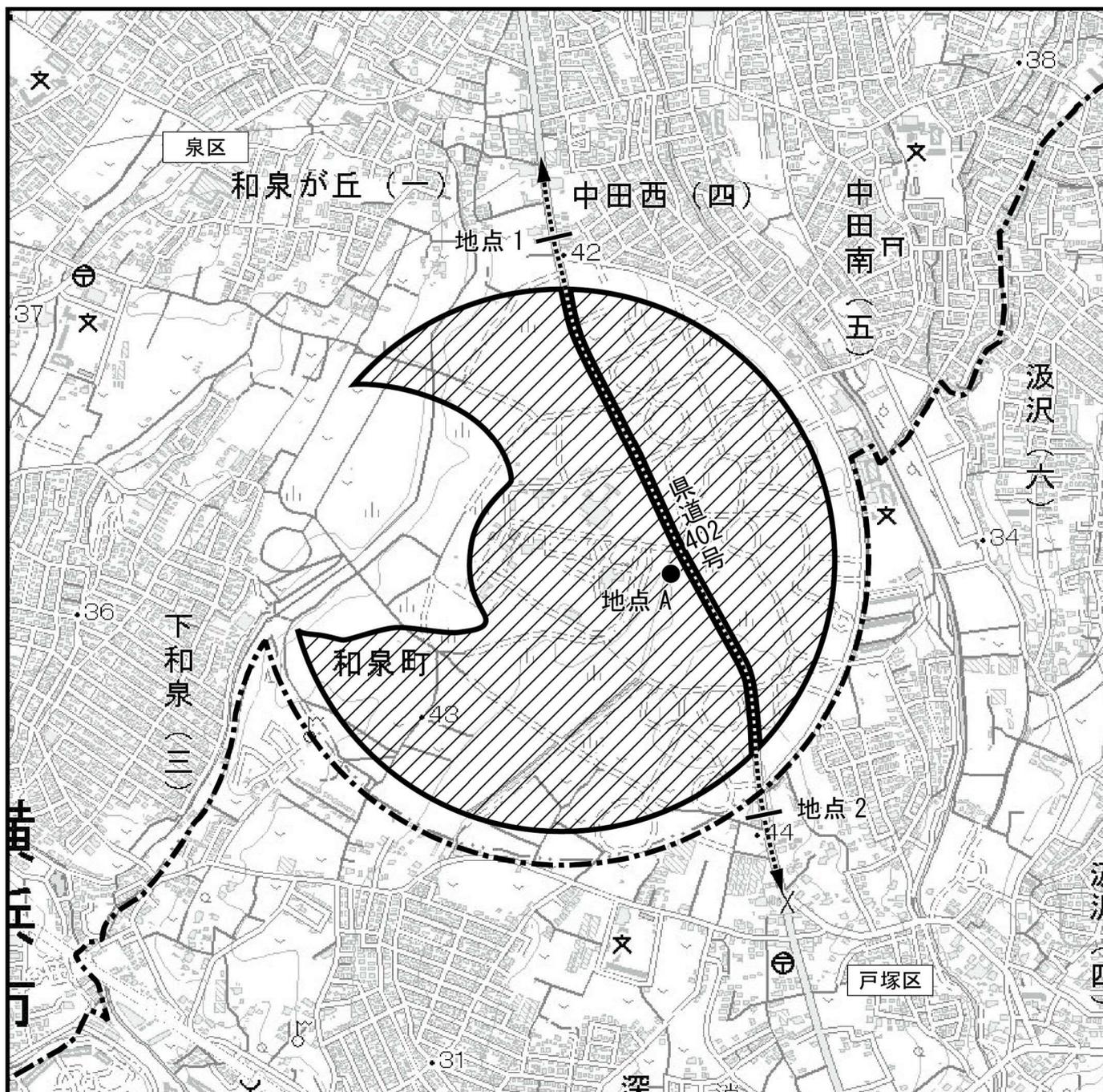
表 6.5.2 大気質に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 ^{※1}	建設機械の稼働の影響が最大となる時期 ^{※2}	最大着地濃度の出現する地点を含む範囲	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に示されている大気拡散式(ブルーム・パフ式)により年平均値及び1時間値を予測
	工事用車両の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 ^{※1}	工事用車両の走行の影響が最大となる時期 ^{※2、※3}	工事用車両の走行ルート沿道として想定される道路沿道の2地点(地点1、2)(図6.5.1参照)	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に示されている大気拡散式(ブルーム・パフ式)により年平均値を予測
	解体工事の実施	アスベスト	既存建物解体時	対象事業実施区域	本事業の飛散性アスベスト等に対する処理方針等を整理し、定性的に予測
供用時	来園車両等の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期 ^{※2}	来園車両等の走行ルート沿道として想定される道路沿道の2地点(地点1、2)(図6.5.1参照)	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に示されている大気拡散式(ブルーム・パフ式)により年平均値を予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設機械の稼働	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した大気質の状況等を勘案のうえ、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、環境基準、法令等の基準、大気質の状況に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定。			
	工事用車両の走行				
供用時	来園車両等の走行				

※1 浮遊粒子状物質は、建設機械や工事用車両の排気管から排出される粉じん(一次生成物質)のみを対象とし、反応二次生成物質やタイヤの摩耗による粉じん、砂ぼこり等の巻き上げ粉じんは対象としません。

※2 本事業の予測時期(工事中:ピーク時期、供用時:本事業の供用時)において、その時期の他事業(墓園事業及び外周道路事業)の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

※3 必要に応じて一部供用時の来園車両等の影響も考慮し、影響を予測します。



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 区 境
-  : 調査地点 (一般環境大気質・気象)
-  : 調査地点 (沿道大気質・交通量)
-  : 工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路



0 100 200 400 m

1:10,000

図 6.5.1 大気質に係る調査地点

6.6 水質・底質

水質・底質に係る調査手法は表 6.6.1 に、予測・評価手法は表 6.6.2 に示すとおりです。

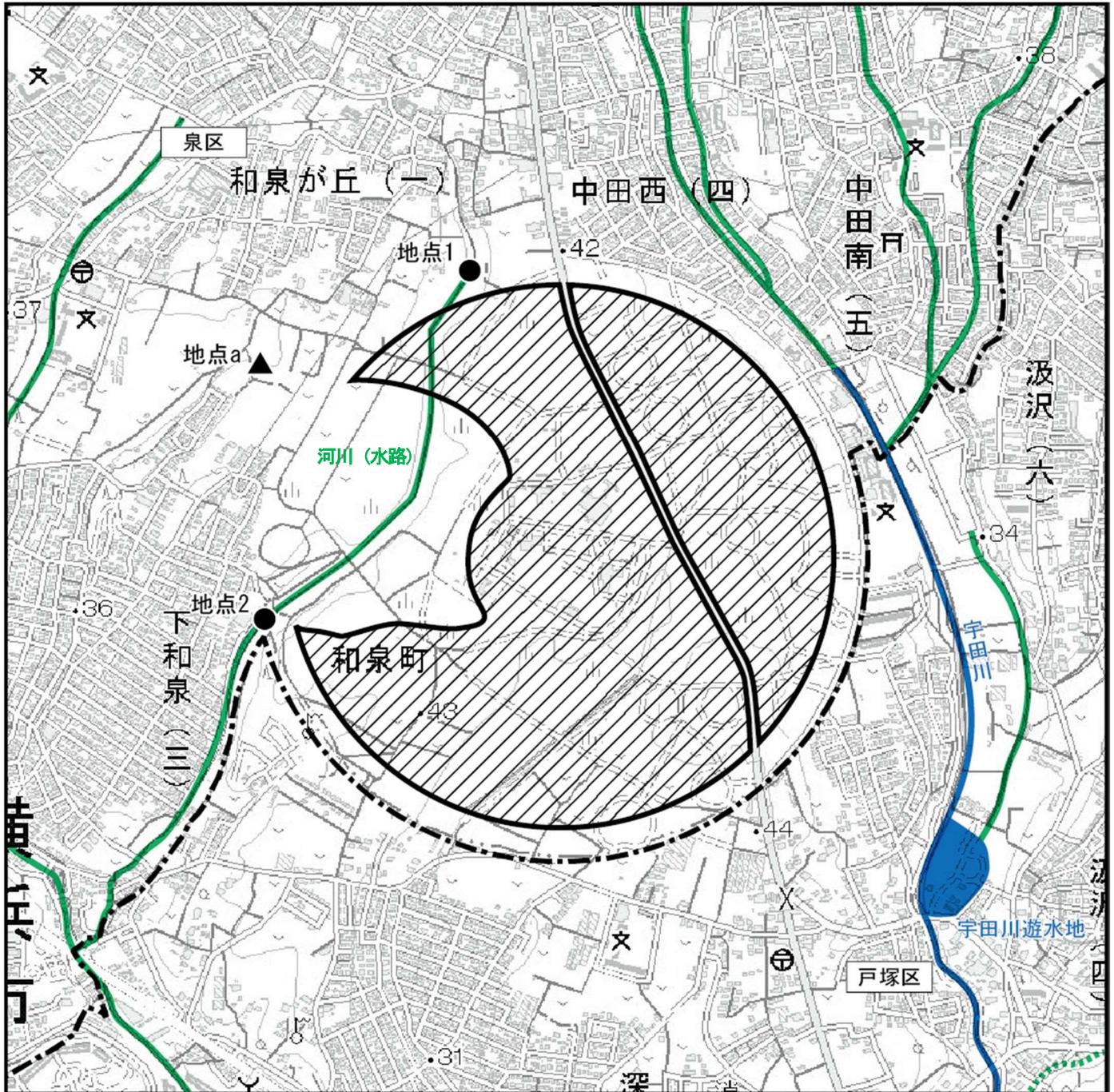
表 6.6.1 水質・底質に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
公共用水域の水質の状況 ・河川の水質の状況	現地	日本工業規格等に定める方法に準拠し、BOD（生物化学的酸素要求量）、T-P（全磷）、T-N（全窒素）、糞便性大腸菌群数、SS（浮遊性物質）、DO（溶存酸素量）及び油分を現地調査により把握 ・2季（夏季、冬季）	対象事業実施区域周辺の2地点（地点1、2「その他河川」） （図 6.6.1 参照）
		「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に示された調査方法に基づき調査 ※1	対象事業実施区域
公共用水域の底質の状況 ・河川の底質の状況	現地	底質の暫定除去規準に基づく方法に準拠し、水銀、PCB（ポリ塩化ビフェニル）を現地調査により把握 ・2季（夏季、冬季）	対象事業実施区域周辺の2地点（地点1、2「その他河川」） （図 6.6.1 参照）
地下水の水質の状況 ・湧水の水質の状況	現地	日本工業規格等に定める方法に準拠し、健康項目 28 項目（カドミウム、全シアン等）を現地調査により把握 ・2季（夏季、冬季）	対象事業実施区域周辺の湧水 1 地点（地点 a 「わきみずの森」） （図 6.6.1 参照）
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
降水量の状況	資料	横浜地方気象台で観測されている降水量等の既存資料の収集整理により把握	横浜地方気象台
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を調査 ・「環境基本法」 ・「水質汚濁防止法」 ・「土壤汚染対策法」 ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 ・「横浜市環境管理計画」 ・「生活環境保全推進ガイドライン」	対象事業実施区域及びその周辺

※1 市内の産業廃棄物最終処分場の跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われ、事前調査の内容及び工事完了後のモニタリング計画を策定していきます。

表 6.6.2 水質・底質に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	河川の水質及び底質、湧水の水質	工事に起因する影響が最大となる時期	現地調査の範囲と同一の地点 (図 6.6.1 参照)	施工計画の内容を勘案し、建設行為等に伴う河川の水質及び底質、湧水の水質への影響について定性的に予測
供用時	施設の存在・土地利用の変化	河川の水質、湧水の水質	対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期		事業計画の内容を勘案し、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、湧水の水質への影響について定性的に予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。 環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した河川の水質及び底質、湧水の水質の状況等を勘案のうえ、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、環境基準、法令等の基準、河川の水質及び底質、湧水の水質の状況に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化				



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 区 境
- : 二級河川
- : その他河川
- : 公共下水道
- : 調査地点 (公共用水域の水質、底質 : 河川)
- : 調査地点 (地下水の水質 : 湧水)



0 100 200 400 m

1:10,000

図 6.6.1 水質・底質に係る調査地点

資料 : 「横浜市河川図」(横浜市道路局河川部、平成 23 年 3 月)

6.7 土壌

土壌に係る調査手法は表 6.7.1 に、予測・評価手法は表 6.7.2 に示すとおりです。

表 6.7.1 土壌に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
地歴の状況	資料	「土壌汚染対策法」に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料の収集整理により調査 なお、対象事業実施区域内の土壌汚染の状況は、資料編（資料1～5）に記載	対象事業実施区域及びその周辺
土壌汚染の状況			
土壌汚染の主要な発生源の状況			
地形、地質の状況			
関係法令、計画等		下記法令等の内容を調査 ・「土壌汚染対策法」 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 ・「生活環境保全推進ガイドライン」	対象事業実施区域及びその周辺

表 6.7.2 土壌に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	土壌汚染物質	工事期間全体	対象事業実施区域及びその周辺	調査で把握した土壌汚染物質の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。 環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した土壌の状況等を勘案のうえ、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、環境基準、法令等の基準、土壌の状況に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定。			

6.8 騒音

騒音に係る調査手法は表 6.8.1 に、予測・評価手法は表 6.8.2 に示すとおりです。

表 6.8.1 騒音に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
騒音の状況 ・一般環境騒音	現地	「騒音に係る環境基準について」に定める方法により調査 ・平日（昼間6時～22時）×1回	対象事業実施区域の敷地境界付近 4 地点（地点 A、B、C、D） （図 6.8.1 参照）
騒音の状況 ・道路交通騒音	現地	「騒音に係る環境基準について」に定める方法により調査 ・平日（昼間6時～22時）×1回 ・休日（昼間6時～22時）×1回	工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路のうち、住宅等の近傍の道路沿道 2 地点（地点 1、2） （図 6.8.1 参照）
地形、工作物の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
騒音の主要発生源の状況 ・主要発生源の状況 ・自動車交通量の状況	資料 現地	都市計画基本図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
	現地	自動車断面交通量を測定 ・平日（昼間6時～22時）×1回 ・休日（昼間6時～22時）×1回	工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路のうち、住宅等の近傍の道路沿道 2 地点（地点 1、2） （図 6.8.1 参照）
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を調査 ・「環境基本法」 ・「騒音規制法」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」 ・「横浜市環境管理計画」 ・「生活環境保全推進ガイドライン」	対象事業実施区域及びその周辺

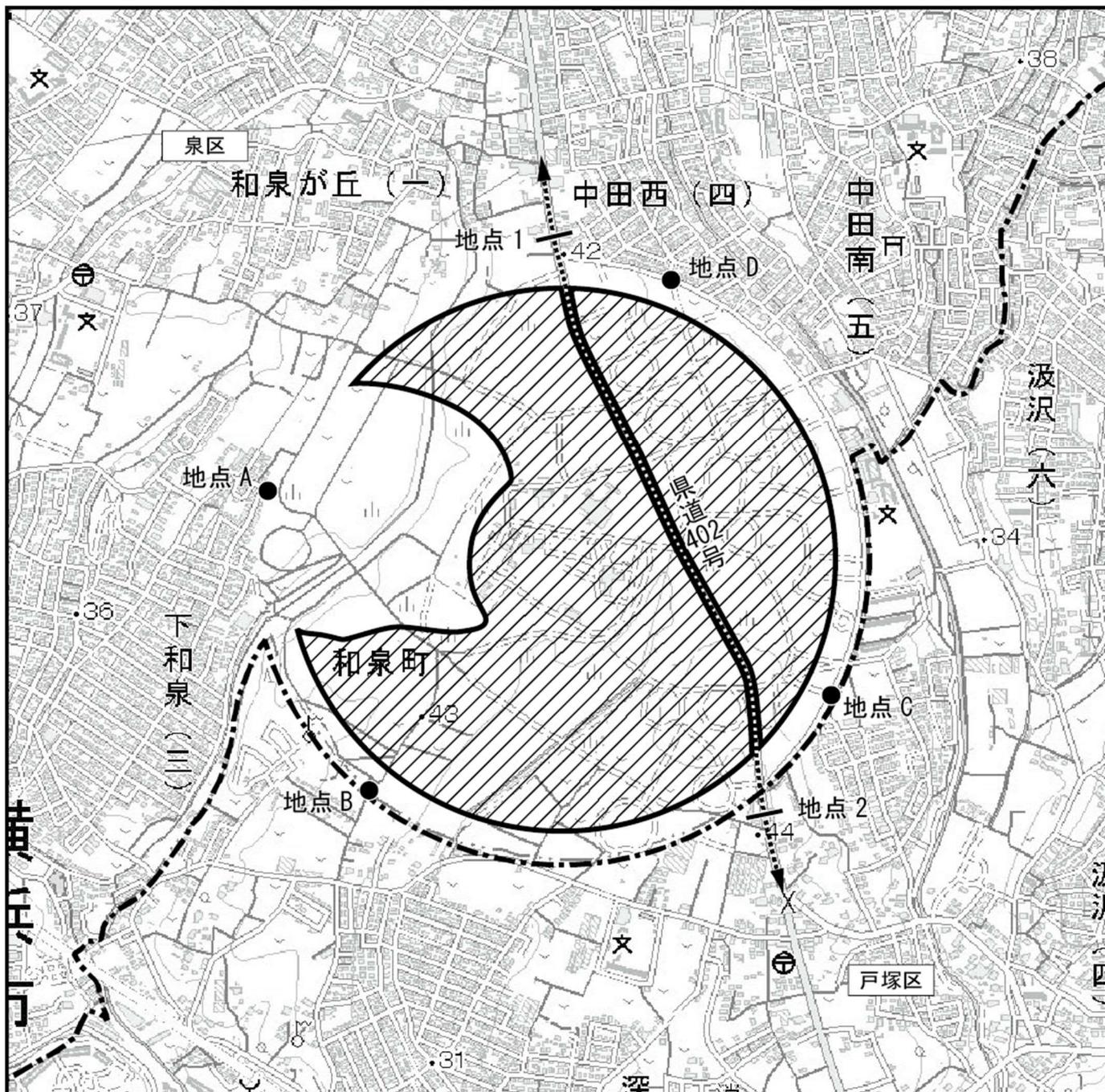
表 6.8.2 騒音に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音	建設機械の稼働の影響が最大となる時期※1	対象事業実施区域から約 50～150m の範囲※3 予測高さは地上 1.2m	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示されている「ASJ CN-Model」により予測
	工事用車両の走行	道路交通騒音	工事用車両の走行の影響が最大となる時期※1、※2	工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路のうち、住宅等の近傍の道路	一般社団法人日本音響学会が発表している「道路交通騒音の予測計算モデル(ASJ RTN-Model)」を用い、既存道路の現況の騒音レベルに工事用車両及び来園車両等の影響を加味することで予測
供用時	来園車両等の走行	道路交通騒音	対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期※1	沿道 2 地点（地点 1、2） （図 6.8.1 参照）	
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設機械の稼働	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。 環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した騒音の状況等を勘案のうえ、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、環境基準、法令等の基準、騒音の状況に著しい影響を及ぼさない水準から適切な内容を設定。			
	工事用車両の走行				
供用時	来園車両等の走行				

※1 本事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用時：本事業の供用時）において、その時期の他事業（墓園事業及び外周道路事業）の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

※2 必要に応じて一部供用時の来園車両等の影響も考慮し、影響を予測します。

※3 対象事業実施区域から 50m の範囲は、外周道路が建設されるため、保全対象はありません。



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 区 境
-  : 調査地点 (一般環境騒音)
-  : 調査地点 (道路交通騒音・交通量)
-  : 工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路

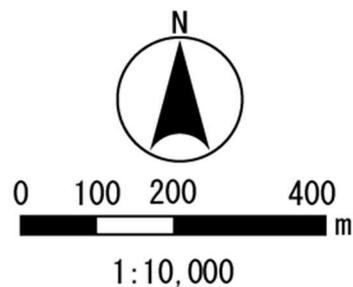


図 6.8.1 騒音に係る調査地点

6.9 振動

振動に係る調査手法は表 6.9.1 に、予測・評価手法は表 6.9.2 に示すとおりです。

表 6.9.1 振動に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
振動の状況 ・一般環境振動	現地	「振動レベルの測定法」(JIS Z8735) に定める方法により調査 ・平日(昼間8時～19時) ×1回	対象事業実施区域の敷地境界付近 4 地点(地点 A、B、C、D) (図 6.9.1 参照)
振動の状況 ・道路交通振動	現地	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号) に定める方法により道路交通振動を調査 ・平日(昼間8時～19時) ×1回 ・休日(昼間8時～19時) ×1回	工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路のうち、住宅等の近傍の道路沿道 2 地点(地点 1、2) (図 6.9.1 参照)
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺 工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路のうち、住宅等の近傍の道路沿道 2 地点(地点 1、2) (図 6.9.1 参照)
	現地	「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、地盤卓越振動数を調査	
土地利用の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
振動の主要発生源の状況 ・主要発生源の状況 ・自動車交通量の状況	資料 現地	都市計画基本図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺 工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路のうち、住宅等の近傍の道路沿道 2 地点(地点 1、2) (図 6.9.1 参照)
	現地	自動車断面交通量を測定 ・平日(昼間8時～19時) ×1回 ・休日(昼間8時～19時) ×1回	
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を調査 ・「振動規制法」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」 ・「横浜市環境管理計画」 ・「生活環境保全推進ガイドライン」	対象事業実施区域及びその周辺

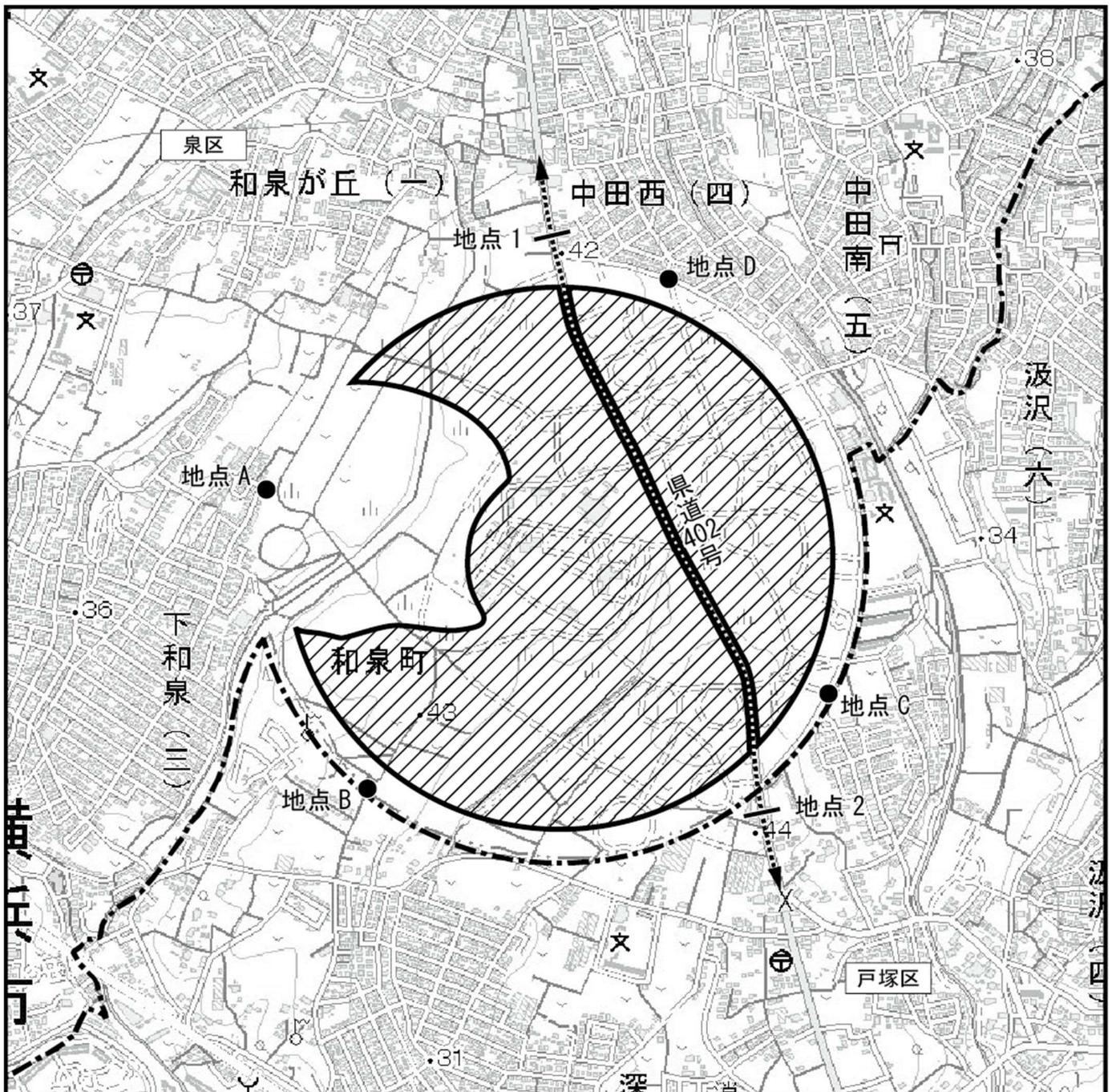
表 6.9.2 振動に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う振動	建設機械の稼働の影響が最大となる時期 ※1	対象事業実施区域から約 50～150m の範囲※3	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示されている振動の伝搬理論に基づく予測式により予測
	工事用車両の走行	道路交通振動	工事用車両の走行の影響が最大となる時期※1、※2	工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路のうち、住宅等の近傍の道路沿道 2 地点（地点 1、2） （図 6.9.1 参照）	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示されている「振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式」を用い、既存道路の現況の振動レベルに工事用車両及び来園車両等の影響を加味することで予測
供用時	来園車両等の走行	道路交通振動	対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期 ※1		
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設機械の稼働	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。 環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した振動の状況等を踏まえ、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、法令等の基準、振動の状況に著しい影響を及ぼさない水準から適切な内容を設定。			
	工事用車両の走行				
供用時	来園車両等の走行				

※1 本事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用時：本事業の供用時）において、その時期の他事業（墓園事業及び外周道路事業）の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

※2 必要に応じて一部供用時の来園車両等の影響も考慮し、影響を予測します。

※3 対象事業実施区域から 50m の範囲は、外周道路が建設されるため、保全対象はありません。



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 区 境
-  : 調査地点 (一般環境振動)
-  : 調査地点 (道路交通振動・地盤卓越振動数・交通量)
-  : 工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路



0 100 200 400
m

1:10,000

図 6.9.1 振動に係る調査地点

6.10 地盤

地盤に係る調査手法は表 6.10.1 に、予測・評価手法は表 6.10.2 に示すとおりです。

表 6.10.1 地盤に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
地盤変状の状況	資料	対象事業実施区域及びその周辺における地盤変状の状況を、既存資料の収集整理により把握	対象事業実施区域及びその周辺
	現地	「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に示された調査方法に基づき調査※1	対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部
地質及び地下水の状況	資料	対象事業実施区域及びその周辺における地質及び地下水の状況を、ボーリング資料を含めた既存資料の収集整理により把握	対象事業実施区域及びその周辺
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を調査 <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」 ・「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」 ・「生活環境保全推進ガイドライン」 ・「横浜市環境管理計画」 	対象事業実施区域及びその周辺

※1 市内の産業廃棄物最終処分場の跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われ、事前調査の内容及び工事完了後のモニタリング計画を策定していきます。

表 6.10.2 地盤に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	工事の実施に伴う地盤の変化	工事期間全体	対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部	調査で把握した地質及び地下水の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
	施設の存在・土地利用の変化	施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化	対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期		調査で把握した地質及び地下水の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化	環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した地盤の状況等を勘案のうえ、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、地盤の状況に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定。			

6.11 悪臭

悪臭に係る調査手法は表 6.11.1 に、予測・評価手法は表 6.11.2 に示すとおりです。

表 6.11.1 悪臭に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
悪臭の状況	現地	「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に示された調査方法に基づき調査※1	対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部
悪臭物質の主要な発生源の状況			
気象の状況	資料	「表 6.5.1 (1)」に示すとおり	「表 6.5.1 (1)」に示すとおり
	現地	「表 6.5.1 (1)」に示すとおり	「表 6.5.1 (1)」に示すとおり
地形の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び必要に応じ現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を調査 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」 ・「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」 ・「生活環境保全推進ガイドライン」	対象事業実施区域及びその周辺

※1 市内の産業廃棄物最終処分場の跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われ、事前調査の内容及び工事完了後のモニタリング計画を策定していきます。

表 6.11.2 悪臭に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	特定悪臭物質の濃度及び臭気指数で表示される臭気の種類から必要な項目を選択	工事に起因する影響が最大となる時期	対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部	調査で把握した悪臭の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
	施設の存在・土地利用の変化		対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期		調査で把握した悪臭の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した悪臭の状況等を勘案のうえ、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、悪臭による著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化				

6.12 安全

安全に係る調査手法は表 6.12.1 に、予測・評価手法は表 6.12.2 に示すとおりです。

表 6.12.1 安全に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
火災・爆発、有害物漏洩の状況	現地	「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に示された調査方法に基づき調査※1	対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部
過去の被災の状況	資料	対象事業実施区域及びその周辺における過去に発生した類似施設等の火災・爆発、有害物漏洩の状況を、既存資料の収集整理により把握	対象事業実施区域及びその周辺
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を調査 <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」 ・「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」 	対象事業実施区域及びその周辺

※1 市内の産業廃棄物最終処分場の跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われ、事前調査の内容及び工事完了後のモニタリング計画を策定していきます。

表 6.12.2 安全に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	工事の実施に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度	工事期間全体	対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部	調査で把握した火災・爆発、有害物漏洩の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
	施設の存在・土地利用の変化	施設の存在・土地利用の変更に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度	対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期		調査で把握した火災・爆発、有害物漏洩の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した火災・爆発、有害物漏洩の状況等を勘案のうえ、本市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、火災・爆発、有害物漏洩による影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化				

6.13 地域社会

地域社会に係る調査手法は表 6.13.1 に、予測・評価手法は表 6.13.2 に示すとおりです。

表 6.13.1 地域社会に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
日常生活圏等の状況 ・公共施設等の位置 ・学区、通学路の状況 ・避難場所等の状況	資料	区民生活マップ等の既存資料の収集整理等により公共施設の位置、学区、通学路の状況及び避難場所等の状況を確認	対象事業実施区域及びその周辺
地域交通の状況 ・主要な交通経路及び交通量の状況 ・主要交差点部における交通処理	資料	道路交通センサス等の既存資料の収集整理等により地域交通の状況を調査	対象事業実施区域及びその周辺 工用車両及び来園車両等の走行が想定される信号交差点5箇所（立場、高砂苑バス停前、通信隊東側、深谷交番前、深谷） （図 6.13.1 参照） 歩行者等の利用が想定される主要な歩道・歩行空間として5箇所（立場、高砂苑バス停前、通信隊東側、深谷交番前、深谷） （図 6.13.1 参照）
	現地	時間別に車種別・方向別自動車交通量及び渋滞の状況を測定 ・平日（24時間）×1回 ・休日（24時間）×1回 ・混雑時 ^{※1} （24時間）×1回 信号現示を代表的時間帯について測定 ・平日（24時間）×1回 ・休日（24時間）×1回 ・混雑時 ^{※1} （24時間）×1回 時間別に方向別歩行者・自転車交通量を測定 ・平日（24時間）×1回 ・休日（24時間）×1回	
交通安全の状況 ・交通安全対策の状況 ・交通事故の状況	現地	現地踏査により対象事業実施区域周辺の歩道、ガードレール等の状況を調査	対象事業実施区域及びその周辺
	資料	既存資料の収集整理等により交通事故発生状況を調査	

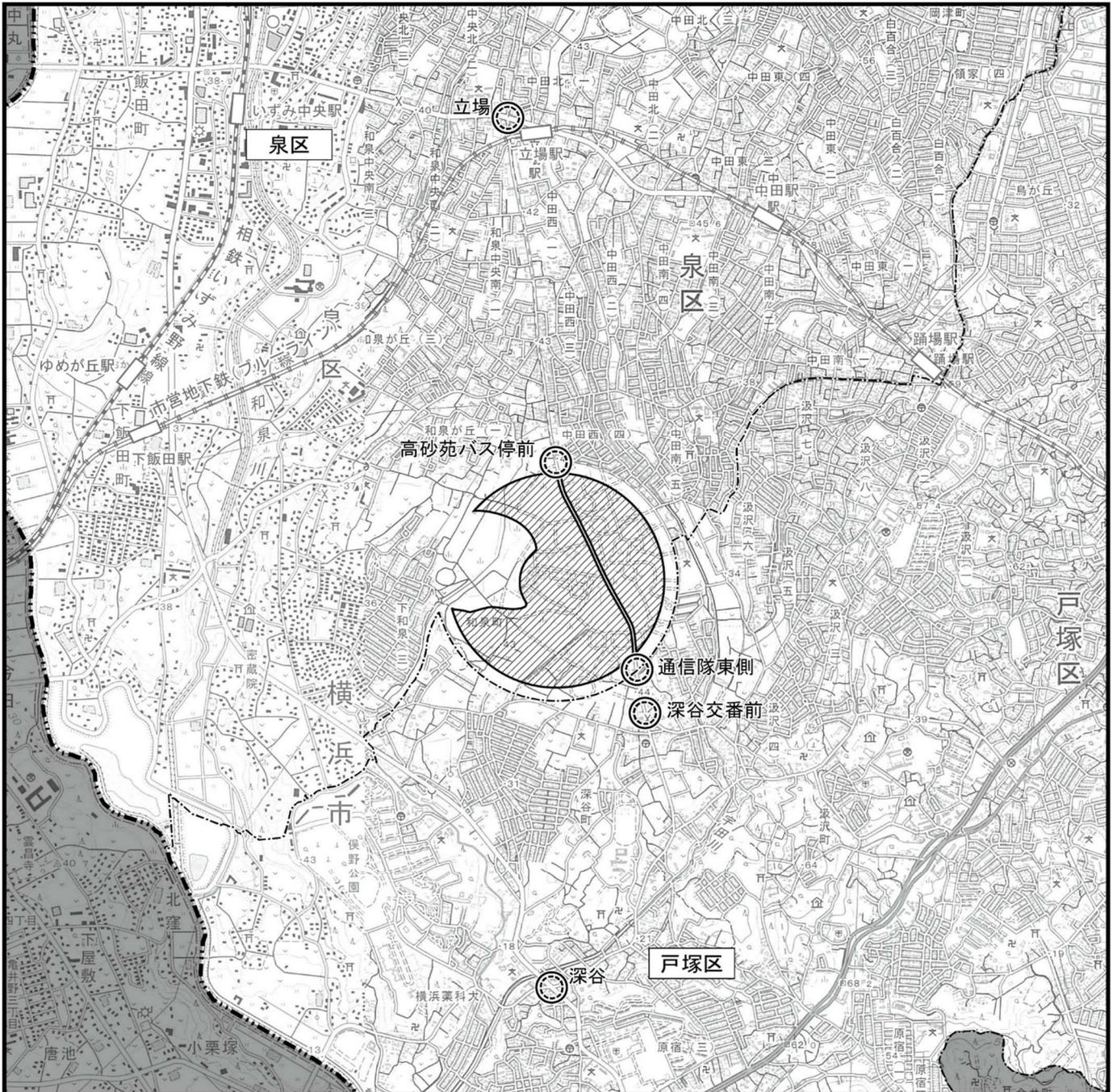
※1 自動車交通量の調査時期は、対象事業実施区域周辺のイベントの開催時期や季節を考慮して設定します。

表 6.13.2 地域社会に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	工事の最盛時等地域社会に最も影響を及ぼす時期 ^{※1、※2}	工事用車両の走行が想定される信号交差点5箇所（立場、高砂苑バス停前、通信隊東側、深谷交番前、深谷） （図 6.13.1 参照）	交差点需要率及び無信号交差点の交通容量の算出により交通混雑の程度を予測
		工事中の歩行者・自転車の安全		工事用車両等の走行が想定される経路	交通安全対策等に基づき交通安全への影響を定性的に予測
供用時	来園車両等の走行	来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）	対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常な状態になる時期 ^{※1}	来園車両等の走行が想定される信号交差点5箇所（立場、高砂苑バス停前、通信隊東側、深谷交番前、深谷） （図 6.13.1 参照）	交差点需要率の算出等により交通混雑の程度を予測
		来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全		来園車両等の走行が想定される経路	交通安全対策等に基づき交通安全への影響を定性的に予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した地域社会の状況等を勘案のうえ、交通安全上支障がなく、著しい混雑が生じない水準等から適切な内容を設定。		
		工事中の歩行者・自転車の安全	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した地域社会の状況等を勘案のうえ、歩行者・自転車の安全で円滑な通行が確保される水準等から適切な内容を設定。		
供用時	来園車両等の走行	来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）	「工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）」と同様。		
		来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全	「工事中の歩行者・自転車の安全」と同様。		

※1 本事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用時：本事業の供用時）において、その時期の他事業（墓園事業及び外周道路事業）の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

※2 必要に応じて一部供用時の来園車両等の影響も考慮し、影響を予測します。



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 自動車交通量調査地点
-  : 歩行者交通量調査地点



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 6.13.1 地域社会に係る調査地点

6.14 景観

景観に係る調査手法は表 6.14.1 に、予測・評価手法は表 6.14.2 に示すとおりです。

表 6.14.1 景観に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
地域景観の特性	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
主要な眺望地点の分布状況	現地	主要な眺望地点の分布状況を現地踏査により調査	対象事業実施区域及びその周辺
主要な眺望地点からの眺望の状況	現地	主要な眺望地点の分布状況を写真撮影により把握 ・各主要な眺望点の特性を踏まえて景観の状況が把握できる適切な時期	対象事業実施区域及びその周辺で対象事業実施区域が容易に見渡せると考えられる場所、不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所等の代表的な候補地点 (図 6.14.1 参照)
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を調査 ・「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」 ・「横浜市景観計画」 ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」 ・「横浜市環境管理計画」 ・「横浜市景観ビジョン」	対象事業実施区域及びその周辺

表 6.14.2 景観に係る予測・評価手法

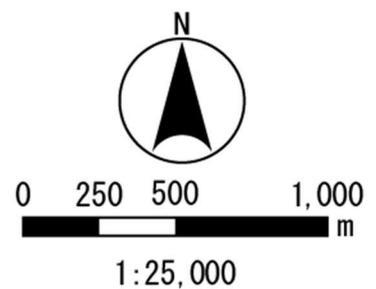
環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
供用時	施設の存在・土地利用の変化	主要な眺望地点からの景観の変化	工事完了直後、必要に応じてその後の適切な時期※1	主要な眺望地点より、変化する景観の状況を適切に把握し得る地点を選定 (図 6.14.1 参照)	フォトモンタージュ作成により、眺望の変化の程度を定性的に予測
環境影響要因		評価の手法			
供用時	施設の存在・土地利用の変化	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。 環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した景観の状況等を勘案のうえ、優れた景観を保全する水準や、周辺景観の調和を著しく損なわない水準、眺望を著しく阻害しない水準、新たな景観の創造等から適切な内容を設定。			

※1 本事業の予測時期において、その時期の他事業(墓園事業及び外周道路事業)の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市境
-  : 区境
-  : 調査地点 (近景)
-  : 調査地点 (中景・遠景)



資料：「横浜市の都市公園データ集」(横浜市ホームページ、令和3年4月調べ)
 「市民の森」指定一覧」(横浜市ホームページ、令和3年4月調べ)
 「市民の森・ふれあいの樹林・横浜自然観察の森ガイドマップ」
 (横浜市ホームページ、令和3年4月調べ)

図 6.14.1 景観に係る調査地点

6.15 触れ合い活動の場

触れ合い活動の場に係る調査手法は表 6.15.1 に、予測・評価手法は表 6.15.2 に示すとおりです。

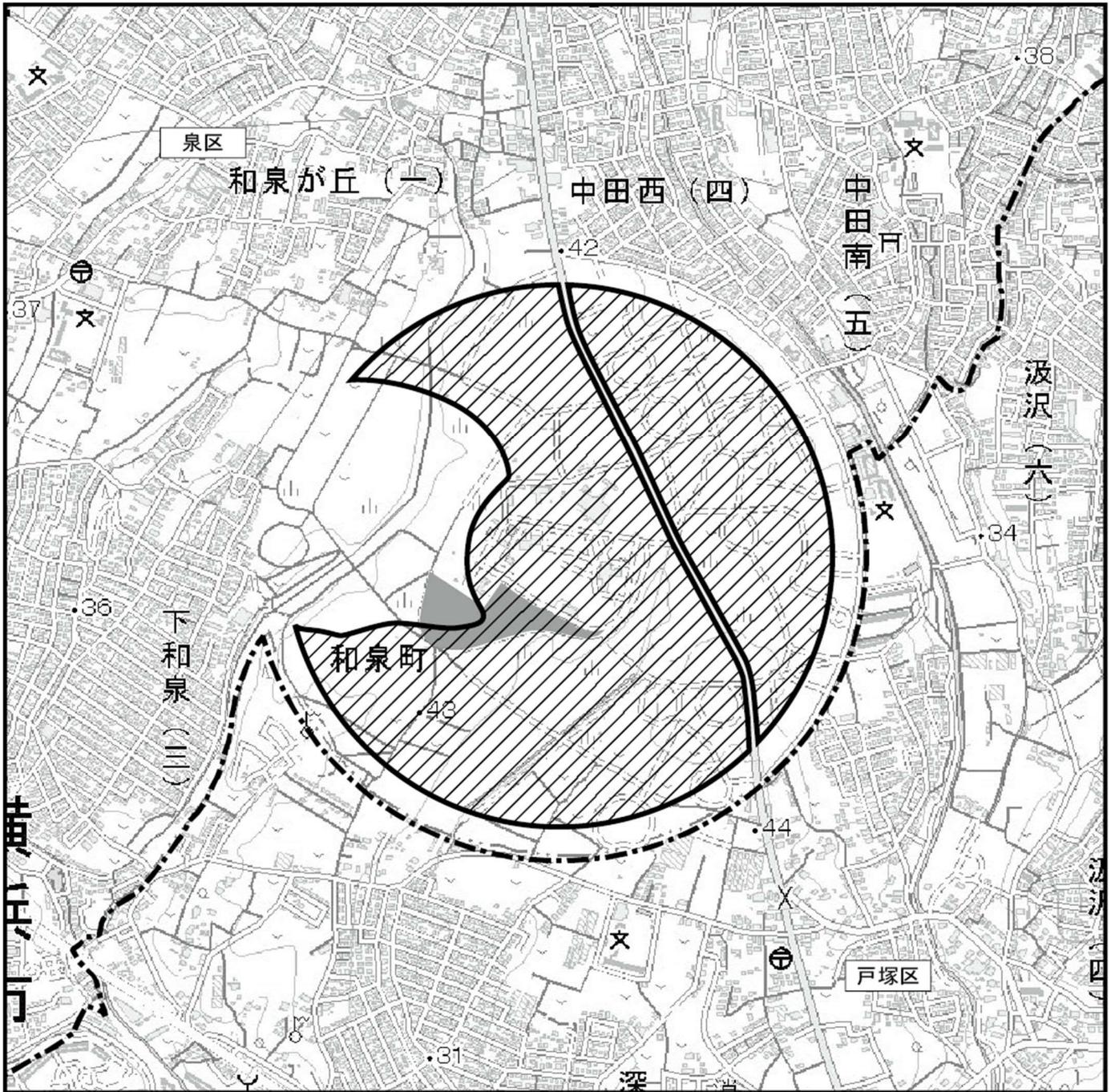
表 6.15.1 触れ合い活動の場に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況	資料 現地	触れ合い活動の場を取り巻く自然環境の状況を既存資料の収集整理及び現地調査により調査 ・地点の特性を踏まえて触れ合い活動の場の利用状況が把握できる適切な時期	対象事業実施区域及びその周辺とし、触れ合い活動の場としての機能に影響が及ぶおそれがある1地点(深谷通信所跡地中央広場) (図 6.15.1 参照)
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等			
触れ合い活動の場までの経路、交通手段			

表 6.15.2 触れ合い活動の場に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	工事用車両の走行	工事の実施に伴う主要な触れ合い活動の場への影響	工事期間全体	現地調査地点と同一の地点	調査で把握した触れ合い活動の場の状況と施工計画を重ね合わせることで、影響の程度を定性的に予測
供用時	施設の存在・土地利用の変化、来園車両等の走行	施設の存在・土地利用の変化及び来園車両等の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響	工事完了直後、必要に応じてその後の適切な時期 ^{※1}		調査で把握した触れ合い活動の場の状況と事業計画を重ね合わせることで、影響の程度を定性的に予測
環境影響要因		評価の手法			
工事中	工事用車両の走行	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価。 環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した触れ合い活動の場の状況等を踏まえ、触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化、来園車両等の走行				

※1 本事業の予測時期において、その時期の他事業(墓園事業及び外周道路事業)の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。



<p>凡例</p> <p> : 対象事業実施区域</p> <p> : 区境</p> <p> : 調査地点（触れ合い活動の場）</p>	<p style="text-align: center;">N</p>  <p style="text-align: center;">0 100 200 400 m</p> <p style="text-align: center;">1:10,000</p>
<p>図 6.15.1 触れ合い活動の場に係る調査地点</p>	

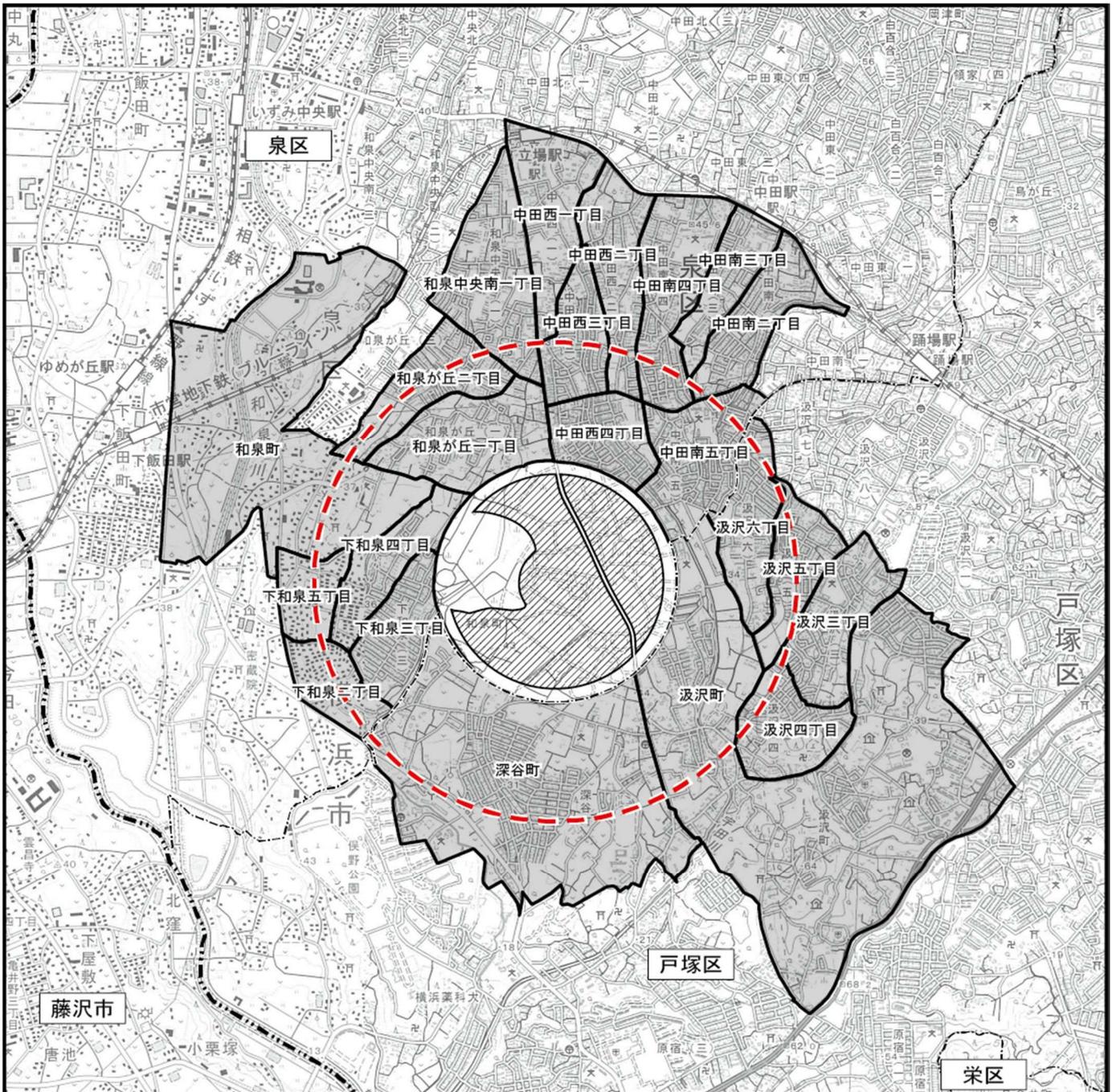
第7章 方法書対象地域

第7章 方法書対象地域

「横浜市環境影響評価条例」による方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、大気汚染、騒音、振動、地域社会、景観等の影響を考慮し、本事業の実施により環境に影響があると見込まれる範囲として深谷通信所跡地の敷地境界から約 500m 圏の範囲の町丁全域としました。方法書対象地域は、表 7.1.1 及び図 7.1.1 に示すとおりです。

表 7.1.1 方法書対象地域

区名	対象町字名
戸塚区	深谷町、汲沢町、汲沢三丁目、汲沢四丁目、汲沢五丁目、汲沢六丁目
泉区	和泉町、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉中央南一丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西三丁目、中田西四丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、中田南五丁目



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市境
-  : 区境
-  : 方法書対象地域
-  : 深谷通信所跡地の敷地境界から約500m



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 7.1.1 方法書対象地域

資料編

1. 土壤汚染調査結果

1.1 調査方法

深谷通信所跡地における土壤汚染調査の流れを下記の図 1.1 に示します。

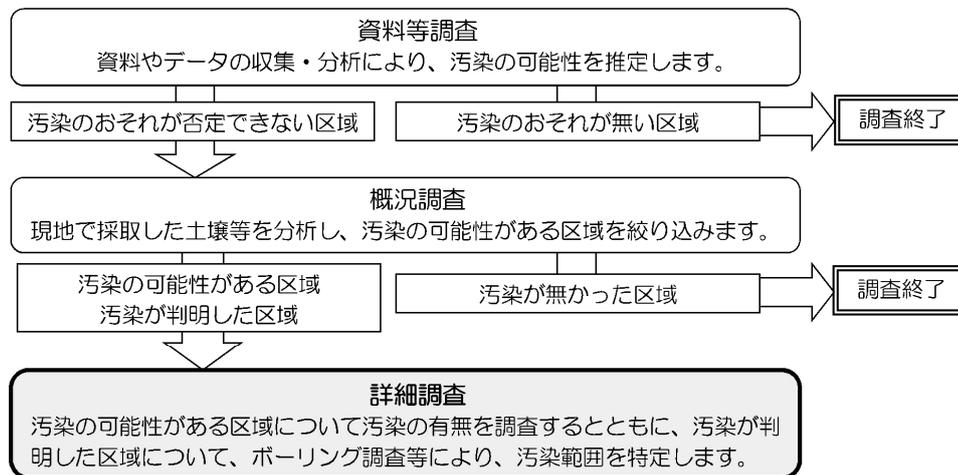


図 1.1 土壤調査の流れ

<土壤調査（南関東防衛局実施）の経過>

平成 27. 1. 14～27. 3. 27 資料等調査（平成 27. 7 に横浜市に報告）

平成 27. 10. 22～28. 3. 31 概況調査（平成 28. 4. 14 に横浜市に報告）

平成 28. 7. 30～29. 2. 28 詳細調査（平成 29. 5. 12 に横浜市に報告）

1.2 土壌汚染調査結果

出典：旧深谷通信所における土壌調査（詳細調査）の結果について
 （平成 29 年 5 月 15 日 横浜市政策局基地対策課 記者発表資料）

旧深谷通信所における土壌調査（詳細調査）の結果について

～南関東防衛局から調査報告書を受理しました～

5月12日、南関東防衛局から、昨年度実施した旧深谷通信所における土壌調査（詳細調査）の結果について、報告書を受理しましたのでお知らせします。

今回の結果では、2区画で「鉛及びその化合物」、1区画で「ダイオキシン類」が土壌汚染対策法等の基準を超過して検出されました。

なお、汚染物質が確認された区画は、一般の方の立入りが制限されていることや汚染されていない土壌に覆土されていることから、直ちに周辺に健康被害が及ぶものではないと考えますが、引き続き、国に対して適切な対処を求めていきます。

1 詳細調査について

南関東防衛局は、平成 26 年 6 月の返還以降、土壌調査の第 1 段階の調査である資料等調査、第 2 段階である概況調査を実施し、平成 27 年 7 月及び平成 28 年 4 月に、本市に対して調査結果の報告が行われています。

今回の詳細調査は、最終段階の調査に相当し、「基準不適合」等と判定された区域において、汚染範囲の特定及び汚染の有無の判定のため、地表面から深度方向への土壌及び地下水の採取、分析を行いました。

2 詳細調査の結果

調査内容	第二種特定 有害物質調査	第二種特定 有害物質調査 〔旧配管下調査〕	ダイオキシン類 調査
対象場所	田障区域内	通路及び野球場の一部	田障区域内
基準 不適合	鉛及びその化合物 （土壌含有量） 1区画 基準不適合深度：深度 1m	鉛及びその化合物 （土壌溶出量） 1区画 基準不適合深度：深度 6m	ダイオキシン類 1区画 基準不適合深度： 深度 0.05～0.2m
措置状況	上記区画は、田障区域内にあるため、一般の方の立入りが制限されています。	上記区画は、十分な土被り（50cm以上）があり、また、地下水分析で基準適合が確認されましたため、現地での措置は講じていません。	上記区画は、田障区域内にあるため、一般の方の立入りが制限されています。

注 1） 旧配管下調査で不適合基準であった 43 区画のうち 40 区画はボーリング調査の結果、土壌ではなく廃棄物であることが確認されました。

注 2） 土壌汚染概況調査の結果、ベンゼンが検出された 2 区画において土壌溶出量試験を行ったところ、溶出量基準適合が確認されました。

※ 調査内容や調査結果については、添付の「旧深谷通信所に係る土壌汚染詳細調査の結果（南関東防衛局作成）」をご参照ください。

旧深谷通信所に係る土壌汚染詳細調査の結果

1 土壌汚染詳細調査について

(1) 調査業務の概要

調査場所：旧深谷通信所

履行期間：平成28年7月30日から平成29年2月28日まで

目的：対象地内において土壌汚染詳細調査を行い、土壌汚染の深度を把握することを目的とする。

(2) 調査内容

ア 第一種特定有害物質 調査（2区画（うち1区画は第二種特定有害物質調査区画と重複する。））

地表面から1m毎に10mまでの土壌溶出量試験を実施。

イ 第二種特定有害物質 調査（15区画）

地表面から1m毎に10mまでの土壌含有量試験を実施。

ウ 第二種特定有害物質 調査〔旧配管下調査〕（43区画）

地表面から1m毎に10mまでの土壌溶出量試験と土壌含有量試験を実施。

また、土壌溶出量の基準が超過した地点については、地下水が検出されたため、地下水分析を実施。

エ ダイオキシン類 調査（1区画）

表層5cm～10cm、10cm～15cm、15cm～20cm、20cm～50cm、1m及び2mの深度の土壌含有量試験を実施。

〔参考〕

- ・土壌溶出量試験：土壌から地下水等に溶出する有害物質の量をはかる試験
- ・土壌含有量試験：土壌に含まれる有害物質そのものをはかる試験

2 土壌汚染詳細調査の結果

(1) 第一種特定有害物質 調査結果

土壌汚染概況調査の結果、ベンゼンが検出された2区画（各区画10m×10m格子）の地表面から1m毎に10mまでの土壌溶出量試験を行ったところ、溶出量基準適合が確認されました。

調査結果概要表

調査対象物質		調査結果	
第一種 特定有害物質	ベンゼン	基準適合	—

(2) 第二種特定有害物質 調査結果

土壌汚染概況調査の結果、鉛及びその化合物の分析値が基準不適合であった15区画（各区画10m×10m格子）の地表面から1m毎に10mまでの土壌含有量試験を行ったところ、1区画の深度1mにおいて、「含有量基準不適合」(※)が確認されました。

(※) 基準は土壌汚染対策法の定める「汚染状態に関する基準」。

調査結果概要表

調査対象物質		土壌調査結果	
第二種 特定有害物質	鉛及びその化合物	基準不適合	不適合項目：含有量 基準値：150mg/kg 分析値：1500mg/kg 不適合区画数（10m区画）：1区画

・基準不適合が確認された範囲

対象地において、分析値が基準不適合であった範囲は、巻末のとおり。

(3) 第二種特定有害物質 [旧配管下調査] 調査結果

土壌汚染概況調査の結果、鉛及びその化合物・ふっ素及びその化合物・ほう素及びその化合物の分析値が基準不適合であった43区画（※1）（各区画10m×10m格子）のボーリング調査を実施したところ、40区画について、土壌ではなく廃棄物であることが確認されました。

3区画の地表面から1m毎に10mまでの土壌溶出量試験を行ったところ、1区画の深度6mにおいて、鉛及びその化合物について、「溶出量基準不適合」（※2）が確認されました。また、地下水の分析を行ったところ、基準適合が確認されました。

（※1）鉛及びその化合物・ふっ素及びその化合物・ほう素及びその化合物が重複している区画は1区画とする。

（※2）基準は土壌汚染対策法の定める「汚染状態に関する基準」。

調査結果概要表

調査対象物質		土壌調査結果	
第二種 特定有害物質	鉛及びその化合物	基準不適合	不適合項目：溶出量 基準値：0.01mg/L 分析値：0.019 mg/L 不適合区画数（10m区画）：1区画

・基準不適合が確認された範囲

対象地において、分析値が基準不適合であった範囲は、巻末のとおり。

(4) ダイオキシン類 調査結果

土壌汚染概況調査の結果、ダイオキシン類の分析値が基準不適合であった1区画（10m×10m格子）の表層5cm～10cm、10cm～15cm、15cm～20cm、20cm～50cm、1m及び2mの深度の土壌含有量試験を行ったところ、表層5cm～10cm、10cm～15cm及び15cm～20cmの深度において「含有量基準不適合」（※）が確認されました。

（※）基準はダイオキシン類対策特別措置法の定める「土壌の汚染に係る環境基準」。

調査結果概要表

調査対象物質		土壌調査結果	
ダイオキシン類		基準不適合	基準値：1000pg-TEQ/g 分析値：1100～2400pg-TEQ/g 不適合区画数（10m区画）：1区画

・基準不適合が確認された範囲

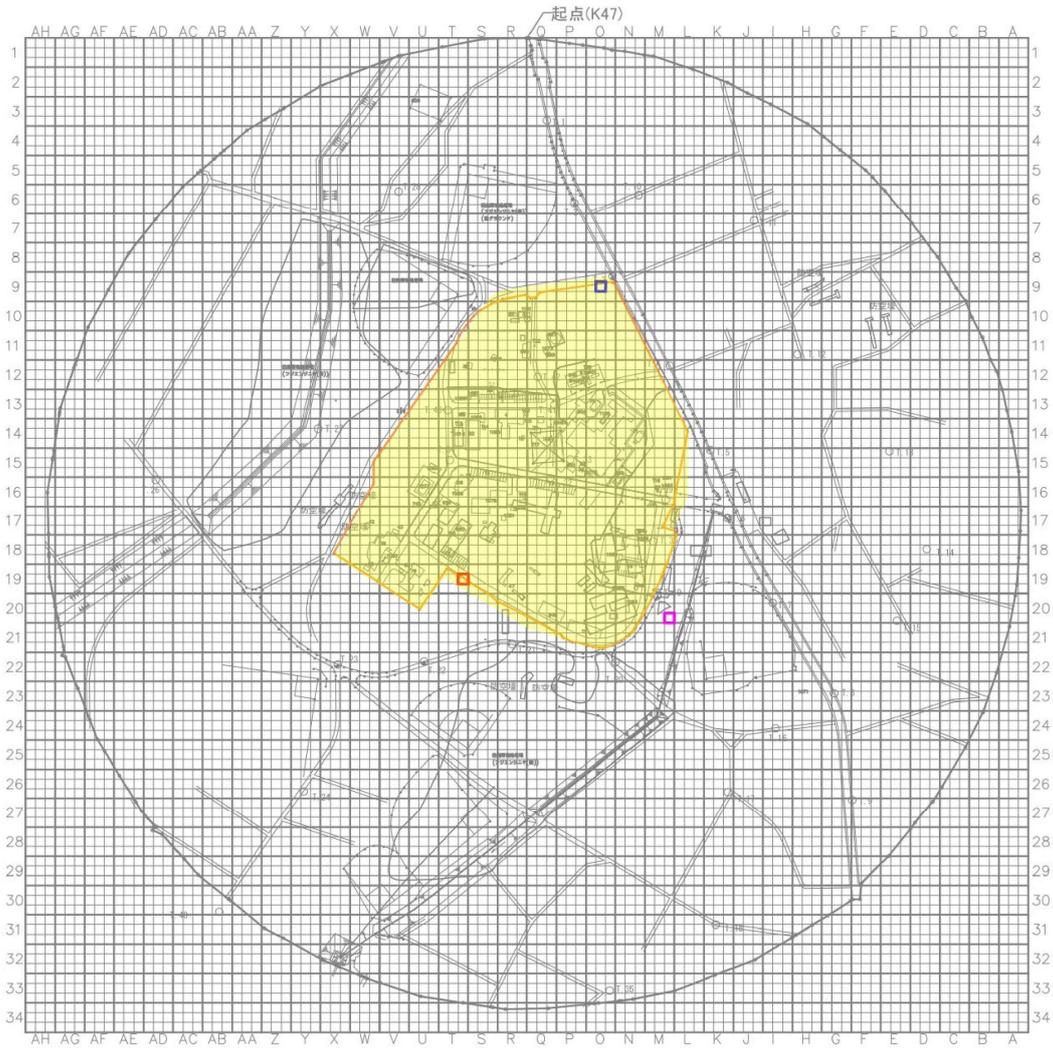
対象地において、ダイオキシン類の分析値が基準不適合であった範囲は、巻末のとおり。

(5) 措置状況

対象地において、分析値が基準不適合であった区画は、柵に囲まれ出入り口も施錠された区域内の第三者の立入ができない場所又は汚染されていない土壌に覆土されております。

これらの状況により、第三者への健康被害が及ぶものではないと考えております。

対象地の基準不適合等範囲図



調査凡例

- : 深度方向土壌基準不適合地点
 (鉛及びその化合物の含有量)
 基準不適合深度: 深度1m
- : 深度方向土壌基準不適合地点
 (鉛及びその化合物の溶出量)
 基準不適合深度: 深度6m
- : 深度方向土壌基準不適合地点
 (ダイオキシン類)
 基準不適合深度: 深度0.05~0.2m
- : 囲障区域

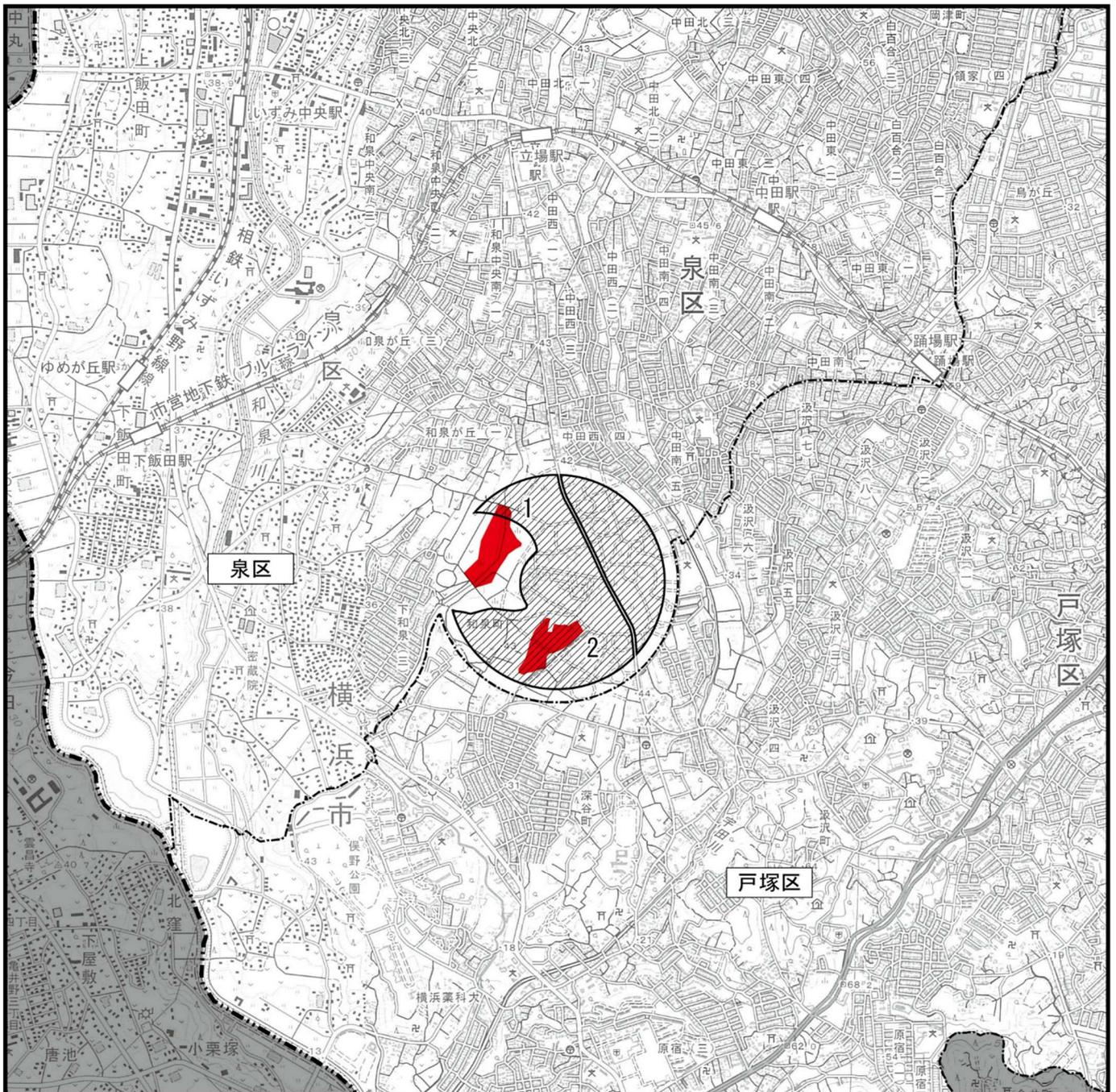
2. 産業廃棄物最終処分場跡地の位置

対象事業実施区域内には分布する指定区域が2箇所あります。1箇所は、対象事業実施区域の南側にあり、昭和55年から昭和57年にかけて利用されていました。他の1箇所は、対象事業実施区域の西側にあり、昭和58年から昭和61年にかけて利用されていました。2箇所とも、届出当時の処分場の基準に準じ、本市に届出され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域」の指定を受けています。産業廃棄物最終処分場跡地の詳細は表2.1に、指定区域は図2.1に示すとおりです。

表2.1 産業廃棄物最終処分場跡地の指定区域

番号	整理番号	指定年月日	所在地(代表地番)	面積 (㎡)	容量 (㎡)	取り扱われた廃棄物の種類
1	20008006	平成20年 9月25日	泉区和泉町7910番ないし 8174番の一部ほか	33,345	258,455	金属くず・ゴムくず・建設廃材・ 廃プラスチック類・ガラスくず及 び陶磁器くず・銚さい(鋳物砂)
2	20100003	平成22年 8月25日	泉区和泉町7910番ないし 8174番の一部ほか	24,016	185,274	金属くず・ゴムくず・建設廃材・ 廃プラスチック類・ガラスくず及 び陶磁器くず・銚さい(鋳物砂)

資料：「旧深谷通信所(26)土壌汚染調査(資料等調査)報告書」(南関東防衛局、平成29年3月)



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：「平成 30 年度深谷通信所跡地利用事業化検討業務委託 報告書」
(横浜市政策局基地対策課、平成 31 年 3 月)

図 2.1 産業廃棄物最終処分場跡地の指定区域

3. 土質調査結果

「深谷通信所跡地土質調査委託」（令和2年3月）において、深谷通信所跡地の調査が実施されています。ボーリング調査地点は図3.1に、ボーリング調査の結果は図3.2に、地下水の水位（初期水位）の結果は表3.1に示すとおりです。

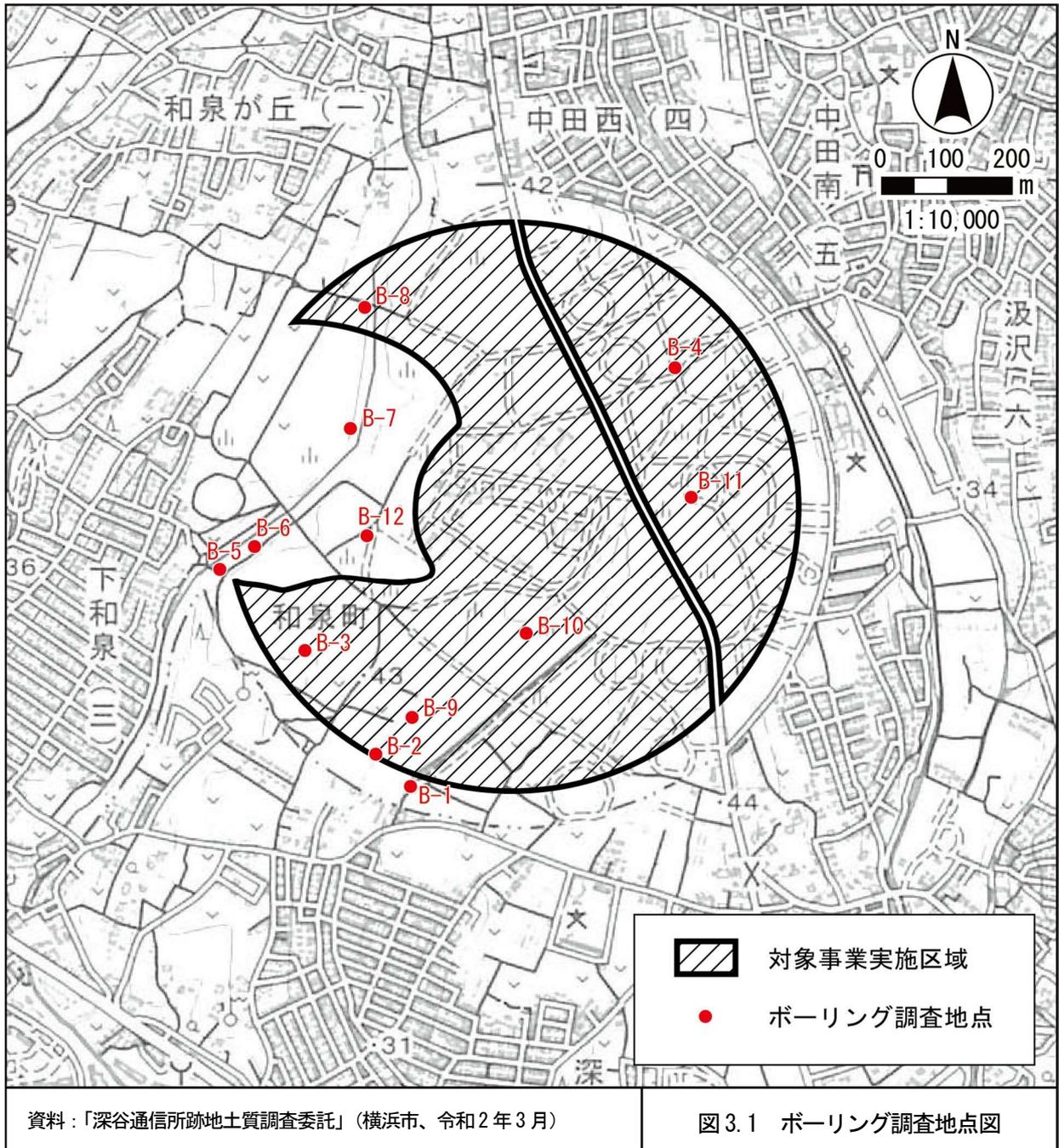


表 3.1 地下水の水位（初期水位）

調査地点	測定日	初期水位		備考
		孔内水位 (GL-m)	標高 (H=m)	
B-1	2020年2月7日	5.60	36.66	泥水位
B-2	2020年2月3日	0.80	40.41	無水掘削による自然水位
B-3	2020年2月13日	1.90	39.90	無水掘削による自然水位
B-4	2020年2月7日	2.29	40.49	無水掘削による自然水位
B-5	2020年2月8日	4.68	36.62	泥水位
B-6	2020年2月7日	2.30	39.03	無水掘削による自然水位
B-7	2020年2月22日	5.43	36.52	無水掘削による自然水位
B-8	2020年2月15日	3.66	37.83	無水掘削による自然水位
B-9	2020年2月21日	2.30	39.83	無水掘削による自然水位
B-10	2020年3月3日	1.80	39.95	無水掘削による自然水位
B-11	2020年2月21日	1.92	41.42	無水掘削による自然水位
B-12	2020年2月13日	1.85	40.44	無水掘削による自然水位

資料：「深谷通信所跡地土質調査委託」（横浜市、令和2年3月）

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-1	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 37.8341"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月05日～令和02年02月10日	東経	139° 30' 0.1087"
孔口標高	H= 42.26 m	角	180° 上 90° 下 0°	方位	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°
総削孔長	36.00 m	地盤勾配	0°	使用機種	ワイビーエム YBM-05
		エンジン	ヤンマー NFD-9	ポンプ	東邦地下工機 BG-3

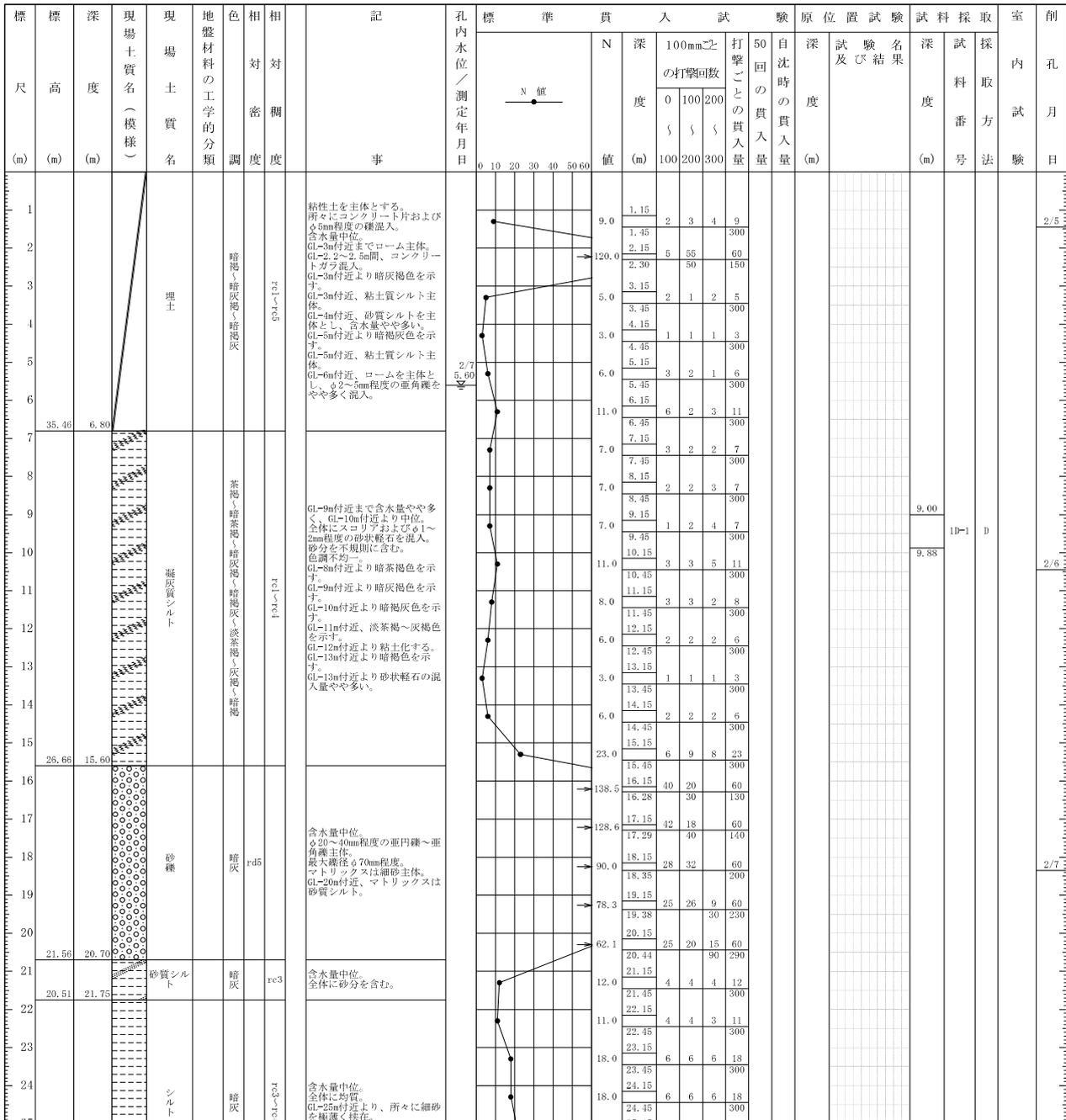


図3.2 ボーリング調査の結果

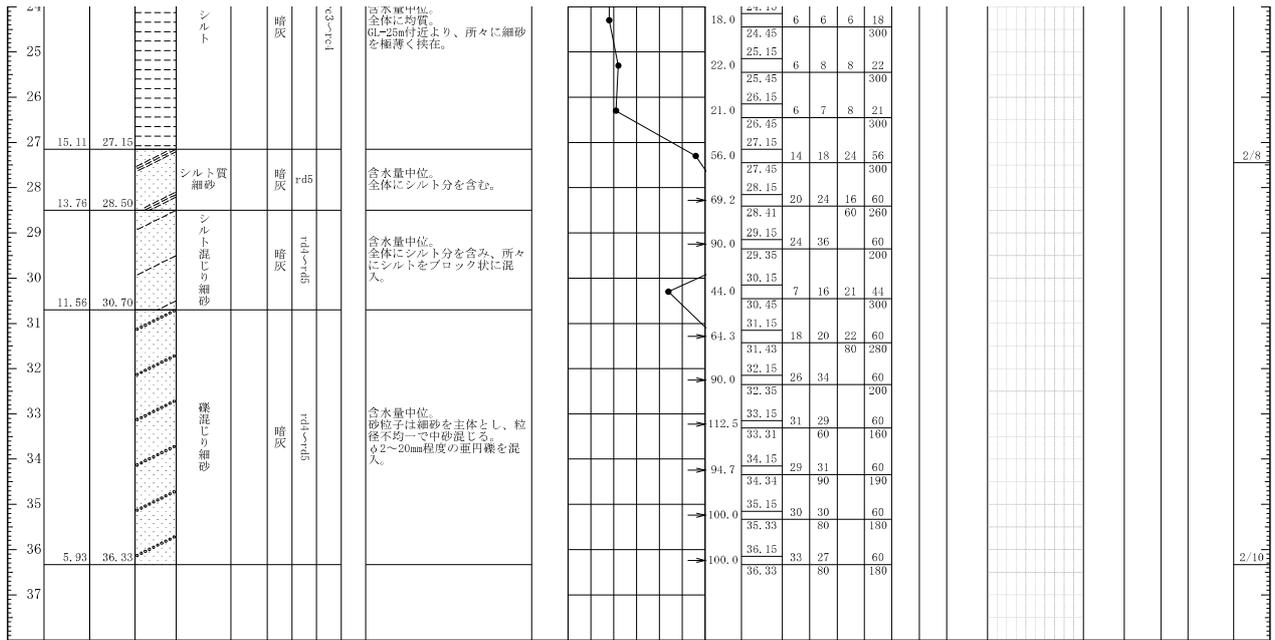


図3.2 ボーリング調査の結果

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-2	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 39.4323"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月03日～令和02年02月04日	東経	139° 29' 58.0187"
孔口標高	H= 41.21 m	角	180° 上 90° 下 0°	方位	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°
総削孔長	18.00 m	地盤勾配	0°	使用機種	ワイビーエム YBM-05
		エンジン	カンマー NFD-9	ポンプ	東邦地下工機 BG-3

標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色調	相対密度	相対稠度	記号	孔内水位 / 測定年月日	標準貫入試験				原位置試験	試験採取	室内試験	削孔	
											N値	深さ (m)	100mmの打撃回数	200mmの打撃回数					
1				埋土		暗褐色	rc2		結性土を主体とする。所々にコンクリート片およびφ10～20mm程度の礫混入。含水量中位。GL-0.5m付近、コンクリートガラ混入。GL-1m付近、淡緑灰色固結シルトを塊状に混入。GL-2m付近、茶褐色のロームを混在。GL-3m付近、レンガ片混入。	2/3 0.80	7.0	1.15	2	3	2	7			
2											4.0	1.45	1	2	1	4			
3											6.0	2.45	2	2	2	6			
4											4.0	3.15	2	2	2	6			
5	36.31	4.90									4.0	3.45	1	1	2	4			
6											17.0	4.15	5	5	7	17			
7											6.0	4.45	1	2	3	6			
8											6.0	5.15	1	2	3	6			
9											9.0	6.45	1	2	3	6			
10											11.0	7.15	2	3	4	9			
11											6.0	8.45	4	3	4	11			
12											6.0	9.15	2	2	2	6			
13											6.0	9.45	2	2	2	6			
14											6.0	10.15	1	2	3	6			
15											4.0	10.45	1	1	2	4			
16	26.46	14.75									4.0	11.15	1	1	2	4			
17											4.0	12.15	1	1	2	4			
18	22.89	18.32									5.0	12.45	1	1	2	4			
19											5.0	13.15	2	1	2	5			
											19.0	14.15	6	7	6	19			
											78.3	14.45	23	30	7	60			
											81.8	15.38	30	30	230				
											163.6	16.15	27	27	6	60			
											105.9	16.37	20	20	220				
												17.25	50	10	10	110			
												18.15	32	28	60				
												18.32	70	70	170				

図3.2 ボーリング調査の結果

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-3	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 44.6239"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月13日～令和02年02月17日	東経	139° 29' 53.6470"
孔口標高	H= 41.80 m	角	方位 北 0° 西 270° 東 90° 南 180°	地盤勾配	使用試験機
総削孔長	33.00 m	度	0°	0°	ワイビーエム YBM-05
				エンジン	ヤンマー NFD-9
				ポンプ	東邦地下工機 BG-3

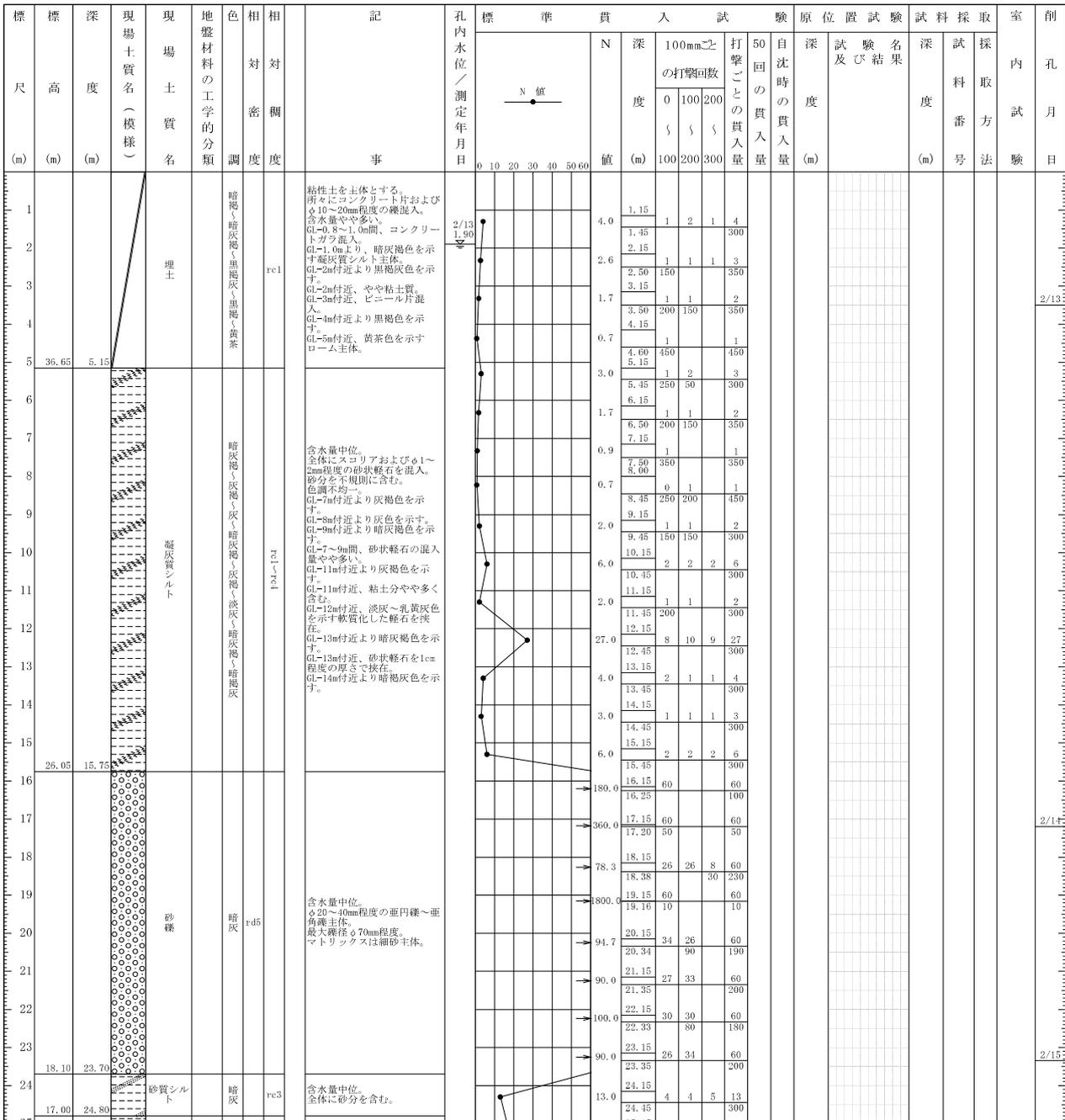


図3.2 ボーリング調査の結果

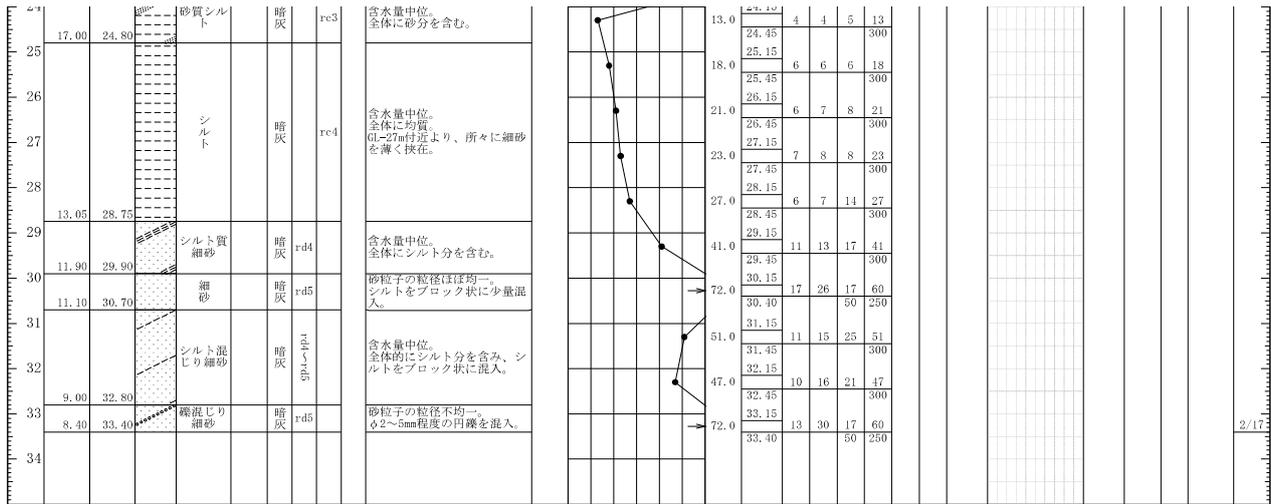


図3.2 ボーリング調査の結果

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-4	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地		北緯	35° 23' 58.9933"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月07日～令和02年02月13日		東経	139° 30' 16.1652"
孔口標高	H= 42.78 m	角			使用試験機	扶桑工業 KR-100HB
総削孔長	37.00 m	度			エンジン	ヤンマー TF-90
					ポンプ	扶桑工業 V-6

標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色相対密度	相対稠密度	記号	標準貫入試験	原位置試験	試験採取	室内試験	削孔
41.88	0.90	埋土	埋土		黒灰							
38.48	4.30	ローム	ローム	暗褐色土	暗褐色土	rel	表層15cm間、φ30~100mm程度の礫主体。以下、旧表土の黒ボク。					
27.18	15.60	凝灰質シルト	凝灰質シルト	暗褐色土	暗褐色土	rd5	含水量中位。全体にスコリアおよび有機物を少量混入。GL-2.3m付近より褐色を示す。					
19.28	23.50	砂	砂	暗褐色土	暗褐色土	rd5	含水量中位~多い。全体にスコリアおよびφ1~2mm程度の砂状軽石を混入。不規則に砂分を含む。色調不均一。GL-7m付近より暗灰色を示す。GL-8m付近、所々緑灰色を示す。GL-9m付近より暗黒灰色を示す。GL-10m付近より灰褐色を示す。GL-12.0~12.1m間、軟質化した乳白色の粗粒軽石を挟む。GL-12.1mより緑灰色を示し、軽石の混入量やや多くなる。GL-12.3mより暗褐色を示す。GL-14m付近、炭化物を少量混入。GL-15m付近より淡灰褐色を主体とし、所々緑灰色を示す。					
18.28	24.50	粘土混じりシルト	粘土混じりシルト	暗灰	暗灰	rd4	含水量多い。φ20~40mm程度の垂円礫~垂角礫主体。最大礫径φ120mm程度。マトリックスは細砂主体。GL-18.7m付近よりφ10~30mm程度の垂円礫主体。GL-18.7~19.4m間、φ100mm程度の礫を多く混入。GL-21.6m以降、φ50~120mm程度の礫を多く混入。GL-22.5~23.5m間、掘削泥水が逸水。					

図3.2 ボーリング調査の結果

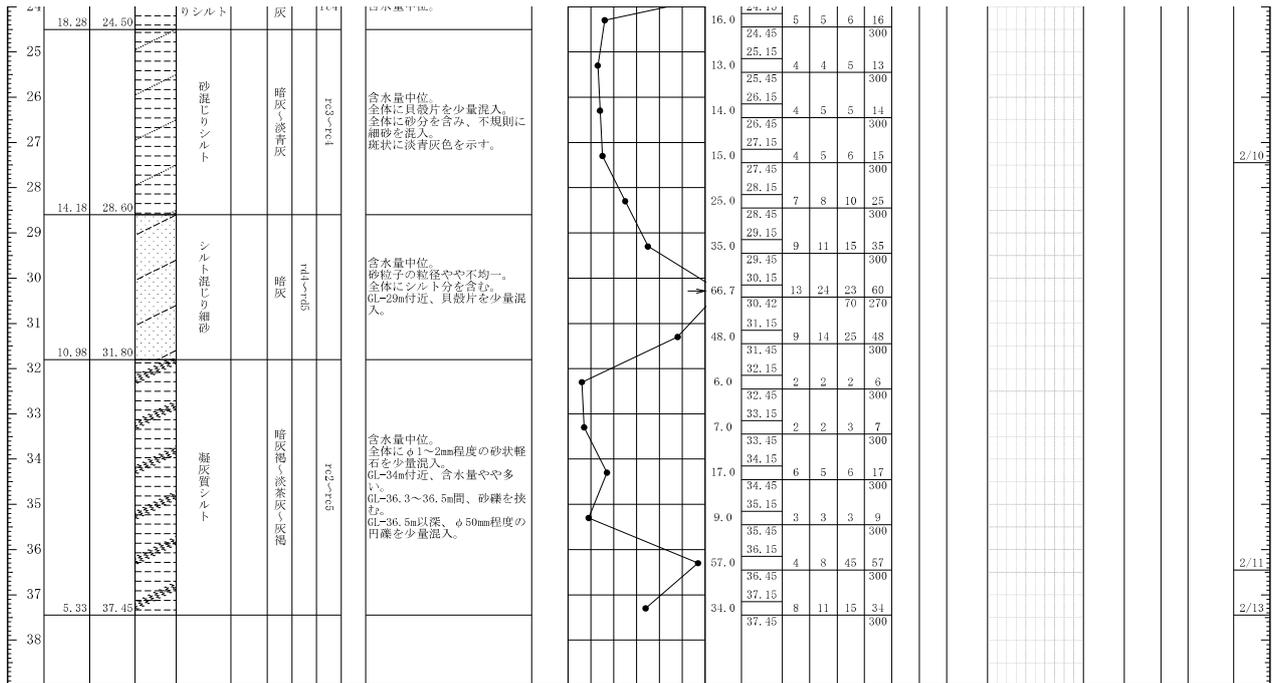


図3.2 ボーリング調査の結果

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-5	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 48.7370"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月07日～令和02年02月08日	東経	139° 29' 48.4854"
孔口標高	H= 41.30 m	角		方位	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°
総削孔長	17.00 m	地盤勾配		使用機種	エンジン ヤンマー TF-90
		試験機	東邦地下工機 D-0	ポンプ	東邦地下工機 BG-4

標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色	相対密度	相対稠度	記号	孔内水位 / 測定年月日	標準貫入試験				原位置試験	試験名及び結果	試験採取番号	室内試験	削孔日	
											N値	深さ (m)	100mmの打撃回数	200mmの打撃回数						
1											6.0	1.15	2	2	2	6				
2											5.0	1.45				300				
3											5.0	2.45	1	2	2	5				
4											5.0	3.15				300				
5											3.5	3.45	2	1	2	5				
6											22.0	4.15	140	60		300				
7											1.9	4.99	1	2	1	4				
8											2.7	5.15	170	70	340					
9											2.0	6.15	12	6	4	22				
10											1.5	6.47	1	1	1	2				
11											2.0	7.15	180	140		320				
12	29.75	11.55									2.6	8.15	1	1	1	3				
13											0.0	8.45	140	110	80	330				
14											0.0	9.15	2	1	2	5				
15	25.50	15.80									2.8	10.15	1	1	1	3				
16	25.05	16.25									2.0	11.15	120	140	90	350				
17	23.93	17.37									1.5	11.55	1	1	1	2				
18											0.0	12.15	1	1	1	2				
											0.0	12.47	0	0	0	320				
											0.9	13.15	1	1	1	3				
											1.9	13.50	350			350				
											2.8	14.15	1	1	1	2				
											50.0	14.46	180	130		310				
											81.8	15.15	1	1	1	3				
												15.47	15.47	140	110	70	320			
												16.15	16.15	8	17	25	50	300		
												17.15	17.15	23	27	10	60			
												17.37	17.37	20	20	220				

図3.2 ボーリング調査の結果

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-6	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 49.8972"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月06日～令和02年02月07日	東経	139° 29' 50.5547"
孔口標高	H= 41.33 m	角	180° 上 90° 下 0°	方位	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°
総削孔長	17.00 m	地盤勾配	0°	使用機種	ワイビーエム YSO-1
		エンジン	ヤンマー NS-10	ポンプ	扶桑工業 V-6

標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色相対密度	相対稠度	記号	孔内水位 / 測定年月日	標準貫入試験					原位置試験	試験採取	室内試験			
										N値	深 度 (m)	100mm 以上の打撃回数	50 回の貫入量	自沈時の貫入量				深 度 (m)	試験番号	採取方法
1					暗褐色～灰褐色			粘性土を主体とする。含水量中位。GL-1mまで暗褐色ロームを主体とする。種を少量混入する暗褐色シルト質粘土主体。GL-2m付近より凝灰質シルトを主体とする。GL-2m付近、灰褐色を主体とし、不規則に灰色を示す。GL-3m付近、暗褐色を示す。GL-4m付近、暗褐色を示す。GL-3～4m間、含水量やや多し。GL-5m付近、暗褐色凝灰質シルトと茶褐色ロームの混合土。GL-6m付近、暗褐色を示す。貝殻を少量混入するシルト主体。GL-7m付近、暗褐色を示す。凝灰質粘土主体。GL-8m付近、茶褐色を示す。ロームを主体とし、φ5mm程度の種を少量混入。GL-9m付近より凝灰質シルトを主体とする。GL-9m付近、暗褐色～黒灰色～暗褐色に変化する。GL-10m付近、暗褐色を示す。GL-11m付近、暗褐色を示す。GL-10m付近より含水量少なく、凝結に固結したシルトを混入。	2/7 2.30	5.0	1.15 1.45 2.15	2 2 1	1 1 2	5 300						
2					暗褐色～灰褐色					5.0	2.45 3.15	2 2	1 1	2 5						
3					暗褐色～灰褐色					4.0	3.45 4.15	2 2	1 1	4 3						
4					暗褐色～灰褐色					3.0	4.45 5.15	1 2	1 1	3 300						
5					暗褐色～灰褐色					4.0	5.45 6.15	2 1	1 1	4 300						
6					暗褐色～灰褐色					3.4	6.50 7.15	1 1	1 2	4 350						
7					暗褐色～灰褐色					3.0	7.45 8.15	1 1	1 1	3 300						
8					暗褐色～灰褐色					2.7	8.48 9.15	1 1	1 1	3 330						
9					暗褐色～灰褐色					13.0	9.45 10.15	3 10	4 8	6 24						
10					暗褐色～灰褐色					24.0	10.45 11.15	10 2	8 3	6 12						
11					暗褐色～灰褐色					12.0	11.45 12.15	1 2	2 3	6 300						
12	29.83	11.50			暗褐色～灰褐色					6.0	12.45 13.15	1 1	2 2	3 300						
13					暗褐色～灰褐色					4.0	13.45 14.15	1 1	2 1	4 300						
14					暗褐色～灰褐色					3.0	14.45 15.15	1 3	1 4	1 13						
15					暗褐色～灰褐色					13.0	15.45 16.15	3 15	4 4	6 11						
16					暗褐色～灰褐色					11.0	16.45 17.15	3 10	4 6	4 60						
17	24.33 24.07	17.00 17.26	砂礫		暗緑灰					163.6	17.25	54	6	60						
18					暗緑灰							10	6	110						

図3.2 ボーリング調査の結果

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-7	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 55.8353"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和2年02月20日～令和2年03月05日	東経	139° 29' 56.3447"
孔口標高	H= 41.95 m	角	方位 北 0° 東 90° 南 180° 西 270°	地盤勾配	使用試験機
総削孔長	22.00 m	度	0°	0°	ワイビーエム YBM-1
				エンジン	ヤンマー NFD-12
				ポンプ	扶桑工業 V-6

標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色相対密度	相対稠度	記	孔内水位 / 測定年月日	標準貫入試験				原位置試験	試験名	採取	室内	削		
										N 値	深 度 (m)	100mm 以上の打撃回数	50 回の貫入量						深 度 (m)	試験番号
				埋土				含水量中位。GL-1.8mまでロームおよび黒ボクの混合土。GL-1.8m以降、暗灰色シルト主体。												
	39.75	2.20																2/20		
				廃棄物				廃棄物は、燃え殻、布、ビニール片、金属片、木片、プラスチック片等。充填土はシルトを主体とし、悪臭あり。GL-9m以降、褐灰～淡褐色を示す粘土混じりシルトを主体とし、所々に金属片および木片等の廃棄物が点在。	2/22 5.43									2/21		
																		2/23		
	30.65	11.30																2/25		
				凝灰質シルト				含水量中位。全体にスコリアおよびφ1～2mm程度の砂状軽石を混入。不規則に砂を含む。GL-11.5mより暗褐色を示す。GL-12.0～13.0m間、所々粘土化する。GL-13.0mより暗褐色を示す。GL-14.6mより暗褐色を示す。											3/3	
	25.55	16.40																		
				砂礫				含水量多い。φ10～20mm程度の重円礫～重角礫主体。最大礫径φ100mm程度。マトリックスは細砂。GL-21.10m～21.25m間、シルト混じり細砂を挟む。GL-21.70m～22.00m間、礫混じり細砂を挟む。												3/4
	19.64	22.31																	3/5	

図3.2 ボーリング調査の結果

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-9	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 41.2868"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月20日～令和02年02月27日	東経	139° 39' 0.1590"
孔口標高	H= 42.13 m	方位	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°	地盤勾配	水平
総削孔長	16.00 m	角度	0°	使用機種	ワイビーエム YBM-05
				エンジン	ヤンマー NFD-9
				ポンプ	東邦地下工機 BG-3

標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色	相対密度	相対稠度	記号	孔内水位 / 測定年月日	標準貫入試験				原位置試験	試験名	採取番号	室内試験	削孔日	
											N値	深さ (m)	100mmの打撃回数	200mmの打撃回数						
1	40.13	2.00	埋土	埋土	暗灰泥	re5			シルト主体、アスファルト片およびコンクリートガラ混入。GL=1m付近よりL=10cm程度のコアとして採取されるコンクリートガラの混入多くなる。	2/21 2.30	72.0	1.15	2	3	55	60				
2											9.0	2.15	4	3	2	9				
3											11.0	3.15	5	3	3	11				2/21
4											6.0	4.15	2	2	2	6				
5			廃棄物	廃棄物	黒灰	rd5~rd1			含水量多い、コンクリートガラ、廃棄物は、コンクリートガラ、ゴム片、ビニール片、金属片、木片、陶磁器片、ガラス片、プラスチック片等。充填土はシルトを主体とし、膨張あり。GL=6~7m付近、廃棄物の混入量やや少ない。		12.0	5.45	3	5	4	12				
6											26.0	6.45	4	6	16	26				
7											17.0	7.45	6	5	6	17				2/22
8											16.0	8.15	7	5	4	16				2/23
9	32.98	9.15									3.0	9.45	1	1	1	3				
10					暗灰泥	rd5			含水量中位。全体にスコリアおよび0.1~2mm程度の砂状軽石を混入。不規則に砂分を含む。色調不均一。上部腐植付近、含水量やや多い。		10.0	10.15	3	3	4	10				
11					暗灰泥	rd5			上部腐植付近、含水量やや多い。GL=10m付近、スコリアを多量に混入。		6.0	11.15	1	2	3	6				
12					暗灰泥	rd5			GL=12m付近より暗褐色を示し、砂状軽石の混入量やや多くなる。		7.0	12.45	2	2	3	7				2/26
13					暗灰泥	rd5			GL=13m付近より黒褐色を示す。		3.0	13.15	1	1	1	3				
14					暗灰泥	rd5			GL=14m付近より暗褐色を示し、粘土化する。		5.0	14.45	2	1	2	5				
15	26.78	15.35			暗灰泥	rd5			GL=15m付近より淡緑灰を示し、砂状軽石の混入少なくなる。		15.0	15.15	3	2	10	15				
16	25.77	16.36	砂礫	砂礫	暗灰	rd5			含水量多い。角20~30mm程度の垂直礫~垂直角礫主体、最大礫径約40mm程度。マトリックスは細砂主。		85.7	16.45	31	25	4	60				2/27
17												16.36		10	210					

図3.2 ボーリング調査の結果

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-10	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 45.5236"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和2年03月03日～令和2年03月05日	東経	139° 30' 7.1461"
孔口標高	H= 41.75 m	方位	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°	地盤勾配	使用試験機
総削孔長	17.00 m	角度	180° 90° 0°	使用機種	ワイビーエム YBM-05
				エンジン	ヤンマー NFD-9
				ポンプ	東邦地下工機 BG-3

標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	現場土質名 (模様)	現場土質名	地盤材料の工学的分類	色調	相対密度	相対稠度	記事	孔内水位 / 測定年月日	標準貫入試験				原位置試験	試験及び結果	試料採取	室内試験	削孔月日				
											N値	深度 (m)	100mm以上の打撃回数	打撃ごとの貫入量									
1	40.00	1.75	埋土	埋土	暗灰褐色	rc3			凝灰質シルトとロームの混合土。含水量中位。φ2~5mm程度の礫を少量混入。	3/3 1.80	10.0	1.15	3	2	5	10							
2											14.0	1.45	4	5	5	11							
3											7.0	2.45	3	2	2	7							
4											24.0	3.45	4	10	10	24							
5									含水量多い。廃棄物は、コンクリートガラ、ゴム片、ビニール片、ガラス片、プラスチック片等。充填土はシルトを主体とし、悪臭あり。		8.0	4.45	1	3	4	8							
6											16.0	5.45	6	5	3	16							
7	34.05	7.70									39.0	6.45	12	19	8	39							
8											16.0	7.45	8	5	3	16							
9											15.0	8.45	4	5	6	15							
10											5.0	9.45	2	1	2	5							
11									含水量中位。全体にスコリアおよびφ1~2mm程度の砂状軽石を混入。不規則に砂分を含む。色調不均一。GL-10m付近より淡黄灰色を示す。GL-11m付近、乳黄灰色を示し、スコリアを多く混入する軟質化した粗粒軽石を混入。GL-12m付近より暗褐色を示す。GL-13m付近より黒褐色を示す。GL-12~13m間、砂状軽石の混入量や多い。GL-14m付近より灰褐色を示す。GL-15m付近より暗灰色を示し、砂質シルト状を呈す。		11.0	10.15	3	3	5	11							
12											7.0	11.15	2	2	3	7							
13											7.0	12.15	3	2	2	7							
14											6.0	12.45	2	2	2	6							
15											8.0	13.15	2	2	2	6							
16	25.75	16.00									23.0	14.15	3	3	2	8							
17	24.45	17.30									225.0	15.45	7	8	8	23							
18											120.0	16.15	60			60							
												16.23	80			80							
												17.15	42	18		60							
												17.30	50			150							

図3.2 ボーリング調査の結果

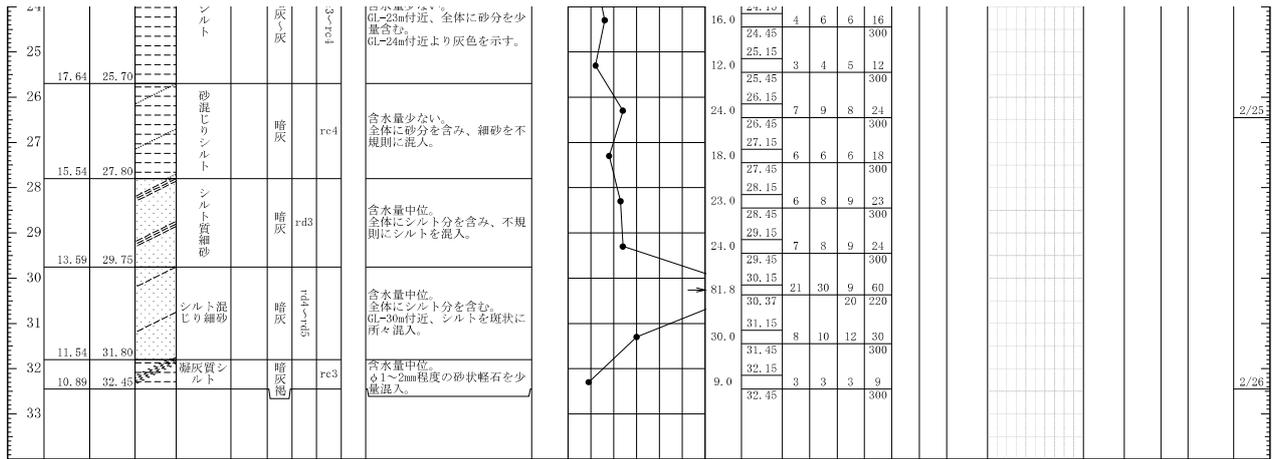


図3.2 ボーリング調査の結果
資料24

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-12	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 50.4464"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和2年02月13日～令和2年02月15日	東経	139° 29' 57.3944"
孔口標高	H= 42.29 m	角	方位 北 0° 西 270° 東 90° 南 180°	地盤勾配	使用試験機 東邦地下工機 D-0
総削孔長	33.00 m	度	0°	エンジン	ヤンマー TF-90
				ポンプ	東邦地下工機 BG-3

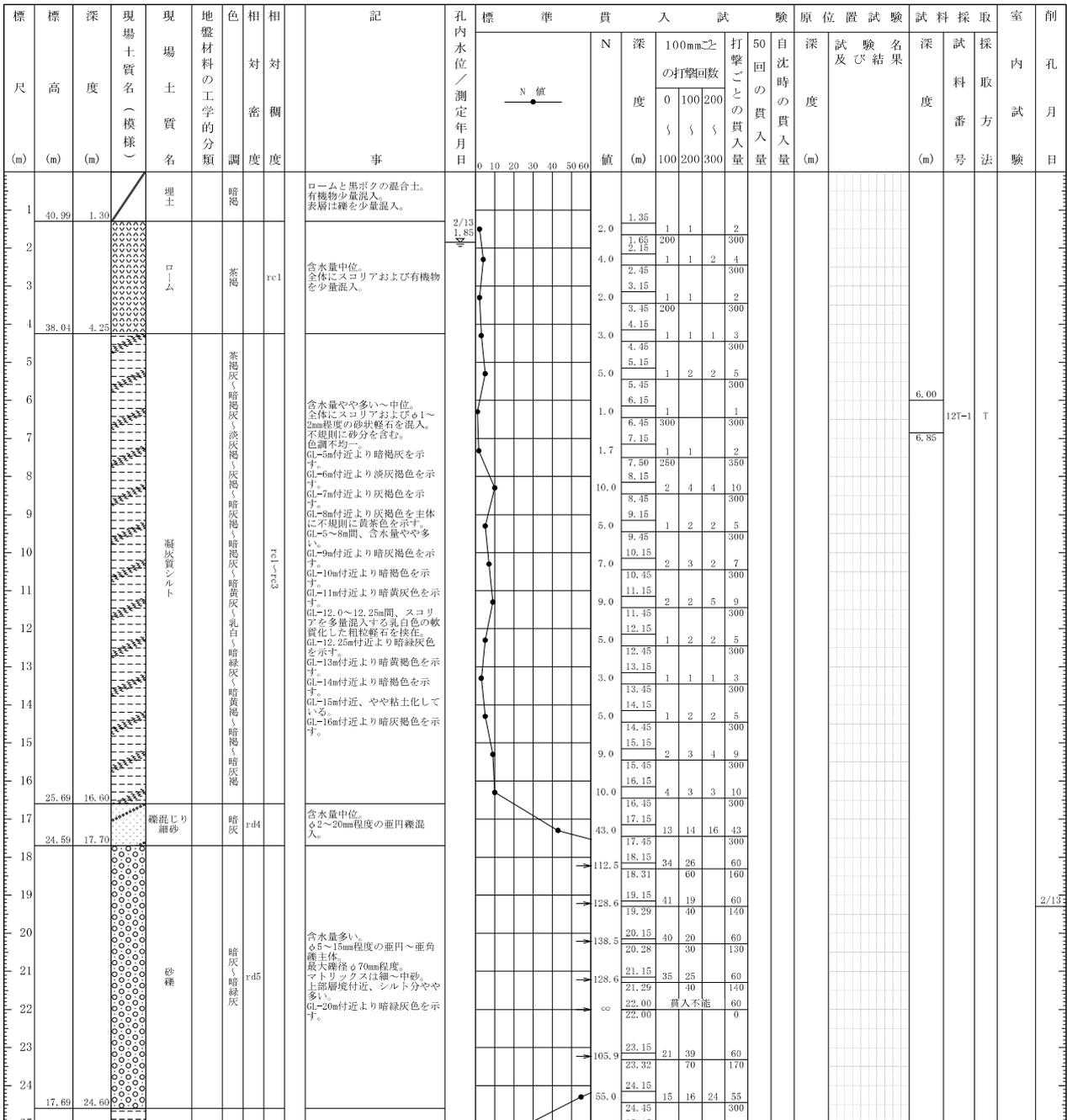


図3.2 ボーリング調査の結果

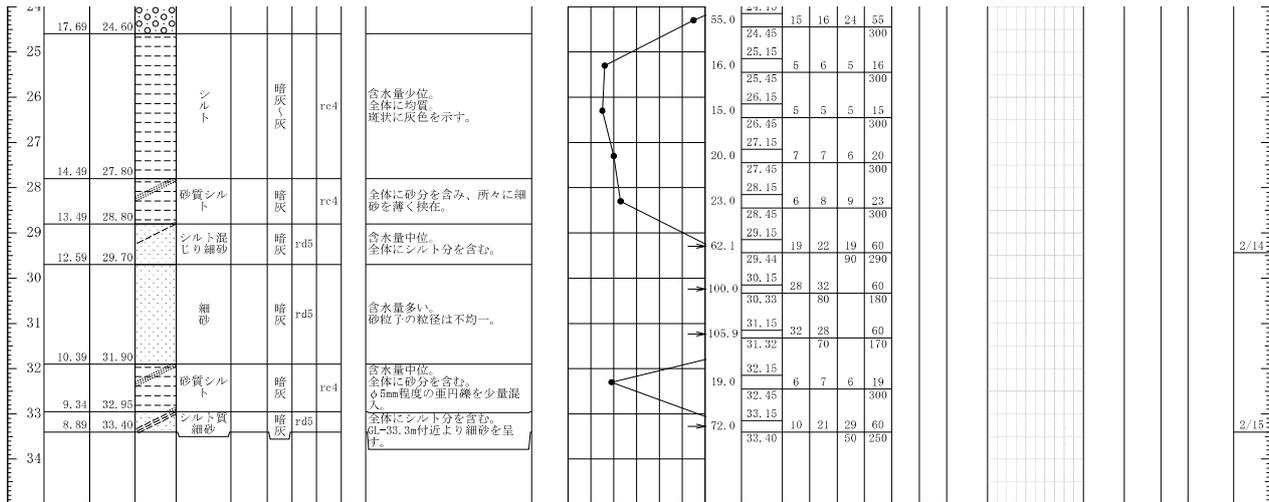


図3.2 ボーリング調査の結果